

<参考>便宜上、目次を最初に表示していません。表紙は3ページ目にあります。

<操作>下線部をクリックすると該当ページにジャンプします。「Tab」キーを押すと目次に戻ります。

クイックマニュアル

 <p>UNIVERSITY</p>	<p><b>大学の授業って どうなっているの？</b> 授業の履修登録から 単位認定の仕組みまで ⇒ <a href="#">P.11~</a></p>
	<p><b>卒業に 必要な単位数は？</b> ⇒ <a href="#">P.27</a> (外国人留学生は <a href="#">P.75</a>)</p>
	<p><b>この科目は、どうやって 履修しますか？</b> ⇒ <a href="#">P.29~</a></p>
	<p><b>どんな科目がありますか？</b> 共通領域その他⇒ <a href="#">P.101~</a> 専門領域⇒ <a href="#">P.72~</a> <a href="#">P.109~</a></p>
	<p><b>この学類で とれる資格は？</b> ⇒ <a href="#">P.77~</a></p>
	<p><b>教員免許を とりたいのですが・・・</b> ⇒ <a href="#">P.82~</a></p>
	<p><b>他の学類の 授業はとれますか？</b> ⇒ <a href="#">P.89 ~</a>、<a href="#">P.118~</a></p>
	<p><b>他の大学でとった 単位はどうなるの？</b> 語学研修や検定試験の単位 認定は？ ⇒ <a href="#">P.46~</a>、<a href="#">90~</a>、<a href="#">136~</a></p>

目次

◆学類長のことば

<序章>

- ◆ [カリキュラムの特色と構造](#) ————— 1
- ◆ [行政政策学類の特色とカリキュラムの編成](#) — 3

<基本編>

◆ 最初に知ってもらいたいこと

1. [各種手続きについて](#) ————— 11
2. [履修に関する基本的事項](#) ————— 16
3. [履修科目の登録手続きについて](#) ————— 19
4. [試験及び成績\(単位の認定\)について](#) ————— 20
  - └ [成績発表について、不服申立てについて](#) ——— 21
5. [GPA制度\(履修登録上限\(Cap\)制度を含む\)](#) ————— 22
  - └ [Cap除外科目](#) ————— 23
  - └ [履修登録撤回制度](#) ————— 24
  - └ [未完了・再修得制度](#) ————— 25
6. [シラバスについて](#) ————— 26
7. [オフィス・アワーについて](#) ————— 26

◆ 卒業に必要な単位数は？

- [行政政策学類履修基準表](#) ————— 27

◆ この科目はどうやって履修しますか？

1. [自己デザイン領域科目の履修について](#) ————— 29
2. [共通領域科目の履修について](#) ————— 36
  - └ [履修方法: 総合科目・広域選択科目](#) ——— 38
  - └ [履修方法: 英語](#) ————— 41
  - └ [履修方法: 英語以外の外国語](#) ————— 44
  - └ [履修方法: 情報教育科目](#) ————— 47
  - └ [履修方法: 健康・運動科目](#) ————— 49
3. [専門領域科目の履修について](#) ————— 51
4. [福島大学行政政策学類卒業研究取扱要項](#) ————— 55
5. [人文社会学群共通科目の受講調整について](#) ————— 56

◆ 専門教育とは何ですか？

1. [行政政策学類の専門教育課程の概要](#) ————— 59
2. [行政政策学類の各専攻について](#) ————— 62
  - └ [別表\(法学専攻\)](#) ————— 72
  - └ [別表\(地域と行政専攻\)](#) ————— 73
  - └ [別表\(社会と文化専攻\)](#) ————— 74

◆ 外国人留学生の履修について

- [行政政策学類外国人留学生履修基準表](#) ————— 75

<応用編>

◆ どんな資格がとれますか？

1. <u>学芸員について</u> —————	77
2. <u>社会福祉主事について</u> —————	78
3. <u>社会教育主事について</u> —————	80
4. <u>教育職員免許状について</u> —————	82
<b>◆ ほかにどんな制度がありますか？</b>	
1. <u>助言教員(アドバイザー教員)制度について</u> —————	89
2. <u>転学群・転学類・転専攻について</u> —————	89
3. <u>他学類の専門教育科目等の履修について</u> —————	89
└ <u>開放科目について</u> —————	89
└ <u>共通開講科目について</u> —————	90
└ <u>現代教養コース開講科目について</u> —————	90
4. <u>他大学及び大学以外の教育施設等における既修得単位の認定について</u> —————	90
5. <u>グレードアップ特修プログラム</u> —————	92
6. <u>ふくしま未来学</u> —————	96
<b>&lt;資料編&gt;</b>	
<b>◆ 平成30年度授業科目一覧</b>	
・ <u>自己デザイン領域科目一覧表</u> —————	101
└ <u>平成30年度教養演習一覧表</u> —————	101
・ <u>平成30年度共通領域科目一覧表</u> —————	102
・ <u>専門領域科目一覧表</u> —————	109
└ <u>履修方法の基準について</u> —————	115
└ <u>平成30年度外書講読・特殊講義一覧表</u> —————	115
└ <u>平成30年度専攻入門科目一覧表</u> —————	116
└ <u>演習一覧表</u> —————	116
・ <u>他学群・他学類の開放科目一覧表</u> —————	118
<b>◆ 関係規程等</b>	
・ <u>行政政策学類規程</u> —————	123
・ <u>試験規則</u> —————	127
└ <u>「病気その他やむを得ない事情」として認めることがある場合の運用</u> —————	129
・ <u>単位認定規程</u> —————	130
・ <u>学生受験心得</u> —————	132
・ <u>不正行為に該当する行為について</u> —————	133
・ <u>「未完了」手続きの許可に関する運用について</u> —————	134
・ <u>「公欠」についての申し合わせ</u> —————	135
・ <u>英語の語学研修に係る学修の単位認定に関する要項</u> —————	136
・ <u>英語以外の外国語の語学研修に係る学修の単位認定に関する要項</u> —————	137
・ <u>英語に係る技能審査の単位認定に関する要項</u> —————	138
・ <u>英語以外の外国語に係る技能審査の単位認定に関する要項</u> —————	140
・ <u>簿記に係る技能審査の単位認定に関する要項</u> —————	142
・ <u>大学間相互単位互換に関する取扱規則</u> —————	143

**<大学院> 地域政策科学研究科 科学習案内**

**I 地域政策科学研究科の概要**

1. <u>本研究科の目的</u> —————	147
2. <u>本研究科の概要・特色</u> —————	147
3. <u>本研究科のディプロマポリシー・カリキュラムポリシー</u> —————	149

**II 教育方法**

1. <u>授業時間帯</u> —————	151
2. <u>授業科目の履修方法</u> —————	151
3. <u>学位の授与</u> —————	151
4. <u>単位の認定について</u> —————	151
5. <u>成績発表について</u> —————	152
6. <u>不服申立てについて</u> —————	152
7. <u>再修得制度について</u> —————	152
8. <u>履修手続きについて</u> —————	153
9. <u>学内諸施設の利用について</u> —————	153
10. <u>各種手続き等に関する注意事項</u> —————	154
11. <u>教育職員免許状(専修)</u> —————	155
12. <u>授業科目担当者及び履修基準</u> —————	156
13. <u>長期履修学生制度について</u> —————	159
14. <u>一年修了型について</u> —————	160

**III 関係規程等**

・ <u>地域政策科学研究科規程</u> —————	161
・ <u>福島大学大学院における他の研究科の授業科目の履修に関する申合せ</u> —————	164
・ <u>長期履修学生に関する取扱規則</u> —————	165
・ <u>学位論文審査に関する評価基準について(申合せ)</u> —————	166
・ <u>学位論文作成要領</u> —————	167
・ <u>特定課題研究報告書作成要領</u> —————	168
・ <u>「修士論文概要集(サマリー)」の作成について</u> —————	169

**<その他> 学類生及び院生共通**

・ <u>海外の大学への学生派遣(留学)について</u> —————	171
・ <u>行政社会学会について</u> —————	174

**<付録>**

・ <u>教員名簿</u> —————	177
・ <u>教員電話番号表</u> —————	178
・ <u>福島大学案内図</u> —————	181
・ <u>共通講義棟配置図</u> —————	182
・ <u>行政政策学類棟配置図</u> —————	183
・ <u>総合情報処理センター配置図</u> —————	186
・ <u>問い合わせ窓口一覧</u> —————	187

福 島 大 学 行 政 政 策 学 類

Faculty of Administration and Social Sciences

福 島 大 学 大 学 院 地 域 政 策 科 学 研 究 科

Public Policy and Regional Administration

---

# 学 習 案 内

---



平成30年度入学者用

2018

●**授業時間帯**（土曜日は、原則として授業は行わない。）

原則として昼間の授業（1～5時限）を履修するものとする。

曜日 時限	月曜日～金曜日	土曜日
1時限	8：40～10：10	
2時限	10：20～11：50	
3時限	13：00～14：30	13：00～14：30
4時限	14：40～16：10	14：40～16：10
5時限	16：20～17：50	16：20～17：50
6時限	18：00～19：30	18：20～19：50
7時限	19：40～21：10	

ただし、正規試験期間・補講期間の授業時間帯は次のとおりとする。

曜日 時限	月曜日～金曜日	土曜日
1時限	8：40～10：10	
2時限	10：25～11：55	
3時限	12：45～14：15	13：15～14：45
4時限	14：30～16：00	15：00～16：30
5時限	16：15～17：45	16：45～18：15
6時限	18：00～19：30	18：45～20：15
7時限	19：45～21：15	

この『学習案内』は、行政政策学類及び地域政策科学研究科における履修基準、履修方法等の内容を記載したものです。履修にあたっては、『教務関係日程表』、『授業時間割表』及び『学生便覧』を参照してください。『学習案内』の内容に変更等が生じた場合は、掲示等によりお知らせします。

この『学習案内』は入学時のみ配布されます。卒業・修了時まで大切に保管してください。

大学院生は、目次を参照のうえ『大学院地域政策科学研究科学習案内』のページからご覧ください。

## 『学習案内』の見方・読み方

クラスごとに基本的な時間割が定まっている高校などとは異なり、大学では皆さんがそれぞれの目的に応じて、開講されている授業科目の中から履修する科目を選択し、いわば自分なりの「時間割」を作成しなければなりません。

本冊子には、皆さんが卒業するため、あるいは各種資格を取得するために修得しなければならない授業科目の履修方法が詳細に記載されています。本冊子をよく読み、卒業及び資格取得のための基準をよく理解して、4年間の履修計画を立ててください。

また、**授業に関する連絡事項は、LiveCampus（ライブキャンパス）および/または所定の掲示板に掲示されますので、毎日立ち寄って確認してください。**

皆さんは、自分自身の責任で卒業や資格取得に努めなければなりません。たとえ、うっかりして本冊子の記載事項や掲示を見落とし、不利益を被ったとしても、誰にも責任を転嫁することができませんので、十分に注意してください。

もし、学習の進め方でわからないことがあれば、気軽に教務担当窓口やアドバイザー教員（各演習の担当教員）に相談してください。

## 教務関係日程表について

主な各種行事、手続き等の日程について次項に示してありますが、それ以外の行事・手続き等については、それぞれ期日を指定して掲示しますので、これを厳守してください。

**また、日程は変更することもあり得ますので、常に掲示に注意し、指定された期間内に必ず手続きを終えるようにしてください。指定期間以外の受付は行いません。**

なお、次年度以降の教務関係日程表は、各年4月に別刷で配布予定です。

# 平成30年度 教務関係日程表(4月～9月)

4月			5月			6月			7月			8月			9月		
1	日	春季休業	1	火	みなし月曜日	1	金	授業	1	日	授業	1	水	正規試験	1	土	夏季休業(集中講義・各種実習等)
2	月	「ライブキャンパス」で各自が履修科目の登録をします。	2	水	みなし金曜日	2	土	授業	2	月	授業	2	木	試験・補講	2	日	
3	火		3	木	憲法記念日	3	日	授業	3	火	授業	3	金	試験・補講	3	月	
4	水		4	金	みどりの日	4	月	授業	4	水	授業	4	土	試験・補講	4	火	
5	木		5	土	こどもの日	5	火	授業	5	木	授業	5	日	試験・補講	5	水	
6	金	履修登録(新入生の履修登録は4/7-16)	6	日	みなし月曜日は月曜日の授業を実施(火曜日の授業は行いません。)	6	水	授業	6	金	授業	6	月	試験・補講	6	木	
7	土	登録	7	月	みなし金曜日は金曜日の授業は行いません。)	7	木	授業	7	土	授業	7	火	試験・補講	7	金	追試験申請締切
8	日	登録	8	火	みなし月曜日は月曜日の授業は行いません。)	8	金	授業	8	日	授業	8	水	試験・補講	8	土	「ライブキャンパス」で忘れずに確認しよう!
9	月	受付/広域選択・総合科目及び学群共通科目1次受付(4/9-4/10)	9	水	みなし金曜日は金曜日の授業は行いません。)	9	土	授業	9	月	授業	9	木	試験・補講	9	日	成継発表(全学生) 10日9:00～
10	火	履修登録期間(開) 4/11午後 サークルやジェンション	10	木	履修登録撤回期間 10日～11日	10	日	授業	10	火	授業	10	金	試験・補講	10	月	不服申立期間(全学生) 10日～11日正午まで
11	水	開放科目目含む)	11	金		11	月	授業	11	水	授業	11	土	試験・補講	11	日	
12	木	広域選択・総合科目/学群共通科目受付結果発表	12	土		12	火	授業	12	木	授業	12	日	試験・補講	12	水	
13	金	広域選択・総合科目/学群共通科目2次受付	13	日		13	水	授業	13	月	正規試験科目発表	13	木	試験・補講	13	金	
14	土		14	月		14	木	授業	14	火		14	金	試験・補講	14	土	
15	日		15	火		15	金	授業	15	水		15	土	試験・補講	15	日	
16	月	広域選択・総合科目/学群共通科目2次受付	16	水		16	土	授業	16	木	海の日	16	日	試験・補講	16	月	追試期間(16日～17日)
17	火	「ライブキャンパス」で登録内容をしっかり確認しよう!	17	木		17	日	授業	17	火		17	金	試験・補講	17	土	敬老の日
18	水		18	金		18	月	授業	18	水		18	土	試験・補講	18	日	
19	木		19	土		19	火	授業	19	木		19	日	試験・補講	19	水	
20	金		20	日		20	水	授業	20	金	正規試験日程発表	20	月	試験・補講	20	木	
21	土	4月20日～22日 新執行事(ホ-ツ大会) <昼間:20日3～5休講> <夜間:21日休講>	21	月		21	木	授業	21	火		21	火	試験・補講	21	金	
22	日		22	火		22	金	授業	22	日		22	水	試験・補講	22	土	
23	月		23	水		23	土	授業	23	月		23	木	試験・補講	23	日	秋分の日
24	火		24	木		24	日	授業	24	火		24	金	試験・補講	24	月	振替休日
25	水		25	金		25	月	授業	25	水		25	土	試験・補講	25	火	
26	木		26	土		26	火	授業	26	木	未了手続き締切	26	日	試験・補講	26	水	
27	金		27	日		27	水	授業	27	金	正規試験・補講期間 開始	27	月	試験・補講	27	木	
28	土		28	月		28	木	授業	28	土		28	火	試験・補講	28	金	学位記授与式(9月卒業生)
29	日	昭和の日	29	火		29	金	授業	29	日		29	水	試験・補講	29	土	卒業論文提出時(9月卒業生) 証を忘れずに!
30	月	振替休日	30	水		30	土	授業	30	月		30	木	試験・補講	30	日	卒業論文提出締切(9月卒業生予定者)
31	火		31	木		31	日	授業	31	火		31	金	試験・補講	31	土	

# 平成30年度 教務関係日程表(10月～31.3月)

10月			11月			12月			1月			2月			3月		
1	月	授業	1	木	授業	1	土	授業	1	火	授業	1	金	授業	1	金	授業
2	火	授業	2	金	授業	2	日	授業	2	水	授業	2	土	授業	2	土	授業
3	水	授業	3	土	授業	3	月	授業	3	木	授業	3	日	授業	3	日	授業
4	木	授業	4	日	授業	4	火	授業	4	金	授業	4	月	授業	4	月	授業
5	金	授業	5	月	授業	5	水	授業	5	土	授業	5	火	授業	5	火	授業
6	土	授業	6	火	授業	6	木	授業	6	日	授業	6	水	授業	6	水	授業
7	日	授業	7	水	授業	7	金	授業	7	木	授業	7	木	授業	7	木	授業
8	月	授業	8	木	授業	8	土	授業	8	火	授業	8	金	授業	8	金	授業
9	火	授業	9	金	授業	9	日	授業	9	水	授業	9	土	授業	9	土	授業
10	水	授業	10	土	授業	10	月	授業	10	木	授業	10	日	授業	10	日	授業
11	木	授業	11	日	授業	11	火	授業	11	金	授業	11	月	授業	11	月	授業
12	金	授業	12	月	授業	12	水	授業	12	土	授業	12	土	授業	12	火	授業
13	土	授業	13	火	授業	13	木	授業	13	日	授業	13	水	授業	13	水	授業
14	日	授業	14	水	授業	14	金	授業	14	木	授業	14	木	授業	14	木	授業
15	月	授業	15	木	授業	15	土	授業	15	火	授業	15	金	授業	15	金	授業
16	火	授業	16	金	授業	16	日	授業	16	水	授業	16	土	授業	16	土	授業
17	水	授業	17	土	授業	17	月	授業	17	木	授業	17	日	授業	17	日	授業
18	木	授業	18	日	授業	18	火	授業	18	金	授業	18	月	授業	18	月	授業
19	金	授業	19	月	授業	19	水	授業	19	土	授業	19	火	授業	19	火	授業
20	土	授業	20	火	授業	20	木	授業	20	日	授業	20	水	授業	20	水	授業
21	日	授業	21	水	授業	21	金	授業	21	木	授業	21	木	授業	21	木	授業
22	月	授業	22	木	授業	22	土	授業	22	火	授業	22	金	授業	22	金	授業
23	火	授業	23	金	授業	23	日	授業	23	水	授業	23	土	授業	23	土	授業
24	水	授業	24	土	授業	24	月	授業	24	木	授業	24	日	授業	24	日	授業
25	木	授業	25	日	授業	25	火	授業	25	金	授業	25	月	授業	25	月	授業
26	金	授業	26	月	授業	26	水	授業	26	土	授業	26	火	授業	26	火	授業
27	土	授業	27	火	授業	27	木	授業	27	日	授業	27	水	授業	27	水	授業
28	日	授業	28	水	授業	28	金	授業	28	木	授業	28	木	授業	28	木	授業
29	月	授業	29	木	授業	29	土	授業	29	火	授業	29	金	授業	29	金	授業
30	火	授業	30	金	授業	30	日	授業	30	水	授業	30	土	授業	30	土	授業
31	水	授業	31	月	授業	31	月	授業	31	木	授業	31	木	授業	31	日	授業

「ライブキャンパス」で忘れずに確認しよう！

成績発表(全学生)  
4日 9:00～  
不服申立期間(全学生)  
4日～5日正午まで

共通講義棟には入れません！

〔入試準備〕  
〔後期日程入試〕

未完了手続き締切

正規試験・補講期間開始

追試験申請締切

追試験期間  
19日～20日  
共通講義棟には入れません！

〔前期日程入試(25日～26日)〕

入試準備

春分の日

学位記授与式

大学一斉休業期間  
12月29日～1月3日  
(全施設閉鎖)

成人の日

1/18～1/20終日  
大学構内への入構禁止！

センター試験準備のため休講

センター試験  
(19日休講)

正規試験科目発表

経済経営学類  
ゼミ合同報告会

天皇誕生日

振替休日

正規試験日程発表

学生証を忘れずに！

卒業論文提出締切日

冬季休業

6・7階限に土曜日の授業を差施(土曜日の授業は行いません。)

みなし土曜日

履修登録撤回  
8日～9日

金曜日の授業を差施(不曜日の授業は行いません。)

みなし金曜日

勤労感謝の日

スホーツフェスティバル  
〈昼間:10月24日～26日〉休講  
〈夜間:10月26日〉休講

福大祭(27日は休講、一般公開10/27-28)

## 社会を見ながら、自分らしく福島で学ぶ

行政政策学類長 鈴木 典夫

東日本大震災の発生から丸6年の年月が流れ、7年目の年になりました。この間、岩手・宮城・そして他の広域に及ぶ被災地とともに福島も、復興への挑戦を続けてきました。その時間は短いものではありませんでした。被災者もこの間6年の齢を重ねました。元の生活を望みつつも、人生の幕を閉じた人々も少なくありません。振り返ると「長い。あまりにも長い」という思いもあります。しかし、一方で2017年度入学した皆さんは、震災当時小学校6年生だった人が多くを占めているかと思います。そう思うとこの6年の月日はあっという間だったとも感じます。当時、震災の被害を身近に経験した者もいるでしょう、震災に強い関心をもって心を寄せた者もいるでしょう。もちろん、災害に関する事柄だけではなく、皆さんはそれぞれの生活を送り、様々な経験を積み重ね、多くの努力もしてきたことでしょう。いろいろな背景を持ち、思いを持ちながらも、この機会に皆さんは福島大学行政政策学類に集い、新たなスタートを切ろうとしています。それは偶然の出会いではなく必然の出会いであるとも思います。

ただ、その歩み始める前に、皆さんがたどってきた道のりを少しだけ振り返ってみましょう。つらいこともあったかもしれませんが、楽しかったこと、嬉しかったこと、感謝したいこと、どんなに些細なことでも心に刻まれているその記憶を、自分の中に探してみてください。そして、そんな思い出がどれだけの人と関わっていたのかを考えてみてください。喜びを共有した家族、笑い合い、励ましあった友人、顔も知らないけれど支えてくれた人々、あなたがたった一人で生きてきたのではなく、そうした無数の人たちとの関わりの中で生活を営んできたのだということに、あらためて気づくのではないのでしょうか。

そして、あなたのこれまでの道のりがそうであったように、人と人との交わりはさらにその外部へとつながって拡張しながら、幾重もの層を作っていきます。あなたが属する集団、地域、国家は互いに交錯し、「社会」という、人と人との関係のネットワークを紡ぎあげ、モノを作り出し、交換していくシステムなのです。だから、「社会」は、私たちの外にあって、客観的に外部者の視点で観察できるものではありません。皆さんがこれまで築いてきた人間関係を省みることで、それは「社会」に気づくことの最初の一步にほかなりません。

さて、大学とは学びの場であるということは言うまでもありません。今まで皆さんの学びとはどのようなスタイルだったのでしょうか。学校の先生がいて、教科書や参考書があり、そこに単語や文章、記号や定理が記述され、問題集などでその成果を高めてきたのではないのでしょうか。もちろん、その「学び」で得たものは今後も皆さんの教養・知識となるものですから、有意なものです。しかし、これまではいわゆる「教えてもらう」中での「学び」を、結果で示すものであったと思うのですが、これからの学習は皆さん自身が「創り上げる」中で「学び」を見出し、さらにその学びを自分自身の生きざまや社会に関連させる「考察」だと思います。そのプロセスには、多様な選択があるでしょうし、追及してもなかなか近づかない課題もあるでしょうし、他人と比較しても仕方がないものもあるかも



しません。正解のあるもの、正解のないもの、しかし自らたどり着こうとする考えに至る学びの経験や学びの多様性が大切だと思っています。

そんな皆さんを励まし、道案内をするのがこの『学習案内』です。目次を見ればおわかりのように、授業を履修するための手続き、学年に応じて履修できる講義科目、学生生活を送る上で知っておかなければならない様々な規則、卒業に必要とされる単位数、レポートや卒業研究の作成ルールなど、学びを支えるために必要な情報が詰め込まれています。毎年、受け継がれ、改訂され、加筆されてきた、行政政策学類が提供する学習サポートの叡智の貯蔵庫です。つねに手元において、適切な履修の参考としてください。

ただし、この『学習案内』は、単位（数字）の積み重ねの方法を示すマニュアル本ではありません。最終的には、卒業に至るまでの文字通り学びのガイドブックです。大学を巣立つとき、堂々と福島大学で学んできたことが言える、この課題に関しては深く専門性を追求することができたという足跡を残すことができればいいと思います。そのために、逆に入り口は広くして臨むということもあり得ると思います。広い視野を持って教養を身につけ、経験を心得、多彩な授業科目を関連付けし、年次を経るとともに自分の本当にやりたい専門性を見つけ出してください。東日本大震災を経験したからこそ、今福島には、復興の法制度、行政施策、復興計画、地域振興、エネルギー政策、産業振興、高齢社会、福祉と医療、文化の伝承、震災遺産、子どもの生活、地域教育、国際関係、ets・・・、学びの場があふれている地でもあります。もちろん、震災との関連づけだけではない現代社会や地域の課題に考えをめぐらすテーマに挑む可能性が多く存在しています。

先に「社会」というネットワークにふれ、「社会」は客観的に外部者の視点で観察できるものではないと述べました。今、福島大学は「アクティブ・ラーニング」という学びのスタイルを唱えています。これは、一方的に知識を注入されるのではなく、学生の皆さんが能動的に学習の場に参加し、参加する仲間と共に考え「思考力・判断力」を身につけ、何かを創造する学びです。「社会」の内側に自ら切り込み、内側から外に発信していくことで、皆さんも「社会」のネットワークの一員であることを実感できるかもしれません。ヒアリング活動をしたり、地域の活動に参加したり、インターンシップに参加したり、「社会」のフィールドに出かけていくことを想像するかもしれませんが、「アクティブ・ラーニング」とは、単に野外に出て活動する行動態様を指しているではありません。調査結果の分析、政策提言の作成、アイデアを出し合うワークショップ、討論会、仮定分析。互いの情報や外で得られた情報を「出し合い・話し合い」協働して課題解決に導くことが肝心となります。そして、そこには「話す・発表する」ということが大切です。私は、とりわけ「発表する」という学生の成長に興味があります。発表するということは、誰かに伝えなければ、学びの意義は失われてしまうと思っています。いかに「伝える」か、それは「学び」のサービス力を高めることになり、将来の社会に役立つと思うからです。

生涯の学びを考えると、大学時代もその過程の一つです。知識を身につけ、能動的な学びを心掛け、様々な経験を積みあげる。大学時代に短期・長期を問わず留学を経験することもそのメニューの一つでしょう。必然的に出会った仲間と互いに利する関係を築き、社会人へと、あるいは更に課題を探求するための「大学院」進学へと、可能性を広く持ちながらも、たどる先には学ぶべき自分の学習の確立を目指して、ともに進みましょう。

序章

カリキュラムの特色と構造

## 1. 福島大学のカリキュラムの特色と構造

### 1. 福島大学の教育目標

福島大学は平成16年10月に「広い教養と豊かな創造力を有する専門的職業人の育成」を教育目標として掲げ、従来の組織を再編成して大きく生まれ変わりました。福島大学のカリキュラムは、この教育目標を実現するために編成されています。

一般に大学のカリキュラムは、主として教養教育を目的とした一般教育科目と、それぞれの学部の教育目標を達成するための専門教育科目とによって構成されています。しかし、教養教育と専門教育とを個別に扱う従来のやり方では、福島大学が掲げる教育目標を実現するには無理があります。もちろん、教養教育と専門教育は大学教育の主要な柱であることに変わりはありません。そのことを前提としつつも、福島大学はカリキュラム全体の構造を、「自己デザイン領域」「共通領域」「専門領域」「自由選択領域」の4領域に再編成することにより、広い教養と豊かな創造力を有する専門的職業人を育成しようと考えました。

### 2. 21世紀が求める「専門的職業人」の育成

専門的力量を備えた職業人になるためには、当然その領域に関する高度な専門的知識や技能を獲得することが要求されます。このため専門領域においては、各学類・専攻の教育目的に応じ、基礎・基本を重視しつつ、それらを高度なレベルに開花させるための体系的なカリキュラムが準備されています。

ただ、今日の社会はあらゆる分野が相互に密接に関わっており、特定分野に関する知識や技能が単独で機能するような単純な社会ではありません。また、21世紀は、国際化、グローバル化が更に進展するとともに、環境問題、高齢化社会、人口やエネルギー問題といった人類的課題に直面しています。21世紀が求める職業人には、単にそれぞれの分野に関する専門的な力量を身につけるだけでなく、それらを今日の社会の現象や諸問題に結びつけて理解し、活用する力が要求されています。このような力を私たちは「教養」と呼びます。特に共通領域は、そのような力を身につける場として設定しました。

### 3. 「自分自身をデザインする」カリキュラム

福島大学のカリキュラムでは、これに加えて新たに「自己デザイン領域」という学習領域を設けました。この領域は、大学での学び方を身につけ、大学生としての自分をデザインすることを目的とした「教養演習」、職業に対する認識を深め、自分の将来をデザインしながら大学での学びの意味を考えることを目的とした「キャリア創造科目」、自分たち自身が学習課題や学習方法をデザインすることにより、主体的に学ぶ力

を身につけることを目的とした「自己学習プログラム」によって構成されています。自分で自分自身をデザインする、あるいは自分自身が学ぶべきことをデザインするという意味で、この領域を「自己デザイン領域」と命名しました。

学習という行為が実を結ぶには、「教わる」という受け身の姿勢ではなく、「自ら学ぶ」という主体性が必要です。自己デザイン領域のこれらの科目は、学ぶ目的に気づき、主体的に学ぶスタイルを身につける上で不可欠であると考えています。

#### 4. 「自由に選択できる」カリキュラム

福島大学のカリキュラムのもう一つの特徴は「自由選択領域」にあります。自由に選択できる科目は、どの大学でも準備されています。福島大学の特徴は、共通領域の科目はもちろん、各学類が開講する専門教育科目についても受講できるようにした点にあります。視野を広げ、創造力と専門的力量を獲得するには、いわゆる学部の中に閉じこもり、学部が提供する授業科目だけで学習する従来型のシステムでは不十分です。

このため、福島大学では従来の学部制を廃止して、学類制という新たな制度に切り替えました。その一つのねらいは、カリキュラムにおける学部の垣根を低くして、文系・理系を問わず大学で開講されているさまざまな分野の専門教育科目を受講できるようにした点にあります。

もちろん、すべての科目を受講するわけにはいきませんが、担当教員によるきめ細かな履修指導やアドバイスを受けながら、福島大学が準備するバラエティーに富んだ授業科目を積極的に活用して視野を広げ、専門的力量を身につけていただきたいと思います。

#### 5. 三つの特別なプログラム

こうした四つの領域とは別に、更に自分の能力を伸ばそうという意欲のある学生のために、三つの特別なプログラムを準備しました。ぜひチャレンジしてみてください。

##### ①『英語グレードアップ特修プログラム』

国際化の進む今日の世界の中で、英語コミュニケーション能力を更にグレードアップしようとする学生のためのプログラムです。

##### ②『情報グレードアップ特修プログラム』

情報や情報機器についての理解を深めるとともに、その能力を教育の分野に活かそうとする学生のためのプログラムです。

##### ③『特修プログラム「ふくしま未来学」』

東日本大震災及び原子力災害の経験を踏まえ、地域課題を実践的に学習し、未来を創造する能力を高めようとする学生のためのプログラムです。

このように、福島大学のカリキュラムは、他の大学にはないさまざまな工夫が施されています。それらの工夫を最大限に活用して、実りある学習をしていただきたいと思います。

## 2. 行政政策学類の特色とカリキュラムの編成

### 1. 行政政策学類の理念と特色

いま、私たちをとりまく状況はかつてない変動のなかにあります。グローバル化、情報化、高齢化・少子化、分権化、ジェンダーの問題、価値観の多様化、地球環境・自然災害の深刻化など、さまざまな言葉で表現されるこの現代社会の変化は、当然のことながら、私たちが暮らしている地域社会にも大きな変化をもたらしています。このような状況のもとで、世界と日本の全体を視野に入れながら、私たちがより暮らしやすい健康で文化的な地域社会をどのようにして創り出し発展させていくのかということが、いま重要な課題となっています。

行政政策学類の理念は、上に述べた課題を広く学際的な観点にたって教育研究し、地域や社会のニーズに応えることのできる有為の人材を養成するという点にあります。ここでいう学際的な観点というのは、既存のさまざまな学問分野が、それぞれの学問分野の枠を超えて共同して共通の問題にとりくむ、ということの意味しています。行政政策学類は、以下に述べるように、法学、政治学・行政学、社会学、歴史学、文化研究などさまざまな学問分野から成り立っていますが、これらの学問分野においてそれぞれバラバラに教育や研究を行うのではなく、相互に協力しながら、地域と日本社会のかかえる諸問題に共通してとりくむという点に、本学類の大きな特色があるということです。

ただし、このことは、それぞれの学問分野の体系的な学習をおろそかにしていいということでは決してありません。真に学際的な観点というのは、それぞれの学問分野の基礎的学習をしっかりとふまえたうえで、複数の学問分野が、共通の問題に共同してとりくんでいくということの意味します。そこで、各学問分野の基礎的・体系的な学習がしっかりとできるように、「専攻制」を導入しています。皆さんは一つの専攻に所属して、その専攻内での学習を基礎から応用へと系統的に積み重ねながら、あわせて学類全体に共通する横断的な科目を各自の関心に応じて履修することになります。このようなカリキュラムに地域を軸とする学際的学びを重視するという本学類の特色が、カリキュラムのなかに一層明確に表れています。

### 2. 行政政策学類のカリキュラムの特徴（専攻と学位）

行政政策学類には、「法学」「地域と行政」「社会と文化」の3つの専攻があります。専攻は、皆さんが興味・関心を持った学問分野や社会の諸問題について、系統的に学習していくために設けられたものです。専攻には2年次（第3セメスター）から所属します。皆さんは1年次の段階で、自分の興味・関心がある学問分野や社会の諸問題を発見するとともに、行政政策学類でどんなことが学べるかをよく理解し、専攻を選択していくこととなります。専攻に所属する手続きは、1年次の11月頃にガイダンス等で説明します。

専攻決定後は、卒業時までその専攻に所属することとなりますが、第4セメスタ

序  
一に入る前に、所定の手続きを経ることで、専攻を変更することができます。

「法学」及び「地域と行政」専攻では**学士（法学）**が、「社会と文化」専攻では**学士（社会学）**が卒業時に授与されます。

### 基本編 3. 行政政策学類のディプロマポリシーとカリキュラムポリシー

#### （1）行政政策学類のディプロマポリシー

##### 【行政政策学類の教育目標】

本学類は、21世紀の地域社会が直面している諸問題を広く学際的な観点から学び、より暮らしやすい健康で文化的な地域社会を作り出すために必要な知識と能力をもった人材を養成する。

##### 【学類ディプロマポリシー】

本学類は、地方の時代、分権の時代にふさわしい新しい地域社会づくり、および地域社会の発展に貢献する人材を養成するために、「研究分野の知識」「問題発見・調査・解読能力」「解決能力・応用能力」「表現力・コミュニケーション能力」の4つの能力を、ディプロマポリシーとして提示する。

##### I 研究分野の知識

法・地域・行政・社会・文化等の研究分野に関する基礎的かつ専門的知識を習得している。

##### II 問題発見・調査・解読能力

21世紀の国・地域・社会が直面している諸問題を自ら発見し、調査・分析する能力を習得している。

##### III 解決能力・応用能力

発見し、調査・分析した諸問題を考察し、他者との連携のもと、実践的に解決する応用的能力を習得している。

##### IV 表現力・コミュニケーション能力

習得した知識・考察した結果を発表し、議論する能力を身につけている。

##### 【専攻ごとのディプロマポリシー】

##### 【法学専攻】

- I 法学のみならず、政治学・行政学関連の科目や、社会学・比較文化関連の科目を学際的に履修して、視野を広げて深い洞察力を身に付けた上での政策法務的な「法的な思考」を習得している。（リーガル・マインド）
- II 市民としての政治参加、裁判員制度、企業法務、公務員としての法的実践などに適応し、国および地域の複雑かつ多様な社会現象に法的に対応することができる。（社会における応用能力）
- III 国および地域の法的問題を自ら発見し、必要な法令・判例や文献の調べ方・読み方・まとめ方・報告の仕方などの基本的技術を活用して、問題を解決することができる。（問題発見・解決能力）
- IV 習得した知識の活用能力、批判的・論理的思考力、課題探求力、問題解決力、表現能力、異文化理解能力およびコミュニケーション能力などを駆使することができる。（表現力とコミュニケーション能力）

##### 【地域と行政専攻】

- I 政治・行政・社会にかかわる研究分野の基礎的知識を習得している。（基礎的知識）
- II 地域の固有性と多様性を現地調査によって十分に把握し、様々な資料を読み解き、考える力を身につけている。（調査能力と思考力）
- III 様々な研究分野の関連性を思考しながら、地域社会の諸問題の解決に向けて、積極的に貢献するための能力を習得している。（応用能力）
- IV 習得した知識や思考を適切に表現する力、他者と協力して活動できるコミュニケーション能力を習得している。（表現力とコミュニケーション能力）

##### 【社会と文化専攻】

- I 社会学、歴史学、教育学、文化研究等のいずれかについての専門的な知識を習得し、か

つ「社会と文化」の研究にかかわる学際的な基礎知識を身につけている。(社会・文化研究にかかわる学際的および専門的知識)

- II 現代社会の諸問題、地域社会の問題や、歴史理解、異文化理解、国際交流等にかかわる問題を、みずから発見し、考察し、その解明・解決の方向性を見出すことができる。(社会・文化研究への応用能力)
- III 文献や資料その他の必要な情報源を見つけ出し、それらを解読し、その成果をみずからの立てた問題に照らして、活用することができる。(調査能力と情報解読能力)
- IV みずからの考察の成果を、文章によって論理的に表現することができる。また、意見交換や討議を尊重しつつ、その成果を的確に伝達することができる。(表現力とコミュニケーション能力)

## (2) 行政政策学類のカリキュラムポリシー

行政政策学類では、地方の時代、分権の時代にふさわしい新しい地域社会づくり、および地域社会の発展に貢献する人材を養成するために、「研究分野の知識」「問題発見・調査・解読能力」「解決能力・応用能力」「表現力・コミュニケーション」の4つの能力をディプロマポリシーとして掲げています。これらの達成に向けて、学類および各専攻のカリキュラムを以下の方針で構築しています。

### 【各専攻に共通のカリキュラムポリシー】

上記に掲げた能力を育成するために、「理論知」を習得するための系統的な専門教育と、「実践知」を培う地域社会の現場における学習とを中核とするカリキュラムを、以下の方針で構築する。

1. 人文社会学群共通科目・学類基礎科目・学類基幹科目・学類専門科目・専攻入門科目・演習・卒業研究からなる専門領域の科目を設置する。
2. 主体的で継続的な「深い学び」を身につけるためのアクティブ・ラーニング<sup>\*</sup>を、すべての授業形態において実施する。特に演習などの少人数クラスにおいては、知識の定着・確認を行うとともに、批判的・論理的思考力や表現能力を育成する。実習・課題研究やコア・アクティブ科目などの問題発見や問題解決につながる学習においては、知識の応用・活用を図り、多様な価値観への理解能力やコミュニケーション能力を育成する。

※アクティブ・ラーニングとは、「教員による一方的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称。学修者が能動的に学修することによって、認知的、倫理的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成を図る。発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習等が含まれるが、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等も有効なアクティブ・ラーニングの方法である。」(文部科学省中央教育審議会資料用語集「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～」。平成24年8月28日)

3. 理論知と実践知を培う学習の集大成として、自らの問題意識のもとに学習成果を結実させた卒業研究を作成する。

### 【各専攻に固有のカリキュラムポリシー】

各専攻の「研究分野の知識」に基づいて、専攻固有の「問題発見・調査・解読能力」「解決能力・応用能力」の修得のため、カリキュラムを以下の方針で構築する。

#### 《法学》

リーガルマインドに基づき、社会における応用能力／問題発見・解決能力を育成する。

1. 国および地域社会における複雑かつ多様な社会現象に広く対処できる基礎的能力を育成するための法分野の科目を設置する。
2. 広く現代社会の問題を把握して自己の思考の基盤を形成するための学群共通科目および学類基礎科目の上に、正義と権利と法についての基礎的および原理的知識を修得するため

の専門科目として、実体法に関する基礎科目、手続法に関する基礎科目および応用的科目を積み上げる。

3. 法学のみならず、政治学・行政学関連の科目や、社会学・比較文化関連の科目を学際的に履修して、視野を広げて深い洞察力を身に付けた上での政策法務的な「法的な思考」を修得する。

《地域と行政》

政治・行政・社会に関わる基礎的知識に基づき、調査能力と思考力／应用能力を育成する。

1. 各地域の特性を重視した地域社会を創り出すために必要な、地域社会の諸課題を産みだす構造的・動態的基礎を学ぶ科目、地域社会の諸問題の現状把握や地域情報の解析方法の修得を目指す基礎的科目を設置する。
2. 政治行政分野と地域社会計画分野の2つの学修分野を設定し、各分野では、個別課題に専門的にとりくむための多様な科目を配置している。これらの科目は講義科目及び演習科目、さらに現場体験を重視した実習科目として開講する。
3. 視野を広げて深い洞察力を身に付けるために、地域と行政専攻が開講する科目のみならず、法学・社会学・比較文化関連の科目を学際的に履修できるカリキュラム構成とする。

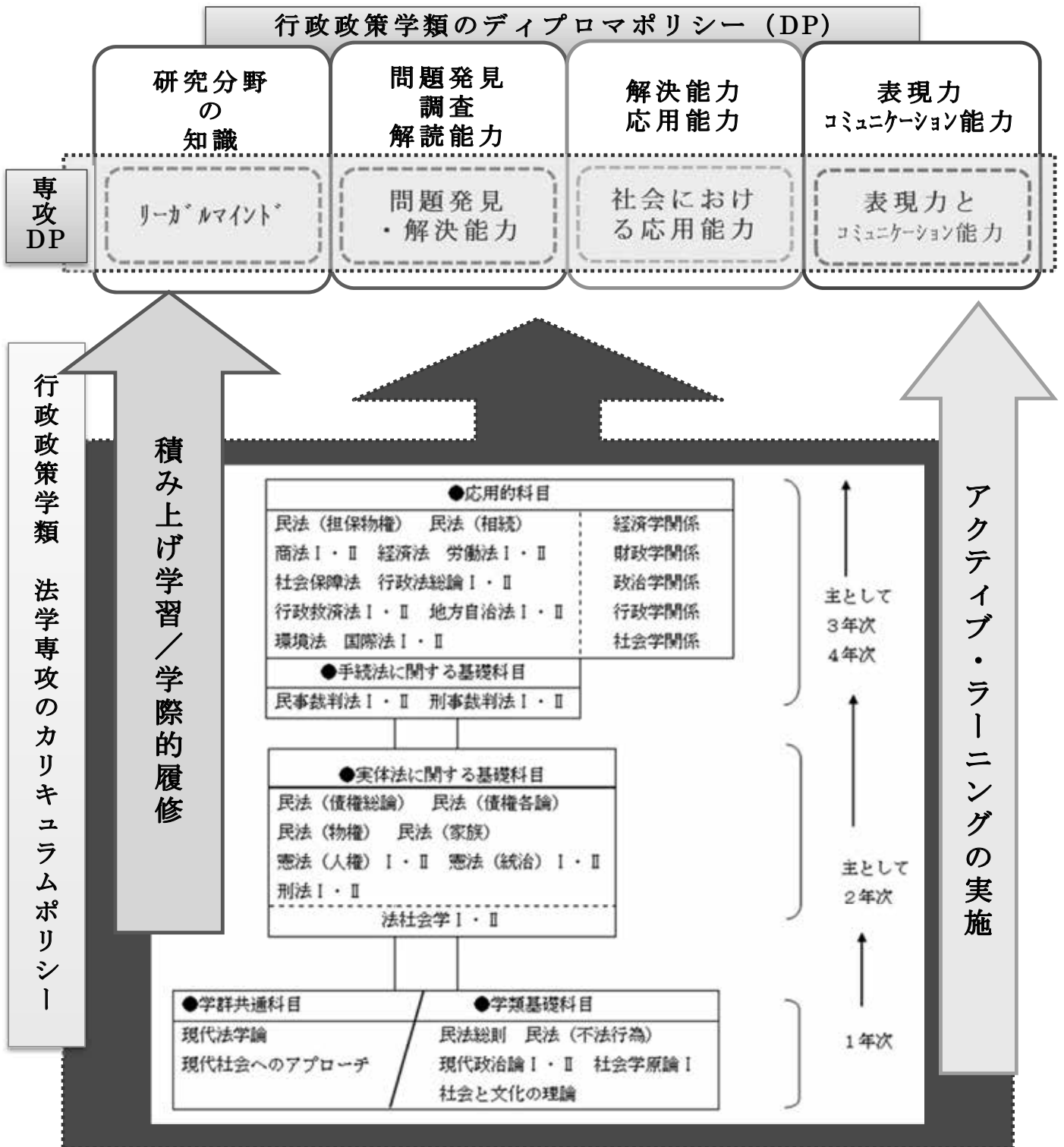
《社会と文化》

社会・文化研究にかかわる学際的及び専門的知識に基づき、社会・文化研究への应用能力／調査能力と情報解読能力を育成する。

1. 現代社会の諸問題、地域社会、歴史、異文化、国際交流にかかわる複雑かつ多様な問題について、知見を広め、考察するために必要な能力の育成をめざした、社会学・文化研究の分野の基礎科目および応用的科目を設置する。
2. 学際的な研究を進めていく際の核を形成するための目安として、「社会学」「地域社会と教育・文化」「歴史」「比較文化」の4つの学修分野を設定し、各科目を配置する。
3. 専攻に関わる科目のみならず、法学や、政治学・行政学関連の科目を履修し、視野を広げるとともに深い洞察力を身に付けた上で、従来の専門分野を超えた、あるいは学際的な問題発見・問題追及のための力を修得させる。

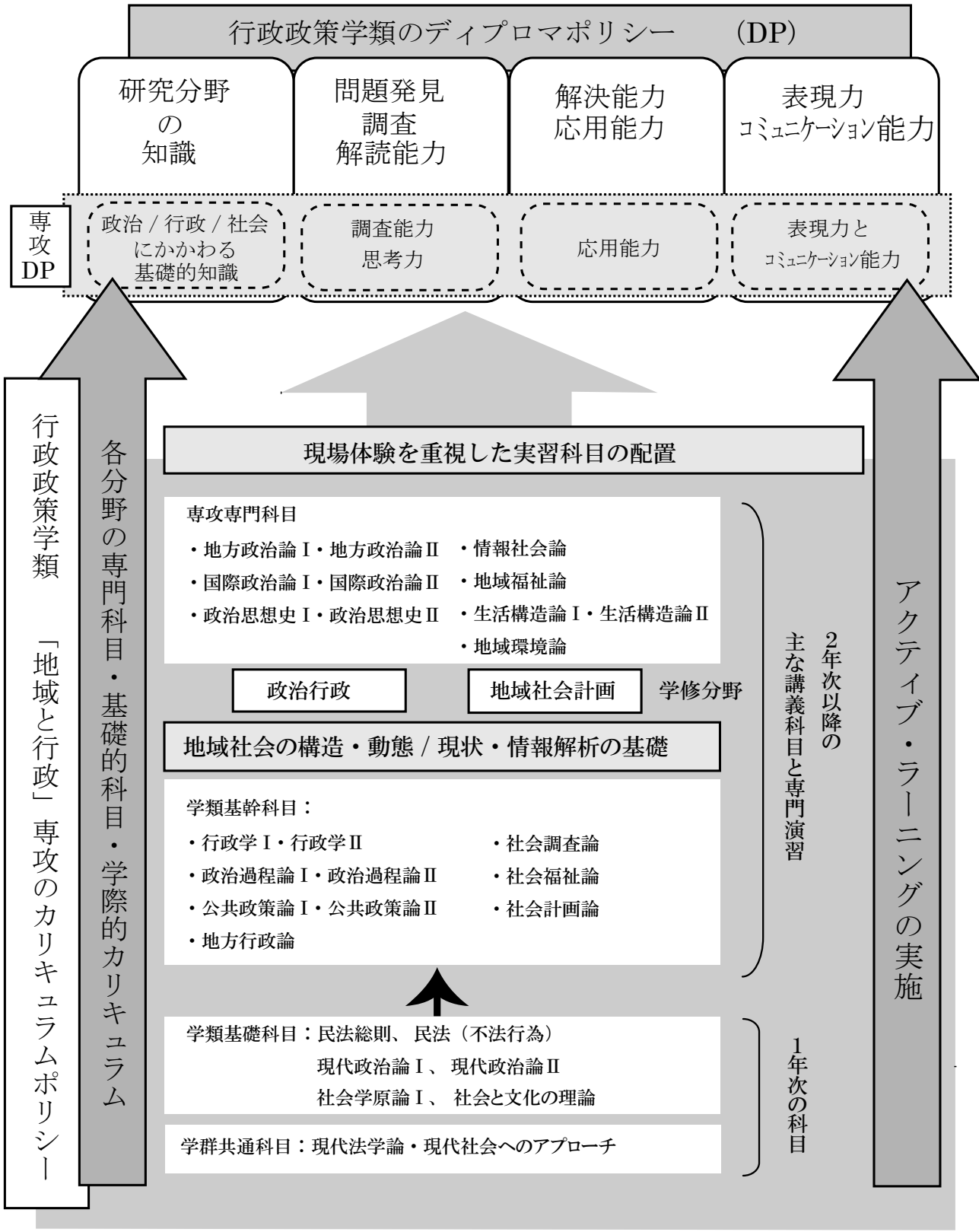


<行政政策学類のカリキュラムポリシー概念図（カリキュラム・マップ）>  
【法学専攻】



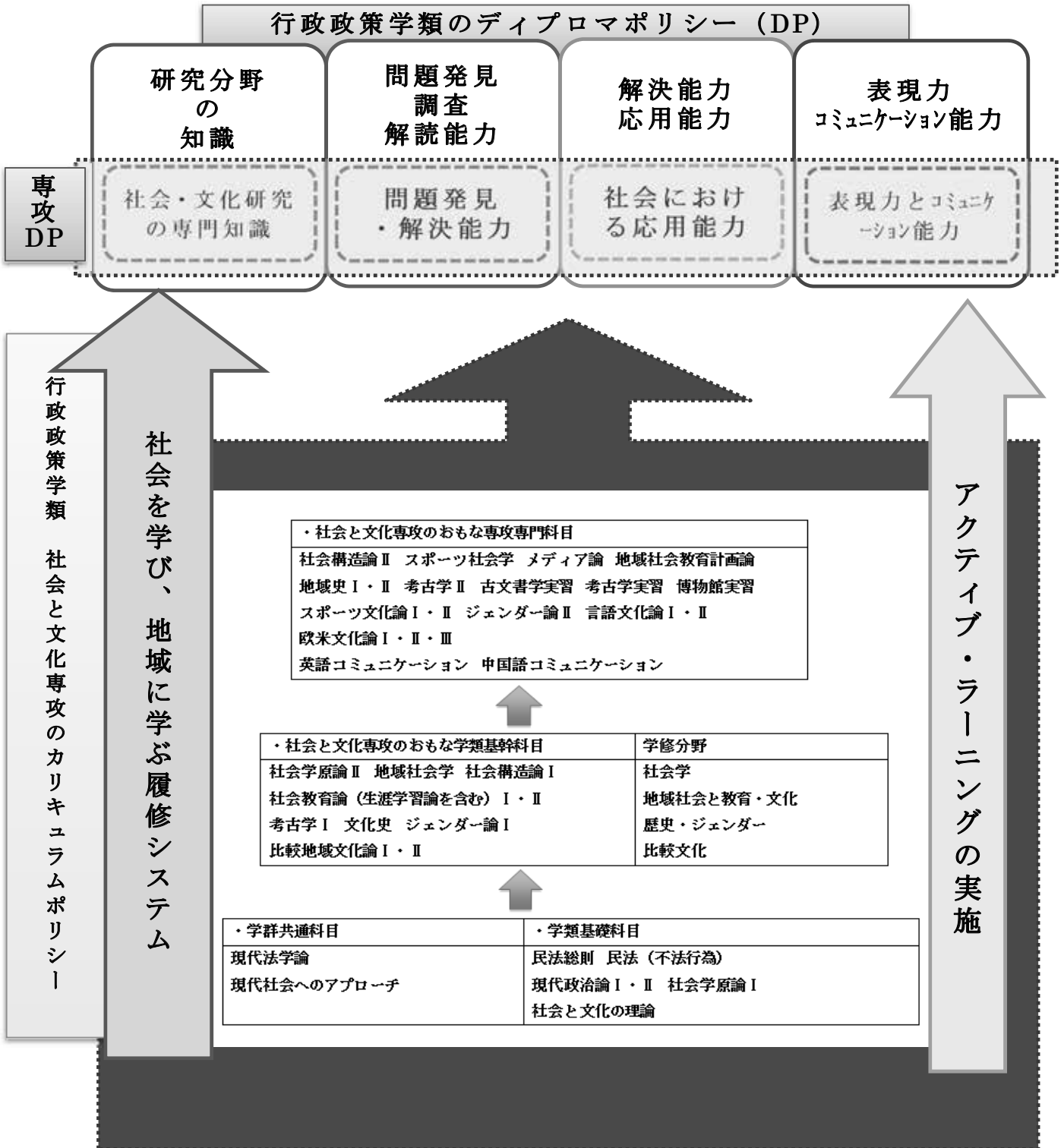
序  
基本編  
応用編  
資料編  
大学院  
その他

「地域と行政」専攻



【社会と文化専攻】

行政政策学類のディプロマポリシー (DP)



・社会と文化専攻のおもな専攻専門科目

社会構造論Ⅱ	スポーツ社会学	メディア論	地域社会教育計画論
地域史Ⅰ・Ⅱ	考古学Ⅱ	古文書学実習	考古学実習
博物館実習	スポーツ文化論Ⅰ・Ⅱ	ジェンダー論Ⅱ	言語文化論Ⅰ・Ⅱ
欧米文化論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	英語コミュニケーション	中国語コミュニケーション	

・社会と文化専攻のおもな学類基幹科目

学修分野	学修分野
社会学原論Ⅱ	社会学
地域社会学	地域社会と教育・文化
社会教育論(生涯学習論を含む)Ⅰ・Ⅱ	歴史・ジェンダー
考古学Ⅰ	比較文化
文化史	
ジェンダー論Ⅰ	
比較地域文化論Ⅰ・Ⅱ	

・学群共通科目	・学類基礎科目
現代法学論	民法総則 民法(不法行為)
現代社会へのアプローチ	現代政治論Ⅰ・Ⅱ 社会学原論Ⅰ
	社会と文化の理論

## 基本編 1

# 最初に知ってほしいこと

## 1. 各種手続きについて

### 1. 学生への連絡方法等

学生に対する全ての諸連絡は、共通講義棟（S棟）2階の行政政策学類掲示板に掲示します。休講や授業に関する連絡事項など教務上の全ての諸案内は、「学習案内」に記載するほか、掲示により周知することになりますので、毎日掲示板を見る習慣を身に付け、見落としによる過誤が生じないようにしてください。なお、休講・補講等一部の情報は LiveCampus により閲覧できます。

また、共通領域科目及び他学類の授業科目に関しての連絡等は当該学類等の掲示板に掲示されますので見落とさないよう留意してください。

掲示物には履修や成績に関わる重要な内容が記載されていますので、絶対にはがしたり汚損したりしないようにしてください。

### 2. 証明書の発行手続き

#### (1) 証明書自動発行機で発行するもの

在学証明書、成績証明書、卒業見込証明書、JR の学割証及び通学定期券購入証明書は、共通講義棟（M棟）1階に設置の自動発行機により交付を受けることができます。利用できる時間は 8:30~20:30 ですが、土・日・祝日・年末年始の休業日及び大学行事により講義棟への出入りの出来ない日は利用できないので、必要日から余裕を持って手続きをしてください。

請求には情報処理センターから発行される ID とパスワードが必要です。発行機にトラブルが生じた時は教務担当窓口まで申し出てください。

卒業後の証明書申請手続きは本学の HP に掲載されています。発行まで時間のかかる場合もありますので、余裕を持って申請してください。

なお、成績証明書等の厳封を必要とする場合は、証明書自動発行機で交付された証明書を窓口を持参のうえ申し込んでください。

#### 【自動発行機で取得できる証明書】

学割証	最大、1日3枚まで発行できます。
在学証明書	
JR 通学定期券購入証明書	LiveCampus に学籍情報を登録していて、定期券が必要な地域に在住の学生のみ発行できます。
成績証明書	
卒業見込証明書・ 修了見込証明書	LiveCampus の就職システムに志望調査登録をした最高学年の学類生、大学院生を対象に発行します。
身体検査証明書	保健管理センターで定期検診を受けた学類生、大学院生のみ。 また、異常が認められた学生には発行されません。

#### (2) 窓口で発行するもの

上記（1）以外の証明書については、担当窓口で交付します。教務担当事務室にある申請書に必要事項を記入の上、教務担当窓口申請してください。なお、申し込みの翌日以降の発行となりますので、余裕をもって申し込んでください。

3. 休退学の願出

休学、退学を希望する事態が生じた場合は所定の手続きが必要となりますので、速やかに教務担当窓口にご相談してください。休学や退学の異動の場合は授業料の納入期と関わりが生じ、手続きの遅れによって多大な経済的負担が生じる場合もありますので、次のことに留意してください。

(1) 授業料は年間 2 回に分け（前期・後期）その納入期限を前期は 4 月に、後期は 10 月に納入することになっています。納入方法は入学時に届け出た銀行等の口座より引き落としとなるので、期日までに所定額を入金しておいてください。

(2) 休学や退学の事由が生じた場合、在籍している学期分の授業料は納入しなければならなくなるので留意してください。

このため、9 月及び 3 月時の学期末に生じた異動は速やかに教務担当窓口まで申し出る必要があります。

4. 改姓の届出

改姓をした場合は、教務担当窓口へ申し出てください。

5. 窓口受付時間

窓口受付時間は、原則として下記の曜日・時間です。

曜日	月～金
受付時間	9 : 00～12 : 30 13 : 30～17 : 00

【注意事項等】

特別の場合を除き、窓口時間外の受け付けは一切行いません。また、土曜・日曜・祝日・休日、入学試験当日及びその準備期間など、別途掲示した期間においても窓口業務を行いません。

電話による質問や問合せは、誤解や間違いを生じる可能性があるため一切応じられません。受付時間内に直接窓口に来てください。また、外部からの学生呼び出し等の連絡を依頼されても、放送設備等の手段がないため応じられません。

掲示等について不明な点がある場合は、窓口で確認するようにしてください。

6. レポート提出上の注意について

- ① 提出期限は、科目の担当教員から指定された日時です。期限を過ぎたレポートの提出は認められません。
- ② レポートには、右図のように表紙をつけ、教員から特に指定された場合を除き、A 4 判の用紙を使用し、ホチキスでとめてください。
- ③ レポート提出場所は、S 棟 2 階の教務課前と、行政政策学類棟 2 階の 2 ヶ所にあります。教員から指定された場所に提出してください。

表紙見本（本文は 2 枚目からとする）

—	—
科目名	○○○○○○
曜日・時限	◇曜日◇時限
担当教員	△△△△△△
所属学類	行政政策学類
学籍番号	※※※※※※
氏名	◎◎◎◎◎◎
提出年月日	年 月 日

## 7. 研究のルール（研究倫理）について

近年、科学者・研究者の責任が問われるような研究データのねつ造や論文盗用といった研究活動における不正行為が起こっています。科学者・研究者の「研究倫理」が欠けているのです。こうした不正行為は、個別の科学者・研究者の問題にとどまらず、科学全体に対しての信頼を大きく失わせるものです。大学で学ぶみなさんも、研究に携わる当事者として、研究を遂行する上でのルールを守る必要があります。

### （1） 引用と出典明示のルール

大学では、レポートや報告書、論文を書いて提出したり、演習形式の授業でレジュメを作成したり、プレゼンテーションをおこなう機会があります。その場合、自分の知識や考えだけで資料作成をおこなうのではなく、他者が考えたことをさらに深めたり、ときには批判したりしながら、自らの考えを補強していきます。これは知的好奇心を満たすとても楽しい作業です。しかし他者が発表したもの（文書、図表、写真、映像など）を引用するときには、その事実をはっきりと示す必要があります。つまり、誰によるどのような著作物のどの部分を引用しているのか、その著作物がどこに公開されているのか（＝「出典」）を示しておく必要があります。具体的なルールや研究倫理は、演習や講義科目で指導されますので、1年生の早い段階で必ず身に着けるようにしてください。

また、最近では文献を調べずに、インターネットを利用し、WEB上の情報を活用することも多くなっています。しかし、「コピペ（コピー&ペースト）」機能を使い、出典をあきらかにしないまま、レポートとして提出する学生も残念ながらいます。文献と同様に、インターネットの情報を利用する際にも出典を明示する必要があります。出典を明示しないで、まるで自分が書いたかのように文章などを作成することは、盗用や剽窃といわれ、学問的に許されません。他者のオリジナルな考えに敬意を払わない態度で、学問に携わるものとして恥ずかしい行為です。盗用や剽窃をした場合には、成績評価をしないなど厳しく対処します。

### （2） 調査研究をする際のルール

行政政策学類では、地域社会に赴き、行政や一般の方々のお話を聞いたり、活動を見学したりする機会が多くあります。また、最近では電話やインターネットを使った調査もあります。調査や研究を遂行するあらゆる局面において、各個人の人格と自由を尊重し、属性や思想、信条による差別を行わないのはもちろんのこと、「調査被害」を及ぼさない倫理的な配慮が必要です。たとえば、お話を聞いた人の秘密やプライバシー、個人情報をも本人の許可なくレポートや論文に書いてはいけません。また、たとえ許可を受けたとしても、公にすることで迷惑をかける場合もありますので、研究の過程で入手した他者の情報の扱いには極力慎重になるべきです。そもそも、フィールドワークは、相手の協力があってはじめてできます。どのような手続きを経て調査をするのがよいのかについても授業で学んでください。

## 8. 授業以外の時間の演習室の使用について

- ① 教養演習、専攻入門科目、演習で授業以外の時間に演習室を使用する場合は、指導教員の承諾を得たうえで教務担当窓口へ申し込んでください。
- ② 使用者は、室内を加工したり、現状を変更してはいけません。
- ③ 使用者は、火災など事故が起こらないように特に注意してください。
- ④ 使用者は、室内を整理し、使用後は必ず清掃し、窓の鍵を閉め、ストーブ等を使用した場合はスイッチを切り、消灯を確認してから退室してください。

## 9. 学生印刷室（行政政策学類棟2階）の利用について

教養演習、専攻入門科目、演習、実習、課題研究、外書講読の授業で使用する教材の印刷をするときは、下記の要領で学生印刷室を利用することができます。

- ① 利用時間は、月曜日から金曜日の9：00～17：00となっています。利用時間内であるにもかかわらず部屋が施錠されている場合には、行政政策学類支援室（経済経営学類棟2階）まで連絡してください。
- ② 学生印刷室には、印刷機とコピー機が設置されています。コピー機を利用する場合はコピーカードが必要です。コピーカードは、教養演習、専攻入門科目、演習、実習、課題研究、外書講読の担当教員が所持しています。コピーカードの管理方法については円滑に貸借できるよう、各クラスにおいて相談するなどしてください。なお、印刷機はカード不要です。
- ③ コピー機を利用したいときにコピーカード所持者（教員または学生）と連絡がとれない場合は印刷機を利用するか、または教務担当窓口にご相談してください。
- ④ コピー機及び印刷機のトラブルの多くは、使用方法の間違いから起きます。使用前に学生印刷室内の使用法をよく読み、使用後は整理及び清掃を行い、次の使用者に迷惑をかけないように十分注意してください。
- ⑤ 印刷室は混み合いますので、個人で利用するのではなく、できるだけクラス単位で代表者が利用するようにしてください。

## 10. 授業以外の第2視聴覚室（行政政策学類棟3階）の利用について

行政政策学類棟3階の第2視聴覚室には、PC6台とプリンター1台が設置され、映像編集やネット検索、文書作成などで自由に利用することが可能です。

- ① 利用時間は、月曜日から金曜日の9：00～17：00となっています。利用時間内であるにもかかわらず部屋が施錠されている場合には、行政政策学類支援室（経済経営学類棟2階）まで連絡してください。
- ② 利用時間内であっても、授業で使用する場合には授業が優先され、作業途中であっ



ても中断をお願いすることがあります。

- ③ 使用前に第2視聴覚室内の「使用上の注意」をよく読んで利用してください。

### 1.1. 行政政策学類棟への立ち入りについて

- ① 行政政策学類棟に立ち入ることができるのは、月曜日から土曜日の7時～21時です。それ以外の時間帯や日曜・祝日・休日は学類棟が施錠されますので、立ち入ることはできません。
- ② 年末年始、大学入試センター試験、夏季一斉休業などにより、学類棟への立ち入りが制限・禁止されることがありますので、掲示などに留意してください。

### 1.2. 学生談話室（行政政策学類棟2階）の利用について

行政政策学類棟2階には、皆さんが利用できる談話室があります。自習をしたり談話をしたりして、自由に利用してください。

- ① 談話室の利用時間は、月曜～土曜、8:30～21:00です。
- ② 談話室には、パソコン数台が備えつけてあります。
- ③ 談話室では、飲食が自由です。電子レンジ1台、飲み物の自動販売機1台が設置されています。
- ④ 談話室には、『行政社会論集』『学生論集・嶺風』『修士論文概要集・地域政策科学』や、各種の実習・課題研究の報告書を揃えているので、学習に役立ててください。ただし、閲覧は談話室内で行ってください。

### 1.3. 行政政策学類専用の自転車について

行政政策学類では、学生の皆さんが積極的に地域に出かけることができるように、学類専用の自転車を25台用意していますので、ゼミ活動などで活用してください。

- ① 利用時間は原則として、平日（月～金）の9:00～17:00です。
- ② 利用者は行政政策学類支援室（行政政策学類棟2階）で、自転車貸出簿に氏名、学籍番号、目的地を記入の上、チェーン錠と自転車附属の鍵を受け取ってください。
- ③ 自転車は正門守衛室近くの駐輪場にありますが、チェーン錠は駐輪場からの盗難を防ぐためのものですので、外して持ち去らないでください。また、利用後は必ずチェーン錠と自転車附属の鍵の両方をかけてください。
- ④ 事故や盗難にはくれぐれも注意してください。自転車が破損したり盗まれたりした場合には、すみやかに行政政策学類支援室に届け出てください。

## 2. 履修に関する基本的事項

### 1. 専攻制について

行政政策学類には次の専攻が設置されています。

学 類	専 攻
行政政策学類	法学専攻
	地域と行政専攻
	社会と文化専攻

### 2. 授業時間帯（土曜日は、原則として授業は行いません。）

原則として昼間の授業（1～5時限）を履修するものとします。

曜日 時限	月曜日～金曜日	土曜日
1時限	8：40～10：10	
2時限	10：20～11：50	
3時限	13：00～14：30	13：00～14：30
4時限	14：40～16：10	14：40～16：10
5時限	16：20～17：50	16：20～17：50
6時限	18：00～19：30	18：20～19：50
7時限	19：40～21：10	

ただし、正規試験期間・補講期間の授業時間帯は次のとおりとします。

曜日 時限	月曜日～金曜日	土曜日
1時限	8：40～10：10	
2時限	10：25～11：55	
3時限	12：45～14：15	13：15～14：45
4時限	14：30～16：00	15：00～16：30
5時限	16：15～17：45	16：45～18：15
6時限	18：00～19：30	18：45～20：15
7時限	19：45～21：15	

### 3. 授業時間数と単位の計算方法とセメスター

- ① 授業は、前期15週・後期15週の計30週で行います。
- ② 1時限（以下1コマという）90分の授業は、2時間として計算します。
- ③ 各授業科目に対する単位数は1単位を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により計算します。
  - ア. 講義科目については、15時間で1単位（週1コマ2時間×30週または週2コマ2時間×15週＝60時間で4単位、週1コマ2時間×15週＝30時間で2単位）とする。
  - イ. 教養演習、専攻入門科目については、15時間で1単位（週1コマ2時間×30週＝60時間で4単位）とする。
  - ウ. 演習については、30時間で1単位（週2コマ4時間×30週＝120時間で4単位）とする。
  - エ. 実習科目及び実技科目については、30時間又は45時間で1単位とする。
- ④ 1年間を2期（4～9月を前期、10～3月を後期）に分け、各期を「セメスター」と言います。在学しなければならない4年間は計8セメスターで構成され、1年次前期は第1セメスター、同後期は第2セメスターとなり、以後順次進行していくことになります。

### 4. 授業科目の種類と卒業要件単位

- ① 授業科目は、自己デザイン領域科目の基本科目、キャリア創造科目、自己学習プログラム、共通領域科目の総合科目、広域選択科目、外国語科目、情報教育科目、健康・運動科目、専門領域科目の人文社会学群共通科目、学類基礎科目、学類基幹科目、専攻専門科目、専攻入門科目、演習、卒業研究及び自由選択領域科目に分けられます。この他、教職関係科目が開設されています。それぞれの授業科目については＜資料編＞を参照してください。
- ② これらの科目のうち、卒業までに最低限修得しておかなければならない科目の単位を卒業要件単位（以下「**要卒単位**」）と言います。要卒単位については＜基本編2＞「**行政政策学類履修基準表**」を参照してください。

### 5. 受講者制限（受講調整）

開放科目、共通領域科目、専攻入門科目、演習、実習、外書講読、集中講義、情報機器を使用する科目などは科目の性質上又は教授上、及び施設の都合で受講者数が制限（受講調整）されることがあります。

## 6. 履修計画

- ① 学年制はとっていませんが、自己デザイン領域科目、共通領域科目は主として1、2年次に、専門領域科目は後掲の「専門領域科目一覧表」に示した履修年次にしたがって、それぞれ履修してください。
- ② 専門領域科目は、各自の所属する専攻に応じて「行政政策学類の専門教育課程の概要別表」に示す基準にしたがって履修しなければなりません。
- ③ 専攻入門科目は、専門領域科目の基礎的教養を身につける場として演習の前段階におかれています。
- ④ 演習は小集団での学習、研究の場として重視されており、多くの場合、卒業研究に関する指導を含んでいます。この演習を軸として専門領域科目を履修し、必修である卒業研究を提出してください。
- ⑤ 履修計画に万全を期すため、1～4年次の各 Semester において、成績発表後直ちに修得単位の確認を行ってください。
- ⑥ 履修体系については、「<基本編>専門教育とは何ですか？」を参考にしてください。
- ⑦ 履修するためには、年2回、前期に通年科目と前期科目、後期に後期科目の登録手続きを行う必要があります。「履修科目の登録手続きについて」をよく読み、忘れずに手続きを行ってください。

## 7. 専攻の所属について

- ① 1年次後期（第2 Semester）に各自の希望に基づき、専攻を決定します。
- ② 専攻の選択は、演習の所属及び卒業研究を書くにあたって非常に重要なので、「<基本編>専門教育とは何ですか？」の「行政政策学類の専門教育課程の概要」を熟読し、本学類で何を学びたいか、しっかり見据えたうえで決定してください。
- ③ 専攻は第4 Semester 開始時に変更を認めることがあります。必要な手続きについては後掲の「転専攻について」を参照してください。

## 8. 履修に関する注意事項

- ① 各科目別に指示された履修方法に従って履修してください。これに反する履修は認められません。違反した場合は、履修登録は無効となり、単位の修得ができなくなります。
- ② 指定された履修年次で単位を修得しないと、それ以降の年次で履修が困難となる場合がありますので注意してください。
- ③ 出席不良者には、正規試験の受験資格を認めないことがあります。
- ④ 授業時に録音や録画をする場合は、あらかじめ担当教員の許可を得てください。

### 3. 履修科目の登録手続きについて

1. 授業を受けるためには、必ず履修登録をしなければなりません。履修登録は、インターネットに接続された学内外のパソコンから、LiveCampus に接続して行います。詳しい操作方法については、履修登録の期間に教務担当窓口または総合情報処理センターにあるマニュアルを参照してください。また、携帯電話からの履修登録は行えませんので注意してください。ID やパスワードを忘れた場合は、教務担当窓口にお問い合わせください。電話での問い合わせには応じられません。
2. 定められた期間内に登録をしなかった授業科目については、受講することは認められませんので注意してください。
3. 共通領域科目や専門領域科目の一部には受講者数を制限する科目もありますので、あらかじめ所定の手続きをとってください。
4. 特定の授業科目を履修した後でないと受講できないなどの制限が設けられている科目もありますので、学習案内や時間割表などで確認のうえ、登録するようにしてください。
5. 次の場合は履修を認められません。履修登録の際 LiveCampus」でエラーとなりますので注意してください。
  - ①二重履修・・・同一時限に同時に開講する2つ以上の授業科目を履修すること。  
特に、集中講義の日程が重ならないように注意してください。
  - ②同時履修・・・同一の授業科目を同一の学期に複数受講すること。
6. 履修登録期間は、教務関係日程表を参照してください。所定の期間内に履修登録を行ってください。

## 4. 試験及び成績（単位の認定）について

### 1. 試験について

試験には、試験規則に基づき行われる**正規試験**と、担当教員の判断で随時行われる**平常試験**とがあります。正規試験は、教務関係日程表に記載されている期間に実施されます。正規試験の時間割は、試験期間開始の1週間前に発表されますが、通常の授業の曜日・時間帯・教室などと異なる場合が多いので十分注意してください。また、発表後に教室や実施日が変更になる場合もありますので、試験中の掲示には特に注意してください。

正規試験を受験する際の諸注意事項は、学生受験心得（〈資料編〉関係規程等に収録）に定められていますので、受験の前に熟読しておいてください。また、福島大学試験規則（〈資料編〉関係規程等に収録）も同様に熟読してください。さらに、以下の事項にも留意してください。

- ① 病気その他やむを得ない事情により正規試験を受験できなかった場合は、追試験を認めることがあります。病気の場合は医師の診断書、交通機関の遅延の場合は遅延証明書が必要となります。詳細は「病気その他やむを得ない事情として認めることができる場合の運用（〈資料編〉関係規程等に収録）」を参照してください。
- ② 不正行為（カンニングなど）を行った場合、当該科目だけでなく、そのセメスターの全ての履修登録が取り消しになるほか、学則に基づき懲戒処分を受けることとなります。
- ③ 学生証を携帯しなければ正規試験を受験することはできません。

### 2. レポートについて

レポートを提出する場合は、以下の事項に留意してください。

- ① 締切り後の提出は認められませんので、提出期限を確認のうえ、余裕をもって作成してください。提出時間は窓口対応時間内とします。
- ② レポートは必ずワープロで作成するか又はペン書きし、ホッチキスなどで綴じて提出してください。レポートの記載事項及び提出方法については、担当教員の指示に従ってください。

### 3. 単位の認定について

本学の単位の認定は、各科目について次の5段階で評価し、A～Dを合格とします。A～Dの評価は、全学統一の点数基準ではなく、授業科目ごとの達成度を基準として決定されます。各科目の評価方法は、シラバスに明示されています。

単位の認定は、正規試験としての筆記試験やレポートによって行われるほか、平常試験や平常レポートなどで行われることもあります。

	評価	基準	GP
合格	A	きわめて優秀	4
	B	優秀	3
	C	望ましい水準に達している	2
	D	望ましい水準に達していないが、不合格ではない	1
不合格	F	不合格	0

#### 【単位認定上の注意事項】

- ・ 授業料を所定の期間に納入しなかった者（授業料全額免除者を除く）の履修する科目の単位認定は、授業料の納入が確認された後に行います。したがって、授業料未納によって除籍された者が当該年度（学期）に履修した科目は、単位を認定しません。
- ・ 集中講義の日程ならびに単位認定「学期」については、履修登録手続き前に掲示します。開講日程（時間帯）が重複している科目は、二重履修となり履修できません。

成績評価を表す記号には、A、B、C、D、Fのほか以下のようなものがあります。

評価	評価を表す記号の意味
G、H	教育実習等の可否（G＝合格、H＝否）
N	他大学等で修得した科目等を認定された場合
I	未完了

#### 4. 成績発表について

成績については、所定の期間（前期の成績：9月、後期の成績：3月）に発表します。教務関係日程表で日時を確認のうえ、LiveCampus上で確認してください。

#### 5. 不服申立てについて

成績はLiveCampusで確認します。各セメスターの成績発表日以降に当該セメスター分が追加されますので、各自必ず確認してください。なお、紙での交付は行っていませんので留意してください。成績の確認は、メンテナンス期間を除き随時可能です。

成績評価について不服がある場合には、セメスターごとに定められた期間内に不服申立てをすることができます。不服申立てはLiveCampusにより行います。申請方法等詳細は、掲示によりお知らせします。

この「不服申立て」に対しては、当該授業科目の担当教員が個別に対応します。ただし、

非常勤講師担当の授業科目にかかわる「不服申立て」については、教務担当窓口で対応します。

成績に対する不服は、単に自分が期待した評価が得られなかったというだけでは、申し立てることはできません。「不服申立て」にあたっては、シラバスの成績評価基準による自己採点と得られた成績評価との間に明らかにギャップがあるなど、不服申し立てを行うに足る合理的な根拠を明確に説明することが必要です。要件を満たさない申立ては不許可となります。

## 5. GPA制度（履修登録上限（Cap）制度含む）

### 1. GPA(Grade Point Average)とは何かー「量」より「質」の学習

卒業するためには、**124単位**を修得しなければなりません。しかし、この「単位」は、大学における学習の「量」をカウントするものです。これに対して、GPAとは、大学で修得した単位の「質」を測定する尺度です。

学生が履修した科目の成績評価（A、B、C、DおよびF）をそれぞれ4、3、2、1、0に点数化したものを、GP（Grade Point）といいます。GPAは、履修科目の1単位当たり平均GPの値を計算します。本学では、C評価（GP2）を**望ましい水準**として設定していますので、卒業要件単位を修得するだけでなく、GPA2.0以上を達成することが目標になります。

D評価でも単位は修得することができますが、Dの数が多くなると、GPA2.0以上の達成は難しくなります。このように、GPAは、学習の「量」より「質」を求める制度ですので、1 Semester当たりの履修登録単位を制限する**Cap制度**もあります。また、D評価の修得科目に再チャレンジする**再修得制度**も設けられています。

GPA制度は、履修登録した授業科目に対する学生の履修責任を前提としています。**履修登録撤回や未完了**の手続きをとらずに、ある科目の学習を途中で放棄した場合には、不合格と同様に扱われ、GPAの分母だけが増えることとなります。このようなことにならないように、よく考えて履修計画を立ててください。その際、履修計画の手引きとして、**シラバス**があります。シラバスには、その授業科目でどのようなことを学習するのか（授業概要・授業計画）、また学習の達成度をどのように評価するのか（評価方法）が、担当教員によって詳細に示されています。

もちろん、学習の「質」の向上は、学生の努力だけで達成されるものではなく、教員の教育責任も当然の前提となります。授業でよく理解できないところがあったら、**オフィスアワー**を利用して担当教員に直接、質問をしましょう。また、シラバスに書かれていた「評価方法」に照らして、成績評価に疑問を感じた場合には、授業担当教員に**不服申立て**をすることもできます。

GPAの最高点は4.0です。より高いGPAを獲得できるように、「量」よりも「質」



の向上を目標として学習してください。

GPAは、以下の式によって計算されます。

$$\text{GPA (Grade Point Average)} = \frac{\text{(取得した各科目の単位} \times \text{Grade Point) の総和}}{\text{履修登録した科目の総単位数}}$$

なお、以下の科目は、GPAの計算には含まれません。

本学で評価しない科目（GあるいはNで記載される科目）、全学共通に確認されている「N評価科目」、自己学習プログラム、非英外国語における検定試験、語学研修による単位認定科目、単位互換と留学で取得した科目、インターンシップ、要卒に計上されない教職に関する科目、キャリアモデル学習、コア・アクティブ科目

※ 他大学等で修得した科目等を認定された場合は「N」で評価する。

## 2. GPA関連諸制度

GPA制度の下には、これが有効に機能するようにさまざまな関連する諸制度が設けられています。以下の①～③の制度を正しく理解していないと、GPAの計算に不利な結果を生ずる可能性がありますので、注意してください。

### (1) 履修登録上限 (Cap) 制度について

本学では、単位取得に必要な予習・復習の時間を確保し、さらに受講科目の「望ましい水準」が達成されるように、 Semesterごとに履修登録できる単位数の上限を設定しています。これを「Cap制度」といいます。Cap制度は、以下のようになっています。

- ① すべての領域科目の半期（1 Semester）履修登録単位は、**24単位**に制限されません。
- ② 制限単位数を超えた登録は認められません。ただし、以下の科目は、この単位制限を超えて登録することができます。

#### Cap 除外科目一覧

- ・ 集中講義で開講される科目
- ・ 外部検定試験や海外語学研修、単位互換科目など、学外での学習が単位として認定される科目
- ・ 自己デザイン領域科目に含まれる自己学習プログラムとインターンシップ
- ・ 教職に関する科目（「社会教育論(生涯学習論を含む) I」及び教科に関する科目は除く）

- ・行政政策学類で開講される以下の科目  
 社会教育課題研究、社会福祉課題研究、考古学実習、古文書学実習、博物館実習、  
 コア・アクティブ科目、中国語コミュニケーション、英語コミュニケーション、  
 English Presentations

③ 実習・課題研究・通年科目のうち、下記の科目については、年間の授業の連続性を考慮して、履修登録・成績の交付・Capの取扱いを下表のように設定していますので、注意してください。なお、いずれの科目も原則通年扱いとなり、履修登録は前期に行い、成績は後期に開示されます。また、表中のⅠとⅡに分かれている科目は、ⅠとⅡの両方を前期に登録する必要があります。

科目名	単位数	Capの取り扱い	履修登録	成績
社会福祉課題研究Ⅰ	2	Cap 除外科目 (Cap に含まない)	前期 (通年扱い)	後期
社会福祉課題研究Ⅱ	2			
社会教育課題研究Ⅰ	2			
社会教育課題研究Ⅱ	2			
考古学実習	2			
古文書学実習	2			
博物館実習	3			
古文書講読Ⅰ	2	Cap 対象		
古文書講読Ⅱ	2			

## (2) 履修登録撤回制度について

履修登録期間内に履修登録をした科目について、授業内容が予想していたものと違って、又は授業についていけない、などを理由にして、所定の期間内にその科目の履修登録を取り消すことができる制度を「履修登録撤回制度」といいます。これは、学生の自主的な登録撤回によって、低いG Pを取得しG P Aが低下することを回避するための措置です。

前期及び後期の履修登録撤回期間は、**教務関係日程表**や掲示等で確認してください。ただし、集中講義については、集中講義開始日の翌日までとし、受講調整を行わなかった実習系科目(前期に履修登録し、後期に成績評価される科目(集中講義を除く))については、後期の履修登録撤回期間までとします。

ただし、以下の科目については、履修登録撤回はできません。

必修科目、教養演習、キャリア形成論、英語A、英語B、非英初級、非英中級、健康・運動科学実習、受講調整実施科目(実習・課題研究を含む)、卒業研究、演習、専攻入門科目

履修登録撤回は、学生の履修計画を前提とした例外的な措置であり、ある科目を履修撤回した場合に、当該科目に代わる科目を再登録することはできません。

### (3) 未完了について

「未完了」とは、履修登録撤回の手続き期間経過後から授業期間の最終日（集中講義の場合はその最終日）までに、病気や事故などやむを得ない個人的な事情で、履修登録した科目の受講を継続することが困難になった場合などを理由として申請をした者に認められる制度です。これは、上記のような事由が生じた場合に、履修登録をした科目が不合格（FすなわちGPA＝0）となりGPAが著しく低下するのを回避するための特別措置です。

未完了の申請にあたっては、追試験に準じた手続きが必要になります（該当する方は、教務担当窓口にご相談してください）。申請が認められた時点で、成績通知表には「I」の記号が付され、再履修しない限り「I」のまま残ります。ただし、同一科目を再度受講することにより、単位を修得することができます。

なお、未完了「I」は、GPAの計算対象にはなりません。

### (4) 再修得制度について

「再修得制度」とは、Capの枠内で、D評価の既修得科目の再修得を認める制度です。これは、「望ましい水準」に達していない既修得科目について、学生の自主的な再受講を認めるものです。

この制度によりC以上の評価を取得した場合には、成績評価が上書きされることとなります。再修得を試みる回数について、制限はありません。

ただし、以下の科目については、再修得はできません。

インターンシップ、自己学習プログラム、英語A、英語B、応用英語、英語以外の外国語中級・上級、スポーツ実習、専攻入門科目、演習、実習（各種「課題研究」を含む）、情報機器を使用する科目及びその他の受講調整を実施する科目、留学生用の「日本語」I～IV、「日本事情」I～IV、コア・アクティブ科目
--

なお、不合格（F評価）の科目を再履修してD以上の評価を取得した場合も、成績評価が上書きされます。

## 6. シラバスについて

「シラバス (syllabus)」とは「授業計画」のことで、授業科目名称、担当教員名、講義目的、各回の授業内容、成績評価の基準や方法、予習・復習についての指示、教科書・参考書、履修条件などが記載されています。

履修計画を立てる際には、まず年度始めのガイダンスや「学習案内」により、その年度にどの科目を受講すべきか、受講可能であるかを確認します。学習案内の科目一覧には授業の詳細な内容までは記されていませんので、シラバスを参照して履修計画を立てることになります。シラバスは、受講時には授業全体に対する現在の授業の位置づけを確認し、予習・復習のためのアドバイスになりますので、どんどん活用してください。

現在、福島大学では、学生の履修登録システムとして **LiveCampus** を導入していますが、履修登録時や授業履修時に参考になるように、各授業のシラバスもこのシステムから閲覧できるようになっています。**LiveCampus** にログインし、画面上の「シラバス」の項目から履修したい授業科目を検索して、各シラバスを参照してください。

なお、印刷されたシラバスは教務担当窓口に常置されています。閲覧したい場合は、教務担当窓口で閲覧してください。

## 7. オフィス・アワーについて

「オフィス・アワー (Office Hour)」とは、教員 (非常勤講師を除く) が研究室等において学生からの履修相談や授業に関する質問などの相談に応じるため、あらかじめ設定している時間帯のことです。原則として、各教員は毎週特定の時間帯をオフィス・アワーとして設定し、研究室などに待機しているか、またはメールなどにより問合せに対応しています。各教員のオフィス・アワーの時間・場所などについては、各科目のシラバスに掲載されているものを参照してください。最初の授業で担当教員がオフィス・アワーについて説明する場合があります。

なお、オフィス・アワーの時間以外にも担当教員が質問や相談に応じることは可能ですので、メールや電話等で、予定を確認の上、積極的に質問してください。疑問を疑問のままに終わらせないことが、さらに学習を進めるための一歩となるはずです。

## 基本編 2

# 卒業に必要な単位数は？

行政政策学類履修基準表

領域区分	科目区分		履修年次	分類 (※1)	科目単位	要卒単位	
自己デザイン領域	基本科目	教養演習Ⅰ・Ⅱ	1年	必修	2	4	
	キャリア創造科目	キャリア形成論	1年	必修	2	2	
		キャリアモデル学習	2年以上	選択必修	2	} 2	
		インターンシップ(就業体験学習)	2年以上	選択必修・自由	1又は2		
	自己学習プログラム	1年以上	選択必修・自由	1又は2			
(小計)						8	
共通領域	総合科目		1年以上	選択必修・自由	2	} 10 (※2)	
	広域選択科目	人間と文化	1年以上	選択必修・自由	2		
		社会と歴史	1年以上	選択必修・自由	2		
		自然と技術	1年以上	選択必修・自由	2		
	外国語科目	英語AⅠ・AⅡ		1年	必修	1	} 4 (※3)
		英語以外の外国語初級Ⅰ・Ⅱ		1年	必修・自由	2	
		英語BⅠ・BⅡ		2年以上	選択必修・自由	1	
		英語以外の外国語中級		2年以上	選択必修・自由	1	
		応用英語		3年以上	自由	2	
		英語以外の外国語上級		3年以上	自由	2	
	情報教育科目	情報処理Ⅰ～Ⅳ		1年以上	選択必修・自由	2	2
	健康・運動科目	健康・運動科学実習Ⅰ・Ⅱ		1年	必修	1	2
スポーツ実習		2年以上	自由	1			
(小計)						26	
専門領域	人文社会学群共通科目		1年以上	選択必修	2	4 (※4)	
	学類専門科目	学類基礎科目		1年以上	選択必修・自由	2	8
		学類基幹科目		2年以上	選択必修・自由	2	22
		専攻専門科目		2・3年以上	選択必修・自由	2	22
	専攻入門科目、演習、卒業研究	専攻入門科目Ⅰ・Ⅱ		2年	必修	2	4
		演習Ⅰ～Ⅳ		3・4年	必修	2	8
		卒業研究		4年	必修	4	4
(小計)						72	
自由選択領域						18	
総計						124	

(注) ※1. 「必修」とは、その科目を必ず修得しなければならないことを示す。

「選択必修」とは、指定された複数の科目のうちいずれかを選択して修得しなければならないことを示す。

「選択必修・自由」とは、「選択必修」の要卒単位数を超える分について、自由選択領域科目として要卒単位にカウントすることができることを示す。

「自由」とは自由選択領域科目として要卒単位にカウントすることができることを示す。

※2. 総合科目2単位、広域選択科目の3分野各2単位、計8単位を修得した上で、更に総合科目と広域選択科目の中から2単位を修得する(合計10単位)。

※3. 英語BⅠ・BⅡまたは英語以外の外国語中級どちらか一方で4単位修得する。

※4. 4単位を超えて修得した学群共通科目は要卒単位としてはカウントされない。

## 基本編 3

**この科目は、  
どうやって履修しますか??**

## 1. 自己デザイン領域科目の履修について

### 教養演習Ⅰ・Ⅱの履修について

- (1) 1年次の必修科目で、前期にⅠ、後期にⅡがそれぞれ開講されます。各2単位です。
- (2) 各演習クラスへの所属の決定方法については、学生の希望を考慮しながら一定の調整を経て、決定します。
- (3) 1年次で教養演習Ⅰ・Ⅱの単位を修得できなかった者は、次年度以降に所定の手続きを経て、ローマ数字に関係なく、再履修してください。ただし、担当教員に対しては、事前に連絡を取り、了承を得てください。

### キャリア形成論

自己デザイン領域のキャリア創造科目は、「キャリア形成論」「キャリアモデル学習」「インターンシップ」によって構成されています。このうち、「キャリア形成論」は1年次生の必修科目であり、キャリア教育科目群の最も基礎となる科目として位置づけられています。

授業のねらいは、第一に、自分と向き合い自分の人生を見つめること、第二に、働くことの意味や職業についての見方を再確認すること、そして第三に、これらを通して大学で学ぶことの意味を考え、学ぶ主体としての自己を確立することです。

キャリアとは、一人ひとりの自分なりの「仕事を通じての生き方」「人生をいかに生きるか」ということです。「キャリア形成論」は、学生が意欲的な大学生活を送るために、仕事・職業をめぐる現代社会の諸状況を学び、将来の進路や生き方について考える機会を提供することを主眼に置く授業です。この授業の受講を通じて、将来の進路をめぐる現状、展望と問題を知り、仕事・職業などについての自分のイメージ・理解を確認し、吟味・見直しのうえ、将来の進路・生き方を考えていくためのきっかけをつくることができます。

### キャリアモデル学習

この授業科目は、1年生のキャリア形成論で学んだことを深め、発展させる2年次以上で履修する科目です。学生のみなさんは、大学卒業後どのような職業につくのかを狭くとらえるのではなく、職業や仕事が自分の生活、人生の中で、どのような意味づけをもっているかを理解し、その上で将来の進路、職業選択を考えることが必要です。そこで、この授業では、実社会にはどのような職業があり、それに携わってきた人が具体的に職業や仕事をどのように意味づけているのかを学ぶ中で、各人の職業観、仕事観を考えることをめざします。

### インターンシップ

#### (1) ねらい

インターンシップとは、大学に在籍したまま、一定期間、企業や自治体などで就業体験を行う授業です。実社会での就業体験を通して、社会の基本的なルールやマナーを習得するとともに、自分自身の将来の職業に関する意識を形成することを目的としています。

インターンシップには、学生が自主的に行うインターンシップと、大学の正課の授業科



目として行うインターンシップがありますが、ここで説明するのは後者の場合です。

(2) インターンシップを受講するには

4月に受講希望者向けガイダンスを開催しますので必ず参加してください。受講希望者は、エントリーシートの提出及び履修登録が必要となります。実習先は、面談等選考のうえ決定します。5月～7月に事前学習（マナー講座、事前指導）、事前訪問を行い、基本的に夏季休業中を利用してインターンシップ実習を行います。実習期間は1～2週間程度となります。実習終了後は、レポート提出、報告会での発表を行い、インターンシップ実習が修了となります。

大学の授業として単位認定を行いますので、「LiveCampus（ライブキャンパス）」による履修登録が必要となります（ただし、Cap除外科目になります。）。また、実習参加以外に、事前学習、報告会への参加、レポート等の課題を全てクリアすることにより、単位として認定されます。単位は、就業体験時間数が30時間～40時間（期間は1週間程度）は1単位、就業体験時間数が60時間～80時間（期間は2週間程度）は2単位となります。

なお、実習に際し、傷害保険や通勤・宿泊などの経費（実費負担）が必要となります。

(3) 参加条件

インターンシップに参加する条件として、事故等に対応できる保険、及び第三者賠償責任保険に加入していることが条件となります。

インターンシップ開始前までに加入が確認できない場合は、インターンシップへの参加が中止となることがあります。

(4) その他

- ・インターンシップ実施期間と、集中講義等の日程が重なった場合には、インターンシップを優先することになります。

また、この科目は、GPA制度、Cap制度及び再修得制度の対象外科目です。

**自己学習プログラム**

(1) ねらい

「自己学習プログラム」は、学生たち自身で、または教員の側からのサブゼミナール等の自主学習の提起を受けて、学習課題を設定し、その課題達成のための学習集団を組織して学習活動を行うことを通じて、学ぶことに対する自主性・主体性を育成するとともに、集団の中で行動することのできる社会的能力を養うことを目的としています。

(2) 対象となる活動内容

このプログラムの対象となる活動には、いくつかの条件があります。

- ①自主性：「自己学習プログラム」は、学習の企画を立上げ、計画し、それを実行して成果をまとめるという一連のプロセスに対して評価し単位を認定するものです。したがって、サブゼミナール等の場合でも最終的に何らかのレポート等をまとめることは必要となります。なお、既存のサークル活動や自主的集団学習に参加し

たということだけでは「自己学習プログラム」の対象とはなりません。ただし、それらの集団での活動に参加しつつ、毎年の定型化した活動だけではなく、活動が独立した企画によって行われる場合には、「自己学習プログラム」の対象となる場合もあります。

- ②指導教員： プログラム全般について指導・助言・単位認定する学内の「指導教員」が必要です。指導教員を誰に依頼するかは、申請者が判断してください。
- ③活動の場所： 安全面の確保や社会的責任という観点から、学内で行われる自主的諸活動を原則とします。
- ④集団性： このプログラムのねらいには、「社会的能力」の育成も含まれています。したがって、集団で行なう企画でなければなりません。代表責任者と副代表責任者を置くことを原則とします。
- ⑤その他： 集団で行われている学外のボランティア活動に参加する場合も本プログラムの対象とします。その際、指導教員による必要な事前学習と事後振り返りが必要であり、さらに事故等に対応できる保険、及び第三者賠償責任保険に加入していることが条件となります。
- ⑥活動期間と時間： 年度内に終了する企画とします。複数年にわたる活動の場合には、1年間という期間の中で区切りを付け、必要であればまた新たな企画を立ち上げてください。活動時間総計がおおむね45時間程度で1単位、90時間程度で2単位が認定されます。

### (3) 手続き等

「自己学習プログラム」としてふさわしい内容かどうかについては、個々の申請に応じて担当委員会で判断します。申請前に、活動内容・計画等を指導教員とよく相談してください。

以下に、大まかな手続き等について示します。

- ①申請について： 申請者は、指導教員から活動計画についての助言指導を受けた後、申請書様式1（全体表）を代表責任者が取りまとめ、教務課共通領域担当窓口へ提出してください。
  - ・申請時期は、前期申請が4月、後期申請は10月になります。詳細は掲示板にて確認してください。
- ②申請の認定について： 申請用紙等は教務課共通領域担当窓口で配布します。自己学習プログラムとしての申請の認定は5月あるいは11月になります。認められた計画については、掲示板でお知らせします。
- ③履修登録について： 認定された時点で、教務課で一括履修登録を行います。学生個人の窓口での手続き等は不要です。
- ④活動報告書について： 活動終了後は、担当教員に提出するレポート等とは別に、様式2（全体活動総括）・様式3（自己学習プログラム報告書）を各プログラムの代表責任者が取りまとめ、教務課共通領域担当窓口へ期日までに提出してください。
  - ・平成30年度前期で完結する企画：平成30年度前期の授業終了日 17時まで
  - ・平成30年度後期で完結する企画：平成30年度後期の授業終了日 17時まで

⑤単位認定等について： 単位認定は、認定された場合の評価は「N（認定）」、認定されない場合は「F（不合格）」になります。また、単位としての上限は6とします。なお、この科目は、GPA制度、Cap制度及び再修得制度の対象外科目です。申請後、単位の変更や期間の変更は認められませんが、履修登録の撤回は可能です。

【代表者作成】

自己学習プログラム申請書(全体表)

1. 申請分野	A: プロジェクト学習		B: 自主的学習集団	
2. 申請する単位数	2 単位	(時間数が総計45時間以上の場合は1単位、90時間以上は2単位)		
3. プロジェクト名または学習のテーマ・名称	担当教員の署名・押印は必ず必要です。			
4. プロジェクトまたは学習の目的	<p>プロジェクトまたは学習の目的</p> <p>地方都市では、大型駐車場を備えた郊外型大型ショッピングセンターの出店が相次ぎ、従来、駅を中心とした駅前通りや地元商店街の空洞化・衰退が深刻化しています。福島県の県庁所在地である福島市や商業県都と言われる郡山市の駅前も例外ではありません。商業ビルから店舗が撤退し閉鎖となれば、ビルの空フロアやビル跡地が発生します。そして、買い物客が駅前から離れば、駅前商店街はシャッター通りと化してしまいます。これらは、駅前通りの弱体化だけに限らず、買い物客であった高齢者や交通弱者への影響も決して小さくありません。買い物難民の問題が発生してきます。</p> <p>本プロジェクトでは、①駅前商店街の実態調査をしながら、②買い物客が駅前を歩きたくなくなるような方策を、③交通手段を持たない私たち学生自身が実態を知り、考え、方策を立てていくことを目的にします。多くの人が歩きたくなくなる“街なか”を目指し、取り組んでいきたいと思えます。</p>			
5. 代表責任者	学 類	専 攻	年次	学 籍 番 号
	経済経営学類	国際地域経済 専攻	2	000000
6. 指導教員	学 類	氏 名		
	経済経営学類	0 0 0 0 印		
7. 本学教員以外の指導者	所 属	氏 名		
		印		
該当者がいる場合は記入してください	勤 務 地 ( 在 住 地 )	電 話 番 号		
8. 活動期間(※)	年 月 年 月			
9. 活動計画	内 容			
	①オリエンテーション	4	時間数	
	②駅前通りの実態調査	15		
	③市郊外の実態調査	15		
	④学生アンケート、駅前アンケート実施	6		
	⑤企画ミーティング 他	30		
	⑥印刷(製本)作業	5		
	⑦報告書作成	10		
	⑧反省ミーティング	5		
			計90	

※活動期間は、報告書の提出時期までになります。報告書提出時期は、前期完了する企画は前期授業終了日、後期完了する企画は後期授業終了日になります。

【代表者作成】

No.	学 類	専 攻	年 次	学 籍 番 号	氏 名	役割分担
1	経済経営学類	国際地域経済	2	000000	金谷 〇〇	代表
2	経済経営学類	企業経営	2	000000	松川 〇〇	副代表
3	経済経営学類	企業経営	2	000000	安達 〇〇	総務担当
4	行政政策学類	地域と行政	2	000000	森合 〇〇	企画担当
5	人間発達文化学類	人間発達	2	000000	浅川 〇〇	アンケート担当
6	人間発達文化学類	文化探究	2	000000	保科 〇〇	調査担当
7	人間発達文化学類	スポーツ・芸術創造	1	000000	伊達 〇〇	広報担当
8	経済経営学類	経済分析	1	000000	中村 〇〇	会計担当
9	行政政策学類	地域と行政	1	000000	南 〇〇〇	アンケート担当
10	経済経営学類	国際地域経済	1	000000	山本 〇〇	企画担当
申 請 者 名 簿						
この名簿には申請者全員を記入してください。						

**【各申請者作成】**

申請書名簿 No ( )

様式 3

自己学習プログラム報告書(個人表)

プロジェクト名または学習のテーマ・名称

氏名等	学類	専攻	年次	学籍番号	氏名
-----	----	----	----	------	----

活動の中での役割 ( ) ※名称があれば記入して下さい。

活動概要等	活動概要
活動時間	(1)活動の中での自分の役割について(具体的に)
活動報告	(2)活動を通して身についたこと、良かったこと、自主的に取り組めたこと

**【代表者作成】**

様式 2

自己学習プログラム報告書(全体活動総括)

プロジェクト名または学習のテーマ・名称

代表責任者	学類	専攻	年次	学籍番号	氏名
-------	----	----	----	------	----

①活動概要 ②活動総括 ③活動時間	(Blank area for overall activity summary)
-------------------------	---

	<p>(3) 活動を通しての反省点や自分に不足していると感じたこと</p> <p>(4) その他、今後、身に付けていきたいこと、活動を通しての感想等</p>
--	--

## 2. 共通領域科目の履修について

### 1. 共通領域科目の履修体系

共通領域科目は、以下の科目区分及び授業科目で構成されています。

科目区分		授業科目
総合科目		科学と技術の社会史，大学で学ぶ，グローバル災害論，NPO論，再生可能エネルギー，小さな自治体論，ふくしま未来学入門 他
広域選択科目	人間と文化 分野	哲学Ⅰ・Ⅱ，論理学，心理学Ⅰ・Ⅱ，文学Ⅰ～Ⅲ，美術，脳神経と精神保健Ⅰ・Ⅱ
	社会と歴史 分野	日本国憲法，市民と法，政治学，社会論，歴史学Ⅰ，経済学Ⅰ・Ⅱ，経営学，地理学Ⅰ，地域論Ⅰ，ジェンダー学入門
	自然と技術 分野	数学Ⅰ・Ⅱ，エネルギーの科学，物質の科学，生命の科学，環境の科学，ちからとかたち，医学概論
日本事情		日本事情Ⅰ～Ⅳ（外国人留学生のみ履修可能）
外国語科目	英語	英語AⅠ・AⅡ，英語BⅠ・BⅡ，応用英語Ⅰ～Ⅵ
	英語以外の外国語 （ドイツ語，フランス語，中国語，ロシア語，スペイン語，韓国朝鮮語）	英語以外の外国語初級Ⅰ・Ⅱ，英語以外の外国語中級，英語以外の外国語上級
	日本語	日本語Ⅰ～Ⅳ（外国人留学生のみ履修可能）
情報教育科目		情報処理Ⅰ～Ⅳ
健康・運動科目		健康・運動科学実習Ⅰ・Ⅱ，スポーツ実習

（注）年度によって開講されない授業科目があります。

### 2. 共通領域科目のねらい

#### （1）総合科目

総合科目（1年次より）は、学際的な科目として開講します。ひとつのテーマをめぐって、さまざまな分野での知見やアプローチの仕方を学び、多角的・総合的な思考を学ぶことをねらいとしています。

#### （2）広域選択科目

広域選択科目（1年次より）は、現代の学問・文化の成果を紹介し、専門を越えた関心と理解を促し、学問的な思考の基礎を身につけることをねらいとしています。「人間と文化」、「社会と歴史」、「自然と技術」の3分野にわたって授業科目が開講されています。（上の表を参照）

#### （3）外国語科目

外国語科目は、外国語を読む，書く，聞く，話す能力とともに，諸外国の言語文化を通じて，豊かな世界観，思考力，表現力を身につけることをねらいとしています。

「英語」及び「英語以外の外国語」（ドイツ語、フランス語、中国語、ロシア語、スペイン語、韓国朝鮮語）の授業が開講されます。1年次では「英語」及び「英語以外の外国語」が必修です。2年次では「英語」又は「英語以外の外国語」のいずれかが選択必修になります。2年次で両方の科目を履修することもできます。さらに外国語を勉強したい学生のために「応用英語」、「英語以外の外国語上級」が用意されています。

#### （４）情報教育科目

情報教育科目は、「情報処理Ⅰ」、「情報処理Ⅱ」、「情報処理Ⅲ」及び「情報処理Ⅳ」からなっています。

「情報処理Ⅰ」は、普通高校などであまり情報科目を履修してこなかった学生に、情報リテラシーを学んでもらうための科目です。

「情報処理Ⅱ」～「情報処理Ⅳ」は、専門高校や総合学科などである程度情報科目を履修して情報リテラシーを身につけている学生や、日頃からパソコンの操作に慣れている学生に、少し進んだ実践的な内容を学習してもらうための科目です。

- 「情報処理Ⅰ（講義テーマ：情報リテラシー）」は、大学における学習や日常生活においてコンピュータやネットワークを活用するための基礎的な能力いわゆるコンピュータリテラシーの能力を身につけるための科目です。ワープロ、表計算、電子メールやインターネットの利用等について学習し、パソコン活用スキルを身につけることを目標とします。
- 「情報処理Ⅱ（講義テーマ：エンドユーザコンピューティング）」では、日常コンピュータやネットワークを使用する上で必要とされる知識と基礎的な実践能力を身につけることを目指します。一般利用者（エンドユーザ）の視点から、周辺機器を含めたコンピュータの仕組みと機能、基本的な操作とそこで用いるソフトウェア、コンピュータの基本的な設定、及びメンテナンスやトラブル対処の方法について、実例を用いて体験的に学びます。
- 「情報処理Ⅲ（講義テーマ：ネットワークとセキュリティ）」では、ネットワークとセキュリティに関する基本知識を理解し、ウイルス感染防止・駆除対策、セキュリティポリシーの策定と運用などに関する基本的能力を身につけることを目標とします。インターネット社会において、被害者にも加害者にもならないように、リスク分析とセキュリティ管理能力を身につけます。
- 「情報処理Ⅳ（講義テーマ：プログラミング）」では、プログラミング初心者を対象に、C言語を用い実習を通じて、プログラミングの考え方や基本知識と技能を身につけることを目標とします。

#### （５）健康・運動科目

健康・運動科目は、健康・運動科学実習（1年次）とスポーツ実習（2年次以上）があります。授業のねらいは、これらの実習を通して、健康の維持増進や豊かな社会生活を送るための手段として身体活動を捉え、かつ実践していく能力（身体リテラシー）を養うことです。

- 「健康・運動科学実習Ⅰ」では、スポーツを通して1年次生のコミュニケーションの活性化や心身のリフレッシュを図ります。「健康・運動科学実習Ⅱ」では、種目に



かかわる健康や運動科学に関する各種データを収集し、それをふまえながら興味・動機付けを高め、科学的認識や知識を深める内容の授業を行います。

- 「スポーツ実習」では、多様な種目を開講し、スポーツの得意・不得意にかかわらず、各々がそれぞれの仕方で身体運動を楽しめるよう工夫されています。器械運動、フィットネス、スプリント、木球、テニス、バスケットボール、サッカー、フットサルなどの種目が開かれます。スポーツ実習は、同一種目であっても何度でも履修することができます。

### 3. 共通領域科目の履修方法

#### (1) 総合科目・広域選択科目の履修について

- ① 広域選択科目の3分野（「人間と文化」、「社会と歴史」、「自然と技術」と「総合科目」）をあわせた4分野から各2単位（合計8単位）を修得し、さらに4分野から2単位を修得し、合計10単位を修得しなければなりません。
- ② 卒業に必要な要件（卒業要件単位）を超えて修得した単位は、自由選択領域の単位となります。
- ③ 行政政策学類の学生は、「日本国憲法」「市民と法」を履修することができません。ただし、2年次において教職課程の履修を認められた学生については、「日本国憲法」を履修することができます。
- ④ 科目名称についての注意
  - ・ 授業科目名の二桁の数字だけが異なる場合は、同一の授業科目とみなされます。再修得の場合を除き、重ねて履修することはできません。
  - ・ ローマ数字が異なる場合は、別の授業科目を示しますので、重ねて履修することが可能です。

例：日本国憲法01，02 → 同一の科目 歴史学Ⅰ，Ⅱ → 別の科目
- ⑤ 総合科目・広域選択科目は、再修得することができます（再修得制度については学習案内参照）。
- ⑥ 行政政策学類の学生は、「市民と法」「日本国憲法 01，02」を履修することができません。
- ⑦ 経済経営学類の学生は、「経済学Ⅰ」「経済学Ⅱ」「経営学」を履修することができません。
- ⑧ 前年度まで開講されていた「精神保健Ⅰ」「精神保健Ⅱ」と、今年度開講の「脳神経と精神保健Ⅰ」「脳神経と精神保健Ⅱ」は、同一科目となります。
- ⑨ 「履修希望受付」は、以下の手続きで行います。  
（教室の収容人数を超える履修希望者がいた場合には、受講調整（人数制限）を行う場合があります。）

#### <履修希望受付方法>

受付期間等や「LiveCampus」登録は、教務関係日程表・マニュアル等により確認し

てください。

<1> **1次受付**（前期開講科目 4月初旬 / 後期開講科目 9月中旬～下旬）

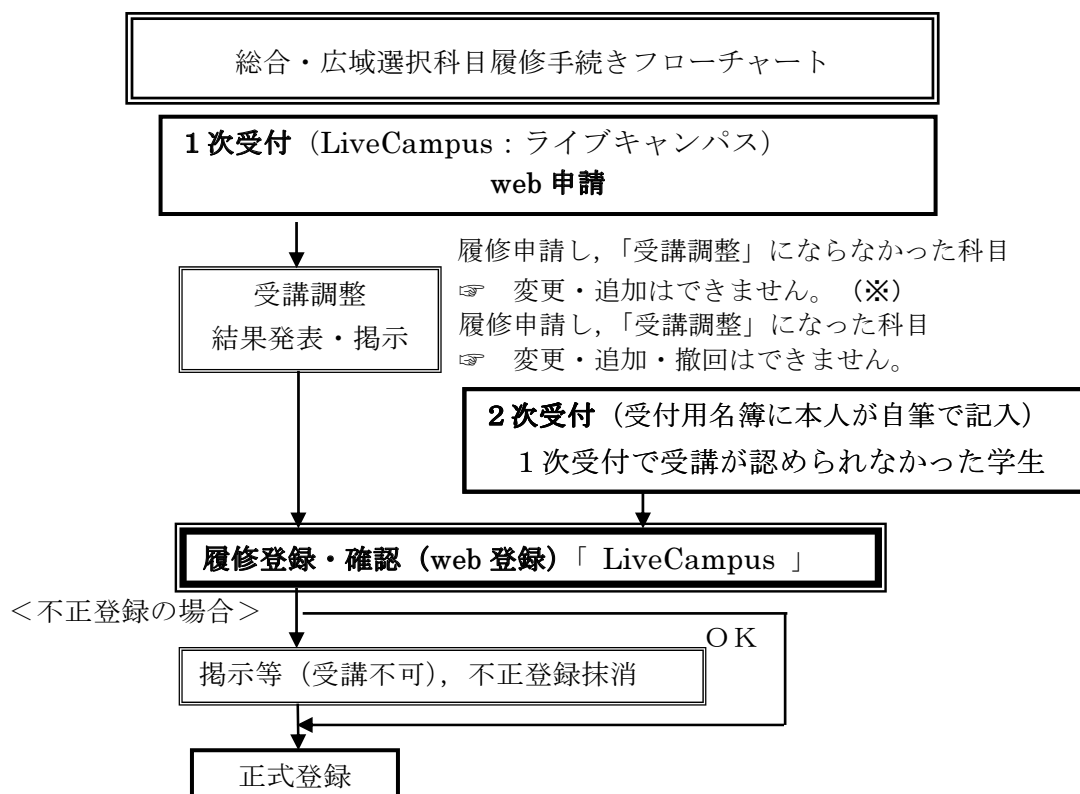
- ① 総合・広域選択科目のシラバスをあらかじめ確認し、曜日・時限毎に履修希望の科目を確定させ、「LiveCampus（ライブキャンパス）」により履修申請をしてください。履修申請は第3志望まで登録することができます。
- ② 履修申請の結果、教室の収容人数を超える科目については、やむを得ず人数制限として「受講調整」が行われる場合があります（教室を変更し、対応する場合があります）。受講調整が行われる場合、最初に再修得者（既修得科目がD評価を受けた者）が受講調整の対象になります。
- ③ 1次受付の結果は、「LiveCampus」で発表します。各自、確認してください。
- ④ 1次受付で受講が認められた科目の扱いは、以下のとおりになります。
  - ・ 受講調整が行われた科目は、当該時間帯の科目の変更・追加・撤回をすることができません。
  - ・ 受講調整が行われなかった科目は、原則として、当該時間帯の受講科目を変更・追加することはできません。
  - ・ 当該セメスターにおいて、同一分野で3科目以上の履修となる場合は、受講調整にならなかった科目についてのみ、1科目を対象に「総合科目・広域選択科目」内での科目変更をすることができます。希望する学生は、2次受付期間内に共通領域担当窓口まで申し出てください。
- ⑤ 当該時間帯に別の科目を登録すると「不正申請」になり、不正申請した科目も、1次受付で受講が認められた授業科目も受講できなくなります。
- ⑥ 受講調整になった科目は、LiveCampus等でお知らせします。

<2> **2次受付**（詳細は、1次受付の結果発表の翌日に掲示等で確認してください。）

- ① 1次受付を行い履修希望が認められなかった学生に対して、2次受付を行います。受付期間・時間帯に注意してください  
（1次受付で受講が認められた時間帯については、2次受付ができません）。
- ② 受付対象科目は、教室の収容人員に空きのある授業科目についてのみ行います。
  - ・ 受付方法は、「先着順」として科目毎の受付用名簿に本人が自筆で記入します。科目毎に定員に達するまで受講が認められます。定員に達した時点で受付終了となります。
  - ・ 1次受付で受講が認められた科目時間帯については、変更・追加はできません。
- ③ 2次受付で受講が認められた学生は、当該時間帯の受講科目を変更することはできません。
- ④ 当該時間帯に別の科目を申請すると「不正申請」になり、不正申請した科目も、2次受付で受講が認められた授業科目も受講できなくなります。
- ⑤ 2次受付の結果は、「LiveCampus」で登録期間及び修正期間内に各自、確認してください。

<注意>

詳細な操作マニュアルを別途配布しますので、マニュアルを参考の上必ず期間中に履修申請をしてください。教務課ホームページからもダウンロードできます。



(※) 1次受付の結果、同一分野で3科目以上の履修となる場合は、受講調整にならなかった科目のみ1科目を対象に「総合科目・広域選択科目」内での科目変更をすることができます。希望する学生は、2次受付期間内に共通領域担当窓口まで申し出てください。

(2) 外国語科目の履修について

(a) 1年次において、「英語AⅠ」、「英語AⅡ」あわせて4単位、及び「英語以外の外国語」いずれか1か国語の言語で「初級Ⅰ」、「初級Ⅱ」あわせて4単位を修得しなければなりません。

(b) 2年次において、「英語BⅠ」、「英語BⅡ」又は「英語以外の外国語中級」のいずれかを選択し、1つの外国語科目で4単位を修得しなければなりません。「英語以外の外国語中級」を履修するためには、当該言語の「初級Ⅰ」、「初級Ⅱ」の単位を修得していなければなりません。

・「英語BⅠ」、「英語BⅡ」を選択する学生は、「①英語の履修について「英語BⅠ、BⅡ」を読み所定の手続きをとってください。

・「英語以外の外国語中級」を選択する学生は、「②英語以外の外国語の履修について」を読み履修したいクラスを各自で選んで受講してください。なお、さらに「英語BⅠ、BⅡ」を履修することもできます。「英語BⅠ、BⅡ」の手続きを参照してください（「希望調査カード」に基づいたクラス編成は行いません）。

- (c) 「応用英語」、「英語以外の外国語上級」の単位は、自由選択領域に計上することができます。
- (d) 「英語以外の外国語初級」を除き、外国語科目は再修得することができません。
- (e) 「英語A・B」及び「英語以外の外国語初級及び中級」は履修登録を撤回することはできません。
- (f) 留学ビザによる編入学生については、日本語の履修を認めることがあります。

### ①英語の履修について

#### 英語AⅠ，英語AⅡ

- (ア) 「英語AⅠ」は、総合的な英語力の養成を目的とした授業科目です。
- (イ) 「英語AⅡ」は、技能別に英語力を養成することを目的とした授業科目で、次の3種類のコースが開講されます。授業の詳細はシラバスに記載されています。
- ・ Reading … 「読む」ことを主とした総合的な英語力を養成するためのコース
  - ・ Writing … 「書く」能力を養成するためのコース
  - ・ Oral Communication… 「聴く・話す」能力を養成するためのコース
- (ウ) 1年次では、「英語AⅠ」及び「英語AⅡ」を各2単位、計4単位を修得しなければなりません。各2単位、計4単位を超えて修得することはできません。
- (エ) 「英語AⅠ」及び「英語AⅡ」は、それぞれ週1回1クラスを半期履修することにより1単位認定されます。4単位を修得するためには、「英語AⅠ」について前・後期各1クラスの計2クラス、「英語AⅡ」についても前・後期各1クラスの計2クラスを履修する必要があります。
- (オ) 開講曜日・時限は学類ごとに指定されています。
- ・ 人間発達文化学類・共生システム理工学類は、「英語AⅠ」が月曜日2時限、「英語AⅡ」が金曜日1時限
  - ・ 行政政策学類・経済経営学類は、「英語AⅠ」が月曜日3時限、「英語AⅡ」が金曜日3時限
  - ・ 学類指定以外の曜日・時限の授業を受講することはできません。
- (カ) 前期の所属クラスは「英語AⅠ」、「英語AⅡ」とともに、以下の手続きで行います。
1. シラバスを読んで、受講を希望するクラスの第1回目の授業に必ず出席してください。
  2. 第1回目の授業では、授業内容についての説明と希望受付が2回（1次，2次）行われます。

#### < 1次説明・受付 >

- ・ 第1回目授業開始時（3時限13時00分）に希望するクラスの教室に行き授業内容等について説明を受けた後、**別途配布する「受講希望カード」を担当教員に提出してください。**（人数が多い場合は、その場で抽選が行われます。）
- ・ 1次受付で定員に達したクラスは、2次受付は行いません。

#### < 2次説明・受付 >

- ・ 1次受付で抽選にもれた学生は、提出した受講希望カードを受け取り、受講可能なクラスを掲示で確認し、2次説明・受付開始時刻（3時限14時00分）までに希望するクラスの教室に行ってください。授業内容について説明を受けた後、受講希望カードを担当教員に提出してください（人数が多い場合は、抽選が行われます）。

- ・ 2次受付の抽選にもれた学生及び第1回目の授業を欠席した学生は、受講希望カードを共通領域担当窓口に提出してください。所属クラスは第2回目の授業までに掲示します。

- (キ)再履修等2年次生以上で「英語AⅠ」、「英語AⅡ」を履修する学生は、手続きが異なります。「再履修等について」を読み、所定の手続きをとってください。
- (ク)後期の所属クラスは「英語AⅠ」、「英語AⅡ」それぞれ前期と同一教員のクラスになります。

- ・ 同一教員のクラスが後期に開講されていない場合は、前期クラスの教員の指示に従ってください。

- ・ 前期に単位を修得できなかった場合でも、後期は同じクラスで受講可能です。

- (ケ)「英語AⅠ」、「英語AⅡ」は、それぞれ後期のみ「基礎クラス」、「上級クラス」が開講されます。成績評価は、上級クラスが「A, B, F」のいずれか、基礎クラスは「C, D, F」のいずれかになります。

受付期間は、9月中～下旬です。上級クラス・基礎クラスを希望する学生は手続きをしてください。手続き詳細や受講の認否は掲示板等でお知らせします(人数が多い場合等は希望が認められない場合があります)。

#### 英語BⅠ, 英語BⅡ

- (ア)「英語BⅠ」は、総合的な英語力の養成を目的とした授業科目です。

- (イ)「英語BⅡ」は、技能別に英語力を養成することを目的とした授業科目で、次の3種類のコースが開講されます。授業の詳細はシラバスに記載されています。

- ・ Reading …「読む」ことを主とした総合的な英語力を養成するためのコース
- ・ Writing …「書く」能力を養成するためのコース
- ・ Oral Communication…「聴く・話す」能力を養成するためのコース

- (ウ)2年次で英語を選択する学生は、「英語BⅠ」及び「英語BⅡ」を各2単位修得しなければなりません。各2単位、計4単位を超えて修得することはできません。

- (エ)「英語BⅠ」及び「英語BⅡ」は、それぞれ週1回1クラスを半期履修することにより1単位認定されます。4単位を修得するためには、「英語BⅠ」について前・後期各1クラスの計2クラス、「英語BⅡ」についても前・後期各1クラスの計2クラスを履修する必要があります。

- (オ)開講曜日・時限は学類毎に指定されています。

- ・人間発達文化学類・共生システム理工学類は「英語BⅠ」が月曜日1時限、「英語BⅡ」が水曜日2時限

- ・行政政策学類・経済経営学類は「英語BⅠ」が水曜日1時限、「英語BⅡ」が金曜日2時限

- ・学類指定以外の曜日・時限の授業を受講することはできません。

- (カ)前期の所属クラスは「英語BⅠ」、「英語BⅡ」ともに、以下の手続きで行います。

1. シラバスを読んで、受講を希望するクラスの第1回目の授業に必ず出席してください。
2. 第1回目の授業では、授業内容についての説明と希望受付が2回(1次, 2次)行われます。

### < 1次説明・受付 >

- ・ 第1回目授業開始時（1時限8時40分，2時限10時20分）に希望するクラスの教室に行き，授業内容等について説明を受けた後，**別途配布する「受講希望カード」**を担当教員に提出してください（人数が多い場合は，その場で抽選が行われます）。
- ・ 1次受付で定員に達したクラスは，2次受付は行いません。

### < 2次説明・受付 >

- ・ 1次受付で抽選にもれた学生は，提出した受講希望カードを受け取り，受講可能なクラスを掲示で確認し，2次説明・受付開時刻（1時限9時40分，2時限11時20分）までに希望するクラスの教室に行ってください。授業内容について説明を受けた後，受講希望カードを担当教員に提出してください（人数が多い場合は，その場で抽選が行われます）。
- ・ 2次受付の抽選にもれた学生及び第1回目の授業を欠席した学生は，受講希望カードを共通領域担当窓口に提出してください。所属クラスは第2回目の授業までに掲示します。

(キ) 後期の所属クラスは「英語BⅠ」，「英語BⅡ」それぞれ前期と同一教員のクラスになります。前期に単位を修得できなかった場合でも，後期は同じクラスで受講可能です。但し，通常クラスから「基礎クラス」，「上級クラス」に限って変更ができます。

(ク) 「英語BⅠ」，「英語BⅡ」の「**基礎クラス**」と「**上級クラス**」は，前期から開講されます。成績評価は上級クラスが「A, B, F」のいずれか，基礎クラスは「C, D, F」のいずれかになります。

・ 「基礎クラス」，「上級クラス」を希望する学生は，通常クラスと同様，第1回目授業開始時（1時限8時40分，2時限10時20分）に希望するクラスの教室に行き，授業内容等について説明を受けた後，**別途配布する「受講希望カード」**を**担当教員に提出**してください。人数が多い場合は，その場で抽選が行われます。

・ 1次受付で抽選にもれた学生は，提出した受講希望カードを受け取り，受講可能なクラスを掲示で確認し，2次説明・受付開始時刻（1時限9時40分，2時限11時20分）までに希望するクラスに行ってください。上記の< 2次説明・受付 >と同様の手続きで決定になります。

(ケ) 前期に通常クラスに所属していた学生に限り，後期から「基礎クラス」，「上級クラス」への変更が可能です。受付期間は，9月中旬です。上級クラス・基礎クラスを希望する学生は手続きをしてください。手続き詳細や受講の認否は掲示板等でお知らせします。（前期の時点で「基礎クラス」，「上級クラス」が定員を満たしている場合，また，希望人数が多い等の場合は希望が認められないことがあります）。

#### 応用英語Ⅰ～Ⅵ

(ア) 3，4年次生で，さらに英語の履修を希望する学生は，「応用英語Ⅰ～Ⅵ」を履修することができます。

(イ) 当該科目は、それぞれの授業の目的・内容が異なります。詳細はシラバスに記載されています。

(ウ) 修得した単位は、自由選択領域の単位として計上され、外国語の必修単位にはなりません。

(エ) 再修得することはできませんが、単位修得後に同一の授業科目（ローマ数字が同じ科目）を繰り返し履修し、単位の修得が認められます。

#### 外部検定試験の活用について

「英語に係る技能審査の単位認定に関する要項」の記載を読み、所定の手続きをとってください（英語ではなく自由選択領域分の単位として認定されます）。

#### 語学研修について

<資料編2>「英語の語学研修に係る学修の単位認定に関する要項」の記載を読み、所定の手続きをとってください。

#### 再履修等について

(ア) 「英語A I・A II」, 「英語B I・B II」の再履修を希望する学生は、共通領域担当窓口から「英語再履修希望調査カード」を受け取り、第1回目授業開始時に希望するクラスの教室に行き、カードを担当教員に提出してください。第1希望のクラスが受入不可で、第2、第3希望のクラスでも受付不可だった場合は、共通領域担当窓口まで申し出て下さい。

再履修希望カード配布時期： 前期 3月中～下旬 / 後期 9月中旬

(イ) 1クラス（半期）のみ再履修を希望する学生は、修得済みのクラスの開講時期（前期／後期）に関わらず、前期、後期いずれでも履修可能です。

(ウ) 再履修以外の理由（休学等）で、「英語A I・A II」を2年次以上、「英語B I・B II」を3年次以上で履修する学生も同じ手続きをとってください。

(エ) 再履修として前期から履修している学生は、後期の再履修手続は不要です。後期は、前期と同一教員のクラスになります。前期に通常クラスに所属し、後期から「基礎クラス」、「上級クラス」を希望する学生は、所定の手続きをとってください。

(オ) 4年次生以上で専門領域科目の履修の関係で英語の再履修が困難な学生は、英語再履修受付期間に必ず共通領域担当に申し出て下さい。

#### ②英語以外の外国語の履修について

英語以外の外国語は次のように開講されます。

ドイツ語	初級Ⅰ	初級Ⅱ	中級	上級
フランス語	初級Ⅰ	初級Ⅱ	中級	上級
中国語	初級Ⅰ	初級Ⅱ	中級	上級
ロシア語	初級Ⅰ	初級Ⅱ	中級	上級
スペイン語	初級Ⅰ	初級Ⅱ	中級	上級
韓国朝鮮語	初級Ⅰ	初級Ⅱ	中級	上級

\* 「スペイン語初級Ⅰ・Ⅱ」は、全学で1クラス（火曜日2時限と木曜日2時限）のみの開講です。人間発達文化学類と共生システム理工学類の学生が履修を希望する際には、専門領域科目との時間割の重複に注意してください。

\* 「初級」と「中級」の開講時限はおおむね一定していますが、「上級」は年度により開講時限や開講時期が変更されることがあります。

### 初級Ⅰ・初級Ⅱ

- (ア) 1年次では、いずれか1か国語について「初級Ⅰ」及び「初級Ⅱ」を各2単位、計4単位を修得しなければなりません。各2単位、計4単位を超えて修得することはできません。
- (イ) 同一クラスで週2回の履修になります。週1回だけの履修は認められません。
- (ウ) 複数クラスのある外国語では所属クラスが指定されますので、そのクラスで受講してください。詳しくは新入生ガイダンスでの指示に従ってください。
- (エ) 「初級Ⅱ」を履修するためには、当該言語「初級Ⅰ」2単位を修得していなければなりません。
- (オ) 「初級Ⅱ（後期）」のクラスは、「初級Ⅰ（前期）」と同じクラスを受講してください。  
例：（前期）初級ⅠB → （前期）初級ⅡB

### 中級

- (ア) 英語以外の外国語により外国語の卒業要件単位を満たそうとする学生は、いずれか1か国の言語で4単位を修得しなければなりません。
- (イ) 「中級」を履修するためには、当該言語の「初級Ⅰ」、「初級Ⅱ」の単位を修得していなければなりません。
- (ウ) 週1回1クラスの履修で1単位認定されます。4単位修得のためには同一外国語について、前期・後期とも週2回2クラスの履修が必要です。
- (エ) 「中級」は、同一外国語で4単位を超えて履修できますが、4単位を超えて修得した単位は要卒単位に計上できません。
- (オ) クラスは自由に選択し、第1回目の授業から出席してください。

### 上級

- (ア) 「上級」は3，4年次生を対象とした授業で、それまでに修得した外国語運用能力と外国文化の知識をさらに総合的にレベル・アップさせることを目的としています。
- (イ) 「上級」を履修するためには、当該言語「中級」2単位を修得していなければなりません。「上級」の授業は「中級」4単位修得以上の学力を前提に行われます。
- (ウ) 「上級」の修得単位は自由選択領域の単位として計上され、外国語の必修単位にはなりません。
- (エ) 「上級」は繰り返し履修することができ、単位の修得が認められます。

### 履修手続き

- (ア) 新入生の「初級Ⅰ」の履修手続きは、新入生学内ガイダンスの時に行います。
- (イ) 「英語以外の外国語初級Ⅰ」の再履修または再修得を希望する学生は、共通領域担当窓口から「英語以外の外国語初級履修希望調査カード」を受領し、必要事項を記入の上、共通領域担当窓口へ提出してください。クラス編成はこの調査に基づいて行います。結果は掲示により発表します。  
受付期間は、3月下旬～4月初旬です。手続き・詳細は別途掲示でお知らせします。  
この「希望調査カード」を提出しないと希望する外国語科目が履修できないことがあります。
- (ウ) 「英語以外の外国語初級Ⅱ」の再履修または再修得を希望する学生は、希望するクラスの第1回目の授業に出席してください。希望調査カードは不要です。事前に掲



示による指示があった場合にはそれに従ってください。

やむを得ない理由で第1回目の授業に出席できなかった学生は、各言語の責任教員に相談してください。(責任教員は掲示により確認してください。)

- (エ)「英語以外の外国語中級」の再履修または再修得を希望する学生は、希望するクラスの第1回目の授業に出席してください。
- (オ)「初級」、「中級」では履修希望者が一定の数を超えた場合に、受講調整を行うことがあります。受講調整を行うクラスについては再修得を認めません。
- (カ)外国語科目の履修方法について悩んでいる者は、教務課共通領域担当に相談してください。

**※授業科目の履修によらない英語以外の外国語の単位認定について**

学生のみなさんの履修方法の選択肢を広げ、またそれぞれの到達度に応じた学習を早期に行うことを保障するために、次の2つの制度(外部検定試験の活用、海外研修の活用)があります。

**1. 外部検定試験の活用について**

入学の前後を問わず、次の表に指定する検定試験に合格した学生は、取得級と同レベルの授業科目の単位認定を受けることができます。

単位認定を希望する学生は、教務課共通領域担当まで申請してください。申請期間については別途掲示します。申請受付後、授業科目の単位修得に必要な内容を補うため、担当の教員がレポート課題や面接試験を課し、その結果により単位を認定します。ただし、本学で既に単位を修得した授業科目について、重ねて単位認定を受けることはできません。成績評価は「N」となります。

この制度により単位認定を受けた学生は、その授業科目の上位科目を標準履修年次にかかわらず、早期に履修することができます。

指定検定試験名、実施母体、級・授業科目対照表

資格試験名	級	科目名	認定 単位数
ドイツ語技能検定試験 (ドイツ語学文学振興会)	4級	ドイツ語初級Ⅰ・Ⅱ	4単位
	3級	ドイツ語中級	4単位
共通ヨーロッパ語学証明書—ドイツ語 (欧州理事会文化協調会議教育委員会)	A1	ドイツ語初級Ⅰ・Ⅱ	4単位
	A2	ドイツ語中級	4単位
実用フランス語技能検定試験 (フランス語教育振興協会)	5級	フランス語初級Ⅰ	2単位
	4級	フランス語初級Ⅱ	2単位
	3級	フランス語中級	4単位
フランス文部省認定フランス語資格試験 DELF・DALF (DELF・DALF 委員会)	A1	フランス語初級	4単位
	A2	フランス語中級	4単位
中国語検定試験 (日本中国語検定協会)	準4級	中国語初級Ⅰ	2単位
	4級	中国語初級Ⅱ	2単位

	3 級	中国語中級	4 単位
ロシア語能力検定公開試験 (東京ロシア語学院)	4 級	ロシア語初級 I・II	4 単位
	3 級	ロシア語中級	4 単位
スペイン語技能検定 (日本スペイン協会)	6 級	スペイン語初級 I	2 単位
	5 級	スペイン語初級 II	2 単位
	4 級	スペイン語中級	4 単位
韓国語能力試験 (韓国教育財団)	1 級	韓国朝鮮語初級 I	2 単位
	2 級	韓国朝鮮語初級 II	2 単位
	3 級	韓国朝鮮語中級	4 単位
日本語能力試験 (注 2) (日本国際教育支援協会)	N 1	日本語 I	2 単位

- 注) 1) 単位を認定された授業科目の級以下の授業についても合わせて単位を認定する。  
ただし、本学ですでに単位を修得した授業科目及び単位認定を受けた授業科目について、重ねて単位認定は行わない。
- 2) 日本語は外国人留学生に限る。

## 2. 海外研修の活用について

「初級 II」の単位を修得した学生又は履修中の学生は、その言語圏の学校で研修を受ければ、「中級」又は「上級」4 単位を限度として単位認定を受けることができます。成績評価は「N」となります。ただし、次の条件を満たす必要があります。

- (1) 少なくとも 20 時間の授業時間があること。
- (2) 出発以前に所定の計画書を責任教員に提出し、承認を得ていること。
- (3) 研修終了後、レポートを提出し、その言語の責任教員の評価を受けること。

詳細は<資料編 2>「英語以外の外国語の語学研修に係る学修の単位認定に関する要項」を確認してください。

この制度を利用して単位認定を受けようとする学生は、研修開始の 1 カ月前までに教務課共通領域担当窓口に出ると同時に、当該言語の責任教員の指示に従ってください。

### (3) 情報教育科目の履修について

「情報処理 I」、「情報処理 II」、「情報処理 III」「情報処理 IV」の 4 科目から、1 科目以上を選び、2 単位以上を修得してください。

#### ■前期の履修手続き

- ・新入生の履修手続きは、新入生ガイダンスの時にを行います。「情報処理 I」、「情報処理 II」、「情報処理 III」、「情報処理 IV」の 4 科目から、第 1 受講希望科目と第 2 受講希望科目を選択のうえ「希望調査カード」を提出してください。受講希望に基づき、所属クラスが指定されますので指定されたクラスで履修してください。所属クラス

は決定次第、「共通領域掲示板」に掲示します。1回目の授業を受ける前に必ず所属クラスと演習室を確認してください。

- ・2年次以上の学生は、教務課共通領域担当窓口から「受講希望調査カード」を受領し、第1希望科目と第2希望科目を記入のうえ、教務課共通領域担当窓口に提出してください。

受付期間は3月下旬～4月初旬です。手続き・詳細は別途掲示でお知らせします。クラス編成などの結果については決定次第掲示します。

#### ■後期の履修手続き

- ・前期の履修希望受付で後期開講の「情報処理Ⅱ」,「情報処理Ⅲ」,「情報処理Ⅳ」の各クラスに編成された学生は履修希望を再提出する必要がありません。掲示情報を確認し、所属クラスの授業を受けてください。
- ・前期の履修希望受付期間に「希望調査カード」を提出しなかった後期履修希望学生、再履修・再修得及び複数科目の履修を希望する学生は以下の手続きによって所属クラスを決定します。
  - ①教務課共通領域担当窓口から「希望調査カード」を受領し、シラバスをよく読んで受講するクラスを決め、第1回目の授業に必ず出席してください。受付期間は9月下旬です。手続き・詳細は別途掲示でお知らせします。
  - ②第1回目の授業では、授業内容についての説明を受けた後、「受講希望カード」を担当教員に提示してください。人数が多い場合は、抽選により受講調整を行います。結果は決定次第掲示します。
  - ③受講調整の抽選にもれた学生及び第1回目の授業を欠席した学生は、受講可能なクラスを掲示で確認し、受講希望カードを教務課共通領域担当窓口に提出してください。所属クラスは第2回目の授業までに掲示されます。

#### ■再履修、再修得及び複数科目の履修

- ・情報教育科目の再履修は基本的に認められます。
- ・情報教育科目の再修得及び複数の情報教育科目の履修については、基本的に認められます。ただし、1年次の第1受講希望者数が収容人数を超える場合は、再履修・再修得希望者及び複数科目履修者（以前履修した科目が不合格だったため再履修を希望する学生、以前履修した科目の評価が「D」だったため再修得を希望する学生、すでに他の情報教育科目を修得済みの学生、あるいは同一セメスターに他の情報教育科目を履修している学生）の受講は認められません。
- ・再履修・再修得及び複数科目履修の受講希望人数が収容可能数（1年次の第1受講希望者数を除いた人数）より多い場合は抽選をおこない、抽選結果により再履修・再修得希望者及び複数科目履修者の受講を決定します。
- ・卒業に必要な要件（卒業要件単位）を超えて修得した単位は、自由選択領域の単位として認められます。

#### (4)健康・運動科目の履修について

- ① 1年次において、「健康・運動科学実習Ⅰ及びⅡ」の両方を修得しなければなりません。
- ② 健康・運動科学実習Ⅰ及びⅡを修得した学生は、2年次からスポーツ実習を履修することができます。スポーツ実習は、同一種目の場合でも複数回の履修が可能です。修得した単位は、自由選択領域の単位として計上されます。
- ③ 健康・運動科学実習Ⅰ、Ⅱともに第1回目の授業の際に種目分けを行いますので、必ず出席してください。再履修者も必ず出席してください。  
集合場所は第1体育館（入学式と同じ会場）です。筆記用具と上履きを用意し普段着で出席してください。欠席すると希望する種目が履修できないことがあります。第1回目の授業に出席できなかった学生は、蓮沼教員（保健体育棟214号室）の指示を受けてください。
- ④ 健康・運動科学実習Ⅰ、Ⅱは指定された曜日、時間帯で受講してください。**行政政策学類は、月曜日2時限です。**ただし、再履修者で、必修の科目と開講時間帯が重なり、指定時間帯の受講が困難な場合は、他の時間帯での履修を認める場合がありますので、第1回目の授業で担当教員に申し出てください。
- ⑤ 特別な理由により実技を行うことが困難な学生には、代替措置を認める場合があります。詳しくは第1回目の授業で説明しますので必ず出席してください。
- ⑥ **スポーツ実習の受講希望者は、第1回目の授業に必ず出席してください。**希望者が多い場合、第1回目の授業で受講調整を行うことがあります。授業開催場所は保健体育棟入り口（第1体育館の右側にある建物）のホワイトボードに掲示します。
- ⑦ 健康・運動科学実習Ⅰ・Ⅱは再修得することができますが、スポーツ実習は再修得科目から除外されています。
- ⑧ 健康・運動科学実習Ⅰ・Ⅱは履修登録を撤回することはできません。

#### (5)外国人留学生向け「日本語」及び「日本事情」の履修について

##### 履修方法

- ① 外国語科目の履修は母語系統を除く1つの言語について8単位を修得しなければなりません。「日本語」で代替することもできます。
  - ・具体的には、「英語AⅠ・Ⅱ」及び「英語BⅠ・Ⅱ」（計8単位）、「英語以外の外国語初級Ⅰ・Ⅱ、中級（計8単位）」あるいは「日本語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ（計8単位）」のいずれかを修得することが必要です。
  - ・8単位を超えて修得した外国語科目（日本語を含む）の単位は自由選択領域の単位として計上することができます。ただし、同一言語の初級・中級クラスで、8単位を越えて要卒単位に計上はできません。
  - ・「日本語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」はローマ数字の順に修得してください。（例：「日本語Ⅱ」を履修するためには「日本語Ⅰ」2単位を修得していなければなりません。「日本語Ⅲ」を履修するためには「日本語Ⅱ」2単位を修得していなければなりません。）
- ② 「日本事情Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」は卒業の要件として修得すべき総合科目、広域選択科目10単位の中に4単位まで含めることができます。この場合、残りの6単位を総

合科目，広域選択科目3区分の4分野から3つの分野にわたって科目を選択し修得しなければなりません。

- ③ 4単位を超えて修得した「日本事情」の単位は自由選択領域の単位として計上することができます。
- ④ 上の①，②及び③に述べた点を除けば，共通領域科目の履修方法は一般の学生と同じです。
- ⑤ 「日本語」及び「日本事情」は再修得することはできません。

### 3. 専門領域科目の履修について

授業科目は、表示科目（授業科目名を明示しているもの）、専攻入門科目、演習、実習、特殊講義、コア・アクティブ科目、外書講読及び卒業研究に分けて開講されています。各科目別履修方法に従って履修してください。＜資料編＞授業科目一覧の「専門領域科目一覧表」に授業科目が掲載されています。

なお、専門領域科目のカリキュラムのねらいや内容についての詳細は、後掲の＜基本編3＞「行政政策学類の専門教育課程の概要」を参照してください。

#### 1. 専門領域科目の履修方法の基準

前掲の＜基本編2＞「行政政策学類履修基準表」を参照してください（外国人留学生は後掲の＜基本編5＞「行政政策学類外国人留学生履修基準表」を参照のこと）。なお、各専攻の別表も参考にしてください。

#### 2. 学群共通科目及び学類基礎科目

- (1) 学群共通科目の要卒単位は2科目4単位、学類基礎科目の要卒単位は8単位です。  
(※4単位を超えて修得した学群共通科目は、要卒単位に含めることはできません。)
- (2) 学類基礎科目に指定された各6科目は、専門領域科目のなかでも最も基礎的な科目であり、1年次に、専門領域への導入的・基礎的教育を行うための授業科目です。
- (3) 学群共通科目は、受講者確定に際し受講調整を行う場合があります。詳細は後述の「5. 人文社会学群共通科目の受講調整について」を参照してください。

#### 3. 学類基幹科目

指定された30科目は、学類の各分野における基幹的な専門領域科目で、2年次または3年次に履修することが望ましい授業科目です。

#### 4. 専攻専門科目

- (1) 2年次または3年次より履修可能な科目です。
- (2) ＜資料編＞授業科目一覧の「専門領域科目一覧表」にあるとおり、専攻ごとに履修区分が指定されています。要卒単位は22単位です。
- (3) 2015年度からは、以下の「コア・アクティブ科目」3科目が新しく設置されました。
  - ①コア・アクティブ科目（学生企画科目）
  - ②コア・アクティブ科目（学際科目）
  - ③コア・アクティブ科目（海外フィールドワーク）

- a. 「コア・アクティブ科目」は毎年開講されるわけではありません。
- b. 「コア・アクティブ科目」は、基本的には3セメスター以降に履修可能な科目として設定されます。
- c. 「コア・アクティブ科目」のそれぞれの科目の単位数、開講形態、対象学年、受講人数制限などの詳細については、個別に決定、周知されます。
- d. 「コア・アクティブ科目」は、すべて「Cap除外科目」として、セメスターごとの単位数制限を超えて履修登録することが可能です。
- e. 毎年度4月初旬に、その年に開講する「コア・アクティブ科目」に関する説明会を開催します。日時等は掲示によりお知らせします。
- f. 「コア・アクティブ科目（学生企画科目）」の企画募集や詳細な説明会など、必要な案内はその都度掲示しますので確認してください。
- g. その他、質問がある場合には、教務課担当窓口まで問い合わせください。

## 5. 自由選択領域科目

- (1) 主に3・4年次に自己の希望する専攻分野に応じて自由に選択する授業科目です。
- (2) **前掲の<基本編2>「行政政策学類履修基準表」**の分類欄に「選択必修・自由」と記載のある科目区分（学類基礎、学類基幹、学類専攻専門）に定めた要卒単位数を超える分を自由選択領域科目として含めることができます。また、「自由」と記載のある科目区分の単位も自由選択領域科目として計上することができます。
- (3) 演習を複数履修した場合の「**副演習**」については、自由選択領域科目となります。
- (4) **教職に関する科目**（ただし、社会教育論（生涯学習論を含む）Iを除く。）（<応用編>教育職員免許状についてを参照）は自由選択領域科目に含めることができません。
- (5) 他学群及び他学類の**開放科目**は、自由選択領域科目に含めることができます。
- (6) **他大学単位互換科目**（後掲<資料編2>参照）は、自由選択領域科目に含めることができます。
- (7) **特殊講義**は自由選択領域科目として、特別なテーマに関する内容で不定期に開講される授業科目です。授業科目名は、「特殊講義（○○○○論）」といったように、カッコ内にテーマを指定することで正式名称となります。

## 6. 専攻入門科目Ⅰ・Ⅱ

- (1) 2年次で開講される演習形式の必修科目で、前期にⅠ、後期にⅡがそれぞれ開講されます。履修登録は半期毎に行いますが、前後期とも同じクラスで履修登録し、受講してください。Ⅰ・Ⅱ各2単位、合計4単位が必修です。
- (2) 専攻入門科目は、専攻を問わずどのクラスにおいても、アクティブ・ラーニングが実施されることになっています。どのようなアクティブ・ラーニングが予定されているかは、それぞれのクラスのシラバスを参照してください。
- (3) 1年次後期に専攻を決定した後、専攻ごとに開講される専攻入門科目を選択してください（ガイダンスが行われますので、必ず出席してください）。なお、専攻入門科目

の所属の決定にあたっては一定の受講調整をすることがあります。

- (4) 2年次で専攻入門科目Ⅰ・Ⅱの単位を修得できなかった者は、次年度以降に所定の手続きを経て、ローマ数字に関係なく、Ⅰ・Ⅱのいずれかによって4単位を修得することで要卒単位を満たすことができます。ただし、担当教員に対しては事前に連絡を取り、了承を得ておいてください。

## 7. 演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ

- (1) 演習は原則として2年次に選択した専攻において指定されるものの中から選択します。演習の選択については、ガイダンスが行われますので、必ず出席してください。なお、第4セメスターに専攻を変更した場合は、変更後の専攻から演習を選択することになります。
- (2) 演習の履修登録は半期毎に行い、それに基づき単位の認定をします。3年次に演習Ⅰ・Ⅱの各2単位、4年次に演習Ⅲ・Ⅳの各2単位、合計8単位が必修です。
- (3) 2年次後期に演習履修希望届を提出し、そこで履修を許可された演習のみ次年度に履修登録してください。履修登録をしなければ履修を認められないので注意してください。
- (4) 担当教員が履修希望者を選考のうえ、履修者を制限することがあります。また、セメスターの途中で履修に不相当と認められた者は、それ以後の履修を拒否されることがあります。
- (5) 演習の複数履修（副演習）を希望する場合は、所定の期間に教務担当窓口へ申し出てください。希望する副演習担当教員が受け入れの可否を判断します。
- (6) 所属演習を変更するには、所定の期間に教務担当窓口へ申し出てください。担当教員が可否を判断します。
- (7) 演習の単位が不足している者は、所定の手続きを経て、ローマ数字に関係なく、演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳのいずれかによって8単位を修得することで、要卒単位を満たすことができます。ただし、担当教員に対しては事前に連絡を取り、了承を得ておいてください。

## 8. 卒業研究

- (1) 卒業研究は、大学における学習の集大成と位置づけられ、自らの問題意識のもとに成果を結実させていくものです。
- (2) 卒業研究は、必修4単位です。詳細は次の<基本編3>「4. 福島大学行政政策学類卒業研究取扱要項」を参照してください。
- (3) 卒業研究提出期間は、掲示による教務関係日程表を参照してください。なお、9月卒業予定者は、掲示による教務関係日程表に指定した期日に提出することができます。該当者は前もって教務担当窓口へ申し出てください。
- (4) 卒業研究の提出は卒業に関わる重大な事項です。提出締切日時を掲示等で確認し、期限厳守にて教務課窓口へ提出してください。提出期限を過ぎてからは一切受付しま



せん。

(5) 提出上の注意事項

- ① 卒業研究は、ペン、ボールペン（鉛筆使用は不可）を用い、A4判用紙で作成してください。ワープロ、パソコンを用いる場合は、A4判横書で罫線のない用紙で作成してください。なお、上記については、指導教員の承諾を得ればこの限りではありません。
- ② 提出の際は、卒業研究題目、指導教員名、学籍番号、氏名を記載した厚手の表紙（黒表紙が望ましい）を用いてください。
- ③ その他の必要書類等については、掲示等にて確認してください。

## 4. 福島大学行政政策学類卒業研究取扱要項

制定 平成18年10月25日 教員会議  
改正 平成30年 2月21日 教員会議

1. 卒業研究は、演習6単位を修得していなければ、それを提出し審査を受けることができません。形式は、論文形式を原則とします。
2. 卒業研究を提出しようとする学生は、原則として卒業予定年度の10月に履修登録をしなければなりません。履修登録の時期は、教務関係日程表で確認してください。
3. 卒業研究の作成にあたっては、指導教員の指導を受けなければなりません。指導教員は原則として演習担当教員としますが、演習担当教員と卒業研究担当教員が異なる場合は、指定された期日に当該教員の「卒業研究指導承諾書」を提出しなければ指導は受けられません。  
なお、演習8単位を修得したうえで、5年次以降に卒業研究を行う場合において、演習担当教員に引き続いて卒業研究指導を依頼する時も、同様に「卒業研究指導承諾書」を提出しなければ指導は受けられません。「卒業研究指導承諾書」は、希望する指導教員の承諾を得たうえで、指定された期日までに提出してください。期日は掲示によって指示します。
4. 卒業研究は卒業予定年度の1月31日（土曜日のときは翌々日、日曜日のときは翌日）の定められた時間までに提出しなければなりません。ただし、9月卒業予定者は、8月31日（土曜日のときは翌々日、日曜日のときは翌日）の定められた時間までに提出しなければなりません。期限までに提出が間に合わなかった卒業研究は受理されません。
5. 卒業研究の審査に合格しなければ卒業することができません。卒業研究の成績はA・B・C・Dを合格とします。卒業研究の審査は、全て卒業研究指導教員が行います。

### その他

- (1) 卒業研究には、共同研究も含まれますが、これにあたっては、指導教員の指示を受けてください。
- (2) その他、卒業研究に関する諸連絡は、掲示によって指示しますので注意してください。

## 5. 人文社会学群共通科目の受講調整について

### 人文社会学群共通科目の抽選履修登録について

各教室には最大収容人数があるため、学群共通科目については、履修登録期間中に「抽選登録」を行います。抽選登録の結果、受講希望者が多い場合には「受講調整(受講人数調整)」となります。

#### 1. 1次受付

シラバス及び学習案内をあらかじめ確認のうえ、曜日時限毎に履修希望の科目を確定し、LiveCampusにより抽選登録をしてください。LiveCampus入力や受付時期等の詳細は別途掲示や登録マニュアルにより確認してください。

受付時期 前期：4月上旬 後期：9月中旬～10月上旬  
(詳しくは教務関係日程表を参照してください)

#### 抽選登録科目数

(一般用)

学群共通科目については、要卒として修得できる科目数が下記のとおり決められています。この科目数を超えて抽選登録したい場合、超過分は2次受付で申請して下さい。

科目\学類	人	行	経
学群共通科目	2	2	1※

#### 2. 受講調整・結果発表について

1次受付で教室の最大収容人数を超える受講希望者がいた場合には、受講調整を行う場合があります。また、受講調整ではなく、教室変更により対応する場合があります。受講調整の詳細・結果はLiveCampusで発表します。

発表時期 前期：4月上旬 後期：9月中旬～10月上旬  
(詳しくは教務関係日程表を参照してください)

#### 3. 抽選科目の履修登録の修正・撤回について

受講調整が行われた科目は、履修登録の修正・撤回はできません。

受講調整が行われなかった科目は、履修登録修正期間や履修撤回期間に教務課窓口で手続きし、修正・撤回することができます。

## 4. 2次受付

2次受付は、教室の収容人員に空きのある授業科目についてのみ行います。2次受付はLiveCampusではなく、受入可能科目の受付名簿に本人が自筆で学籍番号・氏名を記入し、「先着順」に定員に達するまで受講が認められます。受付場所等の詳細は別途掲示により確認してください。

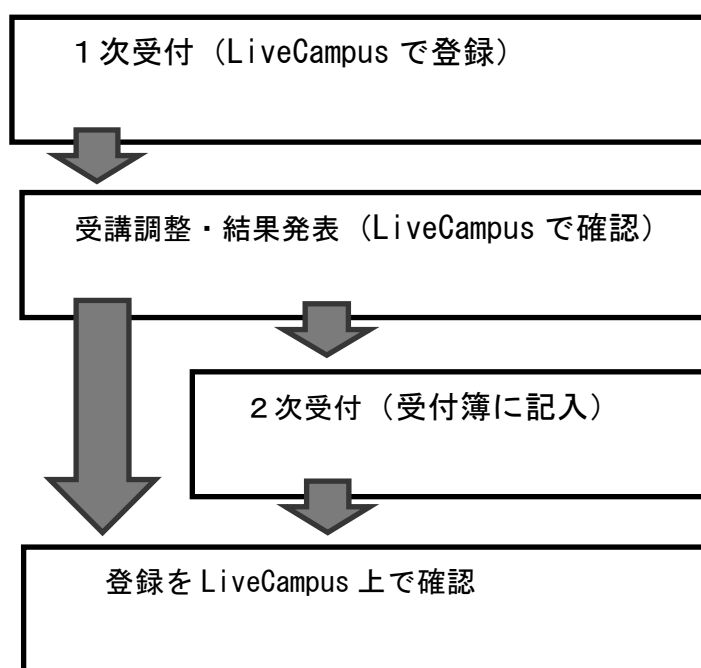
### 対象者

受講調整対象者、再修得希望者、要卒単位数を超えて履修を希望する者

受付時期 1次受付結果発表後

(詳しくは教務関係日程表を参照してください)

## 5. 抽選履修登録フローチャート



### <注意>

詳細な登録マニュアルを後日掲示しますので、マニュアルを参照の上必ず期間中に抽選履修登録をしてください。

**基本編 4**

**専門教育とは、何ですか？**

## 1. 行政政策学類の専門教育課程の概要

### 1. 授業の種類と履修年次

授業には、演習、実習・課題研究、講義の形式があります。それぞれ性質やねらいが異なり、それに合わせて学修時間も異なっています。

**演習形式**の授業は、皆さんが自分で読んだり調べたりした内容を報告し、討論しあいながら深めていくような形で進めることにより、主体的で集団的な学習をめざしています。まず、1年次の演習形式の授業には教養演習（自己デザイン領域）があります。2年次には専攻入門科目があります。これはそれぞれの専攻領域への導入的役割を持つ演習で、各専攻の特色に見合う文献講読や調査研究をすることになります。そして、3・4年次には演習があり、各専攻の指定した演習の中から選択することとなります。4年間を通じて、これらの演習形式の授業を履修することになります。

**講義形式**の科目は、自己デザイン領域のキャリアモデル学習、専門領域の人文社会科学群共通科目・学類基礎科目、学類基幹科目に区分されるとともに、専攻ごとに専攻専門科目が指定されています（後掲の〈基本編4〉「別表」参照）。また、自分の関心に従って選択する自由選択領域科目もあります。

**実習・課題研究**は、演習形式をとりながら、さまざまな社会の現場での調査・実体験による実践的な学習を行います。実習・課題研究には、「社会福祉課題研究」、「社会教育課題研究」、「考古学実習」、「古文書学実習」、「博物館実習」、「インターンシップ（自己デザイン領域）」があり、多くの人々と出会い、多くの施設や行政の現場を実体験し、そこに存在する多くの問題と直面しながら、生き生きとした現実と向き合わせることで、それぞれの問題関心を深めていくこととなります。文献講読や講義、演習で身につけた知識や知見を、現実の社会の現場にどのようにして結びつけ、反映させていくことができるのか、現代社会の諸問題を自らの五感で感じ取り、さらなる思索の展開に結びつけていくことが必要です。

また、外国事情・外国文化の理解を深め、外国文献の読解力を養う**外書講読**や、ネイティブ・スピーカーの指導の下に、これまで身につけた外国語のコミュニケーション能力をさらに高めることを目的とする**外国語コミュニケーション**があります。現代社会に必要な外国語の知識やスキルをより高めることができるように、さまざまな出会いに積極的に向かい合い、多くのものを吸収するようにしてください。

皆さんは、演習形式の授業と実習・課題研究、そして講義形式の授業を組み合わせ、段階的・系統的な履修をすすめることとなります。なお、本学類では全ての授業形式においてアクティブ・ラーニングをとり入れています。そして4年間の学習成果を、自ら選択したテーマで卒業研究として結実させます。

これらの各科目には、標準履修年次が設定されています。たとえば、標準履修年次が「3年次」の科目は、1・2年次には履修できず、3年次以上で履修しなければならない科目となっています。

## 2. 要卒単位と履修基準

行政政策学類を卒業するためには、卒業に必要な専門領域科目の単位を修得しなければなりません。これを要卒単位と言います。この要卒単位は、前掲の〈基本編2〉「行政政策学類履修基準表」のとおりです。

1年次に履修できる専門領域科目は、人文社会学群共通科目と学類基礎科目です。これらは専門教育の基礎的導入的な位置づけを持つもので、要卒単位は人文社会学群共通科目から2科目4単位、学類基礎科目から4科目8単位、合計12単位です。

**学類基幹科目**は、学類の各分野における基礎的・基幹的な専門科目で、2・3年次に履修することが望ましい科目です。皆さんは、22単位を修得しなければなりません。

**専攻専門科目**は、それぞれの専攻によって指定された科目の中から22単位を修得しなければなりません（後掲〈基本編4〉「別表」参照）。

**演習**は、3年次及び4年次に各4単位、あわせて8単位を修得しなければなりません。

**卒業研究**は、原則として4年次の専門演習担当教員の指導のもとに作成し、全員が4単位を修得しなければなりません。

以上のような学群・学類・専攻で指定された選択必修科目のほかに、自由選択領域の科目として18単位を修得しなければなりません。自由選択領域科目として何の科目が計上できるかについては、前述の〈基本編3〉「3. 専門領域科目の履修について」の自由選択領域科目の項やその他の該当箇所を参照してください。

## 3. 演習形式の必修科目

専門領域での演習形式の必修科目は、2年次の**専攻入門科目**、3・4年次の**演習**で、全員が履修しなければなりません。専攻入門科目は、専攻の所属が決定した後に選択します。演習は、専攻の指定した演習のなかから選択します。演習選択の手続きは、2年次の12月頃のガイダンス等で説明します。演習は3年次生と4年次生合同で行われるのが一般的です。

なお、担当教員の了解が得られれば、他専攻の演習を履修したり、複数の演習を履修したりすることができます。演習は、基本的には3・4年次で同じ演習に所属し、卒業研究指導は演習担当教員が担当します。ただし、担当教員の了解が得られれば、4年次に演習を変更することができます。また、卒業研究の指導教員は、演習担当教員以外から選択することもできます。

## 4. 登録単位制限

皆さんが、目的意識を持った科目選択を行うとともに、予習・復習・発展的勉強の時間を確保し、また多く選択しすぎて授業内容の消化不良にならないようにするために、**履修登録単位数**が半期（1セメスター）当り24単位に制限されています。これは、自己デザイン・共通・専門領域の科目をあわせた単位数です。ただし、以下の科目は、この単位制

限を超えて登録することができます。「5. GPA制度（履修登録上限（Cap）制度含む）」の「履修登録上限（Cap）制度について」を参照）

#### <Cap 除外科目一覧>

- ・集中講義で開講される科目
- ・外部検定試験や海外語学研修、単位互換科目など、学外での学習が単位として認定される科目
- ・自己デザイン領域科目に含まれる自己学習プログラムとインターンシップ
- ・教職に関する科目（「社会教育論(生涯学習論を含む)Ⅰ」及び教科に関する科目は除く）
- ・行政政策学類で開講される以下の科目
  - 社会教育課題研究、社会福祉課題研究、考古学実習、古文書学実習、博物館実習、
  - 中国語コミュニケーション、英語コミュニケーション、English Presentations、
  - コア・アクティブ科目

皆さんが、自己デザイン領域、共通領域、専門領域のそれぞれに設置されている科目のバランスをはかりながら4年間の段階的・系統的履修をすすめるために、専門科目の標準的な単位修得を**1年次8～12単位、2年次24～28単位、3年次40単位、4年次16単位**と設定しています。修得単位数が各年次でこれより少ないと、4年間で卒業することができなくなる場合がありますので、注意してください。

## 5. 各専攻の履修体系について

本学類には、法学専攻、地域と行政専攻、社会と文化専攻の3専攻が設置されていて、それぞれの専攻ごとに履修体系が設定されています。これは、皆さんが関心を持つ専門領域の基礎知識を身につけ、自分自身の研究テーマを発見し、それに関連した専門領域の科目を系統的かつ計画的に選択・履修できるようにするために、モデル的に示したものです。授業計画は、皆さんが自らの興味関心、明らかにしたいと考えるテーマ、将来の進路との関係などから自主的に作り上げるものであり、ここに示される通りに従う必要はありませんが、一つの履修計画例として参考にしてください。

各専攻については、次頁の「2.行政政策学類の各専攻について」の中で詳しく説明します。

なお、本学類では、2年次の専攻入門科目決定後から履修登録までの間に、また3年次の演習所属決定後から履修登録までの間に、それぞれ専攻入門科目担当教員、演習担当教員による履修指導が行われます。皆さんは教員の助言を積極的に受けながら、年次ごとに自分が履修する科目を選択して、自分にあった時間割を作成し、主体的に学習していくことが大切です。



## 2. 行政政策学類の各専攻について

### 1. 「法学」専攻で学ぶ人のために

#### (1) 「法学」専攻で学ぶ意義

法学専攻では、法学を中心とした教育を行っています。法学教育の目標は、法学の体系的な履修を通じて複雑・多様な社会現象に対処できる基礎的能力を育成することにあります。したがって、法学教育を受けることによって、法学専攻を修了した学生は法学に関する「知識と基礎的能力」を身につけることが期待されています。

法学専攻には、憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法、行政法などの基幹的な法分野に対応した諸科目が整備されており、法学部や法律学科で行っている法学教育にも十分に対応できるようになっています。さらに法学専攻の特色は、地方自治法、環境法、法社会学、労働法、社会保障法、経済法、国際法など、応用的、または従来の伝統的な法学部や法学科と比較した場合にユニークな科目が数多く配置されている点にあります。それと同時に、「地域と行政」専攻では政治学・行政学関連の科目が、また「社会と文化」専攻では社会学関連の科目が広く配置されており、法学専攻の学生もこれらを受講することができます。

以上のような特色のゆえに、法学専攻を選択した皆さんは、各自の関心と興味に応じて多様な履修が可能となっています。制度上は所定の単位数を修得することが義務づけられているだけであり、そのうえでどのような科目を履修するかは、皆さんの自主性を重んじて各自に委ねられています。しかし、科目間の関連性や学問体系を考えずに、とりやすい科目だけをとるという安易な履修の仕方が望ましくないことはいまでもありません。

まず、法学系の諸科目について大まかな位置づけを述べておきます。法学系の諸科目は様々に分類することができますが、ここでは二つの分類のみを紹介します。

第一に、公法・私法・社会法という分類があります。公法とは、国や地方公共団体を一方の当事者とする法で、内容的には国や地方公共団体の統治にかかわるものを意味し、憲法・行政法などがこれに含まれます。私法とは、私人間の権利義務の関係を主に規律する法であり、民法・商法などがこれに含まれます。そして社会法とは、公法および私法の中間的領域において、私法の基本原理である「所有権の絶対性」や「契約自由の原則」を修正していく法であり、労働法・社会保障法・経済法などがこれに含まれます。

第二に、実体法・手続法という分類があります。実体法とは、権利義務などの法律関係の内容を定める法を意味し、民法・刑法・商法などがこれに含まれます。他方、手続法とは、実体法によって定められている法律関係の内容を実現するための手続を定める法を意味し、民事訴訟法・刑事訴訟法などがこれに含まれます。実体法と手続法とは、いわば法学における車の両輪のようなものであり、いずれか一方のみの履修では十分とはいえません。その意味からも、偏った履修をすることがないように希望します。

伝統的な法学教育は法の解釈技術を身につけることを目的としていましたが、最近では特に幅広い社会学的視野にたつて法の役割や機能をとらえ、実社会とのかかわりにおいて法の解釈や適用を行っていく能力が法学教育を受けた者の資質として要求されるようにな

っています。そしてこのような能力の涵養は、「法学」専攻の科目のみならず「地域と行政」専攻および「社会と文化」専攻の科目をも広く受講することによって可能となります。法学専攻の学生が、このような本学類のメリットを最大限に活用することを期待します。

## (2) 履修方法

「法学」専攻では、1つの学修モデルが設定されています。

1年次には、将来的に法学専攻を希望する者は、人文社会学群共通科目のうち「現代法学論」および学類基礎科目から「民法総則」、「民法（不法行為）」をとるようにしてください。

2年次からは、本格的に専門の科目が入ってきます。とくに法学専攻の場合には、体系的かつ段階的に履修することが必要となります。体系的かつ段階的な履修というのは、基礎的な科目から学び始めて、次第に応用的な科目へと進んでいくということです。基礎的な科目を無視して初めから応用的な科目を履修しても、授業の内容を理解することができず、決して学習効果はあがりません。

まず、基礎的な専門講義科目として、実体法に関する以下の科目があげられます。日本国憲法の人権規定に関する解釈を扱う「憲法（人権）Ⅰ・Ⅱ」、同じく総論および統治機構に関する解釈を扱う「憲法（統治）Ⅰ・Ⅱ」、民法の契約などの債権を扱う「民法（債権総論）」「民法（債権各論）」、所有権などを扱う「民法（物権）」、家族の法律問題を扱う「民法（家族）」、刑法典を中心に犯罪と刑罰に関する法を扱う「刑法Ⅰ」および「刑法Ⅱ」などです。さらに、法と社会との関係を考察する「法社会学Ⅰ」、「法社会学Ⅱ」も、行政政策学類においては基礎的な科目に入れてあります。

基礎的な専門講義科目のうち、手続法に関するものとして次の二つがあげられます。民事事件に関する判決手続、強制執行および破産などを扱う「民事裁判法Ⅰ・Ⅱ」、刑事事件に関する裁判手続および少年法などを扱う「刑事裁判法Ⅰ・Ⅱ」です。

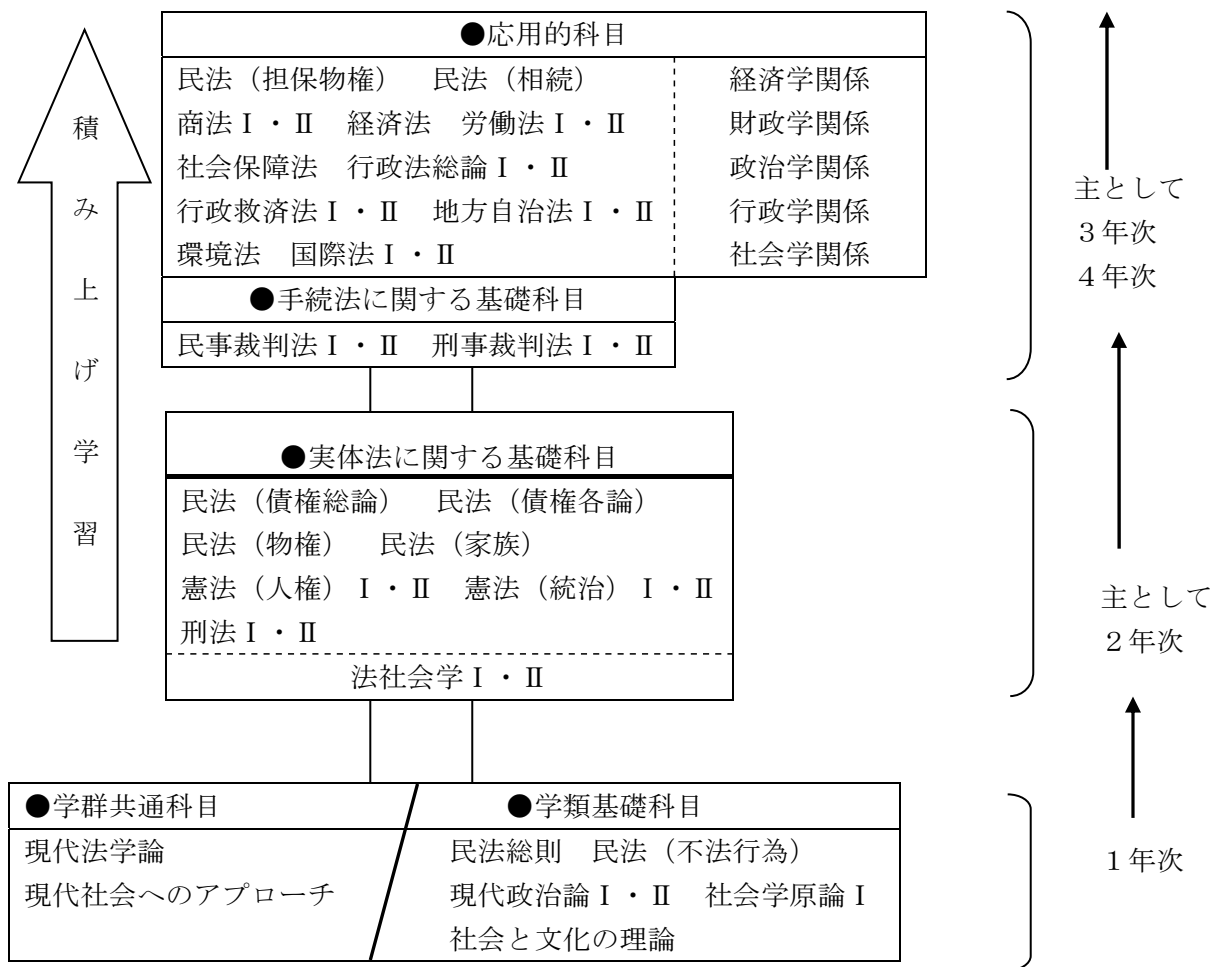
次に、応用的な専門講義科目として以下の科目があげられます。私法の分野では、担保物権を扱う「民法（担保物権）」、相続を扱う「民法（相続）」、企業に関する法とりわけ会社法や企業取引に関する法的問題を扱う「商法Ⅰ・Ⅱ」などがあります。公法の分野では、公務員等にも関わる行政法の基本原理、行政行為などを扱う「行政法総論Ⅰ・Ⅱ」、行政訴訟を扱う「行政救済法Ⅰ・Ⅱ」があります。さらに、より応用的なものとして、住民の権利や地方公共団体の仕組みなどを扱う「地方自治法Ⅰ・Ⅱ」、環境保全に関する法を扱う「環境法」がおかれています。また国家間の関係を規律する「国際法Ⅰ・Ⅱ」もここに入ります。社会法の分野では、労働組合法・労働基準法など労働関係に関する法を扱う「労働法Ⅰ・Ⅱ」、社会保障に関する法を扱う「社会保障法」、独占禁止法・中小企業に関する法を扱う「経済法」などがあり、これらはすべて応用的な科目となっています。このほかに、特殊講義として法学関係の講義を開講することもあります。

以上が法学に関する専門講義科目ですが、行政政策学類においては、1年次の「教養演習」に続いて、2年次には演習形式の「専攻入門科目」がおかれています。専攻入門科目においては、法学を体系的に学ぶために必要な判例および文献の調べ方・読み方・まとめ

方・報告の仕方などを学びます。これによって「法的な思考」の基礎作りをすることをめざしています。専攻入門科目は、通常は少人数のゼミに分かれて学修しますが、年に数回、ガイダンス、裁判傍聴、実務家講演会、法律討論会などを合同で行うことも予定されています。3年次および4年次には「演習」がおかれています。講義をさらに深めた知識を修得し、学生同士による討論を通じて、実際の法学を学んでいくことをめざしています。なお、これらの演習科目はすべて必修です。

最後に、行政政策学類においては、全員に「卒業研究」を課しています。卒業研究は4年間の学習の集大成というべきものです。

●法学専攻の履修体系の概要（イメージ）



## 2. 「地域と行政」専攻で学ぶ人のために

### (1) 「地域と行政」専攻で学ぶ意義

私たちが暮らす現代社会においては、全国に共通する課題とともに、それぞれの地域が有する特性に応じて、人口、産業、福祉、環境などの個別課題も抱えています。とりわけ、本学が位置する福島県においては、都市と郊外・農村地域の相互補完的な連携によって、いかに持続可能な発展を具体化していくかが大きな課題となっています。こうした地域内の連携に加えて、東京圏や仙台圏などの大都市圏と県内の地域との関係も考慮した新たな視点からの地域づくりの必要性が高まっています。このような課題には、自治体レベルの行政が単独で施策を展開するだけでは解決せず、市民や企業など他の主体との有機的な連携のもとに、各主体の特性を生かした新たなパートナーシップが求められます。

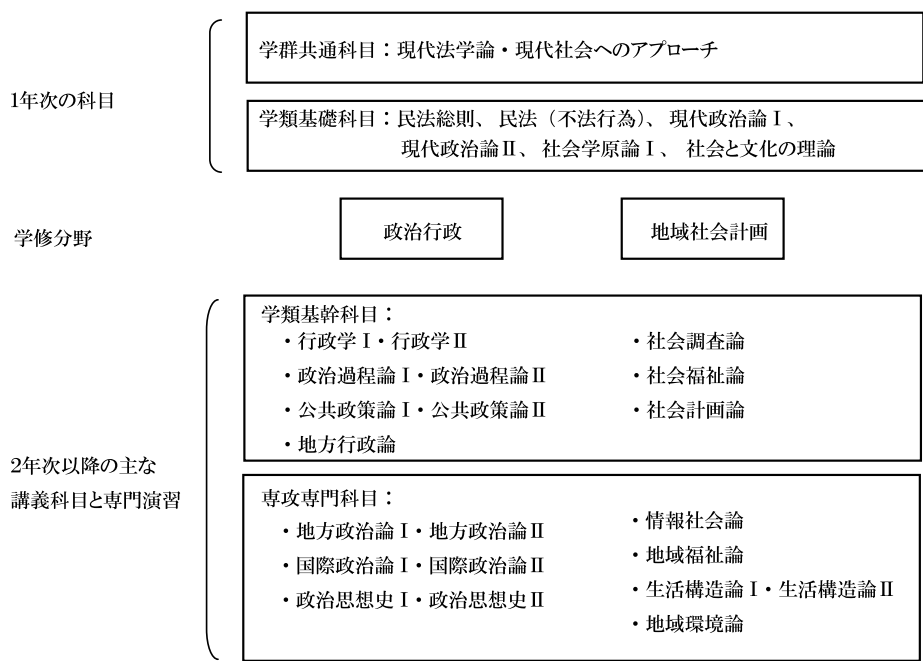
そこで、「地域と行政」専攻では、本学類が理念として掲げる「新しい地域づくり」を実現するため、主として政治や行政、さらに市民の立場からみた政策や計画の系譜や手法を学ぶとともに、それらの意思決定に不可欠な地域の現状把握や分析の仕方を習得します。このため、本専攻では2つの学修分野が設けられています。「政治・行政」分野では、政治学や行政学の基礎を習得したうえで、地域レベルの政策課題の系譜や取り組みの現状について学びます。「地域社会計画」分野では、社会計画や社会調査の基礎を習得したうえで、地域レベルの計画や生活構造、福祉や環境などの個別課題の取り組みについて学びます。

本専攻の履修体系の概要を次項に示しました（「地域と行政」専攻履修体系の概要）。1年次には、学群共通科目と学類基礎科目を学びます。2年次には、必修科目である各専攻の「専攻入門科目Ⅰ・Ⅱ」を履修します。「地域と行政」専攻の「専攻入門科目」では、資料を読み取り理解する力、様々な分野との関連性を思考する力、現状から将来を洞察する力、情報を駆使し企画を立てていく力、そして議論をまとめる力を身につけていきます。政治や行政、地域に関する学習を深めていくための入り口として、この専攻で学んでいく分野をテーマ的に取り上げていきます。

クラスによっては、文献講読をしたり、フィールドワークを織り交ぜるなどの内容で、例えば、行政機構や政策実態の見聞を広めつつ、地域実態の調査を学ぶことができます。いずれにしても、2年次を通じて「地域と行政」専攻で学ぶ視点と手法が意識されています。同じ2年次にこの「専攻入門科目Ⅰ・Ⅱ」を共通項としながら、学類基幹科目において政治、行政、計画、調査、福祉をキーワードとする科目を主に習得することが望まれます。2年次以降は、この学類基幹科目と並び、専攻専門科目・自由選択領域科目を、2つの学修分野を参考にしつつ、皆さんの研究テーマにそった科目履修を進めてください。

本専攻の特徴的な2つの学修分野の内容について、次頁以降に紹介しますので、履修方法を考える上で参考にしてください。

● 「地域と行政」専攻履修体系の概要



(2) 2つの学修分野について

「地域と行政」専攻では、2つの学修分野が設定されています。

① 「政治行政」分野を中心に学ぶために

地域社会が抱える問題を認識し、その解決方法を探ろうとするとき、自分が興味や関心のある具体的なことがらについて、まずその実態を学ぶことが非常に大切です。しかし、それは同時に、そうした地域社会の諸問題を生み出す構造的・動的「土台」である政治や行政についての理解が、問題点の認識や解決方法を探る前提として存在していなければなりません。それなしには、興味・関心それ自体が現象的・表面的なものにとどまってしまうかもしれません。「政治・行政」分野は、この専攻が目的とする地域レベルの政策課題の系譜や取り組みの現状について学ぼうと、その基礎を習得することを目的としています。具体的には、学類基礎科目の「現代政治論Ⅰ・Ⅱ」を履修して、現代の政治の諸現象を考える際の基本的視点や方法を学ぶことを望みます。

また、学類基幹科目では、「政治過程論Ⅰ・Ⅱ」を履修することで、政治・行政を動的に学ぶ大切さを身につけて下さい。また、国と地方の行政についても、「行政学Ⅰ・Ⅱ」と「地方行政論」を通じて、歴史的・構造的な捉え方を学んで下さい。地域の具体的政策課題と政策形成の過程を検討する「公共政策論Ⅰ・Ⅱ」も、最近、重要視されるようになってきましたので、ぜひ履修してください。そして、そうした理論的科目と関連させながら、現実の地域社会の諸課題を認識・解明するための基礎的科目である「社会計画論」「社会調査論」「社会福祉論」を配置してあります。

こうした基礎的科目の履修のうえに、多様な専攻専門科目が配置されています。当然のことながら、みなさんが自らの興味や関心、将来の進路との関係などから、自主的に選択

して学んでくれればよいのですが、「政治行政」分野という立場から、いくつか希望を述べてみます。一つは、いうまでもないことですが、政治行政を国際的視点から学ぶ「国際政治論Ⅰ・Ⅱ」と、地方レベルでリアルに分析する「地方政治論」、政治を歴史的・思想的に捉える「政治思想史Ⅰ・Ⅱ」は、できるだけ履修して下さい。また、法律関連の科目とともに、経済経営学類と共通開講の科目も多数配置してあります。法律、経済のいずれも、政治行政とは密接な関係にありますし、政治行政の理解には不可欠ともいえますので、積極的に履修するよう希望します。

## ②「地域社会計画」分野を中心に学ぶために

地域社会が抱える様々な問題に対処するためには、法による規制や経済的な誘導に加え、地域の課題を設定した上で一定の目標を掲げ、実行していく計画的なアプローチが求められています。特に、社会構造が多様化した現代においては、地域の現状に即して柔軟に対応できる計画的手法の有用性が認識されるようになってきました。具体的には、都市・農村といった空間的区分に加え、人口、産業、福祉、環境といった個別課題に対して、各々の特性に応じた計画が実施されています。こうした計画づくりには、行政のみならず地域の住民や企業といった関係主体の参加のもとでの意思決定プロセスが求められています。本学修分野はこのような学際的なアプローチにより高度に実践的なねらいを持つもので、とりわけ、まちづくりやコミュニティづくり、より良い地域環境の形成など新しい地域づくりと関連した科目や、高齢社会に対応した人々の基礎的なライフスタイルや社会福祉のあり方に関連する科目を配置しています。

こうした課題に接近するため、社会計画的思考やその歴史と方法、望ましい計画のあり方などを学ぶ「社会計画論」、計画づくりに不可欠な地域社会や住民生活の現状を、現地調査を通じて科学的に把握する方法を学ぶ「社会調査論」、そして以上の基礎的な科目の学習に加え、福祉関連科目として福祉や生活のあり方を勉強する科目として、高齢社会に対応した福祉社会・福祉政策のあり方、社会福祉の技術と方法について学ぶ「社会福祉論」が学類基幹科目として配置されています。

専攻専門科目においては、今日大きな社会問題となってきた環境問題を中心に、人間と自然とのかかわりや野生動物保護、熱帯雨林・河川の開発の問題などを具体的・実践的に学ぶ「地域環境論」、人々の発達過程や日々のくらしの営みを、労働と生活を統合した視点から接近し、新しい家族や生活のあり方を学ぶ「生活構造論」、地域社会における福祉のあり方について学ぶ「地域福祉論」、情報化社会の中での情報と、行政・政治・法律・社会・地域との関わりについての基礎的な問題を扱う「情報社会論」を配置しています。

さらに、福祉の現場経験を積む「社会福祉課題研究Ⅰ・Ⅱ」が用意されています。

これらの学修分野関連科目に加え、「政治行政」分野の科目や「社会と文化」専攻の「社会学」分野の科目などの履修が求められます。一方、経済経営学類関連科目として、労働・社会問題を学習し現代の社会保障政策・地域振興政策についても体系的に学習する「社会政策」・「地域政策論」も履修できます。

さらに、社会諸科学のみならず、自然科学・工学的研究の成果を活用する必要性も生じていることから、共生システム理工学類の「環境計画論」「地域計画概論」等、関連がある科目を履修することも、学習意義の高いものとなります。

## 3. 「社会と文化」専攻で学ぶ人のために

## (1) 「社会と文化」専攻で学ぶ意義

「社会と文化」専攻には、**社会学系の科目**と、多様な**文化系の科目**（教育、歴史、ジェンダー、比較文化など）が置かれています。

資格関連の科目として、①学芸員、社会教育主事に関する科目、②教職に関する科目、③各種語学検定に関連する科目が多く配置されているのも「社会と文化」専攻の特徴です。

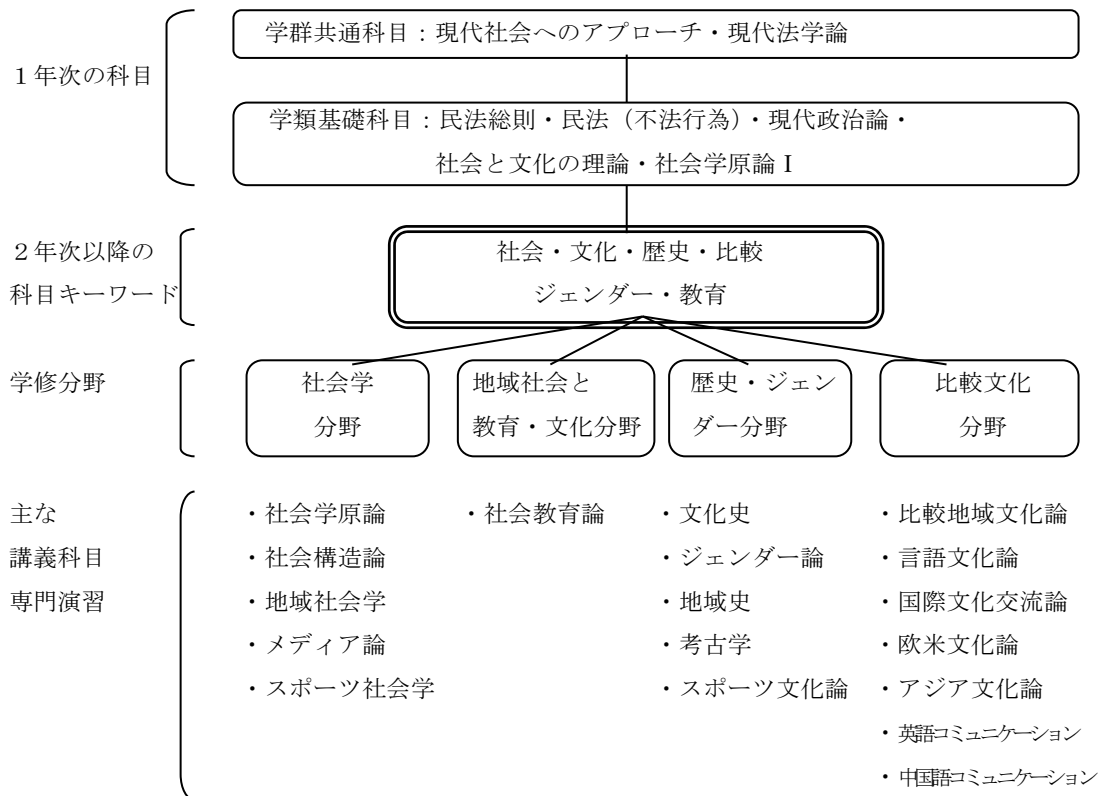
より大きな特徴は、「新しい地域づくり」という課題に応えるために、社会学系の科目を基礎にすえつつ、社会や文化が直面している諸問題を地域に即して、歴史的にあるいはグローバルな視野から考えていく力をつけるために各科目が配置されていることです。こうした力を獲得すること——それは公務員／民間企業を問わず、これからの日本社会の担い手にとって必要不可欠なものです。

並んでいる科目名を見ただけでも、この専攻がいかに多様な学問領域や問題領域をカバーしているかが理解できるでしょう。「社会と文化」専攻には、みなさんの幅広い問題関心を受けとめる懐の深さがあり、自分の問題関心や将来の進路に合わせて時間割を組み、学習を主体的に進めていけるといいう魅力があります。

1年次の学類基礎科目である「社会と文化の理論」と「社会学原論Ⅰ」が、「社会と文化」専攻の導入的な科目ですが、では、2～4年次でどのような科目をどのような順番で履修していけばいいのでしょうか？

ここでは、**4つの学修分野**を示し、それぞれについて説明していくことにします。これらは、あくまでみなさんが関心をもっている専門領域の基礎知識を身につけ、自分自身の研究テーマを発見し、それに関連した専門科目を順序よく、系統的に履修していくためのひとつのモデルとして示したものにすぎません。これらのモデルに沿ってそれぞれの分野に打ち込むことも、また、自分の問題関心にもとづいていくつかの分野や領域を横断してテーマを追究することももちろん可能ですし、テーマによってはそれが必要不可欠となるでしょう。

## ●「社会と文化」専攻履修体系の概要



### (2) 4つの学修分野について

「社会と文化」専攻では、4つの学修分野が設定されています。

「社会と文化」専攻では、どのようなことを学べるのか？それをわかりやすく示すために、関連が深い専門科目を束ねて、4つの分野に区分してみました。それが「社会学」「地域社会と教育・文化」「歴史・ジェンダー」「比較文化」です。

この4つの学修分野は、みなさんが多様な学問領域や問題領域の中に埋没することなく、自分の取り組んでみたいテーマを明確にしながら、主体的に学習を進めていけるように設定されています。みなさんが履修計画を作成していく際の参考として活用してください。関心のある科目がいくつかの分野にまたがっている場合には、1つの学修分野にこだわらずに希望する科目を選択してください。

#### ①「社会学」分野を中心に学ぶために

「社会学」分野のテーマは、激動する地域社会の動きや社会的な諸問題を総合的にとらえること、そしてそれらをよりよい方向に導いていくにはどうすればいいのかを追究することです。

この分野で系統的な学習を進めていくには、次の3つの方向が考えられます。第1は、現実の社会の総合的な把握をめざすという社会学の学問としての性格を深く追究していく方向、第2は、社会学の個別領域の学習をふまえ、具体的な社会的諸問題を取り上げてい



く方向、そして第3は、社会学の枠にとらわれず、関連する他の領域の学問の成果にも積極的に学びながら学習を進めていくという方向です。専門講義や演習、専攻入門科目などを履修し、自分の問題関心を深めながら、これら3つのうちのどのような方向を選択するかをはっきりさせてください。

1年次の「社会と文化の理論」「社会学原論Ⅰ」、そして2年次の「社会学原論Ⅱ」「社会構造論Ⅰ」「地域社会学」は、社会学という学問の性格を知るうえで重要であり、かつ現代社会を理解していくための基礎的な科目でもあるので、しっかり履修してください。

そのうえで、3年次では、社会学の個別領域として「社会構造論Ⅱ」「メディア論」「スポーツ社会学」などの科目が用意されています。また、「ジェンダー論Ⅰ・Ⅱ」や「情報社会論」「社会調査論」をはじめ多くの社会学関連科目があり、これらを各自の関心に合わせて、積極的に選択、履修していくことも重要です。

## ②「地域社会と教育・文化」分野を中心に学ぶために

「地域社会と教育・文化」分野のテーマは、地域社会における教育（家庭教育、学校教育、社会教育）の現状やそれらが直面している諸問題をふまえたうえで、新しい地域づくりのための教育システムや計画を追究することです。社会教育主事や学校教員といった将来の進路から、この分野を選ぶ人も多いと思います。

この分野を中心に学習を進めていくには、2年次の「社会教育論（生涯学習論を含む）Ⅰ・Ⅱ」という基本的な科目を、しっかり履修することが何よりも大切です。地域の社会教育の現場にじかに接する「社会教育課題研究Ⅰ・Ⅱ」は、講義では得ることができない貴重な体験となるはずです。

また、地域社会における教育の現状や問題状況を、より広い視野からより深くとらえるために、「地域社会教育計画論」「生活構造論Ⅰ・Ⅱ」「地域社会学」「地方行政論」「比較地域文化論Ⅰ・Ⅱ」「ジェンダー論Ⅰ・Ⅱ」、教育と密接な関連をもつ福祉関連の科目「社会福祉論」「地域福祉論」、そして「スポーツ文化論Ⅰ・Ⅱ」や「スポーツ社会学」などからも、各自の関心に合わせて、積極的に選択、履修していくことが求められます。

それとともに、地域の教育システムや計画を立案していくうえでの基礎的知識や方法を学ぶためには、「社会計画論」などの履修が重要です。

## ③「歴史・ジェンダー」分野を中心に学ぶために

「歴史・ジェンダー」分野のテーマは、地域社会や文化がどのように形成され、どのような特質をもっているかを歴史的な視野から考察するとともに、現実においても学術研究においても重要になってきているジェンダー（歴史的・社会的に形成された性別）をその際最も重要なものの一つとらえ、現代社会との関わりを追究することです。

この分野の学類基幹科目は「考古学Ⅰ」・「文化史」・「ジェンダー論Ⅰ」になります。これらの科目は必ず履修してください。さらに「地域史Ⅰ・Ⅱ」「考古学Ⅱ」「ジェンダー論Ⅱ」では、より専門的に歴史やジェンダーをめぐる問題が取り扱われていますので、関心にあわせて受講することをすすめます。

また、歴史学を学ぶうえでは、文献や資史料の扱い方、利用方法に関わる伝統的な学問

的手法について習得することが説く重要です。これらについては、博物館学芸員資格関係の科目や「考古学実習」「古文書学実習」などで学ぶことができます。

歴史とジェンダーの問題は幅広い時間と空間にまたがっていますので、力点のかけ方によって履修のしかたが変わってきます。日本の前近代について重点的に学びたい場合には、「考古学Ⅰ・Ⅱ」「文化史」や博物館関係科目などを優先して選択し、それに加えて「地域史Ⅰ・Ⅱ」「スポーツ文化論Ⅰ・Ⅱ」を受講することで視野を広げるよう心がけてください。近代以降について重点的に学びたい場合は、「地域史Ⅰ・Ⅱ」「スポーツ文化論Ⅰ・Ⅱ」を中心に、他専攻の科目の中から「地方行政論」「地方政治論Ⅰ・Ⅱ」など歴史的考察をふまえているものを選択するようにしてください。

そのほか、比較文化関係の科目を受講することで、グローバルな視点から日本の歴史・社会をとらえ直す力を養ったり、関連テーマの特殊講義や共通教育科目、社会学・法学関連の科目を受講することで、現代社会のジェンダー問題の理解に必要な視点や知識を身につけることができます。他専攻の案内なども参考にしながら、自分の関心にあわせて計画を立て、積極的に受講するようにしてください。

#### ④「比較文化」分野を中心に学ぶために

「比較文化」分野のテーマは、地域社会の国際化にともなって生じてきた諸問題を解決するために、多文化を理解するとはどういうことか、多文化受容とはどうあるべきかを追求することです。

したがって、この分野を系統的に学んでいくには、まず2年次で「比較地域文化論Ⅰ・Ⅱ」を履修し、多文化理解の方法と多文化受容のあり方を考える基礎を身につけ、さらに3年次で「言語文化論Ⅰ・Ⅱ」を履修することがのぞまれます。

こうした文化比較の理解のうえに立って、自分が、どの地域の文化について重点的に学びたいのかをはっきりさせ、「欧米文化論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」から選択してください。また、その際、日本の地域文化についての理解を深めるために、「歴史・ジェンダー」分野における関連科目から各自の関心に合わせて選択、履修することも重要でしょう。

さらに、地域の文化が、日本の文化とどのように交流してきたのかを学ぶためには、「国際文化交流論」を選択、履修してください。

「比較文化」分野を中心に学んでいくには、こうした専門科目の履修だけでなく、自分を取り組もうとする地域の言語をしっかりと学ぶことも大切です。共通教育科目の語学ならびに「英語コミュニケーション」「中国語コミュニケーション」の選択もぜひ考えてください。

また、英語圏への長期・短期の海外語学研修、各種英語検定試験の結果などを積み上げることで認定される「英語特修プログラム」を活用することも有効でしょう。

行政政策学類の専門教育課程の概要（法学専攻）

種 別	授 業 科 目	要卒単位	履修年次
学群共通科目	人間発達の基礎, 文化と科学の基礎, モダンエコノミクス入門Ⅰ, 企業と簿記会計Ⅰ 政治経済学入門Ⅰ, 経営学入門Ⅰ, 現代法学論, 現代社会へのアプローチ	4	1～
学類基礎科目	民法総則, 民法(不法行為), 現代政治論Ⅰ, 現代政治論Ⅱ, 社会学原論Ⅰ 社会と文化の理論	8	1～
学類基幹科目	憲法(人権)Ⅰ, 憲法(人権)Ⅱ, 憲法(統治)Ⅰ, 憲法(統治)Ⅱ, 民法(債権総論) 民法(債権各論), 法社会学Ⅰ, 法社会学Ⅱ, 刑法Ⅰ, 行政法総論Ⅰ 行政学Ⅰ, 行政学Ⅱ, 政治過程論Ⅰ, 政治過程論Ⅱ, 社会調査論, 社会福祉論 社会計画論, 公共政策論Ⅰ, 公共政策論Ⅱ, 地方行政論 地域社会学, 社会教育論(生涯学習論を含む)Ⅰ 社会教育論(生涯学習論を含む)Ⅱ, 比較地域文化論Ⅰ, 比較地域文化論Ⅱ 社会学原論Ⅱ, 社会構造論Ⅰ, 考古学Ⅰ, 文化史, ジェンダー論Ⅰ	22	2～
専攻専門科目	民法(家族), 民法(相続), マクロ経済学Ⅰ, ミクロ経済学Ⅰ, 経済政策 コア・アクティブ科目	22	2～
	民法(物権), 民法(担保物権), 労働法Ⅰ, 労働法Ⅱ, 社会保障法, 商法Ⅰ 商法Ⅱ, 経済法, 地方自治法Ⅰ, 地方自治法Ⅱ, 行政法総論Ⅱ, 行政救済法Ⅰ 行政救済法Ⅱ, 環境法, 国際法Ⅰ, 国際法Ⅱ, 刑法Ⅱ, 民事裁判法Ⅰ 民事裁判法Ⅱ, 刑事裁判法Ⅰ, 刑事裁判法Ⅱ 国際政治論Ⅰ, 国際政治論Ⅱ, 政治思想史Ⅰ, 政治思想史Ⅱ, 情報社会論 地域福祉論, 生活構造論Ⅰ, 生活構造論Ⅱ, 社会構造論Ⅱ, メディア論 地方財政政策論, 地方財政システム論, マクロ経済学Ⅱ, ミクロ経済学Ⅱ 経済構造論, 財政学, 国際経済学, 社会政策 [グローバルコミュニケーション科目] 外書講読(英語)Ⅰ, 外書講読(英語)Ⅱ 外書講読(非英)Ⅰ, 外書講読(非英)Ⅱ, 英語コミュニケーションAⅠ 英語コミュニケーションAⅡ, 英語コミュニケーションBⅠ 英語コミュニケーションBⅡ, 英語コミュニケーションCⅠ 中国語コミュニケーションⅠ, 中国語コミュニケーションⅡ English PresentationsⅠ, English PresentationsⅡ		3～
自由選択領域科目	地域環境論, 特殊講義, 博物館学概論, 博物館教育論, 博物館資料論 博物館展示論, 博物館資料保存論, 博物館情報・メディア論, 博物館経営論 地域経済論Ⅰ, 国際関係論, 人間関係の心理学, 産業社会文化論 産業と経済・地域振興の地理学, 都市とまちづくりの地理学, 現代日本の政治 現代社会と地域計画, 科学技術と環境の倫理学, スポーツ心理学, 生活環境論 エコロジカル経済学	18	2～
	社会教育課題研究Ⅰ, 社会教育課題研究Ⅱ, 社会福祉課題研究Ⅰ, 社会福祉課題研究Ⅱ, 地方政治論Ⅰ, 地方政治論Ⅱ 地域社会教育計画論, スポーツ文化論Ⅰ, スポーツ文化論Ⅱ, スポーツ社会学 地域史Ⅰ, 地域史Ⅱ, 考古学Ⅱ, 言語文化論Ⅰ, 言語文化論Ⅱ, 国際文化交流論 欧米文化論Ⅰ, 欧米文化論Ⅱ, 欧米文化論Ⅲ, 古文書講読Ⅰ, 古文書講読Ⅱ ジェンダー論Ⅱ, 古文書学実習, 考古学実習, 博物館実習 地域経済論Ⅱ, 社会思想史, 地域政策論, 福祉国家論, 国際公共政策論 児童福祉概論, スポーツ政策論, 地域産業政策, 副演習		3～
	[英語特修プログラム科目] 短期語学研修, 外部資格試験		1～
	国際交流協定に基づく海外留学		2～
	[文理融合科目] プログラミング言語論, 地質学概論, 地域計画概論, 環境計画論 サウンドスケープ		3～
	専攻入門科目Ⅰ・専攻入門科目Ⅱ	4	2
	演習Ⅰ・演習Ⅱ	4	3
	演習Ⅲ・演習Ⅳ	4	4
	卒業研究	4	4
	計	90	

行政政策学類の専門教育課程の概要（地域と行政専攻）

種 別	授 業 科 目	要卒単位	履修年次
学群共通科目	人間発達の基礎, 文化と科学の基礎, モダンエコノミクス入門Ⅰ, 企業と簿記会計Ⅰ 政治経済学入門Ⅰ, 経営学入門Ⅰ, 現代法学論, 現代社会へのアプローチ	4	1～
学類基礎科目	民法総則, 民法(不法行為), 現代政治論Ⅰ, 現代政治論Ⅱ, 社会学原論Ⅰ 社会と文化の理論	8	1～
学類基幹科目	憲法(人権)Ⅰ, 憲法(人権)Ⅱ, 憲法(統治)Ⅰ, 憲法(統治)Ⅱ, 民法(債権総論) 民法(債権各論), 法社会学Ⅰ, 法社会学Ⅱ, 刑法Ⅰ, 行政法総論Ⅰ 行政学Ⅰ, 行政学Ⅱ, 政治過程論Ⅰ, 政治過程論Ⅱ, 社会調査論, 社会福祉論 社会計画論, 公共政策論Ⅰ, 公共政策論Ⅱ, 地方行政論 地域社会学, 社会教育論(生涯学習論を含む)Ⅰ 社会教育論(生涯学習論を含む)Ⅱ, 比較地域文化論Ⅰ, 比較地域文化論Ⅱ 社会学原論Ⅱ, 社会構造論Ⅰ, 考古学Ⅰ, 文化史, ジェンダー論Ⅰ	22	2～
専攻専門科目	地方政治論Ⅰ, 地方政治論Ⅱ, 国際政治論Ⅰ, 国際政治論Ⅱ, 政治思想史Ⅰ 政治思想史Ⅱ, 情報社会論, 地域福祉論, 生活構造論Ⅰ, 生活構造論Ⅱ 地域環境論, 地方自治法Ⅰ, 地方自治法Ⅱ, 環境法, 社会保障法, 労働法Ⅰ 労働法Ⅱ, 刑法Ⅱ, 行政法総論Ⅱ, 行政救済法Ⅰ, 行政救済法Ⅱ, メディア論 言語文化論Ⅰ, 社会構造論Ⅱ, 地域史Ⅰ, 地域史Ⅱ, ジェンダー論Ⅱ 社会福祉課題研究Ⅰ, 社会福祉課題研究Ⅱ, コア・アクティブ科目 マクロ経済学Ⅰ, 経済政策, 国際関係論, 地方財政政策論, マクロ経済学Ⅱ 社会政策, 地域政策論, 福祉国家論, 国際公共政策論, 児童福祉概論 〔グローバルコミュニケーション科目〕外書講読(英語)Ⅰ, 外書講読(英語)Ⅱ 外書講読(非英)Ⅰ, 外書講読(非英)Ⅱ 英語コミュニケーションAⅠ, 英語コミュニケーションAⅡ, 英語コミュニケーションBⅠ 英語コミュニケーションBⅡ, 英語コミュニケーションCⅠ 中国語コミュニケーションⅠ, 中国語コミュニケーションⅡ English PresentationsⅠ, English PresentationsⅡ 〔文理融合科目〕地域計画概論, 環境計画論, 地域産業政策, サウンドスケープ	22	2・3～
自由選択領域科目	民法(家族), 民法(相続), 商法Ⅰ, 商法Ⅱ, 民法(物権), 民法(担保物権) 国際法Ⅰ, 国際法Ⅱ, 民事裁判法Ⅰ, 民事裁判法Ⅱ, 刑事裁判法Ⅰ 刑事裁判法Ⅱ, 経済法, スポーツ文化論Ⅰ, スポーツ文化論Ⅱ, スポーツ社会学 地域社会教育計画論, 言語文化論Ⅱ, 国際文化交流論, 欧米文化論Ⅰ 欧米文化論Ⅱ, 欧米文化論Ⅲ, 古文書講読Ⅰ, 古文書講読Ⅱ, 古文書学実習 考古学Ⅱ, 考古学実習, 博物館実習 社会教育課題研究Ⅰ, 社会教育課題研究Ⅱ 博物館学概論, 博物館教育論, 博物館資料論, 博物館展示論 博物館資料保存論, 博物館情報・メディア論, 博物館経営論, 特殊講義, 副演習 ミクロ経済学Ⅰ, スポーツ心理学, 産業社会文化論, 地域経済論Ⅰ 現代日本の政治, 現代社会と地域計画, 科学技術と環境の倫理学 産業と経済・地域振興の地理学, 都市とまちづくりの地理学, 人間関係の心理学 ミクロ経済学Ⅱ, 国際経済学, 社会思想史, スポーツ政策論, 地方財政システム論 地域経済論Ⅱ, 経済構造論, 財政学 〔文理融合科目〕生活環境論, エコロジカル経済学, プログラミング言語論 地質学概論 〔英語特修プログラム科目〕短期語学研修, 外部資格試験 国際交流協定に基づく海外留学	18	1・2・3～
	専攻入門科目Ⅰ・専攻入門科目Ⅱ	4	2
	演習Ⅰ・演習Ⅱ	4	3
	演習Ⅲ・演習Ⅳ	4	4
	卒業研究	4	4
	計	90	

別

表

行政政策学類の専門教育課程の概要（社会と文化専攻）

種 別	授 業 科 目	要 卒 単 位	履 修 年 次
学群共通科目	人間発達の基礎, 文化と科学の基礎, モダンエコノミクス入門Ⅰ, 企業と簿記会計Ⅰ 政治経済学入門Ⅰ, 経営学入門Ⅰ, 現代法学論, 現代社会へのアプローチ	4	1～
学類基礎科目	民法総則, 民法(不法行為), 現代政治論Ⅰ, 現代政治論Ⅱ, 社会学原論Ⅰ 社会と文化の理論	8	1～
学類基幹科目	憲法(人権)Ⅰ, 憲法(人権)Ⅱ, 憲法(統治)Ⅰ, 憲法(統治)Ⅱ, 民法(債権総論) 民法(債権各論), 法社会学Ⅰ, 法社会学Ⅱ, 刑法Ⅰ, 行政法総論Ⅰ 行政学Ⅰ, 行政学Ⅱ, 政治過程論Ⅰ, 政治過程論Ⅱ, 社会調査論, 社会福祉論 社会計画論, 公共政策論Ⅰ, 公共政策論Ⅱ, 地方行政論 地域社会学, 社会教育論(生涯学習論を含む)Ⅰ, 社会教育論(生涯学習論を含む)Ⅱ 比較地域文化論Ⅰ, 比較地域文化論Ⅱ, 社会学原論Ⅱ 社会構造論Ⅰ, 考古学Ⅰ, 文化史, ジェンダー論Ⅰ	22	2～
専攻専門科目	メディア論, 社会構造論Ⅱ, ジェンダー論Ⅱ, スポーツ社会学 地域社会教育計画論, 社会教育課題研究Ⅰ, 社会教育課題研究Ⅱ スポーツ文化論Ⅰ, スポーツ文化論Ⅱ, 地域史Ⅰ, 地域史Ⅱ, 考古学Ⅱ 考古学実習, 古文書学実習, 古文書講読Ⅰ, 古文書講読Ⅱ 博物館学概論, 博物館経営論, 博物館資料論, 博物館資料保存論 博物館展示論, 博物館教育論, 博物館情報・メディア論, 博物館実習 言語文化論Ⅰ, 言語文化論Ⅱ, 国際文化交流論 欧米文化論Ⅰ, 欧米文化論Ⅱ, 欧米文化論Ⅲ, コア・アクティブ科目 刑法Ⅱ, 国際法Ⅰ, 国際法Ⅱ, 労働法Ⅰ, 労働法Ⅱ 地方政治論Ⅰ, 地方政治論Ⅱ, 国際政治論Ⅰ, 国際政治論Ⅱ, 政治思想史Ⅰ 政治思想史Ⅱ, 情報社会論, 地域福祉論, 生活構造論Ⅰ, 生活構造論Ⅱ マクロ経済学Ⅰ, マクロ経済学Ⅱ, 経済構造論, 社会政策, 社会思想史 スポーツ政策論, スポーツ心理学, 産業社会文化論, 人間関係の心理学 〔グローバルコミュニケーション科目〕外書講読(英語)Ⅰ, 外書講読(英語)Ⅱ 外書講読(非英)Ⅰ, 外書講読(非英)Ⅱ 英語コミュニケーションAⅠ, 英語コミュニケーションAⅡ, 英語コミュニケーションBⅠ 英語コミュニケーションBⅡ, 英語コミュニケーションCⅠ 中国語コミュニケーションⅠ, 中国語コミュニケーションⅡ English PresentationsⅠ, English PresentationsⅡ 〔文理融合科目〕環境計画論, サウンドスケープ	22	2・3～
自由選択領域科目	民法(家族), 民法(相続), 社会保障法, 民法(物権), 民法(担保物権) 商法Ⅰ, 商法Ⅱ, 経済法, 地方自治法Ⅰ, 地方自治法Ⅱ, 行政法総論Ⅱ 行政救済法Ⅰ, 行政救済法Ⅱ, 環境法, 民事裁判法Ⅰ, 民事裁判法Ⅱ 刑事裁判法Ⅰ, 刑事裁判法Ⅱ 地域環境論, 社会福祉課題研究Ⅰ, 社会福祉課題研究Ⅱ, 特殊講義, 副演習 地域経済論Ⅰ, ミクロ経済学Ⅰ, 経済政策, 国際関係論, 産業と経済・地域振興の地理学, 都市とまちづくりの地理学, 現代日本の政治 現代社会と地域計画, 科学技術と環境の倫理学, 地方財政政策論 地方財政システム論, 地域経済論Ⅱ, 財政学, ミクロ経済学Ⅱ, 国際経済学 地域政策論, 福祉国家論, 国際公共政策論, 児童福祉概論 〔文理融合科目〕生活環境論, エコロジカル経済学, プログラミング言語論 地質学概論, 地域計画概論, 地域産業政策 〔英語特修プログラム科目〕短期語学研修, 外部資格試験 国際交流協定に基づく海外留学	18	2・3～
	専攻入門科目Ⅰ・専攻入門科目Ⅱ	4	2
	演習Ⅰ・演習Ⅱ	4	3
	演習Ⅲ・演習Ⅳ	4	4
	卒業研究	4	4
	計	90	

基本編 5

外国人留学生の履修について

行政政策学類外国人留学生履修基準表

領域区分	科目区分		履修年次	分類 (※1)	科目単位	要卒単位
自己デザイン領域	基本科目	教養演習Ⅰ・Ⅱ	1年	必修	2	4
	キャリア創造科目	キャリア形成論	1年	必修	2	2
		キャリアモデル学習	2年以上	選択必修	2	2
		インターンシップ(就業体験学習)	2年以上	選択必修・自由	1又は2	
	自己学習プログラム		1年以上	選択必修・自由	1又は2	
(小計)						8
共通領域	総合科目		1年以上	選択必修・自由	2	10 (※2)
	広域選択科目	人間と文化	1年以上	選択必修・自由	2	
		社会と歴史	1年以上	選択必修・自由	2	
		自然と技術	1年以上	選択必修・自由	2	
	日本事情	日本事情Ⅰ～Ⅳ	1年以上	選択必修・自由	2	
	外国語科目	英語AⅠ・AⅡ	1年	選択必修・自由	1	8 (※3)
		英語BⅠ・BⅡ	2年以上	選択必修・自由	1	
		英語以外の外国語初級Ⅰ・Ⅱ	1年	選択必修・自由	2	
		英語以外の外国語中級	2年以上	選択必修・自由	1	
		日本語Ⅰ～Ⅳ (※5)	1年以上	選択必修・自由	2	
		応用英語	3年以上	自由	2	
	情報教育科目	情報処理Ⅰ～Ⅳ	1年以上	選択必修・自由	2	2
	健康・運動科目	健康・運動科学実習Ⅰ・Ⅱ	1年	必修	1	2
スポーツ実習		2年以上	自由	1		
(小計)						22
専門領域	人文社会学群共通科目		1年以上	選択必修	2	4 (※4)
	学類専門科目	学類基礎科目	1年以上	選択必修・自由	2	8
		学類基幹科目	2年以上	選択必修・自由	2	22
		専攻専門科目	2・3年以上	選択必修・自由	2	22
	専攻入門科目、演習、卒業研究	専攻入門科目Ⅰ・Ⅱ	2年	必修	2	4
		演習Ⅰ～Ⅳ	3・4年	必修	2	8
		卒業研究	4年	必修	4	4
(小計)						72
自由選択領域						22
総計						124

- (注) ※1. 「必修」とは、その科目を必ず修得しなければならないことを示す。  
「選択必修」とは、指定された複数の科目のうちいずれかを選択して修得しなければならないことを示す。  
「選択必修・自由」とは、「選択必修」の要卒単位数を超える分について、自由選択領域科目として要卒単位数にカウントすることができることを示す。  
「自由」とは、自由選択領域科目として要卒単位数にカウントすることができることを示す。
- ※2. 「総合科目」と「広域選択科目」の3分野を合わせた4分野のうち3分野にわたって、それぞれ最低1科目(各2単位)合計6単位を修得した上で、残りの4単位については、「総合科目」、「広域選択科目」及び「日本事情」の中から2科目(各2単位)を卒業要件単位として修得する(合計10単位)。
- ※3. 外国語科目は、母国語系統を除く1ヶ国語で8単位を修得する。日本語は、外国語の要卒単位数(8単位)に代替することができる。
- ※4. 4単位を超えて修得した学群共通科目は要卒単位数としてはカウントされない。
- ※5. 日本語Ⅰ・Ⅱは1年次以上、日本語Ⅲ・Ⅳは2年次以上が履修できる。

応用編 1

**どんな資格がとれますか？**



※ 社会福祉主事、社会教育主事、学芸員の資格取得希望者は、4月に行われる「資格取得希望者への説明会」に必ず参加してください（2年次生以上対象）。詳細は、掲示でお知らせします。

## 1. 学芸員について

学芸員は、博物館法に基づいて置かれているもので、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究等の業務に従事する専門的職員です。

学芸員の資格を得るためには、大学において「博物館に関する科目の単位」（文部科学省令：博物館施行規則）を修得しなければなりません。

博物館施行規則による指定科目（すべて必修）と対応する授業科目は下表のとおりです。

法令上の科目 (平成24年4月1日施行)	単位	大学における開講科目	区分	単位	履修年次	開講・履修方法
生涯学習概論	2	社会教育論(生涯学習論を含む) I	必修	2	2～	毎年開講
博物館概論	2	博物館学概論	必修	2	2～	隔年開講
博物館経営論	2	博物館経営論	必修	2	2～	隔年開講
博物館資料論	2	博物館資料論	必修	2	2～	隔年開講
博物館資料保存論	2	博物館資料保存論	必修	2	2～	隔年開講
博物館展示論	2	博物館展示論	必修	2	2～	隔年開講
博物館教育論	2	博物館教育論	必修	2	2～	隔年開講
博物館情報・メディア論	2	博物館情報・メディア論	必修	2	2～	隔年開講
博物館実習	3	博物館実習	必修	3	3～	毎年開講 説明会出席者のみ受講を認める

<注意> 博物館実習を受講する場合には次の点に留意してください。

- ① 博物館実習は、1週間程度の博物館等の施設における実習（原則として欠席は認めない）と、博物館実習のための事前指導と実習後の事後指導を実施します。
- ② 博物館実習の受け入れ人員は20名程度です。受講希望者は2年次生対象の資格取得希望者への説明会及び実習ガイダンスに必ず出席してください。
- ③ 実習にかかる経費については各自実費負担となっているので、履修にあたって注意してください。
- ④ 受講希望者は、古文書講読Ⅰ・Ⅱ、古文書学実習または考古学演習、実習に参加することが望ましい。

※ 社会福祉主事、社会教育主事、学芸員の資格取得希望者は、4月に行われる「資格取得希望者への説明会」に必ず参加してください（2年次生以上対象）。詳細は、掲示でお知らせします。

## 2. 社会福祉主事について

### （1）社会福祉主事任用資格について

社会福祉主事は、社会福祉法に基づいて置かれ、都道府県・市町村の行政機関において、各種福祉法令に定められた業務にあたることを職務としています。この職務につくためには地方公務員として任用され、福祉事務所等の部署に配属されなければなりません。よって、社会福祉主事とは、任用されてはじめて名乗ることができる「任用資格」となります。

その際、大学で「厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目（以下、指定科目という）」を修得して卒業していることが任用の必要条件とされます。

### （2）社会福祉主事の指定科目について

社会福祉主事の任用資格は、いわゆる「3科目主事」と「全科目主事」に分かれています。「3科目主事」は、指定科目34科目中3科目以上を履修すればよいものです。一方「全科目主事」は、主として社会福祉系の大学・学部において社会福祉の専門教育を受けた者を想定しています。本学は、指定科目34科目全てを揃えることはしていないので、いわゆる「3科目主事」の養成機関ということになります。

### （3）本学対応科目について

本学では、指定科目に対応する科目（以下、本学対応科目という）を次頁の表のとおり開設しています。社会福祉主事の任用資格を取得するためには、指定科目のうち、3科目以上を履修してください。

指定科目において、本学対応科目が複数の科目として配置されているもの（たとえば「心理学Ⅰ」・「心理学Ⅱ」など科目名が複数に分かれているもの）については、該当する科目を全て履修することが必要です。また、指定科目に該当するもので、対応する本学の科目が複数配置されているもの（たとえば指定科目「社会政策」について、本学対応科目「労働経済」・「社会政策」など）を複数履修したとしても、指定科目としては1科目として認められます。

## 社会福祉に関する科目及び本学対応科目一覧

## 《平成27年度(2015年度)以降の入学生向け》

No.	法令による科目系列 厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目(指定科目)	福島大学開講科目		備考
		開講※1 学類等	本学対応科目 ※2 (読替範囲内科目及び読替認定科目)	
1	社会福祉概論	人 行	社会福祉論 社会福祉論	
2	社会福祉事業史			
3	社会福祉援助技術論			
4	社会福祉調査論	行	社会調査論	
5	社会福祉施設経営論			
6	社会福祉行政論			
7	社会保障論	行 現	社会保障法 社会保障と法	
8	公的扶助論			
9	児童福祉論	人	児童福祉概論	
10	家庭福祉論			
11	保育理論	人 人	保育学 保育原理	
12	身体障害者福祉論			
13	知的障害者福祉論			
14	精神障害者保健福祉論	共 共 人	精神保健Ⅰ 精神保健Ⅱ 精神医学	両科目を履修しなければならない
15	老人福祉論			
16	医療社会事業論			
17	地域福祉論	行	地域福祉論	
18	法学	共 現 現	市民と法 現代法学論Ⅰ ※3 現代法学論Ⅱ ※3	両科目を履修しなければならない
19	民法	行 現	民法総則 民法入門	
20	行政法	行 行 現 現	行政法総論Ⅰ 行政法総論Ⅱ 行政と法Ⅰ 行政と法Ⅱ	両科目を履修しなければならない 両科目を履修しなければならない
21	経済学	共 共 人 現	経済学Ⅰ 経済学Ⅱ 経済学概説 政治経済学入門	両科目を履修しなければならない
22	社会政策	経 経	労働経済 社会政策	
23	経済政策	経	経済政策	
24	心理学	共 共 理	心理学Ⅰ 心理学Ⅱ 心理学概論	両科目を履修しなければならない
25	社会学	人 行 行 現	社会学概説 社会学原論Ⅰ 社会学原論Ⅱ 現代社会論	両科目を履修しなければならない
26	教育学	人 行 行	人間と教育 社会教育論(生涯学習論を含む)Ⅰ 社会教育論(生涯学習論を含む)Ⅱ	両科目を履修しなければならない
27	倫理学	共 人	倫理学 倫理学概説	
28	公衆衛生学	人	衛生学及び公衆衛生学	
29	医学一般			
30	リハビリテーション論			
31	看護学	人	救急処置及び看護法	
32	介護概論			
33	栄養学	人	栄養機能科学	
34	家政学	人	生活経営学	

- ※1: 人=人間発達文化学類、行=行政政策学類、経=経済経営学類、理=共生システム理工学類、現=現代教養コース、共=共通領域  
 ※2: 表中の科目が受講できるかどうかについては、自学類の時間割表や学習案内の開放科目一覧等で確認してください。受講するにあたって、別途手続きが必要になることがあります。なお、昼間コースの学生は現代教養コースの全ての科目について受講できません。  
 ※3: 行政政策学類にも「現代法学論」がありますが、社会福祉主事として使えるのは現代教養コースで開講している「現代法学論Ⅰ」「現代法学論Ⅱ」のみです(現代教養コース生のみ受講可)。

上記科目のほかに、「社会福祉課題研究Ⅰ・Ⅱ」を履修することが望ましい。

※ 社会福祉主事、社会教育主事、学芸員の資格取得希望者は、4月に行われる「資格取得希望者への説明会」に必ず参加してください（2年次生以上対象）。詳細は、掲示でお知らせします。

### 3. 社会教育主事について

社会教育主事は、社会教育法に基づいて置かれ、都道府県・市町村の教育委員会事務局において、社会教育行政の中心的存在として「社会教育を行うものに専門的技術的な助言と指導を与える」ことを任務としています。大学で「社会教育に関する科目」（文部科学省令）を修得して卒業し、教育委員会で1年以上社会教育主事補の職歴を経て、社会教育主事に任用されることとなります。

本学類では、社会教育主事になろうとする者のために、「社会教育に関する科目」を次頁の表のとおり開設しています。履修方法が複雑ですので、注意して読んでください。

省令指定科目	単位	本学類の対応科目	単位	履修年次	履修方法
生涯学習概論	4	社会教育論(生涯学習論を含む) I	2	2～	必修
		社会教育論(生涯学習論を含む) II	2	2～	必修
社会教育計画	4	地域社会教育計画論	2	3～	必修(隔年開講) いずれか2単位取得すること
		社会計画論	2	2～	
		社会調査論	2	2～	
社会教育演習	4	社会教育論演習	4	3～	いずれか4単位取得すること
		地域社会学演習	4	3～	
		生活構造論演習	4	3～	
		スポーツ社会学演習	4	3～	
		スポーツ文化論演習	4	3～	
社会教育実習		なし			
社会教育課題研究		社会教育課題研究 I	2	3～	上記演習を履修しない者は 4単位取得すること
		社会教育課題研究 II	2	3～	
のうち1以上の科目					
社会教育特講 I (現代社会と社会教育)	12	情報社会論	2	3～	いずれか4単位取得すること
		社会福祉論	2	2～	
		地域福祉論	2	3～	
		生活構造論 I	2	3～	
		生活構造論 II	2	3～	
		社会構造論 I	2	2～	
		社会構造論 II	2	3～	
		地域社会学	2	2～	
		教育発達心理学★	2	2～	
社会教育特講 II		文化史	2	2～	いずれか4単位取得すること
		スポーツ文化論 I	2	3～	
		スポーツ文化論 II	2	3～	
		博物館学概論	2	2～	
		博物館資料論	2	2～	
		博物館経営論	2	2～	
		博物館情報・メディア論	2	2～	
		博物館教育論	2	2～	
		スポーツ社会学	2	3～	
		家庭教育論※	2	3～	
		人間と教育★	2	2～	
教育の方法★	2	2～			
「子育て共同」論※	2	2～			
社会教育特講 III (その他必要な科目)		地方自治法 I	2	3～	いずれか4単位取得すること
		地方自治法 II	2	3～	
		環境法	2	3～	
		地方行政論	2	2～	
		公共政策論 I	2	2～	
		公共政策論 II	2	2～	
		地域環境論	2	2～	
		考古学 I	2	2～	
		考古学 II	2	3～	
		ジェンダー論 I	2	2～	
		ジェンダー論 II	2	3～	
		比較地域文化論 I	2	2～	
		比較地域文化論 II	2	2～	
社会学原論 II	2	2～			

- <注意> ① 上記の科目のうち「社会教育演習(社会教育論演習等の5演習)」を履修した者も「社会教育課題研究 I・II」を履修することが望ましい。
- ② ★印の科目については、教育職員免許状取得希望者のみ履修が認められているので、注意すること。(学芸員資格取得希望者は、このうち「人間と教育」の受講が認められている。)
- ③ ※印の科目については、人間発達文化学類で履修すること。

## 4. 教育職員免許状について

本学類において取得できる教員免許状は、中学校教諭1種免許状(社会)、高等学校教諭1種免許状(地理歴史)及び高等学校教諭1種免許状(公民)です。

中学校(社会)、高等学校(地理歴史)及び高等学校(公民)の教員免許状を取得するのに必要な単位は、「教科に関する科目」として本学類で開講される授業科目だけでは修得できず、人間発達文化学類及び経済経営学類で開講される授業科目も履修する必要があります。また、この他に本学類で開講する「教職に関する科目」も修得しなければなりません。これらを要卒単位の他にさらに修得しなければならないので、負担は決して軽いものではありません。教員免許状の取得希望者は、①本人の相当な努力がなければ在学中の取得はきわめて困難であること、②専門領域科目の系統的履修に支障が生じないように十分に配慮することに特に注意してください。

高等学校(情報)の教員免許状については、共生システム理工学類で開講される授業科目を履修することにより取得することができますが、中学校(社会)、高等学校(地理歴史)及び高等学校(公民)いずれかの教員免許状取得が前提となるので、注意してください。

なお、せっかく教員免許状を取得しても教員として採用される可能性はきわめて少ないというのが現状で、2009年度以降、現職教員は10年ごとに教員免許状更新講習を受講しなければなりません。こうした実情をよく理解した上で、教員になろうという真剣な意欲と明確な目標を持ち、実際に教員採用試験を受験する者だけが取得するようにしてください。

※教員免許更新制についての詳細は、文部科学省HP「<解説>教員免許更新制のしくみ」([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/koushin/08051422.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/08051422.htm))で確認してください。

### (1) 受講者の受入れについて

- ① 教員免許状取得希望者の募集は、新2年次生以上を対象に以下に掲げる(3)の日程のとおり行います。
- ② 希望者が受入れ人員20名を超過した場合は、選考を行います。選考の詳細については説明会の際に指示します。
- ③ 高等学校(情報)の教員免許状を取得するためには、「中学(社会)」「高校(地歴)」「高校(公民)」のうち、いずれかの教員免許状取得を予定し、教育実習もその3教科のいずれかで実施する必要があります。
- ④ 上記②の受講者の人数制限に加え、「情報」関連科目については、開講する共生システム理工学類でさらに選抜を行う場合があります。

### (2) 教員免許状を取得するために必要な単位の修得方法について

- ① 卒業と同時に教員免許状を取得するためには、定められた「教職に関する科目」及び「教科に関する科目」の単位を修得する必要があります。
- ② 本学類で開講する科目は本学類で履修しなければなりません。
- ③ 人間発達文化学類及び経済経営学類において履修しなければならない授業科目は、「開放科目」となっています。履修登録期間内にLiveCampus上で所定の手続きを済ませてください。開放科目を受講するにあたっては、開講学類の掲示板を事前に確認してください。

### (3) 教職関係の行事・手続き日程について

来年度以降は下記の日程で行う予定です。詳細は掲示で確認してください。

対象学年	期 間	内 容
1年	2月	教育職員免許状取得希望者への説明会
2年	4月	教育職員免許状取得希望届提出
	1月	教育実習参加希望届提出
	2月	教育実習ガイダンス
	3月	面談
3年	5月～	教育実習校の決定
	3月	面談
4年	4月下旬～5月中旬	教育実習事前指導
	5月中旬～7月上旬	教育実習(実習校の計画による日程)
	7月上旬	教育実習事後指導
	11月	教育職員免許状出願希望届
	12月	出願書類提出
	3月	面談
3月(学位記授与式)	教育職員免許状授与	

希望者は必ず出席してください。

(4) 中学校教諭1種免許状(社会)、高等学校教諭1種免許状(地理歴史)、高等学校教諭1種免許状(公民)、高等学校教諭1種免許状(情報)を取得するために必要な単位について

①「教職に関する科目」の履修は下記のとおりです。

免許法に定める科目		最低 修得 単位数		授業科目名	要修得 単位数			履 修 年 次	2018年度 担当教員	2019 年度開 講予定	2020 年度開 講予定	履修方法及び履修形態	
					中 学 社 会	高 校 地 歴	高 校 公 民 情 報						
科目名	事 項	中 学	高 校										
教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	2	2	教職入門	2	2	←	2～	岡田 努	開講	開講		
	教員の職務内容(研修、勤務及び身分保障等を含む。)												
	進路選択に資する各種の機会の提供等												
教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	6	人間と教育	2	2	←	2～	太田光一	開講	開講		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)			教育発達心理学	2	2	←	2～	住吉チカ	欠講	開講	人間発達文化学類で履修	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項			社会教育論(生涯学習論を含む) I 教育社会学のうち1科目	2	2	←	2～	浅野かおる 欠講	開講	欠講	人間発達文化学類で履修	
教育課程及び指導法に関する科目	道徳の指導法(中学免許のみ該当)	14	8	道徳指導論	2			3～	松下行則	開講	開講	人間発達文化学類で履修	
	各教科の指導法			社会科教育法	2			2～	(非)伊藤清郎	欠講	開講		
				社会科教育学 I	2			3～	鶴沼秀雅	開講	開講	人間発達文化学類で履修	
				社会科教育学 II	2			3～	未定	開講	開講	人間発達文化学類で履修	
				社会科授業研究	2			2～	欠講	開講	欠講		
				地理歴史科教育法		2		2～	(非)守谷早苗	欠講	開講		
				地理歴史科授業研究		2		2～	欠講	開講	欠講		
				公民科教育法		2		2～	(非)熊谷明彦	欠講	開講		
				公民科授業研究		2		2～	(非)渡部 純	欠講	開講		
	★情報教育学					2	2～	未定	開講	開講	共生システム理工学類で履修		
	★情報授業研究					2	2～	未定	開講	開講	共生システム理工学類で履修		
特別活動の指導法	特別活動	2	2	←	2～	岡田 努	開講	開講					
教育課程の意義及び編成の方法	教育の方法	2	2	←	2～	住吉チカ	開講	開講	人間発達文化学類で履修				
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法	4	4	生活指導論	2	2	←	2～	(非)伊藤 弥	開講	開講		
	進路指導の理論及び方法			子ども理解と指導援助 学校カウンセリング論のうち1科目	2	2	←	3～	青木真理 岸 竜馬	開講	開講	人間発達文化学類で履修	
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法												
教育実習	教育実習	5	3	5	3	←	4	(非)三瓶准一	開講	開講	事前及び事後指導(1単位)を含む		
教職実践演習	教職実践演習	2	2	2	2	←	4	岡田 努 教職課程委員	開講	開講			
計		33	25		33	25	25						

(注1) 免許状を取得する場合、上記のほか以下に以下の科目を修得しなければなりません(必修)。

- ①「日本国憲法」、「憲法(人権)Ⅰ」、「憲法(人権)Ⅱ」、「憲法(統治)Ⅰ」、「憲法(統治)Ⅱ」から1科目選択(2単位)
- ②「健康・運動科学実習Ⅰ及びⅡ(計2単位)」
- ③「英語AⅠ(2単位)」又は「英語AⅡ(2単位)」
- ④「情報処理Ⅰ～Ⅳより1科目」(2単位)

(注2) ★印の科目は、開放科目です。

(注3) 「情報」免許に関しての詳細は、共生システム理工学類学習案内を参照してください。

(注4) 社会教育論(生涯学習論を含む)Ⅰは登録単位制限(Cap制)に含まれる科目ですが、その他の教職に関する科目は含まれません。

(注5) 社会教育論(生涯学習論を含む)Ⅰは要卒単位に計上することができますが、その他の教職に関する科目は計上できません。

②「教科に関する科目」の履修は下記のとおりです。

(ア) 中学校教諭1種免許状(社会)

免許法に定める科目	最低修得単位数	授業科目	単位数	履修年次	履修方法及び履修形態
日本史及び外国史	4	★日本史概説	2	2～	必修
		★外国史概説	2	2～	必修
地理学(地誌を含む)	6	★人文地理学概説	2	2～	必修
		★自然地理学概説	2	2～	必修
		★地誌学概説	2	2～	必修
法学、政治学	2	現代法学論	2	1～	} 3科目の内、いずれか1科目必修
		現代政治論Ⅰ	2	1～	
		現代政治論Ⅱ	2	1～	
社会学、経済学	4	社会学原論Ⅰ	2	1～	必修
		社会学原論Ⅱ	2	2～	必修
哲学、倫理学、宗教学	2	★哲学概説	2	2～	} 2科目の内、いずれか1科目必修
		★倫理学概説	2	2～	
社会関係の科目	16	授業科目名については別途指示する			
計	34				

(注1) 社会関係の科目に該当する授業科目及び履修方法の詳細については、教育職員免許状取得希望者への説明会で指示します。

(注2) ★印の科目は、人間発達文化学類で開講している「開放科目」です。

人間発達文化学類開講の授業科目の開講計画は人間発達文化学類「開講科目一覧表」で確認してください。

(イ) 高等学校教諭1種免許状(地理歴史)

免許法に定める科目	最低修得単位数	授業科目	単位数	履修年次	履修方法及び履修形態
日本史	2	★日本史概説	2	2～	必修
外国史	2	★外国史概説	2	2～	必修
人文地理学及び自然地理学	4	★自然地理学概説	2	2～	必修
		★人文地理学概説	2	2～	必修
地誌	2	★地誌学概説	2	2～	必修
地理歴史関係の科目	26	授業科目名については別途指示する			
計	36				

(注1) 地理歴史関係の科目に該当する授業科目名及び履修方法の詳細については、教育職員免許状取得希望者への説明会で指示します。

(注2) ★印の科目は、人間発達文化学類で開講している「開放科目」です。

人間発達文化学類開講の授業科目の開講計画は人間発達文化学類「開講科目一覧表」で確認してください。

(ウ) 高等学校教諭1種免許状(公民)

免許法に定める科目	最低修得単位数	授業科目	単位数	履修年次	履修方法及び履修形態
法学(国際法含む。)政治学(国際政治を含む)	4	現代法学論	2	1～	} ①現代法学論と国際法Ⅰ又はⅡ ②現代政治論Ⅰ又はⅡと国際政治論Ⅰ又はⅡ 上記①又は②を必修とする。
		国際法Ⅰ	2	3～	
		国際法Ⅱ	2	3～	
		現代政治論Ⅰ	2	1～	
		現代政治論Ⅱ	2	1～	
		国際政治論Ⅰ	2	3～	
		国際政治論Ⅱ	2	3～	
社会学、経済学(国際経済を含む)	4	社会学原論Ⅰ	2	1～	必修
		社会学原論Ⅱ	2	2～	必修
哲学、倫理学、宗教学、心理学	2	★哲学概説	2	2～	} 2科目の内、いずれか1科目必修
		★倫理学概説	2	2～	
公民関係の科目	28	授業科目名については別途指示する			
計	38				

(注1) 公民関係の科目に該当する授業科目名及び履修方法の詳細については、教育職員免許状取得希望者への説明会で指示します。

(注2) ★印の科目は、人間発達文化学類で開講している「開放科目」です。

人間発達文化学類開講の授業科目の開講計画は人間発達文化学類「開講科目一覧表」で確認してください。



## (エ) 高等学校教諭1種免許状(情報)

	施行規則科目	授業科目	単位数	履修年次	高等学校1種 (数字は必要単位数)	
教科 に 関 す る 科 目	情報社会及び 情報倫理	情報社会と情報倫理	2	2	必修	必修以外の科目から 18単位選択
		知的財産権論	2	4		
	コンピュータ及び 情報処理 (実習を含む。)	情報科学概論(実習を含む)	2	2	必修	
		プログラミング基礎(実習を含む。)	2	1	必修	
		プログラミングⅠ(実習を含む。)	1	2		
		プログラミングⅡ(実習を含む。)	1	2		
		アルゴリズムとデータ構造(実習を含む。)	2	2		
		形式言語とコンパイラ(実習を含む。)	2	3		
	情報システム (実習を含む。)	ソフトウェア設計開発論(実習を含む。)	2	2	必修	
		プログラミング言語論(実習を含む。)	2	2		
		データベースシステム(実習を含む。)	2	2		
		人工知能と知識処理(実習を含む。)	2	3		
		経営情報システム(実習を含む。)	2	4		
	情報通信ネットワーク (実習を含む。)	ネットワークシステム(実習を含む。)	2	3	必修	
		情報理論	2	3		
		デジタル信号処理(実習を含む。)	2	2		
	マルチメディア表現 及び技術 (実習を含む。)	マルチメディアシステム論(実習を含む。)	2	3	必修	
		サウンドスケープ	2	3		
		ヒューマンインターフェイス(実習を含む。)	2	3		
	情報と職業	情報と職業	2	3	必修	
合計単位数					32	

※高等学校1種免許状(情報)…必修14単位, 選択必修18単位, 合計32単位修得

(5) 「介護等体験」について

中学校社会の教員免許状を取得する場合、「介護等体験」が課せられるため、中学校社会の教員免許状取得希望者は下記のこと十分に注意してください。

- ① 「介護等体験」は特別支援学校等で連続2日間、社会福祉施設で連続5日間行います。
- ② 受け入れ学年は2年次生以上で、教職課程を受講している者に限ります。
- ③ 「介護等体験」に参加する者は、本学類が指定する事前指導を受けなければなりません。
- ④ 「介護等体験」に要する費用、及び保険加入費等は自己負担とします。
- ⑤ 「介護等体験」の実施(日程、体験施設等)は福島県教育委員会、福島県社会福祉協議会の実施要綱に基づいて行うことを原則とするので、所定の手続に従ってください。  
(詳細は、介護等体験の説明会で行います)
- ⑥ 「介護等体験」の受け入れは教務担当窓口で対応します。なお、指示事項はすべて掲示により知らせますので、十分に注意してください。

(6) 教育実習について

教員免許状を取得するためには、教育実習に参加し、所定の単位を修得しなければなりません。

教育実習は、教職課程の履修登録者で教育実習参加資格等の条件を満たした者に対して、4年次での履修を許可しますが、その場合、以下の諸点に留意してください。

① 教育実習参加資格

(ア) 以下の単位数以上を修得していないと教育実習の履修が認められません。

履修コース	要卒単位中より	教職に関する科目	合計
昼間コース	80単位	8単位	88単位

なお、教職に関する科目については、教員免許法に定める科目のなかから4科目8単位以上を修得していること。

(イ) 教育実習への参加は、原則として教員になる意志のある者に限ります。

(ウ) 教育実習に際しては、教員にふさわしい人格的資質、言動が要求されます。そのためには日頃の心がけ、努力が必要です。

② 教育実習校

実習希望者の出身高校又は出身中学校。

③ 教育実習期間

実習校の都合にもよりますが、ほとんど4年次の前期で行われます。中学校教諭1種免許状を取得するためには4週間程度、高等学校教諭1種免許状を取得するためには2週間程度の実習が必要です。

④ 教育実習にかかわる経費は、履修者の実費負担になります。

⑤ 教員免許状を修得するために必要な教育実習の単位は中学校教諭1種免許状が5単位、高等学校教諭1種免許状が3単位です。いずれも事前・事後指導(1単位)を含めた単位数なので、この指導を受けなかった者には教育実習の単位は与えられません。

⑥ 教育実習に関することは、教務担当窓口で対応します。なお、指示事項はすべて掲示により知らせます。十分に注意してください。

### (7)「教職実践演習」(必修)

教員免許状取得のためには8セメスター(4年次後期)に、教職関連の必修科目「教職実践演習」を受講しなければなりません。この授業では、4年次前期までに履修してきた、教員免許状取得に必要な授業や実習等で習得した内容を踏まえ、教員として学校現場で必要とされるさまざまな項目を実践的に学びます。

就職活動等での欠席も原則として認められません。この授業の単位を取得できないと、たとえ教員採用試験に合格しても教員免許状を取得できない場合があります。教員免許状取得という目的をしっかりとらえて、授業に臨んで下さい。

### (8)「履修カルテ」の活用

教員免許状を取得希望の学生は、「教職履修カルテ」を使用します(ファイルは生協で購入すること)。このカルテは、教員免許状を取得するために必要な科目の履修状況を確認するのに用いたり、教育実習の事前・事後指導等に活用したりするためのものです。

教員免許状を取得希望の学生は、年度末(3月)にその年度の履修状況を「教職履修カルテ」に記入し、それをもとに学類および総合教育研究センターの担当の教員と面談し、アドバイスを受けて、所見を記入してもらいます。そして、教務課へ提出し確認を受けた後、次の学期の始めに返却されます。卒業するまで使用するものなので、大切に保管してください(カルテの活用方法等については、別途説明します)。

## 応用編 2

**ほかには、  
どんな制度がありますか？**

## 1. 助言教員（アドバイザー教員）制度について

大学での学習は自らの関心と計画に基づいて進めていくことが基本です。とはいえ、アドバイスが必要となることもあるでしょう。そのために、行政政策学類には助言教員制度があります。入学時は、自分の所属する教養演習の担当者が助言教員となります。それ以降は専攻入門科目・演習の担当者が助言教員です。大学生活や学習などについて助言の必要を感じたらいつでも担当教員に申し出てください。

## 2. 転学群・転学類・転専攻について

### （1）転学群・転学類について

行政政策学類に入学したものの、学習を進める過程で興味の対象や将来希望する進路が変わり、他学群または他学類で学習を進めたいという学生のために、「転学群」「転学類」制度があります。それぞれの学群・学類ごとに制度が異なりますので、詳細は教務担当窓口にお問い合わせください。

なお、安易な申請理由によるものは認められず、4年間での卒業や教育職員免許状の取得などについて保証されるものではありませんので注意してください。

### （2）転専攻について

専攻所属は学生の希望に基づきながらも、定員があるので安易な専攻の変更はできません。しかし、特別の理由があるものは第4セメスター開始時に変更を認めることがあります。転専攻申請は第4セメスター開始前に提出します。転専攻の可否は、必要書類の提出と面談の後、変更希望先の専攻が判断します。

## 3. 他学類の専門教育科目等の履修について

### （1）開放科目について

開放科目は、すべての学類に所属する学生を対象とした科目で、学類専門領域科目のうち、他学類の受講が認められている科目が該当します。ただし受講に際しては、以下の注意が必要です。

- ・ 他学類の開放科目を履修できるのは、2年次生以上です。  
(当該科目を開講する学類が指定する履修年次に合わせて履修してください。)

- ・ 各学類の開放科目は、後掲<資料編1>の開放科目一覧を参照してください。
- ・ 初回の授業において、受講者が多く授業運営が困難と判断された場合、受講制限をすることがあります。その場合は、当該科目を開講している学類に所属する学生が優先されます。
- ・ 開放科目の履修上限（卒業要件単位として計上できるもの）は、他の大学等における授業科目の単位を含めて60単位までです。
- ・ 修得した単位は、自由選択領域に計上されます。

## (2) 共通開講科目について

他学類の教員が担当する専門領域科目を、本学類が専門領域科目として履修基準に位置づけている場合、その科目を共通開講科目と呼びます。共通開講科目は複数の学類で共通に開講している科目なので、当該学類の学生が受講対象となります。クラスの適正規模を保つために、科目によっては受講制限をすることがありますが、原則として学類間の優先順位はありません。

## (3) 現代教養コース(夜間主コース)開講科目について

現代教養コースの開講科目は、原則として受講できません。

# 4. 他大学及び大学以外の教育施設等における既修得単位の認定について

## (1) 他大学等との単位互換について

本学では、茨城大学、宇都宮大学、会津大学、いわき明星大学、郡山女子大学、日本大学工学部、東日本国際大学、福島学院大学、福島県立医科大学、会津大学短期大学部、いわき短期大学、郡山女子大学短期大学部、桜の聖母短期大学、福島学院大学短期大学部及び福島工業高等専門学校との間で単位互換協定を締結しています。

これは、本学に在学したまま他大学等に特別聴講学生（この協定により相手大学等が受入れる学生）として受入れ依頼をして認められた場合、当該大学等において開講される授業科目を聴講できるものです。この場合、修得した授業科目の単位を本学で修得したものとみなすことになります（自由選択領域科目として計上）。詳細については、3月下旬頃に予定しているオリエンテーションにて説明するので、履修希望者は出席してください。

## (2) 各種能力検定からの単位認定について

本学では、英語に係る技能審査及び英語以外の外国語に係る技能審査の単位認定を実施します。英語に係る技能審査の単位認定については、<応用編2>「英語特修プログラム」の記載及び<資料編2>「英語に係る技能審査の単位認定に関する要項」を参照してください。

さい。

英語以外の外国語（非英外国語）については、その履修方法の選択肢を広げ、またそれぞれの到達度に応じた学習を早期に行うことを保障するために、外部検定試験の活用と海外研修の活用という2つの制度があります。それぞれの制度については、「授業科目の履修によらない英語以外の外国語の単位認定について」に詳しく記載しています。また、＜資料編2＞「英語以外の外国語に係る技能審査の単位認定に関する要項」及び「英語以外の外国語の語学研修に係る学修の単位認定に関する要項」を参照してください。

### （3）入学前の既修得単位等の認定について

学則第13条の7及び学類規程第16条の規定に基づき、本学に入学する前に修得した授業科目（国内外の大学・短大・高専等）の単位等について、本学類の開講する授業科目の単位と同等と認定された場合は、本学類の卒業要件単位として計上することができます。

ただし、計上できる単位数は、編入学・学士入学を除き、合計60単位（入学後に他大学等で修得した単位も合わせて）までです。

これに該当する場合は、入学時の4月の所定の期間に修得単位等に関する書類（成績証明書等）を提出して審査を受けることが必要となります。

## 5. グレードアップ特修プログラム

グレードアップ特修プログラムは、自分の能力を伸ばそうという意欲のある学生のために準備された特別なプログラムです。行政政策学類では、英語コミュニケーション能力を高めるための「英語特修プログラム」、情報や情報機器についての理解を深め、その能力を教育の分野に活かすための「情報特修プログラム」が履修できます。

### 1. 行政政策学類英語特修プログラム基準

本学における英語教育は、主に共通領域の中で行われますが、行政政策学類ではそれとは別に、英語の学力や学習意欲の高い学生のニーズに対応するために、共通領域の英語に関する科目、英語に関連する専門領域の科目に、海外留学で取得した単位や英語に関する外部資格試験、または海外での語学研修などを単位認定したものを加えた「英語特修プログラム」が準備されています。

このプログラムは行政政策学類の学生であれば誰でもチャレンジできます。卒業要件に定められた単位の他に、次頁の履修基準表に示された必要な単位を修得することにより、「英語特修プログラム修了」の認定を受けることができます。必要な単位をすべて修得した学生は、その時点で教務担当窓口へ申請してください（事後申告制）。

※英語に関する学部資格試験の認定基準は、＜資料編2＞「英語に係る技能審査の単位認定に関する要項」の別表のとおりです。なお、本学に入学する前に英語に関する外部資格試験を受けた場合は、別表の認定基準を満たしている場合でも単位認定されませんので、再度受験して認定基準を満たす必要があります（「実用英語技能検定」については一つ上の級に合格する必要があります）。

※資格試験の受験料の負担について

- ① 英語特修プログラム修了の認定を受けた学生に対しては、本学在学中に受験した実用英語技能検定、TOEIC、TOEFL、IELTS、国際連合公用語英語検定試験のいずれかの受験料1回分を本学が負担します。なお、協定校への留学に対する渡航費用の補助を受けている方は、受験料負担の対象とはなりません。
- ② 大学を卒業する年度の11月15日～30日（土・日及び祝日を除く）に、(ア) 申請書、(イ) 口座振込依頼書に、(ウ) プログラム認定証、(エ) 資格試験の受験を証明する書類（受験票など。ただし、プログラムの認定を受ける際に資格試験の結果を単位に組み込んだ場合は不要）を添付して教務担当窓口へ申請してください。(ア)、(イ) の用紙は教務担当窓口で配布します。また、(ウ)、(エ) の書類は申請の際に、教務担当窓口でコピーをとり本紙を返却します。
- ③ 申請者多数の場合には、英語特修プログラム科目の通算GPAによる選考を行います。



グレードアップ認定科目群（平成27年度以降入学者用）

	科目名	履修セメスター	単位・クラス	認定要件	
共通領域科目	英語A I・II	1～2	1単位×4コマ	必修4単位	
	英語B I・II	3～4	1単位×4コマ	必修4単位	
	応用英語 I～VI	5～8	2単位×6コマ	選択2単位	
小計			20単位	10単位	
専門領域科目	外書講読 I（英語） 外書講読 II（英語）	5～8	各2単位	4単位	
	英語コミュニケーション A I 英語コミュニケーション A II 英語コミュニケーション B I 英語コミュニケーション B II 英語コミュニケーション C I	5～8	各2単位	1クラス 選択2～4単位	
	English Presentations I English Presentations II	5～8	各2単位	4単位	
	外部資格試験	1～8	4単位	4単位	
	短期語学研修	1～8	2単位	2単位	
	国際交流協定に基づく海外留学	3～8	最大12単位	最大12単位	
	国際交流研修 I～VIII	1～8	各1単位	最大4単位	
	小計			最大34単位	上記要件のうち <b>16単位</b> を選択
	合計			最大54単位	<b>26単位</b>

- ①「英語A I・II」「英語B I・II」「応用英語」は共通領域科目です。
- ②「外書講読 I・II（英語）」「English Presentations I・II」は、自由選択領域科目として計上します。
- ③「英語コミュニケーション」は1クラスを選択して（AおよびBクラスはIとIIを両方履修、CクラスはIのみ）、自由選択領域科目として計上します。
- ④「外部資格試験」は、受験した学生に対し、基準を設けた上で、自由選択領域科目として認定します。
- ⑤「短期語学研修」「国際交流協定に基づく海外留学」は、参加した学生に対し、基準を設けた上で、自由選択領域科目として認定します。
- ⑥「国際交流研修」は、「国際交流研修」の該当授業として指定された授業に出席し、かつ、それについて英文レポートを5回分提出した場合、1単位が認定されます。なお、1単位の取得のため、複数年にわたるレポートを対象とし、申請することができます。また、この科目は、要卒単位には含まれない特修プログラムのみ認定科目となります。レポートなどの詳細についてはシラバスと掲示を注意して見てください。
- ⑦認定をめざす学生は、4月に行われるガイダンスに出席してください。

## 2. 行政政策学類情報特修プログラム基準

### ① 情報特修プログラム（情報活用能力コース）

一般的な職業人として備えるべき情報処理技術を身につけたい学生のために、主に（独）情報処理推進機構が実施する「IT パスポート」資格レベルの情報技術を学ぶことを目的とした情報特修プログラムです。

下記の履修基準表に示された必要な単位を修得することにより、「情報特修プログラム・情報活用能力コース修了」の認定を受けることができます。必要な単位をすべて修得した学生は、その時点で教務担当窓口へ申告してください（事後申告制）。

情報特修プログラム（情報活用能力コース）修了者が、（独）情報処理推進機構が実施する情報処理技術者試験を受験し、合格した場合は、1つの資格に限り大学がその1回分の受験費用を負担します。ただし、大学入学前に資格を取得している場合は除きます。大学を卒業する年度の11月15日～30日（土・日及び祝日を除く）の間に、資格取得を証明する書類（検定合格証書など）をプログラム認定証に添えて教務担当窓口へ申請してください。なお、申請者多数の場合には、プログラムに盛り込まれた科目の通算GPAによる選考を行います。協定校への留学に対する渡航費用の補助を受けている方は、受験料負担の対象とはなりません。

科目区分	授 業 科 目 名	単位数	履修 セメスター	履修方法
共通 領域 科目	情報処理Ⅰ	2	1	} 1科目 以上
	情報処理Ⅱ	2	2	
	情報処理Ⅲ	2	2	
	情報処理Ⅳ	2	2	
専門 領域 科目	プログラミング基礎	2	2	必修
	情報社会と情報倫理	2	3	必修
	情報科学概論	2	3	必修
	計算機システム論	2	3	必修
	経営工学	2	3	
	ロジスティクスシステム	2	5	
	知的財産権論	2	7	
自由選択 領域科目	情報システムの理解と構成	2	4	
	情報システムの運用	2	4	
教職科目	情報と職業	2	5	
合計			22	単位以上

### ② 情報特修プログラム（情報コア技術コース）

情報科学・工学全般に関する基礎的な知識・技能を持ち、情報技術を活用できる人材を育成することを目的とした情報特修プログラムです。

このプログラムは、(独) 情報処理推進機構が実施する「基本／応用情報技術者」資格レベルの、情報科学・工学分野での専門領域科目について、単位取得を課しています。プログラムへの事前の登録は必要ありません。下記の履修基準表に示された必要な単位を修得することにより、「情報特修プログラム・情報コア技術コース修了」の認定を受けることができます。必要な単位をすべて修得した学生は、その時点で教務担当窓口に申告してください（事後申告制）。

情報特修プログラム（情報コア技術コース）修了者が、(独) 情報処理推進機構が実施する情報処理技術者試験を受験し、合格した場合は、1つの資格に限り大学がその1回分の受験費用を負担します。ただし、大学入学前に資格を取得している場合は除きます。大学を卒業する年度の11月15日～30日（土・日及び祝日を除く）の間に、資格取得を証明する書類（検定合格証書など）をプログラム認定証に添えて教務担当窓口申請してください。なお、申請者多数の場合には、プログラムに盛り込まれた科目の通算GPAによる選考を行います。

履修にあたって十分な予備知識が必要な科目も含まれています。シラバス等で確認して受講してください。

科目区分	授 業 科 目 名	単位数	履修 セメスター	履修方法
専門 領域 科目	情報科学概論	2	3	必修
	計算機システム論	2	3	必修
	プログラミングⅠ	1	3	必修
	プログラミングⅡ	1	4	必須
	アルゴリズムとデータ構造	2	4	必修
	ソフトウェア設計開発論	2	4	必修
	データベースシステム	2	4	必修
	ネットワークシステム	2	5	必修
	マルチメディアシステム論	2	5	必修
	情報社会と情報倫理	2	3	必修
	プログラミング基礎	2	2	
	離散数学	2	3	
	デジタル信号処理	2	3	
	プログラミング言語論	2	4	
	形式言語とコンパイラ	2	5	
	人工知能と知識処理	2	6	
	情報理論	2	6	
	サウンドスケープ	2	5	
	ヒューマンインターフェイス	2	5	
知的財産権論	2	7		
教職科目	情報と職業	2	5	
		合計	30	単位以上

## 6. ふくしま未来学

### 『ふくしま未来学』履修方法

#### (1) プログラムの概要

東日本大震災及び原子力災害により、放射線被ばく問題と共に、これまで地域社会が抱えていた人口流出や文化・産業の衰退等の課題が加速度的に現れ、今後、地域がどう再生していくかは、世界につながる課題となっています。その中で、地域再生の担い手をどう育成していくかが大学に課された使命です。

本プログラムは、原子力災害からの経験を踏まえ、地域課題を実践的に学び、未来を創造できる人材の輩出を行い、原子力災害からの地域再生をめざします。そのために特修プログラム「ふくしま未来学」を展開します。そのひとつとして、主要コア科目である、福島県双葉郡をはじめとする地域と連携し、学生と地域住民が交流する地域実践学習「むらの大学」をとおして、地域復興の担い手育成と地域再生の双方を加速させます。

※ 今後、「ふくしま未来学」科目等の変更が行われる可能性がありますので、適宜掲示等で確認するようにしてください。

#### (2) 「ふくしま未来学」の特徴

- ▶ 1年次から4年次まで複数年にわたり、継続的に地域（コミュニティ）に関わることにより、その地域が抱える社会的課題を理解すると共に、地域住民が実践的に取り組む地域づくりに参画することができます。
- ▶ 継続的な関わりを通して地域の変化や発展を追うことができ、学生自らの学習・成長と地域の発展を結びつけることができます。
- ▶ 東日本大震災と原発事故の経験を踏まえ、「ふくしま」の持つ歴史的でグローバルな文脈を理解し、さらに具体的な地域的課題を分析し、かつ課題解決のミッションを発見することをめざします。

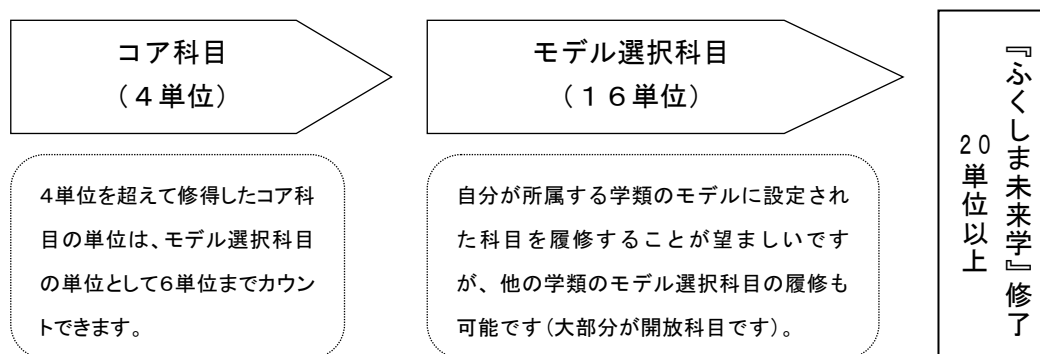
#### 【ふくしま未来学で養う力】

「ふくしま」における原子力災害からの経験と、地域課題の実践的な学習を通じて、以下の能力をやしなうことをめざします。能力を身につけた者には、「ふくしま未来学」の修了証を交付します。

- ▶ 地域課題を発見する力…… 地域にあらわれる多様な課題を発見する力
- ▶ 地域を分析する力…… 科学的にかつ総合的に地域課題を理解する力
- ▶ 地域を興す力…… 地域課題のミッションを明らかにし、自ら主体的に解決するために行動する力
- ▶ 地域をつなげる力…… 地域課題を解決するために、多様なセクターと協働する力
- ▶ 地域を伝える力…… 地域課題の社会的解決に向けて、現状や地域の主体的な取り組みを外部に発信する力

### (3) 履修基準

本プログラムは、平成26年度以降に入学する全学類生を対象とし、入学時にプログラム受講者として、自動的に登録されます。別表に示された必要な単位（コア科目4単位＋モデル選択科目16単位＝合計20単位以上）を修得することにより、「特修プログラム『ふくしま未来学』修了」の認定を受けることができます。就職活動等、卒業前に本プログラム修了の証が必要な場合は、「修了見込証明書」及び「修了証明書」を交付しますので、希望者はふくしま未来学推進室事務局（教務課内）窓口に申請してください。



### (4) モデル選択科目のカリキュラムポリシー (CP)

本プログラムのモデル選択科目では、以下のとおり、4つの履修モデルが設定されています。履修方法を考える上で、参考にしてください。

#### I : 「教育と文化による地域支援モデル」 人間発達文化学類系科目

CP : 人間や文化に主体的にかかわり、地域課題を解決し、新たな文化を創造することができる。また、地域が求める人材育成に寄与することができる。

#### II : 「コミュニティ共創モデル」 行政政策学類系科目

CP : 災害前から地域社会が抱えていた人口減少、少子高齢化、過疎・中山間地域など、社会構造の変化を具体的な地域において理解し、分析することができる。さまざまな地域課題を、多様なセクターの協働によって、主体的に解決する能力を身につけることができる。

#### III : 「地域経済活性化モデル」 経済経営学類系科目

CP : 地域の復興と活性化に関する課題を解決する為の様々な知見や方法を経済と経営の分野から学び、それらを自ら活用して課題解決を図るとともに、地域と自治体の資源を活用する力を身につける。

#### IV : 「地域産業・地域環境支援モデル」 共生システム理工学類系科目

CP : 地域社会が直面している産業分野における諸問題や、環境科学分野における諸問題を科学的に理解し、分析することができる。今後の地域の発展に対しての課題を見つけるとともに、解決するための力を身につける。

【「ふくしま未来学」授業科目一覧表】全体で20単位以上取得

科目区分	授業科目名	履修年次	単位数		
〈選択必修〉 4単位修得 コア科目	自己デザイン領域	キャリアモデル学習	2～ 2		
	共通領域	(総)ふくしま未来学入門	1～ 2		
		(総)ふくしま 未来へのヒント	1～ 2		
		(総)NPO論	1～ 2		
		(総)災害復興支援学Ⅱ	1～ 2		
		(総)ボランティア論	1～ 2		
		(総)再生可能エネルギー	1～ 2		
		(総)むらの大学	1～ 2		
		(総)小さな自治体論	1～ 2		
		(総)グローバル災害論	1～ 2		
		地域論Ⅰ	1～ 2		
		専門領域 (人文社会学群科目)	現代社会へのアプローチ	1～ 2	
		〈選択〉 16単位修得 モデル選択 科目	(人間発達文化学類系科目) 教育と文化による 地域支援モデル	未来創造教育論	1～ 2
				復興教材づくり論	2～ 2
特別支援教育と学校防災	1～ 2				
科学技術と環境の倫理学	1～ 2				
自然災害と人間	2～ 2				
気候環境と人間	2～ 2				
都市とまちづくりの地理学	2～ 2				
産業と経済、地域振興の地理学	2～ 2				
食糧生産と国土保全の地理学	2～ 2				
地域文化の総合研究	2～ 2				
現代社会とコミュニティ	1～ 2				
現代社会と地域計画 *	1～ 2				
現代の地域経済	1～ 2				
食と健康	1～ 2				
住環境学	3～ 2				
現代アートマネジメント	2～ 2				
生涯スポーツ論 *	1～ 2				
スポーツ政策論 *	3～ 2				
スポーツ企画演習 *	3～ 2				
映像メディア論	2～ 2				
復興教育学	1～ 2				
自然体験実習	1～ 2				
地域教育実践Ⅰ *	2～ 2				
地域教育実践Ⅱ *	2～ 2				
学校教育支援実習Ⅰ *	2～ 2				
学校教育支援実習Ⅱ *	2～ 2				
(行政政策学類系科目) コミュニティ 共創モデル	環境法			3～ 2	
	憲法(人権)Ⅰ			2～ 2	
	憲法(統治)Ⅰ			2～ 2	
	民法総則			1,2 2	
	民法(不法行為)			1,2 2	
	民法(債権総論)			2～ 2	
	民法(債権各論)			2～ 2	
	刑法Ⅰ	2～ 2			
	刑法Ⅱ	3～ 2			
	行政法総論Ⅰ	2～ 2			
	法社会学Ⅰ	2～ 2			
	法社会学Ⅱ	2～ 2			
	民事裁判法Ⅰ	3～ 2			
	民事裁判法Ⅱ	3～ 2			
	刑事裁判法Ⅰ	3～ 2			
	刑事裁判法Ⅱ	3～ 2			
	行政学Ⅰ	2～ 2			
	行政学Ⅱ	2～ 2			
	現代政治論Ⅰ*	1～ 2			
	現代政治論Ⅱ*	1～ 2			
	地方政治論Ⅱ	3～ 2			
	地方行政論	2～ 2			
	社会福祉論	2～ 2			
	地域福祉論	3～ 2			
	社会計画論	2～ 2			
	地域環境論	2～ 2			
	情報社会論	3～ 2			
	生活構造論Ⅰ	3～ 2			
	生活構造論Ⅱ	3～ 2			
	社会調査論	2～ 2			

科目区分	授業科目名	履修年次	単位数	
<選択> 16単位修得 モデル選択 科目	(行政政策学類系科目) コミュニティ 共創モデル	社会構造論Ⅰ	2～ 2	
		地域社会学	2～ 2	
		比較地域文化論Ⅰ	2～ 2	
		地域史Ⅰ	3～ 2	
		地域史Ⅱ	3～ 2	
		国際文化交流論	3～ 2	
		社会福祉課題研究Ⅰ*	3～ 2	
		社会福祉課題研究Ⅱ*	3～ 2	
		古文書学実習*	3～ 2	
		考古学実習*	3～ 2	
		演習Ⅰ*	3～ 2	
		演習Ⅱ*	3～ 2	
		演習Ⅲ*	4～ 2	
		演習Ⅳ*	4～ 2	
		(経済経営学類系科目) 地域経済 活性化モデル	都市経済学	3～ 2
			環境経済学	3～ 2
	産業組織と規制の経済学		3～ 2	
	政治経済学入門Ⅱ		1～ 2	
	開発経済学		3～ 2	
	労働経済		3～ 2	
	農業経済論		3～ 2	
	地域経済論Ⅰ		2～ 2	
	地域経済論Ⅱ		3～ 2	
	地域交通まちづくり政策論		3～ 2	
	地方財政システム論		3～ 2	
	地方財政政策論		3～ 2	
	地域政策論		3～ 2	
	中小企業経営論		2～ 2	
	証券市場論		3～ 2	
	財務諸表論Ⅱ		3～ 2	
	特別演習 Fukushima Workshop(Japan Study ProgramⅢ)	1,2 2		
	専門演習*	2～ 2		
	(共生システム理工学類系科目) 地域産業・ 地域環境支援 モデル	環境計画論	2～ 2	
		地域計画概論	2～ 2	
		地域計画論	3～ 2	
		生活環境論	2～ 2	
		水循環システム概論	2～ 2	
		水循環システム	3～ 2	
		流域水循環システム調査実習*	2～ 1	
		産業構造論	2～ 2	
		地域産業政策	3～ 2	
		機能性材料概論	2～ 2	
		有機・高分子材料学	3～ 2	
知的財産権論	4～ 2			

(注意)

- 平成26年度以降の入学生から、適用します。
- 平成26年度以降の入学生が、入学後に単位修得した科目が、後日、本プログラムの科目に設定された場合、遡及して本プログラムの単位として認定します。
- 科目によっては、抽選登録を要する科目、受講調整が行われる科目等があるので注意してください。
- \* 印のついた科目は、各学類系における所属学類の学生のみ受講できます。
- 対象科目の中には、毎年開講しない科目(隔年開講科目等)もあります。開講の有無は、各学類の学習案内や時間割表で確認してください。
- 対象科目は、変更する可能性があります。変更になった場合は、科目一覧を当該年度にライブキャンパス等をつうじて、掲載・配布をします。
- コア科目「キャリアモデル学習」は、行政政策学類を除く、人間発達文化学類・経済経営学類・共生システム理工学類の学生のみ本プログラムの単位として認定します。なお、人間発達文化学類はキャリアモデル学習Bのみ対象です。詳しくは、ふくしま未来学推進室事務局(教務課内)窓口にお問い合わせください。
- モデル選択科目の中には、Ⅰ・Ⅱの両方を履修することで要卒に必要な単位が認定される科目もあるため、各学類の学習案内を確認してください。
- 演習Ⅰ～Ⅳ(行政)及び専門演習(経済)は、すべてがふくしま未来学の対象ではありません。担当教員は、学習案内の専門演習のページを参照してください。ただし、経済経営学類における、ふくしま未来学に対応する専門演習担当教員は、小山 良太、遠藤 明子、吉田 樹となり、Semesterごとにくくしま未来学の単位として計上します。

## 資料編 1

# 平成30年度授業科目一覧

- 自己デザイン領域授業科目一覧表
  - \*平成30年度教養演習一覧表
  
- 平成30年度共通領域授業科目一覧表
  - \*総合科目
  - \*広域選択科目
  - \*情報教育科目
  - \*外国語科目
  - \*健康・運動科目
  
- 専門領域科目一覧表
  - \*履修方法の基準について
  - \*平成30年度外書講読・特殊講義科目一覧表
  - \*平成30年度専攻入門科目一覧表
  - \*演習一覧表
  
- 他学群・他学類の開放科目一覧表

※ 平成30年度以降の授業科目一覧は各年度始め（4月（授業が始まる前））に教務担当窓口で配布します。



○自己デザイン領域科目一覧表

【自己デザイン領域】

授業科目	単位	履修年次
教養演習Ⅰ	2	1
教養演習Ⅱ	2	1
キャリア形成論	2	1
キャリアモデル学習	2	2
インターンシップ	1・2	2
自己学習プログラム	1・2	1

\*平成30年度教養演習一覧表

自己デザイン領域・基本科目

開講	授業科目	単位	履修年次	担当教員名	クラス
前期	教養演習Ⅰ	2	1	垣見 隆禎	A
前期	〃	2	1	阪本 尚文	B
前期	〃	2	1	清水 晶紀	C
前期	〃	2	1	高橋 有紀	D
前期	〃	2	1	山崎 暁彦	E
前期	〃	2	1	佐々木 康文	F
前期	〃	2	1	今西 一男	G
前期	〃	2	1	大黒 太郎	H
前期	〃	2	1	功刀 俊洋	I
前期	〃	2	1	後藤 史子	J
前期	〃	2	1	久我 和巳	K
前期	〃	2	1	金 敬雄	L
前期	〃	2	1	徳竹 剛	M
後期	教養演習Ⅱ	2	1	垣見 隆禎	A
後期	〃	2	1	阪本 尚文	B
後期	〃	2	1	清水 晶紀	C
後期	〃	2	1	高橋 有紀	D
後期	〃	2	1	山崎 暁彦	E
後期	〃	2	1	佐々木 康文	F
後期	〃	2	1	今西 一男	G
後期	〃	2	1	大黒 太郎	H
後期	〃	2	1	功刀 俊洋	I
後期	〃	2	1	後藤 史子	J
後期	〃	2	1	久我 和巳	K
後期	〃	2	1	金 敬雄	L
後期	〃	2	1	徳竹 剛	M

# 平成30年度共通領域科目授業一覧表

## 1. キャリア形成論

開講	科目	担当教員	曜日	時限	履修年次	単位	教室	備考
前期	キャリア形成論(人)	川田 潤・小野原 雅夫・富永 美佐子	月	1	1	2	L 4	
前期	キャリア形成論(経)	岩井 秀樹	水	2	1	2	L 4	
前期	キャリア形成論(理)	大山 大・横尾 善之	水	2	1	2	L 1	
前期	キャリア形成論(行) A	新藤 雄介	木	1	1	2	L 1	
前期	キャリア形成論(行) B	佐々木 康文	木	1	1	2	M 1	

## 2. 総合科目

※総セ)特別教室 (総合教育研究センター 1階)

開講	科目	担当教員	曜日	時限	履修年次	単位	教室	備考
前期	科学と技術の社会史	岡田 努	月	1	1	2	M 1	
前期	ボランティア論	鈴木 典夫・初澤 敏生	水	2	1	2	S 33	
前期	大学生のための現代社会	鈴木 学	木	1	1	2	総セ)特別教室	
前期	ヒトのことばの仕組みと進化	福富 靖之	木	1	1	2	S 42	
前期	ふくしま 未来へのヒント	未定	木	1	1	2	M 24	
前期	グローバル災害論	佐野 孝治	木	1	1	2	M 22	
前期	大学で学ぶ	高森 智嗣・鈴木 学	金	2	1	2	L 3	
通年	むらの大学	小島 彰 他	金	5	1	2	S31/S32	当該科目の履修登録は前期、成績評価は後期
後期	評価論入門	高森 智嗣	月	1	1	2	L 4	
後期	アジア共同体構想と地域協力の展開	宋 永浩(ずう よんほ)	水	2	1	2	S 38	
後期	NPO論	牧田 実	水	2	1	2	S 44	
後期	小さな自治体論	岩崎 由美子	木	1	1	2	M 2	
後期	再生可能エネルギー	佐藤 理夫 他	木	1	1	2	M 1	
後期	災害復興支援学Ⅱ	塩谷 弘康	木	1	1	2	L 2	
後期	セルフラーニングデザイン論	鈴木 学	金	2	1	2	総セ)特別教室	
後期	ふくしま未来学入門	三浦 浩喜	金	2	1	2	L 4	

## 3. 広域選択科目

「人間と文化」分野

※A V教室 (M講義棟 3階)

開講	科目	担当教員	曜日	時限	履修年次	単位	教室	備考
前期	哲学Ⅰ	(非)嶺岸 佑亮	月	1	1	2	L 3	
前期	心理学Ⅰ	筒井 雄二	月	1	1	2	L 1	
前期	心理学Ⅱ01	五十嵐 敦	水	2	1	2	L 3	
前期	心理学Ⅱ02	青木 真理	木	1	1	2	L 2	
前期	美術	加藤 奈保子	金	2	1	2	AV教室	
前期	文学Ⅱ	(非)河内 聡子	金	2	1	2	S 32	
前期	脳神経と精神保健Ⅰ	片山 規央	金	2	1	2	L 2	
後期	哲学Ⅱ	(非)嶺岸 佑亮	月	1	1	2	L 2	
後期	文学Ⅰ	井實 充史	水	2	1	2	M 1	
後期	論理学	(非)佐藤 恒徳	木	1	1	2	L 1	
後期	文学Ⅲ	(非)澤 正宏	金	2	1	2	S 44	
後期	心理学Ⅱ03	内田 千代子	金	2	1	2	M 21	
後期	脳神経と精神保健Ⅱ	片山 規央	金	2	1	2	L 3	

「社会と歴史」分野

開講	科目	担当教員	曜日	時限	履修年次	単位	教室	備考
前期	経営学	則藤 孝志	水	2	1	2	M 24	経済経営学類生履修不可
前期	社会論	新藤 雄介	水	2	1	2	S 32	
前期	市民と法	長谷川 珠子	木	1	1	2	M 4	行政政策学類生履修不可
前期	ジェンダー学入門	高橋 準	金	2	1	2	M 23	
前期	経済学Ⅱ	十河 利明	金	2	1	2	M 3	経済経営学類生履修不可
後期	地理学Ⅰ	末吉 健治	月	1	1	2	L 3	
後期	地域論Ⅰ	小山 良太	水	2	1	2	L 4	
後期	日本国憲法 01	(非)二瓶 由美子	水	2	1	2	L 2	行政政策学類生履修不可
後期	歴史学Ⅰ	鍵和田 賢・阿部 浩一・菊地 芳朗・小松 賢司	木	1	1	2	L 4	
後期	政治学	大黒 太郎	木	1	1	2	M 21	
後期	経済学Ⅰ	荒 知宏	金	2	1	2	S 32	経済経営学類生履修不可
後期	日本国憲法 02	上床 悠	金	2	1	2	L 2	行政政策学類生履修不可

「自然と技術」分野

開講	科目	担当教員	曜日	時限	履修年次	単位	教室	備考
前期	生命の科学 01	木村 勝彦	月	1	1	2	M 2	
前期	物質の科学 01	高貝 慶隆	水	2	1	2	M 22	
前期	環境の科学 01	永幡 幸司・後藤 忍・川崎 興太	水	2	1	2	M 21	
前期	医学概論 01	小室 安宏	水	2	1	2	L 2	
前期	生命の科学 02	小山 純正	木	1	1	2	L 3	
前期	数学Ⅰ	中田 文憲	木	1	1	2	M 23	
前期	環境の科学 02	平中 宏典	金	2	1	2	M 21	
後期	エネルギーの科学	生田 博将	水	2	1	2	M 21	
後期	医学概論 02	小室 安宏	水	2	1	2	L 1	
後期	数学Ⅱ	中川 和重	水	2	1	2	M 22	
後期	ちからとかたち	藤本 勝成 他	木	1	1	2	M 22	
後期	物質の科学 02	佐藤 理夫	金	2	1	2	M 1	
後期	環境の科学 03	柴崎 直明	金	2	1	2	M 22	

4. 情報教育科目

開講	科目	担当教員	曜日	時限	履修年次	単位	教室	備考
前期	情報処理 I 01	本田 修啓	月	1	1	2	IPC 1	
前期	情報処理 I 02	内海 哲史	月	1	1	2	IPC 4	
前期	情報処理 I 03	(非)安達 隆	水	2	1	2	IPC 4	
前期	情報処理 I 04	寛 宗徳	木	1	1	2	IPC 4	
前期	情報処理 I 05	本田 修啓	木	1	1	2	IPC 1	
前期	情報処理 I 06	(非)中山 祐貴	金	2	1	2	IPC 4	
前期	情報処理 II 01	(非)木谷 徳智	水	2	1	2	IPC 1	
前期	情報処理 II 02	(非)木谷 徳智	金	2	1	2	IPC 1	
後期	情報処理 II 03	(非)木谷 徳智	水	2	1	2	IPC 4	
後期	情報処理 II 04	(非)木谷 徳智	金	2	1	2	IPC 4	
後期	情報処理 III	本田 修啓	木	1	1	2	IPC 4	
後期	情報処理 IV	内海 哲史	月	1	1	2	IPC 1	

5. 外国語科目

英語

※A V教室、L L教室 (M講義棟 3階)

開講	科目	担当教員	曜日	時限	履修年次	単位	教室	備考	
前期	英語 A I 01	飯嶋 良太	月	2	1	1	S 43	人間発達文化・共生システム理工学類	
前期	英語 A I 02	吉高神 明	月	2	1	1	LL教室		
前期	英語 A I 03	佐々木 俊彦	月	2	1	1	C 101		
前期	英語 A I 04	(非)衛藤 安治	月	2	1	1	S 32		
前期	英語 A I 05	(非)安藤 勝夫	月	2	1	1	S 31		
前期	英語 A I 06	(非)九頭見 理香	月	2	1	1	S 41		
前期	英語 A I 07	(非)早川 正信	月	2	1	1	S 33		
前期	英語 A I 08	(非)渡邊 真由美	月	2	1	1	S 44		
前期	英語 A I 09	(非)ジョン・ティルマント	月	2	1	1	S 34		
前期	英語 A I 10	(非)レジス・ドラビゾン	月	2	1	1	S 23		
前期	英語 A I 21	(非)ジョン・ティルマント	月	3	1	1	S 34		行政政策・経済経営学類
前期	英語 A I 22	佐久間 康之	月	3	1	1	C 102		
前期	英語 A I 23	佐々木 俊彦	月	3	1	1	C 101		
前期	英語 A I 24	松浦 浩子	月	3	1	1	LL教室		
前期	英語 A I 25	(非)安藤 勝夫	月	3	1	1	S 31		
前期	英語 A I 26	(非)荒 哲	月	3	1	1	S 21		
前期	英語 A I 27	(非)長谷川 明子	月	3	1	1	S 42		
前期	英語 A I 28	(非)早川 正信	月	3	1	1	S 33		
前期	英語 A I 29	(非)レジス・ドラビゾン	月	3	1	1	S 23		
前期	英語 A I 30	(非)ロナルド・ブレンド・スコット	月	3	1	1	S 22		
後期	英語 A I 11	飯嶋 良太	月	2	1	1	S 43	人間発達文化・共生システム理工学類	
後期	英語 A I 12	吉高神 明	月	2	1	1	S 14		
後期	英語 A I 13	佐々木 俊彦	月	2	1	1	S 35		
後期	英語 A I 14	(非)衛藤 安治	月	2	1	1	S 32		
後期	英語 A I 15	(非)安藤 勝夫	月	2	1	1	S 31		
後期	英語 A I 16	(非)九頭見 理香	月	2	1	1	S 41		
後期	英語 A I 17	(非)早川 正信	月	2	1	1	S 33		
後期	英語 A I 18	(非)渡邊 真由美	月	2	1	1	S 44		
後期	英語 A I 19	(非)ジョン・ティルマント	月	2	1	1	S 34		
後期	英語 A I 20	(非)レジス・ドラビゾン	月	2	1	1	S 23		
後期	英語 A I 41 (上級)	佐久間 康之	月	2	1	1	S 28	行政政策・経済経営学類	
後期	英語 A I 42 (基礎)	高田 英和	月	2	1	1	S 13		
後期	英語 A I 31	(非)ジョン・ティルマント	月	3	1	1	S 34		
後期	英語 A I 32	佐久間 康之	月	3	1	1	S 28		
後期	英語 A I 33	佐々木 俊彦	月	3	1	1	S 35		
後期	英語 A I 34	松浦 浩子	月	3	1	1	S 12		
後期	英語 A I 35	(非)安藤 勝夫	月	3	1	1	S 31		
後期	英語 A I 36	(非)荒 哲	月	3	1	1	S 21		
後期	英語 A I 37	(非)長谷川 明子	月	3	1	1	S 42		
後期	英語 A I 38	(非)早川 正信	月	3	1	1	S 33		
後期	英語 A I 39	(非)レジス・ドラビゾン	月	3	1	1	S 23		
後期	英語 A I 40	(非)ロナルド・ブレンド・スコット	月	3	1	1	S 22		
後期	英語 A I 43 (上級)	吉高神 明	月	3	1	1	S 14		
後期	英語 A I 44 (基礎)	福富 靖之	月	3	1	1	S 41		
前期	英語 A II 01	高田 英和	金	1	1	1	S 33	人間発達文化・共生システム理工学類	
前期	英語 A II 02	(非)荒 哲	金	1	1	1	S 21		
前期	英語 A II 03	(非)九頭見 理香	金	1	1	1	S 41		
前期	英語 A II 04	後藤 史子	金	1	1	1	S 31		
前期	英語 A II 05	マッカーズランド・フィリップ	金	1	1	1	S 44		
前期	英語 A II 06	真歩仁 しょうん	金	1	1	1	S 43		
前期	英語 A II 07	(非)ロナルド・ブレンド・スコット	金	1	1	1	S 22		
前期	英語 A II 08	(非)ジョン・ティルマント	金	1	1	1	IPC 5		
前期	英語 A II 09	(非)レジス・ドラビゾン	金	1	1	1	S 23		
前期	英語 A II 10	佐藤 元樹	金	1	1	1	S 42		
前期	英語 A II 21	後藤 史子	金	3	1	1	S 31	行政政策・経済経営学類	
前期	英語 A II 22	久我 和巳	金	3	1	1	S 34		
前期	英語 A II 23	(非)荒 哲	金	3	1	1	S 21		
前期	英語 A II 24	(非)長谷川 明子	金	3	1	1	S 42		
前期	英語 A II 25	(非)早川 正信	金	3	1	1	S 33		
前期	英語 A II 26	真歩仁 しょうん	金	3	1	1	S 43		
前期	英語 A II 27	マッカーズランド・フィリップ	金	3	1	1	S 44		
前期	英語 A II 28	ジョン・ティルマント	金	3	1	1	IPC 5		

序

基本編

応用編

資料編

大学院

その他

前期	英語A II 29	(非)レジス・ドラビゾン	金	3	1	1	S 23	
前期	英語A II 30	福富 靖之	金	3	1	1	S 41	
後期	英語A II 11	高田 英和	金	1	1	1	S 33	人間発達文化・共生システム理工学類
後期	英語A II 12	(非)荒 哲	金	1	1	1	S 21	
後期	英語A II 13	(非)九頭見 理香	金	1	1	1	S 41	
後期	英語A II 14	後藤 史子	金	1	1	1	S 31	
後期	英語A II 15	マッカーズランド・フィリップ	金	1	1	1	S 14	
後期	英語A II 16	真歩仁 しょうん	金	1	1	1	S 43	
後期	英語A II 17	(非)ロナルド・ブレンド・スコット	金	1	1	1	S 22	
後期	英語A II 18	(非)ジョン・ティルマント	金	1	1	1	IPC 5	
後期	英語A II 19	(非)レジス・ドラビゾン	金	1	1	1	S 23	
後期	英語A II 20	佐藤 元樹	金	1	1	1	S 42	
後期	英語A II 41 (上級)	村上 雄一	金	1	1	1	S 32	
後期	英語A II 42 (基礎)	飯嶋 良太	金	1	1	1	S 12	
後期	英語A II 31	後藤 史子	金	3	1	1	S 31	行政政策・経済経営学類
後期	英語A II 32	久我 和巳	金	3	1	1	S 34	
後期	英語A II 33	(非)荒 哲	金	3	1	1	S 21	
後期	英語A II 34	(非)長谷川 明子	金	3	1	1	S 42	
後期	英語A II 35	(非)早川 正信	金	3	1	1	S 33	
後期	英語A II 36	真歩仁 しょうん	金	3	1	1	S 43	
後期	英語A II 37	マッカーズランド・フィリップ	金	3	1	1	S 14	
後期	英語A II 38	ジョン・ティルマント	金	3	1	1	IPC 5	
後期	英語A II 39	(非)レジス・ドラビゾン	金	3	1	1	S 23	
後期	英語A II 40	福富 靖之	金	3	1	1	S 41	
後期	英語A II 43 (上級)	佐藤 元樹	金	3	1	1	S 35	
後期	英語A II 44 (基礎)	朝賀 俊彦	金	3	1	1	S 11	
前期	英語B I 01	飯嶋 良太	月	1	2	1	S 43	人間発達文化・共生システム理工学類
前期	英語B I 02	高田 英和	月	1	2	1	S 33	
前期	英語B I 03	松浦 浩子	月	1	2	1	LL教室	
前期	英語B I 04	(非)荒 哲	月	1	2	1	S 21	
前期	英語B I 05	(非)安藤 勝夫	月	1	2	1	S 31	
前期	英語B I 06	(非)衛藤 安治	月	1	2	1	S 32	
前期	英語B I 07	(非)九頭見 理香	月	1	2	1	S 41	
前期	英語B I 08	(非)ロナルド・ブレンド・スコット	月	1	2	1	S 22	
前期	英語B I 09	(非)渡邊 真由美	月	1	2	1	S 44	
前期	英語B I 41 (上級)	(非)レジス・ドラビゾン	月	1	2	1	S 23	
前期	英語B I 42 (基礎)	(非)長谷川 明子	月	1	2	1	S 42	
前期	英語B I 21	川田 潤	水	1	2	1	S 44	行政政策・経済経営学類
前期	英語B I 22	吉高神 明	水	1	2	1	S 23	
前期	英語B I 23	久我 和巳	水	1	2	1	S 34	
前期	英語B I 24	(非)長谷川 明子	水	1	2	1	S 42	
前期	英語B I 25	佐々木 俊彦	水	1	2	1	C 101	
前期	英語B I 26	高木 修一	水	1	2	1	S 43	
前期	英語B I 27	松浦 浩子	水	1	2	1	LL教室	
前期	英語B I 28	(非)荒 哲	水	1	2	1	S 21	
前期	英語B I 29	(非)ロナルド・ブレンド・スコット	水	1	2	1	S 22	
前期	英語B I 43 (上級)	村上 雄一	水	1	2	1	S 32	
前期	英語B I 44 (基礎)	福富 靖之	水	1	2	1	S 41	
後期	英語B I 11	飯嶋 良太	月	1	2	1	S 43	人間発達文化・共生システム理工学類
後期	英語B I 12	高田 英和	月	1	2	1	S 33	
後期	英語B I 13	松浦 浩子	月	1	2	1	S 12	
後期	英語B I 14	(非)荒 哲	月	1	2	1	S 21	
後期	英語B I 15	(非)安藤 勝夫	月	1	2	1	S 31	
後期	英語B I 16	(非)衛藤 安治	月	1	2	1	S 32	
後期	英語B I 17	(非)九頭見 理香	月	1	2	1	S 41	
後期	英語B I 18	(非)ロナルド・ブレンド・スコット	月	1	2	1	S 22	
後期	英語B I 19	(非)渡邊 真由美	月	1	2	1	S 44	
後期	英語B I 51 (上級)	(非)レジス・ドラビゾン	月	1	2	1	S 23	
後期	英語B I 52 (基礎)	(非)長谷川 明子	月	1	2	1	S 42	
後期	英語B I 31	川田 潤	水	1	2	1	S 14	行政政策・経済経営学類
後期	英語B I 32	吉高神 明	水	1	2	1	S 23	
後期	英語B I 33	久我 和巳	水	1	2	1	S 34	
後期	英語B I 34	(非)長谷川 明子	水	1	2	1	S 42	
後期	英語B I 35	佐々木 俊彦	水	1	2	1	S 33	
後期	英語B I 36	高木 修一	水	1	2	1	S 43	
後期	英語B I 37	松浦 浩子	水	1	2	1	S 12	
後期	英語B I 38	(非)荒 哲	水	1	2	1	S 21	
後期	英語B I 39	(非)ロナルド・ブレンド・スコット	水	1	2	1	S 22	
後期	英語B I 53 (上級)	村上 雄一	水	1	2	1	S 32	
後期	英語B I 54 (基礎)	福富 靖之	水	1	2	1	S 41	
前期	英語B II 01	(非)長谷川 明子	水	2	2	1	S 42	人間発達文化・共生システム理工学類
前期	英語B II 02	後藤 史子	水	2	2	1	S 31	
前期	英語B II 03	高木 修一	水	2	2	1	S 43	
前期	英語B II 04	(非)荒 哲	水	2	2	1	S 21	
前期	英語B II 05	吉高神 明	水	2	2	1	S 23	
前期	英語B II 06	マッカーズランド・フィリップ	水	2	2	1	S 44	
前期	英語B II 07	(非)ロナルド・ブレンド・スコット	水	2	2	1	S 22	
前期	英語B II 08	(非)ジョン・ティルマント	水	2	2	1	IPC 5	
前期	英語B II 09	福富 靖之	水	2	2	1	S 41	
前期	英語B II 41 (上級)	佐々木 俊彦	水	2	2	1	C 101	
前期	英語B II 42 (基礎)	照沼 かほる	水	2	2	1	S 34	
前期	英語B II 21	佐藤 元樹	金	2	2	1	S 42	行政政策・経済経営学類
前期	英語B II 22	村上 雄一	金	2	2	1	S 21	
前期	英語B II 23	(非)九頭見 理香	金	2	2	1	S 41	

前期	英語B II 24	(非)早川 正信	金	2	2	1	S 33	
前期	英語B II 25	真歩仁 しょうん	金	2	2	1	S 43	
前期	英語B II 26	(非)ロナルド・ブレンド・スコット	金	2	2	1	S 22	
前期	英語B II 27	(非)ジョン・ティルマント	金	2	2	1	IPC 5	
前期	英語B II 28	(非)レジス・ドラビゾン	金	2	2	1	S 23	
前期	英語B II 29	坂本 恵	金	2	2	1	C 101	
前期	英語B II 43 (上級)	マッカーズランド・フィリップ	金	2	2	1	S 44	
前期	英語B II 44 (基礎)	久我 和巳	金	2	2	1	S 34	
後期	英語B II 11	(非)長谷川 明子	水	2	2	1	S 42	人間発達文化・共生システム理工学類
後期	英語B II 12	後藤 史子	水	2	2	1	S 31	
後期	英語B II 13	高木 修一	水	2	2	1	S 43	
後期	英語B II 14	(非)荒 哲	水	2	2	1	S 21	
後期	英語B II 15	吉高神 明	水	2	2	1	S 23	
後期	英語B II 16	マッカーズランド・フィリップ	水	2	2	1	S 14	
後期	英語B II 17	(非)ロナルド・ブレンド・スコット	水	2	2	1	S 22	
後期	英語B II 18	(非)ジョン・ティルマント	水	2	2	1	IPC 5	
後期	英語B II 19	福富 靖之	水	2	2	1	S 41	
後期	英語B II 51 (上級)	佐々木 俊彦	水	2	2	1	S 33	
後期	英語B II 52 (基礎)	照沼 かほる	水	2	2	1	S 34	
後期	英語B II 31	佐藤 元樹	金	2	2	1	S 42	行政政策・経済経営学類
後期	英語B II 32	(非)荒 哲	金	2	2	1	S 21	
後期	英語B II 33	(非)九頭見 理香	金	2	2	1	S 41	
後期	英語B II 34	(非)早川 正信	金	2	2	1	S 33	
後期	英語B II 35	真歩仁 しょうん	金	2	2	1	S 43	
後期	英語B II 36	(非)ロナルド・ブレンド・スコット	金	2	2	1	S 22	
後期	英語B II 37	(非)ジョン・ティルマント	金	2	2	1	IPC 5	
後期	英語B II 38	(非)レジス・ドラビゾン	金	2	2	1	S 23	
後期	英語B II 39	坂本 恵	金	2	2	1	S 35	
後期	英語B II 53 (上級)	マッカーズランド・フィリップ	金	2	2	1	S 14	
後期	英語B II 54 (基礎)	久我 和巳	金	2	2	1	S 34	
前期	応用英語I	(非)ジョン・ティルマント	月	1	3	2	S 34	学類指定なし
前期	応用英語III	松浦 浩子	水	2	3	2	LL教室	
前期	応用英語V	坂本 恵	金	1	3	2	C 101	
後期	応用英語II	(非)ジョン・ティルマント	月	1	3	2	S 34	学類指定なし
後期	応用英語IV	松浦 浩子	水	2	3	2	S 12	
後期	応用英語VI	坂本 恵	金	1	3	2	S 35	

## 英語以外の外国語

開講	科目	担当教員	曜日	時限	履修年次	単位	教室	備考
前期	ドイツ語初級I A	グンスケフォンケルン・M	火	2	1	2	S 22	主として行政政策・経済経営学類
		グンスケフォンケルン・M	木	2	1		S 22	
前期	ドイツ語初級I B	(非)グンスケフォンケルン・J	火	2	1	2	C 102	
		(非)斎藤 寛	木	2	1		C 102	
前期	ドイツ語初級I C	(非)神子 博昭	火	2	1	2	S 43	
		(非)神子 博昭	木	2	1		S 43	
前期	ドイツ語初級I D	(非)グンスケフォンケルン・J	火	3	1	2	C 102	主として人間発達文化・共生システム理工学類
		(非)斎藤 寛	木	4	1		C 102	
前期	ドイツ語初級I E	グンスケフォンケルン・M	火	3	1	2	S 22	
		グンスケフォンケルン・M	木	4	1		S 22	
前期	ドイツ語初級I F	高橋 優	火	3	1	2	S 21	
		(非)オーバーボイマー・ユルゲン	木	4	1		S 21	
後期	ドイツ語初級II A	グンスケフォンケルン・M	火	2	1	2	S 11	主として行政政策・経済経営学類
		グンスケフォンケルン・M	木	2	1		S 11	
後期	ドイツ語初級II B	(非)グンスケフォンケルン・J	火	2	1	2	S 35	
		(非)斎藤 寛	木	2	1		S 35	
後期	ドイツ語初級II C	(非)神子 博昭	火	2	1	2	S 43	
		(非)神子 博昭	木	2	1		S 43	
後期	ドイツ語初級II D	(非)グンスケフォンケルン・J	火	3	1	2	S 35	主として人間発達文化・共生システム理工学類
		(非)斎藤 寛	木	4	1		S 35	
後期	ドイツ語初級II E	グンスケフォンケルン・M	火	3	1	2	S 11	
		グンスケフォンケルン・M	木	4	1		S 11	
後期	ドイツ語初級II F	高橋 優	火	3	1	2	S 21	
		(非)オーバーボイマー・ユルゲン	木	4	1		S 21	
前期	ドイツ語中級A	グンスケフォンケルン・M	火	1	2	1	S 22	学類指定なし
前期	ドイツ語中級B	高橋 優	火	1	2	1	S 21	
前期	ドイツ語中級C	(非)オーバーボイマー・ユルゲン	木	3	2	1	S 21	
前期	ドイツ語中級D	グンスケフォンケルン・M	木	3	2	1	S 22	
後期	ドイツ語中級E	グンスケフォンケルン・M	火	1	2	1	S 11	学類指定なし
後期	ドイツ語中級F	高橋 優	火	1	2	1	S 21	
後期	ドイツ語中級G	(非)オーバーボイマー・ユルゲン	木	3	2	1	S 21	
後期	ドイツ語中級H	グンスケフォンケルン・M	木	3	2	1	S 11	
前期	ドイツ語上級A	高橋 優	火	2	3	2	S 21	学類指定なし
後期	ドイツ語上級B	高橋 優	火	2	3	2	S 21	学類指定なし
前期	フランス語初級I A	(非)平手 伸昭	火	2	1	2	S 32	主として行政政策・経済経営学類
		(非)長谷川 明子	木	2	1		S 42	
前期	フランス語初級I B	(非)長谷川 明子	火	2	1	2	S 42	
		(非)野中 みどり	木	2	1		S 31	
前期	フランス語初級I C	(非)寺本 弘子	火	3	1	2	S 31	主として人間発達文化・共生システム理工学類
		(非)野中 みどり	木	4	1		S 31	
前期	フランス語初級I D	(非)平手 伸昭	火	3	1	2	S 32	
		(非)長谷川 明子	木	4	1		S 42	

## 序

## 基本編

## 応用編

## 資料編

## 大学院

## その他

前期	フランス語初級ⅠE	(非)長谷川 明子 田村 奈保子	火 木	3 4	1 1	2	S 42 LL教室	
後期	フランス語初級ⅡA	(非)平手 伸昭 (非)長谷川 明子	火 木	2 2	1 1	2	S 32 S 42	主として行政政策・経済経営学類
後期	フランス語初級ⅡB	(非)長谷川 明子 (非)野中 みどり	火 木	2 2	1 1	2	S 42 S 31	
後期	フランス語初級ⅡC	(非)寺本 弘子 (非)野中 みどり	火 木	3 4	1 1	2	S 31 S 31	主として人間発達文化・共生システム理工学類
後期	フランス語初級ⅡD	(非)平手 伸昭 (非)長谷川 明子	火 木	3 4	1 1	2	S 32 S 42	
後期	フランス語初級ⅡE	(非)長谷川 明子 田村 奈保子	火 木	3 4	1 1	2	S 42 S 13	
前期	フランス語中級A	(非)寺本 弘子	火	1	2	1	S 31	学類指定なし
前期	フランス語中級B	(非)長谷川 明子	火	1	2	1	S 42	
前期	フランス語中級C	(非)レジス・ドラビゾン	木	3	2	1	S 23	
前期	フランス語中級D	(非)野中 みどり	木	3	2	1	S 31	
後期	フランス語中級E	(非)寺本 弘子	火	1	2	1	S 31	学類指定なし
後期	フランス語中級F	(非)長谷川 明子	火	1	2	1	S 42	
後期	フランス語中級G	(非)レジス・ドラビゾン	木	3	2	1	S 23	
後期	フランス語中級H	(非)野中 みどり	木	3	2	1	S 31	
前期	フランス語上級A	田村 奈保子	木	3	3	2	LL教室	学類指定なし
後期	フランス語上級B	田村 奈保子	木	3	3	2	S 13	学類指定なし
前期	中国語初級ⅠA	池澤 実芳 (非)解 澤春 (かい たくしゅん)	火 木	2 2	1 1	2	C 101 C 101	主として行政政策・経済経営学類
前期	中国語初級ⅠB	金 敬雄 (非)伊藤 由美	火 木	2 2	1 1	2	S 33 S 33	
前期	中国語初級ⅠC	(非)何 燕生 手代木 有兒	火 木	2 2	1 1	2	S 31 S 32	
前期	中国語初級ⅠD	(非)井上 浩一 池澤 実芳	火 木	2 2	1 1	2	S 23 S 23	
前期	中国語初級ⅠE	手代木 有兒 (非)伊藤 由美	火 木	3 4	1 1	2	S 43 S 33	主として人間発達文化・共生システム理工学類
前期	中国語初級ⅠF	池澤 実芳 (非)解 澤春 (かい たくしゅん)	火 木	3 4	1 1	2	C 101 C 101	
前期	中国語初級ⅠG	金 敬雄 手代木 有兒	火 木	3 4	1 1	2	S 33 S 32	
前期	中国語初級ⅠH	(非)井上 浩一 金 敬雄	火 木	3 4	1 1	2	S 23 S 23	
後期	中国語初級ⅡA	池澤 実芳 (非)解 澤春 (かい たくしゅん)	火 木	2 2	1 1	2	S 14 S 22	主として行政政策・経済経営学類
後期	中国語初級ⅡB	金 敬雄 (非)伊藤 由美	火 木	2 2	1 1	2	S 33 S 33	
後期	中国語初級ⅡC	(非)何 燕生 手代木 有兒	火 木	2 2	1 1	2	S 31 S 32	
後期	中国語初級ⅡD	(非)井上 浩一 池澤 実芳	火 木	2 2	1 1	2	S 23 S 23	
後期	中国語初級ⅡE	手代木 有兒 (非)伊藤 由美	火 木	3 4	1 1	2	S 43 S 33	主として人間発達文化・共生システム理工学類
後期	中国語初級ⅡF	池澤 実芳 池澤 実芳	火 木	3 4	1 1	2	S 14 S 14	
後期	中国語初級ⅡG	金 敬雄 手代木 有兒	火 木	3 4	1 1	2	S 33 S 32	
後期	中国語初級ⅡH	(非)井上 浩一 金 敬雄	火 木	3 4	1 1	2	S 23 S 23	
前期	中国語中級A	手代木 有兒	火	1	2	1	S 43	学類指定なし
前期	中国語中級B	金 敬雄	火	1	2	1	S 33	
前期	中国語中級C	(非)井上 浩一	火	1	2	1	S 23	
前期	中国語中級D	(非)伊藤 由美	木	3	2	1	S 33	
前期	中国語中級E	(非)解 澤春 (かい たくしゅん)	木	3	2	1	C 101	
後期	中国語中級F	手代木 有兒	火	1	2	1	S 43	学類指定なし
後期	中国語中級G	金 敬雄	火	1	2	1	S 33	
後期	中国語中級H	(非)井上 浩一	火	1	2	1	S 23	
後期	中国語中級I	(非)伊藤 由美	木	3	2	1	S 33	
後期	中国語中級J	(非)解 澤春 (かい たくしゅん)	木	3	2	1	S 22	
前期	中国語上級A	手代木 有兒	木	3	3	2	S 32	学類指定なし
後期	中国語上級B	手代木 有兒	木	3	3	2	S 32	学類指定なし
前期	ロシア語初級ⅠA	吉川宏人 吉川宏人	火 木	2 2	1 1	2	S 44 S 44	主として行政政策・経済経営学類
前期	ロシア語初級ⅠB	クズネツォーフ・マリーナ 吉川宏人	火 木	3 4	1 1	2	S 44 S 44	主として人間発達文化・共生システム理工学類
後期	ロシア語初級ⅡA	クズネツォーフ・マリーナ 吉川宏人	火 木	2 2	1 1	2	S 28 S 28	主として行政政策・経済経営学類
後期	ロシア語初級ⅡB	クズネツォーフ・マリーナ 吉川宏人	火 木	3 4	1 1	2	S 28 S 28	主として人間発達文化・共生システム理工学類
前期	ロシア語中級A	クズネツォーフ・マリーナ	火	1	2	1	S 44	学類指定なし
前期	ロシア語中級B	吉川宏人	木	3	2	1	S 44	
後期	ロシア語中級C	吉川宏人	火	1	2	1	S 28	学類指定なし
後期	ロシア語中級D	(非)カザンツェワ・ラーダ	木	3	2	1	S 43	
前期	ロシア語上級A	吉川宏人	木	1	3	2	S 44	学類指定なし
後期	ロシア語上級B	(非)カザンツェワ・ラーダ	木	4	3	2	S 43	学類指定なし
前期	スペイン語初級Ⅰ	(非)高田 裕憲 (非)高田 裕憲	火 木	2 2	1 1	2	S 34 S 34	学類指定なし
後期	スペイン語初級Ⅱ	(非)高田 裕憲 (非)高田 裕憲	火 木	2 2	1 1	2	S 34 S 34	学類指定なし

前期	スペイン語中級A	(非)高田 裕憲	火	1	2	1	S 34	学類指定なし
前期	スペイン語中級B	(非)須田 明博	木	3	2	1	S 34	
後期	スペイン語中級C	(非)高田 裕憲	火	1	2	1	S 34	学類指定なし
後期	スペイン語中級D	(非)須田 明博	木	3	2	1	S 34	
前期	スペイン語上級A	(非)高田 裕憲	木	3	3	2	S 43	学類指定なし
後期	スペイン語上級B	(非)高田 裕憲	木	3	3	2	S 28	学類指定なし
前期	韓国朝鮮語初級 I A	伊藤 俊介 (非)朴 相賢 (ばくさんひょん)	火 木	2 2	1 1	2	S 41 S 41	主に経済経営学類・行政政策学類
前期	韓国朝鮮語初級 I B	伊藤 俊介 (非)朴 相賢 (ばくさんひょん)	火 木	3 4	1 1	2	S 41 S 41	主に人間発達文化学類・共生システム理工学類
後期	韓国朝鮮語初級 II A	伊藤 俊介 (非)朴 相賢 (ばくさんひょん)	火 木	2 2	1 1	2	S 41 S 41	主に経済経営学類・行政政策学類
後期	韓国朝鮮語初級 II B	伊藤 俊介 (非)朴 相賢 (ばくさんひょん)	火 木	3 4	1 1	2	S 41 S 41	主に人間発達文化学類・共生システム理工学類
前期	韓国朝鮮語中級A	伊藤 俊介	火	1	2	1	S 41	学類指定なし
前期	韓国朝鮮語中級B	伊藤 俊介	木	3	2	1	C 103	
後期	韓国朝鮮語中級C	伊藤 俊介	火	1	2	1	S 41	学類指定なし
後期	韓国朝鮮語中級D	伊藤 俊介	木	3	2	1	S 12	
前期	韓国朝鮮語上級A	伊藤 俊介	木	4	3	2	C 103	学類指定なし
後期	韓国朝鮮語上級B	伊藤 俊介	木	4	3	2	S 12	学類指定なし
前期	日本語 I	井本 亮 井本 亮	火 木	2 2	1 1	2	S 24 S 24	留学生
後期	日本語 II	井本 亮 井本 亮	火 木	2 2	1 1	2	S 24 S 24	留学生
前期	日本語 III	井本 亮 井本 亮	火 木	1 3	2 2	2	S 24 S 24	留学生
後期	日本語 IV	井本 亮 井本 亮	火 木	1 3	2 2	2	S 24 S 24	留学生
前期	日本事情 I	(非)永島 恭子	木	1	1	2	S 24	留学生
後期	日本事情 II	井本 亮	木	1	1	2	S 24	留学生

## 6. 健康・運動科目

## 健康・運動科学実習 I

開講	科 目	担当教員	曜日	時限	履修年次	単位	教室	備考
前期	卓球	小川 宏	月	3	1	1	C 103	人間発達文化学類
前期	ソフトボール	(非)高橋 弘彦	月	3	1	1	A 201	
前期	バドミントン	(非)渡部 琢也	月	3	1	1	S 41	
前期	ラグビー	(非)武石 健哉	月	3	1	1	A 202	
前期	バスケットボール	中村 民雄	月	3	1	1	S 43	
前期	サッカー	(非)黒澤 尚	月	3	1	1	A 301	
前期	フィットネス	(非)岡田 麻紀	月	3	1	1	S 44	
前期	バドミントン	安田 俊広	月	2	1	1	C 102	行政政策学類
前期	バレーボール	杉浦 弘一	月	2	1	1	C 103	
前期	ラグビー	(非)武石 健哉	月	2	1	1	A 202	
前期	サッカー	(非)黒澤 尚	月	2	1	1	A 301	
前期	ソフトボール	(非)高橋 弘彦	月	2	1	1	A 201	
前期	バレーボール	(非)木次谷 聡	火	3	1	1	A 201	経済経営学類
前期	ゴルフ	川本 和久	火	3	1	1	A 301	
前期	テニス	鈴木 裕美子	火	3	1	1	A 203	
前期	卓球	菅家 礼子	火	3	1	1	A 202	
前期	ソフトボール	中村 民雄	火	3	1	1	S 34	
前期	バドミントン	工藤 孝幾	火	3	1	1	C 103	
前期	テニス	安田 俊宏	金	3	1	1	C 102	共生システム理工学類
前期	バドミントン	工藤 孝幾	金	3	1	1	C 103	
前期	ソフトボール	蓮沼 哲哉	金	3	1	1	A 301	
前期	卓球	(非)岡田 麻紀	金	3	1	1	A 201	
前期	フィットネス	鈴木 裕美子	金	3	1	1	A 203	

## 健康・運動科学実習 II

開講	科 目	担当教員	曜日	時限	履修年次	単位	教室	備考
後期	アルティメット	杉浦 弘一	月	3	1	1	C 101	人間発達文化学類
後期	卓球	(非)加藤 守匡	月	3	1	1	C 103	
後期	バレーボール	(非)高橋 弘彦	月	3	1	1	A 201	
後期	バドミントン	(非)沖 和砂	月	3	1	1	S 11	
後期	ゴルフ	(非)渡部 琢也	月	3	1	1	A 301	
後期	テニス	安田 俊宏	月	3	1	1	C 102	
後期	ソフトボール	中村 民雄	月	3	1	1	S 43	
後期	バドミントン	(非)沖 和砂	月	2	1	1	S 11	行政政策学類
後期	サッカー	(非)渡部 琢也	月	2	1	1	A 301	
後期	卓球	(非)加藤 守匡	月	2	1	1	C 103	
後期	バレーボール	(非)高橋 弘彦	月	2	1	1	A 201	
後期	テニス	安田 俊広	月	2	1	1	C 102	
後期	バレーボール	小川 宏	火	3	1	1	C 102	経済経営学類
後期	卓球	鈴木 裕美子	火	3	1	1	S 12	
後期	ソフトボール	中村 民雄	火	3	1	1	S 34	
後期	バドミントン	工藤 孝幾	火	3	1	1	C 103	
後期	サッカー	(非)木次谷 聡	火	3	1	1	A 201	
後期	テニス	(非)中澤 謙	火	3	1	1	A 301	
後期	卓球	鈴木 裕美子	金	3	1	1	S 12	共生システム理工学類
後期	バドミントン	工藤 孝幾	金	3	1	1	C 103	
後期	フィットネス	(非)岡田 麻紀	金	3	1	1	A 201	

序  
基本編  
応用編  
資料編  
大学院  
その他

後期	アルティメット	杉浦 弘一	金	3	1	1	C 101	
後期	バスケットボール	(非)川口 鉄二	金	3	1	1	S 13	

スポーツ実習

開講	科 目	担当教員	曜日	時 限	履修年次	単 位	教室	備考
前期	ウエイトトレーニング	(非)北野 利雄	月	4	2	1		学類指定なし
前期	リラックスヨガ	(非)岡田 麻紀	月	4	2	1		
前期	バドミントン	(非)木次谷 聡	火	4	2	1		
前期	卓球	小川 宏	火	4	2	1		
前期	ヒップホップダンス	(非)岡田 麻紀	金	4	2	1		
後期	ウエイトトレーニング	(非)北野 利雄	月	4	2	1		学類指定なし
後期	バドミントン	(非)沖 和砂	月	4	2	1		
後期	バドミントン	(非)木次谷 聡	火	4	2	1		
後期	卓球	(非)中澤 謙	火	4	2	1		
後期	リラックスヨガ	(非)岡田 麻紀	金	4	2	1		



## ○専門領域科目一覧表(2015カリ) ※平成27年度以降入学生対象

## 【学群共通科目】

授業科目	単位	履修年次	履修区分			備考
			法学	地行	社文	
人間発達の基礎	2	1年	学群			
文化と科学の基礎	2	1年	学群			
モダンエコノミクス入門Ⅰ	2	1年	学群			
企業と簿記会計ⅠA	2	1年	学群			
企業と簿記会計ⅠB	2	1年	学群			
政治経済学入門Ⅰ	2	1年	学群			
経営学入門Ⅰ	2	1年	学群			
現代社会へのアプローチ	2	1年	学群			
現代法学論	2	1年	学群			

## 【学類基礎科目】

授業科目	単位	履修年次	履修区分			備考
			法学	地行	社文	
社会と文化の理論	2	1年	基礎			
民法総則	2	1年	基礎			経済共通開講科目
民法(不法行為)	2	1年	基礎			経済共通開講科目
現代政治論Ⅰ	2	1年	基礎			開放除外科目
現代政治論Ⅱ	2	1年	基礎			開放除外科目
社会学原論Ⅰ	2	1年	基礎			※「Ⅱ」は学類基幹科目

## 【学類基幹科目】

授業科目	単位	履修年次	履修区分			備考
			法学	地行	社文	
法社会学Ⅰ	2	2年	基幹			
法社会学Ⅱ	2	2年	基幹			
憲法(人権)Ⅰ	2	2年	基幹			経済共通開講科目
憲法(人権)Ⅱ	2	2年	基幹			経済共通開講科目
憲法(統治)Ⅰ	2	2年	基幹			経済共通開講科目
憲法(統治)Ⅱ	2	2年	基幹			経済共通開講科目
行政法総論Ⅰ	2	2年	基幹			※「Ⅱ」は専攻専門科目
刑法Ⅰ	2	2年	基幹			※「Ⅱ」は専攻専門科目

【学類基幹科目(続き)】

授業科目	単位	履修年次	履修区分			備考
			法学	地行	社文	
民法(債権総論)	2	2年	基幹			経済共通開講科目
民法(債権各論)	2	2年	基幹			経済共通開講科目
地方行政論	2	2年	基幹			人間共通開講科目
行政学Ⅰ	2	2年	基幹			隔年開講 人間共通開講科目
行政学Ⅱ	2	2年	基幹			隔年開講 人間共通開講科目
政治過程論Ⅰ	2	2年	基幹			隔年開講
政治過程論Ⅱ	2	2年	基幹			隔年開講
公共政策論Ⅰ	2	2年	基幹			隔年開講 経済共通開講
公共政策論Ⅱ	2	2年	基幹			隔年開講 経済共通開講
社会計画論	2	2年	基幹			
社会調査論	2	2年	基幹			人間共通開講科目
社会福祉論	2	2年	基幹			人間共通開講科目
文化史	2	2年	基幹			
考古学Ⅰ	2	2年	基幹			人間共通開講科目 ※「Ⅱ」は専攻専門科目
社会教育論(生涯学習論を含む)Ⅰ	2	2年	基幹			
社会教育論(生涯学習論を含む)Ⅱ	2	2年	基幹			
ジェンダー論Ⅰ	2	2年	基幹			隔年開講 ※「Ⅱ」は専攻専門科目
比較地域文化論Ⅰ	2	2年	基幹			
比較地域文化論Ⅱ	2	2年	基幹			
社会学原論Ⅱ	2	2年	基幹			※「Ⅰ」は学類基礎科目
社会構造論Ⅰ	2	2年	基幹			隔年開講 人間・経済共通開講科目
地域社会学	2	2年	基幹			人間経済共通開講科目

【法学専攻】

専攻専門科目:● 自由領域選択科目:○

授業科目	単位	履修年次	履修区分			備考
			法学	地行	社文	
労働法Ⅰ	2	3年	●	●	●	
労働法Ⅱ	2	3年	●	●	●	
社会保障法	2	3年	●	●	○	隔年開講
経済法	2	3年	●	○	○	経済共通開講科目
商法Ⅰ	2	3年	●	○	○	経済共通開講科目
商法Ⅱ	2	3年	●	○	○	経済・理工共通開講科目
行政法総論Ⅱ	2	3年	●	●	○	※「Ⅰ」は学類基幹科目
行政救済法Ⅰ	2	3年	●	●	○	
行政救済法Ⅱ	2	3年	●	●	○	

## 【法学専攻(続き)】

専攻専門科目:● 自由領域選択科目:○

授業科目	単位	履修年次	履修区分			備考
			法学	地行	社文	
地方自治法Ⅰ	2	3年	●	●	○	
地方自治法Ⅱ	2	3年	●	●	○	
環境法	2	3年	●	●	○	隔年科目 理工共通開講科目
刑法Ⅱ	2	3年	●	●	●	※「Ⅰ」は学類基幹科目
刑事裁判法Ⅰ	2	3年	●	○	○	
刑事裁判法Ⅱ	2	3年	●	○	○	
民事裁判法Ⅰ	2	3年	●	○	○	
民事裁判法Ⅱ	2	3年	●	○	○	
民法(物権)	2	3年	●	○	○	
民法(担保物権)	2	3年	●	○	○	
民法(家族)	2	2年	●	○	○	隔年開講
民法(相続)	2	2年	●	○	○	隔年開講
国際法Ⅰ	2	3年	●	○	●	人間・経済共通開講科目
国際法Ⅱ	2	3年	●	○	●	人間・経済共通開講科目

## 【地域と行政専攻】

専攻専門科目:● 自由領域選択科目:○

授業科目	単位	履修年次	履修区分			備考
			法学	地行	社文	
地方政治論Ⅰ	2	3年	○	●	●	人間共通開講科目
地方政治論Ⅱ	2	3年	○	●	●	人間共通開講科目
情報社会論	2	3年	●	●	●	理工共通開講科目
政治思想史Ⅰ	2	3年	●	●	●	
政治思想史Ⅱ	2	3年	●	●	●	
国際政治論Ⅰ	2	3年	●	●	●	
国際政治論Ⅱ	2	3年	●	●	●	
地域環境論	2	2年	○	●	○	
地域福祉論	2	3年	●	●	●	人間・理工共通開講科目
生活構造論Ⅰ	2	3年	●	●	●	隔年開講 人間共通開講科目
生活構造論Ⅱ	2	3年	●	●	●	隔年開講 人間共通開講科目
社会福祉課題研究Ⅰ	2	3年	○	●	○	開放除外科目
社会福祉課題研究Ⅱ	2	3年	○	●	○	開放除外科目

## 【社会と文化専攻】

専攻専門科目：● 自由領域選択科目：○

授業科目	単位	履修年次	履修区分			備考
			法学	地行	社文	
地域史Ⅰ	2	3年	○	●	●	
地域史Ⅱ	2	3年	○	●	●	
考古学Ⅱ	2	3年	○	○	●	人間共通開講科目 ※「Ⅰ」は学類基幹科目
地域社会教育計画論	2	3年	○	○	●	隔年開講
スポーツ文化論Ⅰ	2	3年	○	○	●	隔年開講
スポーツ文化論Ⅱ	2	3年	○	○	●	隔年開講
ジェンダー論Ⅱ	2	3年	○	●	●	隔年開講 ※「Ⅰ」は学類基幹科目
博物館学概論	2	2年	○	○	●	隔年開講 人間共通開講科目
博物館資料論	2	2年	○	○	●	隔年開講 人間共通開講科目
博物館経営論	2	2年	○	○	●	隔年開講 人間共通開講科目
博物館情報・メディア論	2	2年	○	○	●	隔年開講 人間共通開講科目
博物館展示論	2	2年	○	○	●	隔年開講
博物館資料保存論	2	2年	○	○	●	隔年開講
博物館教育論	2	2年	○	○	●	隔年開講
古文書講読Ⅰ	2	3年	○	○	●	開放除外科目
古文書講読Ⅱ	2	3年	○	○	●	開放除外科目
考古学実習	2	3年	○	○	●	開放除外科目
古文書学実習	2	3年	○	○	●	開放除外科目
社会教育課題研究Ⅰ	2	3年	○	○	●	開放除外科目
社会教育課題研究Ⅱ	2	3年	○	○	●	開放除外科目
博物館実習	3	3年	○	○	●	開放除外科目
言語文化論Ⅰ	2	3年	○	●	●	人間共通開講科目
言語文化論Ⅱ	2	3年	○	○	●	人間共通開講科目
国際文化交流論	2	3年	○	○	●	人間共通開講科目
欧米文化論Ⅰ	2	3年	○	○	●	人間共通開講科目
欧米文化論Ⅱ	2	3年	○	○	●	人間共通開講科目
欧米文化論Ⅲ	2	3年	○	○	●	人間共通開講科目
英語コミュニケーションAⅠ	2	3年	●	●	●	英語特修プログラム認定科目
英語コミュニケーションAⅡ	2	3年	●	●	●	英語特修プログラム認定科目
英語コミュニケーションBⅠ	2	3年	●	●	●	英語特修プログラム認定科目
英語コミュニケーションBⅡ	2	3年	●	●	●	英語特修プログラム認定科目
英語コミュニケーションCⅠ	2	3年	●	●	●	英語特修プログラム認定科目
English PresentationsⅠ	2	3年	●	●	●	英語特修プログラム認定科目
English PresentationsⅡ	2	3年	●	●	●	英語特修プログラム認定科目

## 【社会と文化専攻(続き)】

専攻専門科目：● 自由領域選択科目：○

授業科目	単位	履修年次	履修区分			備考
			法学	地行	社文	
中国語コミュニケーションⅠ	2	3年	●	●	●	開放除外科目
中国語コミュニケーションⅡ	2	3年	●	●	●	開放除外科目
社会構造論Ⅱ	2	3年	●	●	●	隔年開講 人間経済共通開講科目 ※「Ⅰ」は学類基幹科目
メディア論	2	3年	●	●	●	
スポーツ社会学	2	3年	○	○	●	

専攻専門科目：● 自由領域選択科目：○

授業科目	単位	履修年次	履修区分			備考
			法学	地行	社文	
外書講読(英語)Ⅰ	2	3年	●	●	●	英語特修プログラム認定科目 開放除外科目
外書講読(英語)Ⅱ	2	3年	●	●	●	英語特修プログラム認定科目 開放除外科目
外書講読(非英)Ⅰ	2	3年	●	●	●	開放除外科目
外書講読(非英)Ⅱ	2	3年	●	●	●	開放除外科目
コア・アクティブ科目/海外フィールドワーク実習	2	2年	●	●	●	
コア・アクティブ科目/学際科目	2	2or3年	●	●	●	
コア・アクティブ科目/学生企画科目	2	2年	●	●	●	
特殊講義	2	2or3年	○	○	○	別頁参照
副演習Ⅰ～Ⅳ	2	3or4年	○	○	○	

## 【演習等】

授業科目	単位	履修年次	履修区分			備考
			法学	地行	社文	
法学専攻入門科目Ⅰ	2	2年	必	/	/	開放除外科目
法学専攻入門科目Ⅱ	2	2年	必	/	/	開放除外科目
地域と行政専攻入門Ⅰ	2	2年	/	必	/	開放除外科目
地域と行政専攻入門Ⅱ	2	2年	/	必	/	開放除外科目
社会と文化専攻入門Ⅰ	2	2年	/	/	必	開放除外科目
社会と文化専攻入門Ⅱ	2	2年	/	/	必	開放除外科目
演習Ⅰ	2	3年	必	必	必	開放除外科目
演習Ⅱ	2	3年	必	必	必	開放除外科目
演習Ⅲ	2	4年	必	必	必	開放除外科目
演習Ⅳ	2	4年	必	必	必	開放除外科目
卒業研究	4	4年	必	必	必	開放除外科目

## 【英語特修プログラム認定科目】

自由領域選択科目：○

授業科目	単位	履修年次	履修区分			備考
			法学	地行	社文	
外部資格試験	4	1年	○	○	○	英語特修プログラム認定科目 開放除外科目
短期語学研修	2	1年	○	○	○	英語特修プログラム認定科目 開放除外科目
国際交流協定に基づく海外留学	1・2	2年	○	○	○	英語特修プログラム認定科目 開放除外科目
国際交流研修Ⅰ～Ⅷ	1	1年	/	/	/	英語特修プログラム認定科目 開放除外科目

【共通開講科目】

専攻専門科目：● 自由領域選択科目：○

授業科目	単位	履修年次	履修区分			備考
			法学	地域と行政	社会と文化	
人間関係の心理学	2	2	○	○	●	人間発達文化学類
産業と経済、地域振興の地理学	2	2	○	○	○	
都市とまちづくりの地理学	2	2	○	○	○	
児童福祉概論	2	3	○	●	○	
現代日本の政治	2	2	○	○	○	
現代社会と地域計画	2	2	○	○	○	
科学技術と環境の倫理学	2	2	○	○	○	
スポーツ政策論	2	3	○	○	●	
スポーツ心理学	2	2	○	○	●	
産業社会文化論	2	2	○	○	●	
地方財政政策論	2	3	●	●	○	経済経営学類
地方財政システム論	2	3	●	○	○	
マクロ経済学Ⅰ	2	2	●	●	●	
マクロ経済学Ⅱ	2	2	●	●	●	
ミクロ経済学Ⅰ	2	2	●	○	○	
ミクロ経済学Ⅱ	2	2	●	○	○	
経済構造論	2	3	●	○	●	
財政学	2	3	●	○	○	
国際経済学	2	3	●	○	○	
社会政策	2	3	●	●	●	
経済政策	2	2	●	●	○	
地域経済論Ⅰ	2	2	○	○	○	
地域経済論Ⅱ	2	3	○	○	○	
社会思想史	2	3	○	○	●	
地域政策論	2	3	○	●	○	
福祉国家論	2	3	○	●	○	
国際関係論	2	2	○	●	○	
国際公共政策論	2	3	○	●	○	
地域計画概論	2	2	○	●	○	共生システム理工学類 (文理融合科目を含む)
環境計画論	2	2	○	●	●	
プログラミング言語論	2	2	○	○	○	
地質学概論 (上限30名)	2	2	○	○	○	
生活環境論	2	2	○	○	○	
地域産業政策	2	3	○	●	○	
エコロジカル経済学	2	2	○	○	○	
サウンドスケープ	2	3	○	●	●	

1. 授業担当者及び開講学期・曜日・時限等は時間割表で確認してください。
2. 各授業科目の講義要項(シラバス)については、LiveCampusを参照してください。

○履修方法の基準について

区 分	専門領域 要卒単位数
学群 : 学群共通科目	4
基礎 : 学類基礎科目	8
基幹 : 学類基幹科目	22
● : 専攻専門科目	22
必(必修) : 専攻入門科目 I・II	4
必(必修) : 演習 I～演習IV、卒業研究	12
計	72

(備考)「○」は自由選択領域科目を指す。

○平成30年度 各種科目一覧表

(外書講読 I・II)

授業科目	単位数	履修年次	平成30年度 担当教員名	備考
英語	I 2単位 II 2単位	3年	川端 浩平	
韓国朝鮮語	I 2単位 II 2単位	3年	浅野 かおる	

(特殊講義)

授業科目	単位数	履修年次	平成30年度 担当教員名	備考
特殊講義(国際組織法)	2	2or3年	鈴木めぐみ	

(専攻入門科目Ⅰ・Ⅱ)

※次年度以降は掲示等でお知らせします。

授業科目	単位数	履修年次	平成30年度 担当教員名	備考
法 学 A	Ⅰ 2単位	2	上床 悠	「Ⅰ」は前期、「Ⅱ」は後期に開講
法 学 B			金井 光生	
法 学 C			鈴木 めぐみ	
地 域 と 行 政 A			西田 奈保子	
地 域 と 行 政 B			西崎 伸子	
地 域 と 行 政 C			岩崎 由美子・黒崎 輝	
地 域 と 行 政 D			今西 一男・大黒 太郎	
社 会 と 文 化 A			照沼 かほる・新藤 雄介	
社 会 と 文 化 B			川端 浩平・徳竹 剛	
社 会 と 文 化 C			新藤 雄介・川端 浩平	
社 会 と 文 化 D	Ⅱ 2単位	2	加藤 眞義・高橋 準	

○演習一覧表

(演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ)

授業科目	専攻	単位数	履修年次	担当教員名	備考
演習(憲法)	法 学	2	3・4	金井 光生	
〃 (憲法)		2	3・4	阪本 尚文	
〃 (民法)		2	3・4	富田 哲	
〃 (民法)		2	3・4	山崎 暁彦	
〃 (民法)		2	3・4	中里 真	
〃 (民事裁判法)		2	3・4	金 炳学	
〃 (刑法)		2	3・4	新村 繁文	
〃 (刑法・刑事裁判法)		2	3・4	高橋 有紀	
〃 (労働法・社会保障法)		2	3・4	長谷川 珠子	
〃 (法社会学)		2	3・4	塩谷 弘康	
〃 (経済法)		2	3・4		
〃 (商法)		2	3・4	福島 雄一	
〃 (国際法)		2	3・4	鈴木めぐみ	
〃 (環境法)		2	3・4	中井 勝己	
〃 (地方自治法)		2	3・4	垣見 隆禎	
〃 (行政法)		2	3・4	清水 晶紀	
〃 (行政法)		2	3・4	上床 悠	
〃 (地方行政論)		地 域 と 行 政	2	3・4	
〃 (地方政治論)	2		3・4	功刀 俊洋	
〃 (行政学原論)	2		3・4	西田 奈保子	
〃 (公共政策論)	2		3・4		
〃 (政治思想史)	2		3・4		
〃 (政治過程論)	2		3・4	大黒 太郎	
〃 (政治学原論)	2		3・4	中川 伸二	
〃 (国際政治論)	2		3・4	黒崎 輝	
〃 (地域環境論)	2		3・4	西崎 伸子	
〃 (社会調査論)	2		3・4	今西 一男	
〃 (社会福祉論)	2		3・4		
〃 (地域福祉論)	2		3・4	鈴木 典夫	
〃 (社会計画論)	2		3・4	岩崎 由美子	
〃 (生活構造論)	2		3・4		
〃 (情報社会論)	2		3・4	佐々木 康文	



〃 (考古学)		2	3・4	菊地 芳朗
〃 (社会教育論)		2	3・4	浅野 かおる
〃 (ジェンダー論)		2	3・4	高橋 準
〃 (地域史)		2	3・4	徳竹 剛
〃 (文化史)		2	3・4	阿部 浩一
〃 (比較文化論)		2	3・4	久我 和巳
〃 (比較文化論)	社会と文化	2	3・4	後藤 史子
〃 (比較文化論)		2	3・4	坂本 恵
〃 (比較文化論)		2	3・4	照沼 かほる
〃 (比較文化論)		2	3・4	村上 雄一
〃 (欧米文化論)		2	3・4	田村 奈保子
〃 (コミュニケーション論)		2	3・4	
〃 (社会学原論)		2	3・4	加藤 眞義
〃 (地域社会学)		2	3・4	川端 浩平
〃 (スポーツ社会学)		2	3・4	
〃 (社会構造論)		2	3・4	
〃 (メディア論)		2	3・4	新藤 雄介

《人間発達文化学類 開放科目一覧》

※備考欄について

・「人」、「行」、「経」、「理」はそれぞれの学類との共通開講科目。

科目名称	履修 セメスター		単位	備考
	H26年度 以降 入学者	H25年度 以前 入学者		
教材開発研究	5~	5~	2	
授業実践研究	4~	6~	2	
授業臨床論Ⅰ	5~	5~	2	
授業臨床論Ⅱ	5~	5~	2	
授業臨床論Ⅲ	6~	6~	2	
子どもとことば	3~	3~	2	
生活の中の数と図形	3or4~	3or4~	2	
子どもを取り巻く社会	4~	4~	2	
子どもの生活と遊び	6~	6~	2	
子どもの造形活動	3or4~	3or4~	2	
生活の科学	3~	3~	2	
総合的な学習の研究	4~	6~	2	
知覚心理学	3~	3~	2	
職業心理学	4~	4~	2	
発達臨床心理学	5~	5~	2	理
認知臨床心理学	5~	5~	2	
中高年の心理学	5~	5~	2	
精神医学	5~	5~	2	
人格心理学	5~	5~	2	
家族支援論	5~	5~	2	
非行臨床論	5~	5~	2	
子どもの歴史	4~	4~	2	
外国の教育	3~	3~	2	
子ども社会と学校	3~	3~	2	
学校の運営	4~	4~	2	
子どもの人権	3~	3~	2	
子どもと学習活動	4~	4~	2	
人間関係の心理学	3~	3~	2	行・理
授業分析法	4~	4~	2	
学校の制度	3~	3~	2	
教育の歴史	4~	4~	2	
教育評価論	3~	3~	2	
児童期の発達心理学	3~	3~	2	
知的障害者の心理・生理・病理	1~	1~	2	
児童福祉概論	6~	6~	2	行
特別支援教育概論	1~	1~	2	
知的障害者教育課程論	3~	3~	2	
病弱者の生理・病理・心理	3~	3~	2	
病弱児・健康障害児の教育	3~	3~	2	
肢体不自由者教育概論	4~	4~	2	
重複障害・軽度発達障害教育総論	4~	4~	2	
知的障害者教育指導法	5~	5~	2	
幼児発達心理学	1~	1~	2	
子どもの文学	3~	3~	2	
幼児臨床心理学	5~	5~	2	
「子育て共同」論	4~	4~	2	
言葉の発達と保育	4~	4~	2	
保育カリキュラム論	6~	6~	2	
家庭教育論	5~	5~	2	
ことばをとらえる	3~	3~	2	
日本語概論	3~	3~	2	
日本語の構造	4~	4~	2	
日本語の変異	4~	4~	2	
日本語の歴史	5~	5~	2	
日本語教育学概論	3~	3~	2	
日本文学概論	1~	3~	2	
伝統言語文化論	5~	5~	2	
近代文学史	2~	2~	2	
日中比較文学	5~	5~	2	
古代・中世文学史	3~	3~	2	
中国古典学概論	1~	3~	2	
中国文化論	5~	5~	2	
アジア言語文化論Ⅰ	3~	3~	2	
アジア言語文化論Ⅱ	3~	3~	2	
文字文化論	5~	5~	2	
イスラム文化論	5~	5~	2	
異文化理解	3~	3~	2	
日本文学特講Ⅰ	5~	5~	2	
日本文学特講Ⅱ	5~	5~	2	
日本文学特講Ⅲ	5~	5~	2	
中国文化特講	6~	6~	2	

科目名称	履修 セメスター		単位	備考
	H26年度 以降 入学者	H25年度 以前 入学者		
書道	6~	6~	2	
英語教材研究	4~	4~	2	
英語科教材研究	4~	6~	2	
英語語彙論	4~	6~	2	
英文法	1~	3~	2	
英語史	3~	3~	2	
英語音声学	1~	1~	2	
英語学概論	3~	3~	2	
英詩の韻律	1~	3~	2	
英文学史	1~	3~	2	
米文学史	1~	3~	2	
初期近代英米文学	4~	4~	2	
ヨーロッパ言語文化論	1~	3~	2	
日欧文化交流史	2~	4~	2	
日欧比較文学論	3~	3~	2	
英語意味論	4~	6~	2	
英語構造論	4~	6~	2	
近代英米文学	2~	4~	2	
現代英米文学	2~	4~	2	
ドイツ語圏の言語と文化	4~	4~	2	
地図と地理情報	4~	4~	2	
文化と社会の地理学	3~	3~	2	
地域文化の総合研究	4~	4~	2	
産業社会文化論	3~	3~	2	行
科学理解の哲学	3~	3~	2	
日本古代中世社会史	3or4~	3or4~	2	
日本近世社会史	3or4~	3or4~	2	
日本近代社会史	3or4~	3or4~	2	
東洋古代・中世社会史	3or4~	3or4~	2	
東洋近世社会史	3or4~	3or4~	2	
東洋近代社会史	3or4~	3or4~	2	
ヨーロッパ古代・中世史	3or4~	3or4~	2	
ヨーロッパ近世・近代史	3or4~	3or4~	2	
ヨーロッパ近・現代史	3or4~	3or4~	2	
地理学概説	3~	3~	2	
産業と経済、地域振興の地理学	4~	4~	2	行
都市とまちづくりの地理学	3~	3~	2	行
自然災害と人間	4~	4~	2	
気候環境と人間	4~	4~	2	
復興教育学	2~	2~	2	
復興教材づくり論	4~	4~	2	
復興のための授業方法論	5~	5~	2	
特別支援教育と学校防災	1~	1~	2	
現代アートマネジメント	2~	2~	2	
未来創造教育論	2~	2~	2	
政治学概説	3~	3~	2	
社会学概説	1~	3~	2	
現代日本の政治	4~	4~	2	行
現代社会と文化	1~	3~	2	
現代日本経済論Ⅰ	3~	3~	2	
現代日本経済論Ⅱ	4~	4~	2	
政治思想史	4~	4~	2	
経済学概説	2~	4~	2	
現代社会と地域計画	2~	4~	2	行
現代社会とコミュニティ	2~	4~	2	
現代の地域経済	1~	3~	2	
社会思想史	5~	5~	2	
自然と人間の哲学	3~	3~	2	
知識の哲学	3~	3~	2	
戦争と平和の倫理学	2~	4~	2	
科学技術と環境の倫理学	2~	4~	2	行
食と健康	1~	3~	2	
家族と家庭	3~	3~	2	
食物学	4~	4~	2	
保育学	3~	3~	2	
暮らしと技術	4~	4~	2	
衣服デザイン実習	4~	4~	2	「衣服学及び実習」を受講済みであることが望ましい。
調理実習	4~	4~	2	「調理学及び基礎実習」を受講済みであることが望ましい。
衣服のデザインと機能	4~	4~	2	
栄養機能科学	5~	5~	2	
住環境学	5~	5~	2	

《人間発達文化学類 開放科目一覧》

※備考欄について

・「人」、「行」、「経」、「理」はそれぞれの学類との共通開講科目。

科目名称	履修 セメスター		単位	備考
	H26年度 以降 入学者	H25年度 以前 入学者		
食品加工学概論および実習	6~	6~	2	「調理学及び基礎実習」を受講済みであることが望ましい。
人間と衣服	5~	5~	2	
食生活をとりまく環境	2~	2~	2	
衣服学概論および実習	3~	3~	2	
住生活学	3~	3~	2	
生活経営学	4~	4~	2	
調理学及び基礎実習	3~	3~	2	
数学概論	1~	1~	2	
解析学Ⅰ	2~	2~	2	理
解析学Ⅱ	3~	3~	2	理
解析学Ⅲ	4~	4~	2	
解析学Ⅳ	5~	5~	2	
代数学Ⅱ	3~	3~	2	
代数学Ⅲ	4~	4~	2	
幾何学Ⅱ	4~	4~	2	
幾何学Ⅲ	4~	4~	2	
数をとらえる	3~	3~	2	
数理学コミュニケーションⅠ	3~	3~	2	
曲線と曲面	3~	3~	2	
グラフ理論	3~	3~	2	
整数論	4~	4~	2	
微分方程式	5~	5~	2	
確率論・統計学	6~	6~	2	
複素関数論	6~	6~	2	
コンピュータ	5~	5~	2	
自然科学と数理Ⅰ	2~	6~	2	
実践数理学	2~	2~	2	
物理学入門Ⅰ	4~	4~	2	
生命環境の科学Ⅰ	5~	5~	2	
天体の数理学Ⅰ	5~	5~	2	
天体の数理学Ⅱ	4~	4~	2	
多様体の幾何学	4~	4~	2	
トポロジー	4~	4~	2	
体とガロア理論	5~	5~	2	
生命環境の科学Ⅱ	6~	6~	2	
物理学入門Ⅱ	5~	5~	2	
関数解析	6~	6~	2	
自然科学と数理Ⅱ	3~	5~	2	
合奏	3~	3~	1	
作曲基礎Ⅰ	1~	1~	1	
作曲基礎Ⅱ	2~	2~	1	
指揮法基礎	5~	5~	1	
指揮法研究	6~	6~	1	
形式学基礎	3~	3~	2	
形式学研究	4~	4~	2	
音楽学概論	3~	3~	2	
音楽史Ⅰ	3~	3~	2	
音楽史Ⅱ	4~	4~	2	
対位法研究	3~	3~	2	
音楽美学	3~	3~	2	
合唱Ⅰ	3~	3~	1	
合唱Ⅱ	4~	4~	1	
コンピュータ・ミュージック	3~	3~	2	
ポピュラー音楽論	5~	5~	2	
映像メディア論	3~	3~	2	
彫刻理論	5~	5~	2	
鑑賞教育	5~	5~	2	
美術教育特講	7~	7~	2	
芸術と人間発達	3~	3~	2	
美術解剖学	4~	4~	2	
美術史Ⅰ	4~	4~	2	
美術史Ⅱ	5~	5~	2	
芸術学Ⅰ	5~	5~	2	
芸術学Ⅱ	6~	6~	2	
現代の美術	6~	6~	2	
芸術と環境	5~	5~	2	
解剖学	1~	1~	2	
学校保健（健康論）	3~	3~	2	
運動方法論	4~	4~	2	
衛生学及び公衆衛生学	4~	4~	2	
救急処置及び看護法	4~	4~	2	

科目名称	履修 セメスター		単位	備考
	H26年度 以降 入学者	H25年度 以前 入学者		
スポーツ栄養学	5~	5~	2	
障がい者とスポーツ	5~	5~	2	
スポーツ医学	3~	3~	2	
運動の学習と発達	3~	3~	2	
スポーツ心理学	3~	3~	2	行
スポーツと文化（体育原理）	3~	3~	2	
生涯スポーツ論	1~	3~	2	
スポーツ運動学（運動方法学を含む）	4~	4~	2	
運動・芸術療法	5~	5~	2	
スポーツ指導論	5~	5~	2	
メンタルマネジメント	5~	5~	2	
スポーツ文化史	4~	6~	2	
スポーツ政策論	6~	6~	2	行
サービス概論	5~	5~	2	
トレーニングマネジメント	6~	6~	2	
コーチング論	5~	5~	2	
アスレチックリハビリテーション	6~	6~	2	
人間発達と運動表現	6~	6~	2	
運動処方	5~	5~	2	
高齢者とスポーツ	5~	5~	2	
運動学習の心理	5~	5~	2	
社会福祉論	4~	4~	2	
生理学（運動生理学）	2~	2~	2	
日本の地域文化	2~	2~	2	

《経済経営学類 開放科目一覧（平成25年度～入学者用）》

※備考欄について

・「人」、「行」、「経」、「理」はそれぞれの学類との共通開講科目。該当学類生は開放科目として履修手続きをする必要はありません。

科目名称	履修開始 セメス ター	単位	備考
モダンエコノミクス入門Ⅱ	2～	2	
政治経済学入門Ⅱ	2～	2	
経営学入門Ⅱ	2～	2	理
企業と簿記会計Ⅱ	2～	2	
ミクロ経済学Ⅰ	3～	2	行・理
マクロ経済学Ⅰ	3～	2	行・理
統計学入門	3～	2	
歴史と経済	3～	2	
世界経済論Ⅰ	3～	2	人
会計学入門	3～	2	
ビジネス・リサーチⅠ	3～	2	
ミクロ経済学Ⅱ	4～	2	行
マクロ経済学Ⅱ	4～	2	行
金融論入門	4～	2	
公共経済学	4～	2	
数理統計学	4～	2	
地域経済論Ⅰ	4～	2	行・理
経済政策	4～	2	行
国際関係論	4～	2	人・行・理
比較経済史	4～	2	
社会開発論	4～	2	
財務諸表論Ⅰ	4～	2	
原価計算Ⅰ	4～	2	
中小企業経営論	4～	2	理
経営組織論	4～	2	
経営戦略論Ⅰ	4～	2	理
管理会計	4～	2	理
マーケティング論	4～	2	
計量経済学	5～	2	
ミクロ経済学Ⅲ	5～	2	
応用経済分析	5～	2	
国際経済学	5～	2	行
金融経済論	5～	2	
産業組織と規制の経済学	5～	2	理
経済統計論	5～	2	理
国際金融論	5～	2	
環境経済学	5～	2	
都市経済学	5～	2	
地域経済論Ⅱ	5～	2	行
世界経済論Ⅱ	5～	2	人
開発経済学	5～	2	
日本経済論	5～	2	
福祉国家論	5～	2	行
日本経済史	5～	2	
労働経済	5～	2	
地域政策論	5～	2	行・理
地方財政政策論	5～	2	行
経済学史	5～	2	
社会思想史	5～	2	行
地方財政システム論	5～	2	行
経済構造論	5～	2	行
社会政策	5～	2	行・理
工業経済論	5～	2	
農業経済論	5～	2	
財政学	5～	2	行
現代資本主義論	5～	2	人
国際公共政策論	5～	2	行
アメリカ経済論	5～	2	
ラテン・アメリカ経済論	5～	2	
アジア経済論	5～	2	
地域交通まちづくり政策論	5～	2	

科目名称	履修開始 セメス ター	単位	備考
ヨーロッパ経済論	5～	2	
比較社会論	5～	2	人
言語コミュニケーション論	5～	2	人
ヨーロッパの社会と思想(イギリス)	5～	2	
ヨーロッパの社会と思想(ドイツ)	5～	2	
ヨーロッパの社会と思想(フランス)	5～	2	人
ヨーロッパの社会と思想(ロシア)	5～	2	人
アジアの社会と思想(中国)	5～	2	人
アジアの社会と思想(日本)	5～	2	外国人留學生対象
経営情報分析	5～	2	
財務管理論	5～	2	理
財務諸表論Ⅱ	5～	2	
経営史	5～	2	
現代ファイナンス論	5～	2	
財務諸表監査(日本公認会計士協会東北会福島県会寄附講座)	5～	2	
税務会計	5～	2	
租税法Ⅰ	5～	2	
租税法Ⅱ	5～	2	
経営戦略論Ⅱ	5～	2	
ビジネス・リサーチⅡ	5～	2	
組織行動論	5～	2	
国際会計論	5～	2	
人的資源管理論	5～	2	
証券市場論(野村證券提供講義)	5～	2	
コスト・マネジメント	5～	2	
原価計算Ⅱ	5～	2	
国際経営論	5～	2	理
消費者行動論	5～	2	
リスク・マネジメント(日本損害保険協会提供講義)	5～	2	
プロスポーツ経営実践論(楽天野球団提供講義)	5～	2	
地域金融論(東邦銀行提供講義)	5～	2	
外国語応用コミュニケーション(ドイツ語)Ⅰ～Ⅳ	5～	2	
外国語応用コミュニケーション(フランス語)Ⅰ～Ⅳ	5～	2	
外国語応用コミュニケーション(ロシア語)Ⅰ～Ⅳ	5～	2	当該外国語中級2単位以上の修得が条件
外国語応用コミュニケーション(スペイン語)Ⅰ～Ⅳ	5～	2	
外国語応用コミュニケーション(中国語)Ⅰ～Ⅳ	5～	2	
外国語応用コミュニケーション(韓国朝鮮語)Ⅰ～Ⅳ	5～	2	
特別演習(コオプ演習:アクセントチェア)	4～	2	平成30年度新規
特別演習 上級簿記Ⅰ	3～	2	
特別演習 中級簿記	3～	2	
特別演習 上級簿記Ⅱ	4～	2	
特別演習 実践ドイツ語演習Ⅰ	4～	2	当該外国語初級4単位の修得が条件
特別演習 実践ロシア語演習Ⅰ	4～	2	
特別演習 実践ドイツ語演習Ⅱ	5～	2	対応する「実践●●演習Ⅰ」の修得が条件
特別演習 実践ロシア語演習Ⅱ	5～	2	
特別演習 Japan Study ProgramⅠ～Ⅳ	2～	2	
特別演習 Japan Study ProgramⅥ	4～	2	
特別演習 実践英語演習	3～	2	
特別演習 Work Experience AbroadⅠ	3～	2	
特別演習 Work Experience AbroadⅡ	4～	2	
租税法概論(東北税理士会福島支部連携講義)	4～	2	平成30年度新規

## 《共生システム理工学類 開放科目一覧》

※備考欄について

- ・「人」、「行」、「経」、「理」はそれぞれの学類との共通開講科目。
- ・「情報/特修」は情報教員免許取得希望者又は情報特修プログラム修得希望者のみ履修可能です。

科目名称	履修セメスター	単位	備考
アルゴリズムとデータ構造	4~	2	
意思決定論	4~	2	経
インキュベーションシステム	5~	2	経
衛生工学概論	3~	2	
エコジカル経済学	3~	2	行・経
エネルギーシステム工学	5~	2	
応用解析学	5~	2	人
応用物性	4~	2	
界面物理化学	5~	2	
化学工学概論	4~	2	
化学結合論	5~	2	
化学Ⅰ(基礎化学)	1~	2	人
化学Ⅱ(物理化学)	2~	2	
学習心理学	4~	2	
確率統計学	3~	2	
環境計画論	3~	2	行
環境文化論	4~	2	
環境保全論	4~	2	
環境モデリング	5~	2	
環境モニタリング	3~	2	
機器分析	4~	2	
起業論	6~	2	
機構学	4~	2	
機能性材料概論	3~	2	
共生の科学	1~	2	
経営工学	3~	2	経
経営情報システム	7~	2	経(40名上限)・情報/特修
計算機システム論	3~	2	
材料及び固体の力学	3~	2	
材料工学概論	3~	2	
材料分析基礎	6~	2	
サウンドスケープ	5~	2	人・行
サプライチェーンマネジメント	4~	2	経
産業システム概論	2~	2	
産業構造論	4~	2	
資源循環論	6~	2	
システム生理学	4~	2	
循環型産業論	6~	2	
情報科学概論	3~	2	
人工知能と知識処理	6~	2	
心理学概論	3~	2	
情報システムの運用	4~	2	
情報システムの理解と構成	4~	2	
プログラミング基礎	2~	2	
プログラミング言語論	4~	2	行
分析化学概論	3~	2	
マルチメディアシステム論	5~	2	
水循環システム	5~	2	
水循環システム概論	3~	2	
無機化学概論	4~	2	
モデル構築論	6~	2	
有機化学概論	3~	2	
有機・高分子材料学	5~	2	
離散数学	3~	2	
流域管理計画論	6~	2	
流域管理計画概論	4~	2	
流体力学	5~	2	
量子力学	4~	2	
ロジスティクスシステム	5~	2	経(40名上限)・情報/特修
森林生態学	5~	2	
水質保全改善学概論	4~	2	
数理計画法	5~	2	経
生活環境論	4~	2	行
生産システム	5~	2	経
精神生理学	4~	2	
精神物理学	6~	2	
生態学概論	4~	2	

科目名称	履修セメスター	単位	備考
生態学入門	3~	2	
生物化学工学	4~	2	
生物学	1~	2	
生物学的心理学	7~	2	
生物資源開発	5~	2	
生物多様性概論	5~	2	
線形代数学	2~	2	人
ソフトウェア設計開発論	4~	2	
大気環境科学概論	3~	2	人
地域計画概論	3~	2	行
地域計画論	5~	2	
地域産業政策	5~	2	行
地下水盆管理学概論	4~	2	
地球科学	1~	2	
知的財産権論	7~	2	
データベースシステム	4~	2	
デジタル信号処理	3~	2	
電子回路	4~	2	
土壌浄化学概論	4~	2	
統計力学	5~	2	人
人間工学	4~	2	
人間支援システム概論	2~	2	
認知心理学	4~	2	
熱と物質の移動現象論	5~	2	
ネットワークシステム	5~	2	
脳神経科学	3~	2	
ヒューマンインターフェイス	5~	2	
品質管理	6~	2	
物質変換化学	4~	2	
物理学Ⅰ(力学)	1~	2	人
物理学Ⅱ(電磁気学)	2~	2	人
物理学Ⅲ(熱力学)	3~	2	
形式言語とコンパイラ	5~	2	経(5名上限)・情報/特修
プログラミングⅠ	3~	1	情報/特修
プログラミングⅡ	4~	1	経(5名上限)・情報/特修
地質学概論	3~	2	行(30名上限)
情報社会と情報倫理	3~	2	情報/特修
情報と職業	5~	2	情報/特修
情報理論	6~	2	情報/特修

## 資料編 2

### 関係規程等

- 福島大学行政政策学類規程
- 福島大学試験規則、試験規則運用
- 福島大学単位認定規程
- 学生受験心得
- 不正行為に該当する行為について
- 「未完了」手続きの許可に関する運用について
- 「公欠」についての申し合わせ
- 英語の語学研修に係る学修の単位認定に関する要項
- 英語以外の外国語の語学研修に係る学修の単位認定に関する要項
- 英語に係る技能審査の単位認定に関する要項
- 英語以外の外国語に係る技能審査の単位認定に関する要項
- 簿記に係る技能審査の単位認定に関する要項
- 大学間相互単位互換に関する取扱規則

# 福島大学行政政策学類規程

制定 平成17年4月1日

改正 平成20年3月31日  
平成22年3月31日  
平成27年3月31日

## 第1章 総則

(趣旨)

**第1条** 福島大学行政政策学類（以下「本学類」という。）昼間コース学生の履修等に関する事項は、福島大学学則（昭和24年6月1日制定。以下「学則」という。）及び福島大学学群規則（平成17年1月11日制定。以下「学群規則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(目的)

**第1条の2** 本学類は、21世紀の地域社会が直面している諸問題を、広く学際的な観点から学び、より暮らしやすい健康で文化的な地域社会を創り出すために必要な知識と能力をもった人材を養成することを目的とする。

2 本学類の各専攻の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 法学専攻 法学分野を中心としつつ、関連する諸分野にわたって理解を深め、新しい地域づくりを担い得る人材を養成する。
- 二 地域と行政専攻 政治学と行政学分野を中心としつつ、関連する諸分野にわたって理解を深め、新しい地域づくりを担い得る人材を養成する。
- 三 社会と文化専攻 社会学と文化研究の分野を中心としつつ、関連する諸分野にわたって理解を深め、新しい地域づくりを担い得る人材を養成する。

## 第2章 入学

(入学者の選考)

**第2条** 学則第19条第2項に規定する入学者の選考は、学力試験等の結果に基づき、学類教員会議（以下「教員会議」という。）の議を経て学類長が行う。

2 前項に規定するもののほか、入学定員の一部については、推薦等による選考を行うことができる。

(所属専攻)

**第3条** 学生は、学群規則第2条第1項第2号に規定する専攻のいずれかに所属しなければならない。

2 専攻の所属は、2年次の学年の始めに決定する。

## 第3章 再入学、編入学、学士入学及び転入学類

(再入学)

**第4条** 学則第20条の規定に基づく再入学の選考は、退学理由等を審査し、教員会議の議を経て学類長が行う。

2 再入学できる専攻は、当該希望者が退学時に所属していた専攻とする。

(編入学)

**第5条** 学則第21条の規定に基づく編入学の選考は、学力検査等の結果に基づき、教員会議の議を経て学類長が行う。

2 編入学できる年次は3年次とする。

(学士入学)

**第6条** 学則第21条の2の規定に基づく学士入学の選考は、学力検査等の結果に基づき、教員会議の議を経て学類長が行う。

(転入学類)

**第7条** 学則第24条の規定に基づく転入学類の選考は、学力検査の結果等に基づき、教員会議の議を経て学類長が行う。

#### 第4章 履修基準及び教育職員免許状

(単位修得の基準)

**第8条** 単位修得の基準は、学生の所属する専攻に応じ別表1に定める単位数以上とする。

ただし、外国人留学生にあっては、別表2に定める単位数以上とする。

2 第5条から第7条までの規定に基づき入学等をした者の単位修得基準は、既に修得した授業科目の単位及び成績等を審査のうえ、教員会議の議を経て学類長が定める単位数とする。

(履修方法の基準等)

**第9条** 開設授業科目、単位数及び履修方法の基準等は、自己デザイン領域、共通領域、専門領域及び自由選択領域ごとに、それぞれ学生の所属する専攻に応じ、教員会議の議を経て学類長が別に定める。

(授業科目の履修)

**第10条** 学生は、前2条に規定する基準に基づき、授業科目を履修し、単位を修得しなければならない。

(教育職員免許状の取得のための履修方法の基準)

**第11条** 学則第13条の4第2項に規定する教員の免許状授与の所要資格の取得のための履修方法の基準は、別表3に定めるとおりとする。

(履修登録)

**第12条** 学生が授業科目を履修しようとするときは、所定の期日までに履修登録をしなければならない。

(履修登録の上限)

**第13条** 学期ごとに履修登録できる単位数の上限は、教員会議の議を経て学類長が別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

**第14条** 学則第13条の5の規定に基づき、他の大学又は短期大学の授業科目を履修しようとする学生は、学類長に願い出なければならない。

2 学類長は、前項に規定する願い出について、当該他の大学又は短期大学と協議のうえ、授業科目の履修を許可することができる。

3 前項の規定により修得した単位は、本学類において修得したものとみなす。



(大学以外の教育施設等における学修)

**第15条** 学則第13条の6の規定に基づき、大学以外の教育施設等において学修しようとする学生は、学類長に願い出なければならない。

2 学類長は、前項に規定する願い出について審査及び当該教育施設等と協議のうえ、学修を許可することができる。

3 前項に規定する学修は、本学類の授業科目を履修したものとみなし、単位を与えることができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

**第16条** 学則第13条の7第1項の規定に基づき、単位の認定を受けようとする学生は、単位修得証明書及び成績証明書を添え学類長に願い出なければならない。

2 学則第13条の7第2項の規定に基づき、単位の認定を受けようとする学生は、本学類の指定する書類を添え学類長に願い出なければならない。

3 学類長は、前2項に規定する願い出について審査のうえ、本学類の授業科目を履修したものとみなし、単位を与えることができる。

(他学類の授業科目の履修)

**第17条** 他学類の授業科目を履修しようとする学生は、当該他学類が認める授業科目の中から履修することができる。

2 前項の規定により修得した単位は、前3条により本学類において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えない範囲で本学類において修得したものとみなす。

## 第5章 成績の評価及び単位の授与

(成績の評価及び単位の授与)

**第18条** 履修した授業科目の成績の評価は、当該授業を担当した教員が行い、単位は、学則第15条の規定に基づき、学類長が授与する。

## 第6章 留学及び転学類

(留学)

**第19条** 学則第24条の2の規定に基づき留学した期間は、本学類に在学したものとみなす。

(転学類)

**第20条** 学則第24条の規定に基づき、他の学類に転出しようとする学生は、学類長に願い出なければならない。

## 第7章 卒業

(卒業の要件)

**第21条** 学類長は、次の各号の一に掲げる者を本学類所定の課程を修めたものと認めるものとする。

- 一 本学類に4年以上在学し、別表1(外国人留学生にあっては別表2)に定める単位数以上の単位を修得した者
- 二 第5条から第7条までの規定に基づき入学等をした者で本学類に所定の期間在学し、第8条第2項に規定する単位数以上の単位を修得した者

(卒業の時期)

**第22条** 卒業の時期は、3月又は9月とする。

#### 第8章 特別聴講学生等

(特別聴講学生)

**第23条** 学類長は、学則第37条の2の規定に基づき他の大学又は短期大学若しくは高等専門学校が本学類の授業科目を履修したい旨願い出たときは、教員会議の議及び当該他の大学又は短期大学若しくは高等専門学校との協議を経て許可することができる。

(地域政策科学研究科学生の履修)

**第24条** 地域政策科学研究科の学生が、本学類の授業科目を履修しようとするときは、学類長に願い出なければならない。

2 学類長は、前項に規定する願い出について、教員会議の議を経て授業科目の履修を許可することができる。

#### 第9章 雑則

(規程の改正)

**第25条** この規程を改正しようとするときは、教員会議の議を経なければならない。

(補則)

**第26条** この規程に定めるもののほか、本学類に関し必要な事項は、教員会議の議を経て学類長が定める。

#### 附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度の入学に係る者から適用する。

#### 附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 この規程による改正後の福島大学行政政策学類規程別表3(第11条)の規定は、平成22年度入学生から適用し、平成22年3月31日から引き続き在学する者にあつては、なお、従前の例による。

#### 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度入学に係る者から適用する。

# 福島大学試験規則

制定 昭和44年3月18日

**改正** 昭和61年4月1日 平成11年3月16日 平成14年2月19日  
平成16年4月1日 平成17年2月15日 平成17年11月15日  
平成18年3月7日

(趣旨)

**第1条** この規則は、福島大学学則(昭和24年6月1日制定。以下「学則」という。)第15条第2項の規定に基づき、福島大学の試験に関し、必要な事項を定める。

(試験の方法)

**第2条** 単位の認定は、試験によって行う。試験は、原則として筆記試験とするが、科目によっては、レポート又は実技等によることができる。

2 前項の規定にかかわらず平常の成績をもって試験に代えることができる。

(試験の期間)

**第3条** 試験は次のとおりとする。

- 一 正規試験
- 二 平常試験

2 正規試験は正規試験期間及び補講期間(以下「試験期間」という。)に行う試験で第7条及び第10条の規定が適用される試験をいい、平常試験は授業期間または補講期間等に行う試験で第7条及び第10条の規定が適用されない試験をいう。

3 正規試験の科目は試験期間開始日の2週間前までに、試験日程は試験期間開始日の1週間前までに発表する。

4 教育実習及び学則第24条の2に定める留学等の特別の理由により正規試験を受験できない場合は、前項の日程とは別に正規試験の受験を認めることがある。この場合の試験日程については、別に発表する。

5 前項の試験を受験しようとする者は、各学類等が指定した期日までにその旨を願い出なければならない。

(受験資格等)

**第4条** 試験を受けることができる科目は、あらかじめ履修登録を行っている科目とする。この場合において、試験の科目によっては、出席時数を受験資格の条件とすることがある。

2 正規試験(前条第4項に規定する試験を含む。以下「正規試験」という。)を受験しなかった場合は、第7条の規定により追試験を認められた場合及び福島大学単位認定規程(平成17年2月17日制定)第2条第3項の規定により未完了の手続きが認められた場合を除き、試験期間終了の翌日で不合格とみなす。

(不合格科目の受験)

**第5条** 不合格科目を再び受験しようとする場合には、改めて履修登録をしなければならないものとする。

**第6条** 削除

(追試験)

**第7条** 病気その他やむを得ない事情により正規試験を受験できなかった者については、追試験を認めることがある。この場合において、追試験を受験しようとする者は、試験期間及び当該期間終了の翌日(土曜日に当たる時は翌々日、日曜日に当たるときは翌日)までに、追試験受験願(病気の場合は医師の診断書を、その他の場合はその証明書等を添付)を提出しなければならない。

2 追試験は、当該学期末の各学類等が指定した期日に行う。

**第8条** 削除

(単位の認定)

**第9条** 単位の認定に関する規程は、別に定める。

(不正行為)

**第10条** 正規試験において受験者が不正行為をした場合は、その学期における本人の総ての履修登録を取り消し、学則に基づき懲戒を行うものとする。

**附則**

1 この規程は、昭和44年3月18日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

2 福島大学教育学部試験規程及び福島大学経済学部試験規程は、この規程適用の日から廃止する。

**附則**

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

**附則**

この規程は、平成11年3月16日から施行する。

**附則**

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

**附則**

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

**附則**

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成17年3月31日から引き続き在学する者及び福島大学学則(昭和24年6月1日制定)第20条から第21の2の規定に基づき教育学部、行政社会学部または経済学部に入学者に係る第4条、第6条及び第8条から第10条の規定は、この規則による改正後の福島大学試験規則にかかわらず、なお、従前の例による。この場合において、第4条の規定に基づき出席時数の不足により受験資格を失ったとき及び正規試験を受験できなかった者で第7条の規定に基づく追試験の手続きを行わなかったときは、当該科目を無効とし、また、不正行為をした場合は、その学期における本人の全ての履修登録科目を無効とし、学則に基づき懲戒を行うものとする。

**附則**

この規則は、平成17年11月15日から施行し、平成17年10月1日から適用する。

**附則**

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

福島大学試験規則に基づき「病気その他やむを得ない事情」として認めることがある場合の運用について

平成17年3月 3日 専門教育委員会  
 平成18年9月12日 教務協議会  
 平成21年7月27日 教務協議会  
 平成24年3月21日 教務協議会  
 平成25年2月21日 教務協議会

1. 福島大学試験規則第7条第1項にいう「病気その他やむを得ない事情」として審査を行う場合は、この運用により行うものとする。
2. 「病気その他やむを得ない事情」とは、次の事項をいう。追試験受験を希望する者は、所定の追試験受験願に欠席の理由を証明できる証明書等を添えて学類が指定する期間に提出しなければならない。なお、追試験の受験を願い出てきた者の審査は、副学長が行う。
  - 一 本人の病気や怪我  
 (世帯主もしくは配偶者のある者にあつては、一親等内の病気や怪我を含む。)
  - 二 配偶者又は三親等内の親族の病気又は怪我で、看護を要するとき。
  - 三 配偶者又は三親等内の親族の死亡による忌引き
  - 四 天災その他の非常災害
  - 五 交通機関の突発事故  
 (電車、バス等の公的機関に限る。)  
 (ただし証明書を取得することが困難な事情にあつた者で、審査者が面談等により当該交通機関を利用していたものと認めた者を含む。)
  - 六 会社説明会及び就職試験出席(試験地への移動日を含む。)
  - 七 社会人については、やむを得ない残業又は出張
  - 八 妊娠・出産
  - 九 大学が単位認定を行う学外の研修に参加する場合
  - 十 公的機関が行う海外派遣事業に、部局長の承認を得て参加した場合
  - 十一 日本学生陸上競技対校選手権大会等、国民体育大会以上の大会に出場した場合
  - 十二 裁判員又は裁判員候補者に選任された場合
  - 十三 その他適当と認められる特別の理由

# 福島大学単位認定規程

平成17年2月17日

改正 平成29年3月17日

改正 平成31年1月22日

(趣旨)

第1条 この規程は、福島大学試験規則(昭和44年3月18日制定。以下「試験規則」という。)第9条の規定に基づき、単位の認定に関し、必要な事項を定める。

(履修登録)

第2条 学生は、受講する科目について、所定の期間に履修登録の手続を行わなければならない。

2 履修登録を撤回しようとする時は、所定の期間に履修登録撤回の手続を行わなければならない。

3 前項に規定する期間を過ぎてから、病気や事故などやむを得ない理由及び休学や留学などで受講を継続することが困難になった場合については、所定の期間に同項の手続を行うことがある。

(単位の認定)

第3条 単位の認定は、各科目について次の5段階で評価し、SからCを合格とする。

評価	学修成果	評点
S	単位認定基準を満たし、かつ、全ての項目で優秀な学修成果をあげた	90点～100点
A	単位認定基準を満たし、かつ、多くの項目で優秀な学修成果をあげた	80点～89点
B	単位認定基準を満たし、かつ、いくつかの項目で優秀な学修成果をあげた	70点～79点
C	単位認定基準を満たす最低限の学修成果をあげた	60点～69点
F	単位認定基準の学修成果をあげられなかった	59点以下

2 評価は、筆記試験、論文、報告書、実技又は平常の成績等によって行う。

3 受講する科目の欠席時数が当該科目の総授業時数の3分の1を超えた場合は、原則として当該科目の単位認定は行わない。

4 第1項に規定する評価以外に、教育実習等に合格した場合は「G」で、他大学等で修得した科目等を認定された場合は「N」で評価する。

(授業料未納期間の単位認定)

第4条 福島大学学則(昭和24年6月1日制定。以下「学則」という。)第26条第1項の規定により除籍された者のうち、授業料未納期間にかかる単位の認定はしないものとする。ただし、学則第26条第1項第5号により除籍された者で再入学を許可された者が、当該未納期間の授業料に相当する額を納入した場合は、その期間にかかる単位を認定するものとする。

附 則

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

- 2 平成17年3月31日から引き続き在学する者及び福島大学学則(昭和24年6月1日制定。)第20条から第21条の2の規定により教育学部、行政社会学部及び経済学部に入學を許可される者に係わる単位認定の評価基準は、第3条の規定にかかわらず、次のとおりとし、可以上を合格とし、不可を不合格とする。また、改正前の試験規則第6条に基づく試験及び再試験に合格した者の成績は、50点とし、出席時数の不足により受験資格を失った場合または正規試験を受験しなかった場合で試験期間終了の翌日までに追試験の手続きを行わなかった場合は、当該科目を無効とし、不正行為をした場合は、その学期における当人の全ての履修登録科目を無効とするものとする。

評価	基準
優	100点を満点として80点から100点まで
良	100点を満点として60点から79点まで
可	100点を満点として50点から59点まで
不可	100点を満点として50点未満

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日から引き続き在学する者及び福島大学学則(昭和24年6月1日制定。)第20条から第21条の2の規定により、平成32年度までに人間発達文化学類、行政政策学類、経済経営学類及び共生システム理工学類に入學を許可される者に係わる単位認定の評価基準は、第3条の規定にかかわらず、次のとおり5段階で評価し、AからDを合格とする。また、改正前の本規程第2条第3項に基づく未完了の手続きについても引き続き適用する。

評価	基準
A	きわめて優秀
B	優秀
C	望ましい水準に達している
D	望ましい水準に達していないが不合格ではない
F	不合格

## 学生受験心得

(入室時間)

1. 毎試験開始5分前までに試験室に入ること。

(遅刻)

2. 30分以上遅刻した者は、原則として入室を認めない。

(試験室)

3. 指定された試験室で受験しなければならない。

(学生証の携帯)

4. 必ず学生証を携帯して入室し、机上の見やすいところに置くこと。学生証を携帯しない者は、受験することができない。なお、身分証明書をもって学生証に代えることはできない。

(不用品の携帯禁止)

5. 別段の指示のない限り、受験に不用品を携帯してはならない。なお、携帯電話等は電源を切って指定の場所に置くこと。

(受験者の外出)

6. 受験中は監督者の許可がなければ試験室外に出てはならない。

(退室時間)

7. 試験開始後30分以上経過しなければ退室してはならない。

(試験時間終了前の答案提出)

8. 試験時間終了前に、答案を作成し終わったときは、答案を所定の場所に提出して退室すること。

(試験時間終了時の答案提出)

9. 試験時間が終了した時は、ただちに答案作成の作業をやめて答案を所定の場所に提出すること。受験者はいかなる場合も答案を試験室外に持ち出してはならない。

(不正行為)

10. 試験室内で不正と思われる行為があったと認められたときは、監督者の指示に従うこと。

(その他)

11. その他一切の疑問に関しては監督者の指示に従うこと。
12. 試験の妨げになるので、退室後の私語は慎むこと。



## 不正行為に該当する行為について

次の行為は不正行為となります。留意してください。

1. カンニング（カンニングペーパーや参考書、他の受験者の答案等を見ること、他の人から答えを教わること 等）をすること。
2. 持込みが許可されていない教科書、参考書、ノート、プリント、辞書、その他の資料等をポケット等に所持すること、又は机の中に入れておくこと。
3. 他人の代わりに受験すること、又は他人に自分の身代りとして受験させること。
4. 使用が許可された参考書等を試験中に貸借する行為。
5. 机や壁、身体等に不正な書き込みをすること。
6. 試験時間中に答えを教えるなどの他の受験者を利するような行為をすること。
7. 他人の答案用紙と交換すること。
8. 私語や動作等によって不正な連絡をすること。
9. 携帯電話、パソコン、電子辞書、その他情報通信機器を使用すること。
10. 試験室において、試験監督者等の指示に従わず他の受験者の迷惑となる行為をすること。
11. その他、試験の公平性を損なう行為。

不正行為と認定された場合は、不正行為のあった日から1か月以内の停学処分となり、その学期における総ての履修登録科目が取り消されます。

## 「未完了」手続きの許可に関する運用について

平成17年2月17日 専門教育委員会

1. 福島大学単位認定規程（平成17年2月17日制定）第2条第3項の規定に基づく「未完了」手続きの許可は、この運用により行うものとする。

2. 「未完了」の手続きは、次の各号の一に該当する場合について許可することができる。

一 本人の疾病や事故

（医師の診断書等その事実を証明する書類を必要とする。）

二 外国の大学等で学習するとき

（入学許可書等の証明書を必要とする。）

三 社会人の学生で勤務又は家庭の事情によって修学が困難であるとき

（勤務先の証明書又は理由書を必要とする。）

四 休学により受講を継続することが困難になったとき

（休学願の写及び証明書類の写を必要とする。）

五 その他適当と認めたとき

## 授業の欠席に関する取り扱い

平成31年1月22日 教務協議会

1. 次の各号の理由により授業を欠席する場合は、一定の様式に基づく届けを提出することにより福島大学単位認定規程第3条第3項に規定する欠席時数として算入しないこととする（但し、集中講義を除く）。

(1) 教育職員免許法上の必修科目である「教育実習」、「介護等体験」、児童福祉法上の必修科目である「保育実習」及び公認心理師法上の必修科目である「心理実習」に参加する場合

(2) 学校保健安全法の規定に基づく学長による出席停止の指示に従う場合

(3) 裁判員制度による裁判員及び裁判員候補者に選任された場合

(4) 親族が死亡した場合で、葬儀その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のために通学ができないとき（\*）

2. 上記の他に欠席時数として算入しない取り扱いとする場合は、全学教務協議会でこれを認定する。

3. 上記の理由により欠席した学生については、当該科目担当教員は単位の認定上不利益とならないよう代替措置を講じるものとする。

4. この取り扱いは平成31年度から適用する。

5. この取り扱いの制定に伴い、「『公欠』についての申し合わせ」は廃止する。

(\*) 1(4)の親族の範囲は、配偶者、一親等（父母、子）、二親等（祖父母、兄弟姉妹、孫）とし、その期間は、親族の範囲が、  
 の場合、連続7日間（休日を含む）の範囲内の期間、  
 の場合、連続3日間（休日を含む）の範囲内の期間とする。

## 英語の語学研修に係る学修の単位認定に関する要項

制定	平成 17 年 2 月 17 日	専門教育委員会
改正	平成 29 年 6 月 27 日	教務協議会
改正	平成 31 年 3 月 20 日	教務協議会

(趣旨)

**第 1 条** この要項は、英語の語学研修に係る学修の単位認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(単位を認定する語学研修)

**第 2 条** 本学における授業科目の履修とみなし、単位を認定する語学研修は、次のとおりとする。

- 一 本学が実施する短期語学研修
- 二 その他前号に準ずる短期語学研修

(単位を認定する授業科目及び単位数等)

**第 3 条** 当該研修を修了した学生は、申請により、単位認定を受けることができる。

- 2 前項により与えることのできる単位のうち自由選択領域科目または自由選択 2 単位を限度として卒業に必要な単位に含めることができる。
- 3 単位は、福島大学単位認定規程(平成 17 年 2 月 17 日制定)に基づき、「N」で評価する。

(単位認定の申請期間)

**第 4 条** 単位の認定を申請する者は、所定の単位認定願に講座実施機関発行の修了書またはそれに代わるものを添えて次の期日までに提出しなければならない。

- 一 申請時期が前期 8 月 1 日より 1 週間(1 日が土・日・祝日の場合はその翌日とする)
- 二 申請時期が後期 1 月 10 日より 1 週間(10 日が土・日・祝日の場合はその翌日とする)

(単位の認定方法)

**第 5 条** 本学の教務委員は、次に掲げる条件を満たす場合において、単位を認定する。

- 一 事前・事後指導が行われていること
- 二 出発以前に所定の計画書を教務委員に提出し、承認を得ること

(単位の通知)

**第 6 条** 単位の認定結果は、成績通知書により通知する。

### 附 則

この要項は、平成 17 年 4 月 1 日から施行し、平成 17 年度の入学に係る者から適用する。

### 附 則

この要項は、平成 29 年 6 月 27 日から施行する。

### 附 則

この要項は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

## 2018 年度入学生までの

# 英語以外の外国語の語学研修に係る学修の単位認定に関する要項

制定 平成 17 年 2 月 17 日専門教育委員会

改正 平成 21 年 2 月 17 日教務協議会

改正 平成 31 年 2 月 20 日教務協議会

### (趣旨)

**第 1 条** この要項は、英語以外の外国語の語学研修に係る学修の単位認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (単位を認定する外国語の語学研修)

**第 2 条** 本学における授業科目の履修とみなし、単位を認定する研修は、次のとおりとする。

- 一 当該言語圏の信頼すべき機関が開設する授業時数 20 時間以上の外国語講座
- 二 当該言語圏の信頼すべき機関が開設する授業時数 20 時間以上の文化講座

### (単位を認定する授業科目及び単位数等)

**第 3 条** 当該研修を修了した学生は、申請により、単位認定を受けることができる。

- 2 前項により与えることのできる単位のうち中級又は上級 4 単位を限度として卒業に必要な単位に含めることができる。
- 3 単位は、福島大学単位認定規程(平成 17 年 2 月 17 日制定)に基づき、「N」で評価する。

### (単位認定の申請期間)

**第 4 条** 単位の認定を申請する者は、所定の単位認定願に講座実施機関発行の修了書またはそれに代わるものを添えて次の期日までに提出しなければならない。

- 一 申請時期が前期 9 月 20 日より 1 週間(20 日が土・日・祝日の場合はその翌日とする)
- 二 申請時期が後期 3 月 20 日より 1 週間(20 日が土・日・祝日の場合はその翌日とする)

### (単位の認定方法)

**第 5 条** 本学の各外国語責任教員は、次に掲げる条件を満たす場合において、単位を認定する。

- 一 事前指導を受けていること
- 二 当該外国語初級の単位を修得後に行った研修であること、又は当該外国語初級を履修中、正規試験期間終了後に行った研修であること。ただし、後者の場合、当該学期に初級の単位を修得しなければならない。
- 三 出発以前に所定の計画書を責任教員に提出し、承認を得ていること
- 四 研修終了後、レポートを提出し、当該言語の責任教員の指導を受けていること

### (単位の通知)

**第 6 条** 単位の認定結果は、成績通知書により通知する。

## 附 則

この要項は、平成 17 年 4 月 1 日から施行し、平成 17 年度の入学に係る者から適用する。

**附 則**

この要項は、平成 2 1 年 2 月 1 7 日から施行する。

**附 則**

この要項は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

## 2018 年度入学生までの 英語に係る技能審査の単位認定に関する要項

制定	平成 17 年 2 月 17 日	専門教育委員会
改正	平成 19 年 3 月 5 日	
改正	平成 23 年 2 月 22 日	教務協議会
改正	平成 24 年 2 月 29 日	教務協議会
改正	平成 28 年 7 月 20 日	教務協議会
改正	平成 31 年 3 月 20 日	教務協議会

(趣旨)

**第 1 条** この要項は、福島大学学則(以下「学則」という。)第 13 条の 6 第 3 項の規定に基づき、英語に係る技能審査の単位認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(単位を認定する技能審査)

**第 2 条** 本学における授業科目の履修とみなし、単位を認定する技能審査は、次のとおりとする。

- 一 実用英語技能検定
- 二 TOEIC
- 三 TOEFL(iBT)
- 四 IELTS
- 五 国際連合公用語英語検定試験

(単位を認定する授業科目及び単位数等)

**第 3 条** 在学中に当該試験に合格又は規定以上のスコアを取得した学生は、申請により、単位認定を受けることができる。単位を認定する級及びスコア並びに認定できる単位数については別表のとおりとする。

- 2 前項により与えることのできる単位のうち自由選択領域 4 単位を限度として卒業に必要な単位に含めることができる。
- 3 前 2 項により与えることのできる単位数は、学則第 13 条の 5 第 1 項及び第 2 項並びに同第 13 条の 7 第 1 項及び第 2 項の規定により本学において修得したものとみなすことのできる単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。
- 4 単位は、福島大学単位認定規程(平成 17 年 2 月 17 日制定)に基づき、「N」で評価する。

(単位認定の申請期間)

**第 4 条** 単位の認定を申請する者は、所定の単位認定願に合格証明書等の書類を添えて次の期日までに提出しなければならない。

- 一 申請時期が前期 8 月 1 日より 1 週間(1 日が土・日・祝日の場合はその翌日とする)
- 二 申請時期が後期 1 月 10 日より 1 週間(10 日が土・日・祝日の場合はその翌日とする)

(単位の認定方法)

**第 5 条** 単位の認定可否は、教務委員が判定する。

(単位の通知)

**第6条** 単位の認定結果は、成績通知書により通知する。

**附 則**

この要項は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度の入学に係る者から適用する。

**附 則**

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**

この要項は、平成28年7月20日から施行する。

**附 則**

この要項は、平成31年4月1日から施行し、2018年度までの入学に係る者までの適用とする。(2020年度編入学生までを含む)

**別表**

資格試験名	級・点数	科目区分	認定単位数
実用英語技能検定 (日本英語検定協会)	準1級以上	自由選択 領域科目	4単位
TOEIC (Educational Testing Service)	600点以上	自由選択 領域科目	4単位
TOEFL(iBT) (Educational Testing Service)	62点以上	自由選択 領域科目	4単位
IELTS (International English Language Testing System)	5.5点以上	自由選択 領域科目	4単位
国際連合公用語英語検定試験 (日本国際連合協会)	B級以上	自由選択 領域科目	4単位



2018 年度入学生までの  
英語以外の外国語に係る技能審査の単位認定に関する要項

制定 平成 17 年 2 月 17 日専門教育委員会  
改正 平成 18 年 4 月 1 日  
改正 平成 23 年 2 月 22 日教務協議会  
改正 平成 26 年 3 月 20 日教務協議会  
改正 平成 31 年 2 月 20 日教務協議会

(趣旨)

**第 1 条** この要項は、福島大学学則(以下「学則」という。)第 13 条の 6 第 3 項の規定に基づき、英語以外の外国語に係る技能審査の単位認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(単位を認定する技能審査)

**第 2 条** 本学における授業科目の履修とみなし、単位を認定する技能審査は、次のとおりとする。

- 一 ドイツ語技能検定試験
- 二 共通ヨーロッパ語学証明書 ドイツ語
- 三 実用フランス語技能検定試験
- 四 フランス文部省認定フランス語資格試験
- 五 中国語検定試験
- 六 HSK 漢語水準考試
- 七 ロシア語能力検定公開試験
- 八 スペイン語技能検定
- 九 韓国語能力試験
- 十 日本語能力試験

(単位を認定する級、授業科目及び単位数等)

**第 3 条** 当該試験に合格した学生は、申請により、単位認定を受けることができる。単位を認定する級及び授業科目並びに認定できる単位数は、別表のとおりとする。

- 2 前項により与えることのできる単位数は、学則第 13 条の 5 第 1 項及び第 2 項並びに同第 13 条の 7 第 1 項及び第 2 項の規定により本学において修得したものとみなすことのできる単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。
- 3 単位は、福島大学単位認定規程(平成 17 年 2 月 17 日制定)に基づき、「N」で評価する。

(単位認定の申請期間)

**第 4 条** 単位の認定を申請する者は、所定の単位認定願に合格証明書等学修の成果を明らかにする書類を添えて次の期日までに提出しなければならない。

- 一 入学前の申請 入学前年度の 3 月 31 日まで(31 日が土・日・祝日の場合はその翌日とする)
- 二 入学後の申請  
申請時期が前期 8 月 1 日より 1 週間(1 日が土・日・祝日の場合はその翌日とする)  
申請時期が後期 1 月 10 日より 1 週間(10 日が土・日・祝日の場合はその翌日とする)

(単位の認定方法)

**第 5 条** 単位の認定可否は、当該言語の責任教員が判定する。

(単位の通知)

**第 6 条** 単位の認定結果は、成績通知書により通知する。

附 則

この要項は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度の入学に係る者から適用する。

**附 則**

この要項は、平成18年4月1日から施行し、平成17年度の入学に係る者から適用する。

**附 則**

この要項は、平成23年4月1日から施行し、平成17年度の入学に係る者から適用する。

**附 則**

この要項は、平成26年4月1日から施行し、平成17年度の入学に係る者から適用する。

**附 則**

この要項は、平成31年4月1日から施行し、平成17年度の入学に係る者から適用する。

別表

資格試験名	級	科目名	認定単位数
ドイツ語技能検定試験 (ドイツ語学文学振興会)	4級	初級・	4単位
	3級	中級	4単位
共通ヨーロッパ語学証明書 - ドイツ語 (欧州理事会文化協調会議教育委員会)	A1	初級・	4単位
	A2	中級	4単位
実用フランス語技能検定試験 (フランス語教育振興協会)	5級	初級	2単位
	4級	初級	2単位
	3級	中級	4単位
フランス文部省認定フランス語資格試験 DELF・DALF (DELF・DALF委員会)	A1	初級・	4単位
	A2	中級	4単位
中国語検定試験 (日本中国語検定協会)	準4級	初級	2単位
	4級	初級	2単位
	3級	中級	4単位
HSK漢語水準考試 (孔子学院総部/国家漢弁)	1級	初級	2単位
	2級	初級	2単位
	3級	中級	4単位
ロシア語能力検定公開試験 (東京ロシア語学院)	4級	初級・	4単位
	3級	中級	4単位
スペイン語技能検定 (日本スペイン協会)	6級	初級	2単位
	5級	初級	2単位
	4級	中級	4単位
韓国語能力試験 (韓国教育財団)	1級	初級	2単位
	2級	初級	2単位
	3級	中級	4単位
日本語能力試験(注2) (日本国際教育支援協会)	N1	日本語	2単位

A1 (Start Deutsch 1 または Fit in Deutsch 1)、 A2 (Start Deutsch 2)

- 注) 1 単位を認定された授業科目の級以下の授業についても合わせて単位を認定する。  
また、別表記載の資格試験の級より上位の級に合格したものについても、同様に単位を認定する。  
ただし、本学ですでに単位を修得した授業科目及び単位認定を受けた授業科目について、重ねて単位認定は行わない。
- 2 日本語は外国人留学生に限る。

# 簿記に係る技能審査の単位認定に関する要項

制定 平成25年 2月21日 教務協議会

(趣旨)

第1条 この要項は、福島大学学則（以下「学則」という。）第13条の6第3項及び第13条の7第4項の規定に基づき、簿記に係る技能審査の単位認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(単位を認定する技能審査)

第2条 経済経営学類における授業科目の履修とみなし、単位を認定する技能審査は、日本商工会議所簿記検定試験（1級又は2級）又は全国商業高等学校協会簿記実務検定試験（1級）とする。

(単位を認定する授業科目及び単位数等)

第3条 当該試験に合格した者（入学前の合格を含む）は、申請により単位認定を受けることができる。

2 前項により与えることのできる単位は、経済経営学類基礎科目の「企業と簿記会計Ⅰ」2単位、「企業と簿記会計Ⅱ」2単位とし、人間発達文化学類生及び行政政策学類生が対象となる場合には、それぞれ学群共通科目2単位、開放科目2単位として認定する。ただし、共生システム理工学類生が対象となる場合には、「企業と簿記会計Ⅱ」のみ開放科目2単位として認定する。

3 前2項により与えることのできる単位数は、学則第13条の5第1項及び第2項並びに同第13条の7第1項及び第2項の規定により本学において修得したものとみなすことのできる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 単位は、福島大学単位認定規程（平成17年2月17日制定）に基づき、「N」で評価する。

(単位認定の申請期間)

第4条 単位の認定を申請する者は、所定の単位認定願に各検定試験の合格証を添えて所定の期間内に経済経営学類担当窓口に提出しなければならない。

(単位の認定方法)

第5条 単位の認定可否は、経済経営学類教務委員が判定する。なお、検定試験合格を単位認定の要件とする。

(単位の通知)

第6条 単位の認定結果は、成績通知書により通知する。

附 則

1 この要項は、平成25年4月1日から施行する。

2 この要項に関しては、現代教養コースを除く平成25年度の入学及び平成27年度3年次編入学に係る者から適用する。

# 大学間相互単位互換に関する取扱規則

制定 平成 10 年 4 月 21 日

改正 平成 13 年 5 月 15 日 平成 14 年 3 月 5 日 平成 16 年 5 月 11 日 平成 16 年 9 月 21 日  
平成 17 年 4 月 1 日

## 第 1 章 総則

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、福島大学学則第 13 条の 5 第 3 項、第 13 条の 6 第 3 項及び第 37 条の 2 第 2 項の規定に基づき、他の大学、短期大学又は高等専門学校（以下「他の大学等」という。）における授業科目の履修及び特別聴講学生の取扱いについて、大学間相互単位互換を行う場合の必要な事項を定めるものとする。

(協議)

**第 2 条** 本学の学生が他の大学等における授業科目を履修及び当該他の大学等の学生が本学の授業科目を履修する場合、学類長は学長の承認を得て、あらかじめ当該他の大学等と次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

- 一 履修対象科目及び単位数
- 二 履修期間
- 三 対象となる学生数
- 四 単位の認定方法
- 五 検定料、入学料及び授業料
- 六 学生の身分
- 七 その他必要な事項

(共通教育委員会との協議)

**第 3 条** 学類長は、前条第 1 号に定める履修対象科目が次の各号のいずれかに該当する場合はあらかじめ共通教育委員会との協議を経るものとする。

- 一 他の大学等から呈示された授業科目を、本学の共通領域の科目として履修対象科目にする場合
- 二 本学の共通領域の科目を、他の大学等に履修対象科目として呈示する場合

## 第 2 章 他の大学等における授業科目の履修

(履修対象科目の位置付け)

**第 4 条** 学類教員会議は、他の大学等の履修対象科目を共通領域、専門領域又は自由選択領域の科目及び選択科目又は自由科目に位置付けるものとする。

(履修許可申請手続)

**第 5 条** 他の大学等で授業科目を履修しようとする者は、履修願（別紙様式）を学類長に提出しなければならない。

(受入れ依頼)

**第 6 条** 学類長は、前条の規定により他の大学等の授業科目の履修願を受理した学生について、選考の上、当該他の大学等へ受入れを依頼するものとする。

(履修の許可)

**第 7 条** 他の大学等において授業科目を履修することの許可は、当該他の大学等の承

認を得て学類長が行い、学長に報告するものとする。

(履修期間)

**第8条** 他の大学等の授業科目の履修を許可する期間は、1年以内とする。

(履修許可の取消し)

**第9条** 他の大学等の授業科目の履修を許可され履修中の者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該他の大学等との協議により履修許可を取り消すことがある。

- 一 成業の見込みがないと認められる場合
- 二 学生としての本分に反した場合
- 三 その他履修が困難と認められる事情が生じた場合

2 学類長は、前項の規定により他の大学等の授業科目の履修許可を取り消した場合、学長へ報告するものとする。

(単位の認定)

**第10条** 他の大学等において修得した単位の本学での認定は、当該他の大学等との協議に基づき交換する資料等により学類長が行うものとする。

2 学類長は、前項の結果を学長に報告するものとする。

(授業料の納付)

**第11条** 他の大学等の授業科目の履修を許可された者は、当該期間中においても本学で規定する授業料を納付しなければならない。

### 第3章 特別聴講学生

(受入れの許可)

**第12条** 特別聴講学生の受入れの許可は、学類教員会議の議を経て学類長が行い、学長に報告するものとする。

(受入れ許可の時期)

**第13条** 特別聴講学生の受入れ許可の時期は、原則として学年の始めとする。

(履修許可期間)

**第14条** 特別聴講学生の履修を許可する期間は、1年以内とする。

(成績の通知)

**第15条** 学類長は、特別聴講学生が履修した授業科目の成績を、当該学生が所属する他の大学等の学類長等へ通知するものとする。

(受入れの取消し)

**第16条** 特別聴講学生が履修期間中において本学の諸規程に違反した場合は、当該学生が所属する他の大学等と協議のうえ、受入れを取り消すことがある。

2 学類長は、前項の規定により特別聴講学生の受入れを取り消した場合、学長に報告するものとする。

(準用規定)

**第17条** この規則に定めるもののほか、特別聴講学生については、本学の諸規程のうち学生に関する規定を準用する。

### 第4章 補則

(規則の改正)

**第18条** この規則を改正しようとするときは、共通教育委員会及び学類教員会議の議を経なければならない。

**附 則**

この要項は、平成 10 年 4 月 21 日から施行する。

**附 則**

この要項は、平成 13 年 5 月 15 日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

**附 則**

この要項は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この要項は、平成 16 年 5 月 11 日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

**附 則**

- 1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 17 年 3 月 31 日から引き続き在学する者及び福島大学学則第 20 条から第 21 条の 2 の規定に基づき教育学部、行政社会学部又は経済学部に入学者については、改正後の第 3 条及び第 4 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

大学院

地域政策科学研究科  
学習案内

# I 地域政策科学研究科の概要

## 1. 本研究科の目的

大学院地域政策科学研究科は、本学行政政策学類の教育・研究の学際性、多様な研究領域の有機的統合による利点を活かし発展させて、地域の多様な政策的課題に対応した研究と教育を通して、時代の発展と地域社会の要請により一層高度なレベルで積極的に対応しうる人材の養成を目的としています。

なお、本研究科は、昼夜開講制を採り、一定数の社会人も受け入れる道を積極的に開き、社会人の専門的能力の一層の向上を図ることを通じて、地域社会の発展に寄与することを目指しています。

### (注) 大学院設置基準第 14 条に定める教育方法の特例による教育の実施について

大学院設置基準（文科省令）第 14 条では、「大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。」旨、規定されており、社会人等の就学に配慮がなされています。

本研究科では、大学院での履修を希望する社会人の期待に応えるべく、昼夜開講制を採り、原則として、夜間の 2 時限（18:00～19:30 及び 19:40～21:10）に設定された授業の履修によっても課程修了に必要な全単位（30 単位）を履修できるよう配慮しています。

## 2. 本研究科の概要・特色

(1) 本研究科は行政政策学類の教育・研究の学際的特徴を活かし、地域の社会的要請に対応しうる高度でユニークな大学院教育の達成を期するため「地域政策科学専攻」を設置しています。

本専攻では、地域社会に潜在し、あるいは顕在化している諸問題を把握し、政策課題として形成し、それらの具体的な政策課題について、政治・行政の諸過程における政策決定、政策の実施方策、政策評価等の政策過程を考究します。

これら一連の政策過程のうち、まず、政治・行政の諸過程における政策課題の考究については、変動しつつある地域行政の学問的課題に対応するため、政治学・行政学・憲法学・行政法学等のより高度な履修を通じ、基礎理論の修得を踏まえつつ、政治過程、行政過程、地方自治、公務員法制等の諸側面から多面的・具体的な考察を加えることを目的としています。

また、地域住民における自治意識の涵養が不可欠であることから、地域の歴史や社会教育に関する科目を配置するとともに、国際的視野からの地域把握のため、国際政治や国際法に関する科目を配置しています。

さらに、地域社会における諸問題の把握、政策課題の形成については、現在の全体社会の中における地域社会の位置と役割、その構造・変動・発展と地域住民生活に関する社会



学的認識の修得並びに前述の政治・行政の諸過程の考察を根底に置いています。その基盤の上に立って、社会計画＝地域計画の視点と社会調査に基づく実証研究を通じて、地域開発と環境、地域住民生活やその組織化、地域の福祉、地域社会におけるアメニティ、住民の生活文化、地域の伝統文化や文化財保護等に関する政策過程にかかわり、かつ、それを実施に移しうる専門的能力の養成を目的としています。

(2) 本専攻は、有機的関連をもった科目群からなる次の5つの履修分野によって構成されます。

① 地方行政

行政学・政治学の基礎理論及び地方自治体の行政を具体的な制度や実態に即しながら法的・政治的側面から研究する科目群

② 社会経済法

地域社会における社会的・経済的諸問題を法的側面から具体的に研究する科目群

③ 行政基礎法

地域の行政の基礎となっている法制度を理論的かつ具体的に研究する科目群

④ 社会計画

社会の基本構造及びそれに基づく地域社会の構造・問題把握を踏まえ、地域社会の再建、活性化に不可欠な社会計画について、特にそれを政策化する視点から研究する科目群

⑤ 地域文化

地域の生活を基礎とする地域社会の諸側面を、地域文化として総括する方法について研究するとともに、社会情報について理論的かつ実証的に研究する科目群

(3) 院生の具体的履修は、院生の研究計画に即して、各履修分野の指導教員の担当する演習に参加し、自分の研究テーマに関連する科目を履修しつつ、修士論文を作成することになります。

また、地域行政や政策立案に関するリアルな授業科目として、地域特別研究を配置し、複数の履修分野からなる教員の指導のもとで、特定の地域社会を対象とする現地調査等を実施し、当該地域社会の当面する課題の解決方途を具体的に研究します。

(4) 本研究科では、院生の体系的な履修を促進するために、平成24年度から、特定のテーマについて、「履修分野」を超えて重点的に学ぶ「政策課題プログラム」を導入しています。プログラムのテーマは年度によって異なります。

「政策課題プログラム」を履修するには、プログラム毎に指定された授業科目を10単位以上取得する必要があります。なお、「政策課題プログラム」の履修は任意であり、大学院修了要件ではありませんが、履修者には「プログラム修了証」が交付されます。

### 3. 本研究科のディプロマポリシー・カリキュラムポリシー

#### 【ディプロマポリシー】

本研究科は、学際性および政策科学性を有する教育課程を通じて、地域社会が提起する諸課題に対応できる理論と応用の研究能力を培い、地域社会の各分野で中核的役割を担う高度な専門性を備えた人材を養成する。

#### 1. 学際性・政策科学性

地域社会における諸問題に対して、学際的（法学、政治・行政学、社会学、文化諸科学）および政策科学的に考究する視点を身につけている。

#### 2. 理論性・応用性・実践性

学際的かつ政策科学の知識基盤の上に、地域の多様な政策課題に対応した、理論的・応用的かつ実践的な研究能力を備えている。

#### 3. 高度の専門性

時代の進展と地域社会の要請に応える高度な専門性を、自らの研究テーマに通じて身につけている。

#### 【カリキュラムポリシー】

本研究科では、2年以上在学し、研究指導教員の演習Ⅰ～Ⅳの計8単位を含め、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受け、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の審査及び最終試験に合格した者には、「修士（地域政策）」の学位を授与する。

本研究科のカリキュラムは、ディプロマポリシーに掲げた知識・能力を育むために以下のように構成されている。

#### (1)地域政策科学専攻

本研究科は行政政策学類の教育・研究の学際的特徴を活かし、地域の社会的要請に対応しうる高度でユニークな大学院教育の達成を期するため「地域政策科学専攻」を設置している。本専攻では、地域社会に潜在あるいは顕在化している諸問題を把握し、それを政策課題として形成し、それらの具体的な政策課題について、政治・行政の諸過程における政策決定、政策の実施方針の策定、政策評価等の諸過程を考究する。

#### (2)履修分野

本専攻は、有機的関連をもった科目群からなる次の5つの履修分野によって構成されている。

①地方行政：行政学・政治学の基礎理論及び地方自治体の行政を具体的な制度や実態に即しながら法的・政治的側面から研究する基礎的な科目群、およびこれを実践的に解決する応用的な科目群

②社会経済法：地域社会における社会的・経済的諸問題を法的側面から理論的に研究する基礎的な科目群、およびこれを実践的に解決する応用的な科目群

③行政基礎法：地域の行政の基礎となっている法制度およびその運用の実態を理論的な見地から探究する基礎的な科目群、およびこれを実践的に解決する応用的な科目群

④社会計画：社会の基本構造及びそれに基づく地域社会の構造・問題把握を踏まえ、地域社会の再建、活性化に不可欠な社会計画について、特にそれを政策化する視点から研究

する基礎的な科目群、およびこれを実践的に解決する応用的な科目群

⑤地域文化：地域の生活を基礎とする地域社会の諸側面を、地域文化として総括する方法について研究するとともに、社会情報について理論的かつ実証的に研究する基礎的な科目群、およびこれを実践的に解決する応用的な科目群

### (3)修士論文・地域特別研究

#### ①修士論文

具体的履修において院生は、自らの研究計画に即して、各履修分野の指導教員の担当する演習に参加し、自分の研究テーマに関連する科目を履修しつつ、修士論文を作成する。

#### ②地域特別研究

地域行政や政策立案に関するリアルな授業科目として、地域特別研究を配置し、複数の履修分野からなる教員の全員体制の指導のもとで、特定の地域社会を対象とする現地調査等を実施し、当該地域社会の当面する課題の解決方途を具体的に研究する。

### (4)政策課題プログラム

本研究科では、院生の体系的な履修を促進するために、平成 24 年度から、特定のテーマについて、「履修分野」を超えて重点的に学ぶ「政策課題プログラム」を導入している（平成 30 年度は開講未定）。「政策課題プログラム」は修士課程修了の要件ではないが、履修者には「プログラム修了証」が交付される。

### (5)昼夜開講制

本研究科では、昼夜開講制を採り、社会人を受け入れる道を積極的に開き、社会人の専門的能力の一層の向上を図ることを通じて、地域社会の発展に寄与することを目指している。そのため、夜間の 2 コマ分に設定された授業の履修によって修士課程修了に必要な全単位（30 単位）を履修できるよう配慮している。

### (6)長期履修制度

本研究科では、職業等に従事することにより時間的制約のある学生のために、「長期履修学生制度」を導入している。通常 2 年間の修士課程を 3 年または 4 年で修了する制度で、学費は 2 年分に抑えることができる。在職者や家庭の諸事情（育児、介護等）を抱える大学院生も、自分のペースで研究に取り組むことができる。

### (7)一年修了型カリキュラム

本研究科では、地域の特定課題に取り組む人材を応援するために、「一年修了型カリキュラム」を設置している（平成 30 年度は開講せず）。これまでの社会での活動・就労経験を活かして、大学院での研究につなげることができる。

## II 教育方法

### 1. 授業時間帯

	月～金曜日	土曜日
1時限	8:40～10:10	
2時限	10:20～11:50	
昼休み	11:50～13:00	
3時限	13:00～14:30	13:00～14:30
4時限	14:40～16:10	14:40～16:10
5時限	16:20～17:50	16:20～17:50
6時限	18:00～19:30	18:20～19:50
7時限	19:40～21:10	

### 2. 授業科目の履修方法

- (1) 修得すべき単位数は、後掲の「履修基準」のとおり、合計30単位以上を修得してください。
- (2) 研究指導教員（一名）の他、副研究指導教員（一名）を登録してもらいます。
- (3) 課程修了に際し、修士の学位論文に代え、本研究科の目的に即した特定課題についての研究成果をもって最終試験を受けることができます。

### 3. 学位の授与

本研究科に2年以上在学し、研究指導教員の演習Ⅰ～Ⅳの計8単位を含め、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受け、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の審査及び最終試験に合格した者には、修士（地域政策）の学位を授与します。

なお、最終試験は主査1名及び副査2名からなる審査委員が学位論文提出者に対して行います。また、最終試験は公開発表（審査委員以外の教員、院生を含めての発表及び質疑応答）にて行います。

### 4. 単位の認定について

本学の単位の認定は、各科目について次の5段階で評価し、A～Dを合格とします。A～Dの評価は、全学統一の点数基準ではなく、授業科目ごとの達成度を基準として決定されます。各科目の評価方法は、シラバスに明示されています。

	評価	基準
合格	A	きわめて優秀
	B	優秀
	C	望ましい水準に達している
	D	望ましい水準に達していないが、不合格ではない
不合格	F	不合格

**【単位認定上の注意事項】**

授業料を所定の期間に納入しなかった者（授業料全額免除者を除く）の履修する科目の単位認定は、授業料の納入が確認された後に行います。したがって、授業料未納によって除籍された者が当該年度（学期）に履修した科目は、単位認定されません。

**5. 成績発表について**

所定の期間（行事予定表で確認してください。）に発表します。LiveCampus 上で確認してください。

**6. 不服申立てについて**

交付された成績評価について不服がある場合には、セメスターごとに定められた期間内に不服申立てをすることができます。不服申立てをする場合は、教務担当窓口で不服申立書を受け取り必要事項を記入して、所定の期間内に教務課前のボックスに提出してください。この「不服申立て」に対しては当該授業科目の担当教員が個別に対応します。ただし、非常勤講師担当の授業科目にかかわる「不服申立て」については教務担当窓口で対応します。なお、成績に対する不服は、単に自分が期待した評価が得られなかったというだけでは、申し立てることはできません。「不服申立て」にあたっては、シラバスの成績評価基準による自己採点と得られた成績評価との間に明らかにギャップがあるなど、不服申し立てを行うに足る合理的な根拠を、授業担当者に明確に説明することが必要です。

**7. 再修得制度について**

「再修得制度」とは、D評価の既修得科目の再修得を認める制度です。これは、「望ましい水準」に達していない既修得科目について、院生の自主的な再受講を認めるものです。

この制度によりC以上の評価を取得した場合には、成績評価が上書きされることとなります。再修得を試みる回数について、制限はありません。ただし、以下の科目については、再修得はできません。

修士論文、特定課題研究、事前指導 1～2、演習 I～IV、副演習 I～IV、指導教員が履修を認めた学類専門科目、指導教員が履修を認めた他研究科の科目、地域特別研究 I～II、地域政策科学入門

## 8. 履修手続きについて

履修にあたっては、所定の期間に LiveCampus で履修登録するとともに、以下の（１）～（４）を教務課へ提出してください。

- （１）研究課題届**（１年次生及び最終年度以外の長期履修学生のみ提出）
  - ① 研究課題は、研究指導教員の指導を受け、記入してください。
  - ② 字数は 50 字以内におさめてください。
  - ③ 研究指導教員の確認印が必要です。
  
- （２）学位論文題目届**（２年次生（最終年度の長期履修学生を含む）のみ提出）
  - ① 学位論文題目は、研究指導教員の指導を受け、記入してください。
  - ② 研究指導教員の確認印が必要です。
  
- （３）他研究科授業科目履修申請書**（希望者のみ提出）
  - ① 研究指導教員の承諾印が必要です。また、授業科目担当教員の内諾が必要です。
  - ② 後掲の「福島大学大学院における他の研究科の授業科目の履修に関する申合せ」を参照してください。
  
- （４）行政政策学類専門科目履修申請書**（希望者のみ提出）
  - ① 研究指導教員の承諾印が必要です。また、授業科目担当教員の内諾が必要です。

## 9. 学内諸施設の利用について

### （１）院生研究室について

行政棟 6 階に 601 号室・602 号室・612 号室があります。

- ① 使用研究室の部屋割、室内の机の配置及び使用机は別に連絡します。
- ② 院生研究室のドアの鍵の貸出し手続きは新入生学内ガイダンスの際に説明します。
- ③ 院生研究室には書架が備え付けられています。使用する場所は院生間の話し合いにより決めてください。
- ④ 院生研究室の使用は、原則として月曜日から土曜日までの行政棟の開錠されている時間内（7：30～22：30）とします。なお、年末・年始や入学試験等の期間は入棟が制限されますので注意してください。期間については事前に掲示します。
- ⑤ ガスコンロ・ガスストーブの使用に当たっては十分注意し、退室する時は必ず消してください。
- ⑥ 備え付けの流し台には水以外のものを流さないようにしてください。
- ⑦ 火災・盗難等には十分注意し、室内の整理・整頓及び施錠を行ってください。

## (2) コピー機及び印刷機について

院生が利用できるコピー機及び印刷機は行政棟 6 階院生印刷室に設置してあります。入室する際はカードキーが必要です。

- ① コピー機を利用する場合はコピーカードが必要です。コピーカードは教務課で貸出します。貸出しの手続きについては新入生学内ガイダンスの際に説明します。貸出しの期間は在学期間中のみで、修了時に必ず返却してください。よって、保管には十分注意し、紛失のないようにしてください。万が一、紛失してしまった場合は、速やかに教務担当窓口へ報告してください。
- ② コピーカードは行政棟 6 階院生印刷室のコピー機のほかに、附属図書館のコピー機にも使用できます。
- ③ コピーカードによるコピー機の使用枚数は 1 人当たり年間 3,000 枚までです。
- ④ 故障の場合は、速やかに経済棟 2 階にある事務室（行政政策学類支援室）に連絡してください。
- ⑤ 室内のコピー用紙を持ち出さないでください。
- ⑥ 長時間にわたって、印刷機を独占使用しないでください。
- ⑦ 飲食・喫煙は厳禁です。

## (3) その他の施設について

- ① 附属図書館、総合情報処理センター、地域創造支援センターについては、学生便覧の該当する箇所を参照のうえ利用してください。
- ② その他の学内施設は、学類学生と同様に利用できるので、学生便覧等を参照のうえ、当該施設の担当窓口へ問い合わせしてから利用してください。

## 10. 各種手続き等に関する注意事項

### (1) 学生への連絡方法

教務に関する学生への通知や連絡事項は、院生専用の掲示板（行政棟 6 階 612 院生研究室前）及び LiveCampus（ライブキャンパス）に掲示します。掲示の見落とし、誤読は取り返しのつかない事態をまねきかねないので、自己の責任において、掲示は常に確認してください。

### (2) 願出、届出及び各種証明書の発行

休学等の手続きを要することが生じたときは、「学生便覧」掲載の規程を読み、また、教務課に相談するなど、十分承知してから手続きをとってください。

各種証明書の発行手続きは、自動発行機（学生便覧参照）又は教務課で交付を受けることができます。

### (3) 教務課の受付時間

教務担当窓口の受付時間は、下記の曜日・時間となっています。

月曜日～金曜日 9:00～12:30、13:30～20:30
--------------------------------

ただし、夏季・冬季・春季休業期間等の夜間受付時間（17:00～20:30）の窓口は、閉鎖となります。また、祝日、休日、大学一斉休業期間及び年末年始は、一切の業務を行いませんので、用件は事前に済ませておいてください。

※ 教務担当窓口にご用の際は、まず所属研究科・学年・お名前をお知らせください。

## 1 1. 教育職員免許状（専修）

本研究科において取得できる免許状は中学校教諭専修免許状（社会）、高等学校教諭専修免許状（地理歴史）及び高等学校教諭専修免許状（公民）です。取得希望者は「教育職員免許状《専修》取得希望届」を受講届の提出期間中に提出してください。また、取得に当たっての履修方法等は新入生学内ガイダンスで説明します。

### （1）中学校教諭専修免許状（社会）について

既に、中学校教諭一種免許状（社会）を有している者は、本研究科において、教育職員免許状及び同施行規則に定める所定の単位を修得すれば、中学校教諭専修免許状（社会）を取得することができます。

### （2）高等学校教諭専修免許状について

既に、高等学校教諭一種免許状（社会）、高等学校教諭一種免許状（地理歴史）、高等学校教諭一種免許状（公民）を有している者は、本研究科において、教育職員免許状及び同施行規則に定める所定の単位を修得すれば、それぞれ高等学校教諭専修免許状（地理歴史）、高等学校教諭専修免許状（公民）を取得することができます。



## 1 2. 授業科目担当者及び履修基準

### (1) 授業科目及び担当者一覧（研究科規程別表1）

※年度によっては、教員の都合等により開講されない場合があります。

※開講する科目については、年度始めにお知らせします。

履修分野	演習、学位論文 及び単位数	履修 年次	担当教員	授業科目及び単位数	履修 年次	担当教員	備考
地方 行政	地方行政演習（Ⅰ）	2	1	「地方行政」 担当の*印の ついた全教員	国家と行政 1 2	1・2	* 西田奈保子
	地方行政演習（Ⅱ）	2	1		国家と行政 2 2	1・2	* 荒木田 岳
	地方行政演習（Ⅲ）	2	2		地域社会と行政 2	1・2	
	地方行政演習（Ⅳ）	2	2		社会と政治 1 2	1・2	* 中川伸二
	学 位 論 文	6	2		社会と政治 2 2	1・2	
					比 較 政 治 2	1・2	* 大黒太郎
					国際社会と政治 2	1・2	* 黒崎 輝
					地域社会と政治 2	1・2	* 功刀俊洋
					地域社会と法 1 2	1・2	* 垣見隆禎
					地域社会と法 2 2	1・2	
				地域社会と法 3 2	1・2	* 中井勝己	
				地方行政特殊研究 2	1・2		
社 会 経 済 法	社会経済法演習（Ⅰ）	2	1	「社会経済法」 担当の*印の ついた全教員	社 会 と 法 2	1・2	* 塩谷弘康
	社会経済法演習（Ⅱ）	2	1		労働・社会保障と法 2	1・2	* 長谷川珠子
	社会経済法演習（Ⅲ）	2	2		企 業 と 法 1	1・2	
	社会経済法演習（Ⅳ）	2	2		企 業 と 法 2 2	1・2	* 福島雄一
	学 位 論 文	6	2		経 済 と 法 2	1・2	
				社会経済法特殊研究 2	1・2		
行 政 基 礎 法	行政基礎法演習（Ⅰ）	2	1	「行政基礎法」 担当の*印の ついた全教員	国 家 と 法 1 2	1・2	* 阪本尚文
	行政基礎法演習（Ⅱ）	2	1		国 家 と 法 2 2	1・2	* 金井光生
	行政基礎法演習（Ⅲ）	2	2		国 家 と 法 3 2	1・2	* 清水晶紀
	行政基礎法演習（Ⅳ）	2	2		国 家 と 法 4 2	1・2	上床 悠
	学 位 論 文	6	2		市 民 と 法 1 2	1・2	* 富田 哲
					市 民 と 法 2 2	1・2	* 中里 真
					市 民 と 法 3 2	1・2	* 山崎暁彦
					紛争処理科学と法 2	1・2	* 金 炳学
					地域社会と刑事法 2	1・2	* 高橋有紀
					国際社会と法 1 2	1・2	* 鈴木めぐみ
				国際社会と法 2 2	1・2		
				行政基礎法特殊研究 2	1・2		

履修分野	演習、学位論文 及び単位数	履修年次	担当教員	授業科目及び単位数	履修年次	担当教員	備考		
社会計画	社会計画演習（Ⅰ）	2	1	「社会計画」 担当の*印 の ついた全教 員	地域社会と社会計画2	2	1・2	* 岩崎由美子	
	社会計画演習（Ⅱ）	2	1		地域社会と環境Ⅰ	2	1・2	* 西崎伸子	
	社会計画演習（Ⅲ）	2	2		地域社会と環境Ⅱ	2	1・2	* 西崎伸子	教職のみ
	社会計画演習（Ⅳ）	2	2		地域社会と社会福祉Ⅰ	2	1・2		
	学位論文	6	2		地域社会と社会福祉Ⅱ	2	1・2	* 鈴木典夫	
					地域社会と社会調査	2	1・2	* 今西一男	
					社会と生活	2	1・2		
					社会と社会科学	2	1・2		
					社会の基礎理論	2	1・2	* 加藤眞義	
					社会の構造と階層	2	1・2		
					地域社会総論	2	1・2	* 川端浩平	
					地域社会とコミュニケーション	2	1・2	* 新藤雄介	
					地域社会とスポーツ	2	1・2		
					地域社会と社会心理	2	1・2		
				社会計画特殊研究	2	1・2			
地域文化	地域文化演習（Ⅰ）	2	1	「地域文化」 担当の*印 の ついた全教 員	地域社会と歴史ⅠⅠ	2	1・2	* 徳竹剛	
	地域文化演習（Ⅱ）	2	1		地域社会と歴史ⅠⅡ	2	1・2	* 徳竹剛	教職のみ
	地域文化演習（Ⅲ）	2	2		地域社会と歴史ⅡⅠ	2	1・2	* 阿部浩一	
	地域文化演習（Ⅳ）	2	2		地域社会と歴史ⅡⅡ	2	1・2	* 阿部浩一	教職のみ
	学位論文	6	2		地域社会と歴史ⅢⅠ	2	1・2	* 菊地芳朗	
					地域社会と歴史ⅢⅡ	2	1・2	* 菊地芳朗	教職のみ
					地域社会とジェンダー	2	1・2	* 高橋準	
					地域社会と教育Ⅰ	2	1・2	* 浅野かおる	
					地域社会と教育Ⅱ	2	1・2		
					社会と情報Ⅰ	2	1・2	* 佐々木康文	
					スポーツと文化	2	1・2		
					国際社会の言語と文化Ⅰ	2	1・2	* 坂本恵	
					国際社会の言語と文化Ⅱ	2	1・2	* 村上雄一	
					国際社会の言語と文化Ⅲ	2	1・2	* 久我 和巳	
					国際社会の言語と文化Ⅳ	2	1・2	* 後藤史子	
					国際社会の言語と文化Ⅴ	2	1・2		
					国際社会の言語と文化Ⅵ	2	1・2	* 田村奈保子	
				国際社会の言語と文化Ⅶ	2	1・2			
				国際社会の言語と文化Ⅷ	2	1・2	* 照沼かほる		
				国際社会の言語と文化Ⅸ	2	1・2			
				地域文化特殊研究	2	1・2			
共通科目					地域特別研究（Ⅰ）	2	1・2	全 教 員	
					地域特別研究（Ⅱ）	2	1・2		
					地域政策科学入門	2	1		
全分野	副演習（Ⅰ）	2	1	*印のつ いた 全教 員					
	副演習（Ⅱ）	2	1						
	副演習（Ⅲ）	2	2						
	副演習（Ⅳ）	2	2						
一年修了型	特定課題研究	6	1	全教員	事前指導Ⅰ	2	1	研究指導教員	
					事前指導Ⅱ	2	1	副研究指導教員	

※備考欄に「教職のみ」とあるものは教職修得希望者（専修免許状）として登録した者のみ受講可

※「一年修了型」の欄に記載の科目は一年修了型適用者として認められた者のみ受講可

(2) 履修基準 (研究科規程別表2)

履 修 基 準

区分	基準	分類	修了要件単位数
必修	履修分野の演習 I-IV	必修	8
	学位論文 (またはそれに替わるもの)	必修	6
基盤科目	基礎的な科目群から 1 科目以上	選択必修・自由	2
選択必修	履修分野の授業科目から 1 科目	選択必修	2
応用科目	応用的な科目群から 1 科目以上	選択必修・自由	2
自由科目	その他すべてから 5 科目以上	自由	10
計			30

◆但し、一年修了型の履修基準は下表のとおりとする。

区分	基準	分類	修了要件単位数
必修	履修分野の演習 I-II	必修	4
	副演習 I-II	必修	4
	特定課題研究	必修	6
基盤科目	基礎的な科目群から 1 科目以上	選択必修・自由	2
選択必修	履修分野の授業科目から 1 科目	選択必修	2
応用科目	応用的な科目群から 1 科目以上 (特定課題研究報告書提出のため)	選択必修・自由 (必修)	2 (4)
自由科目	その他すべてから 5 科目以上	自由	10
計			30+(4)

【備考】

- ① 基盤科目とは、地域政策科学入門・行政政策学類専門科目 (研究指導教員が認めた場合)・事前指導 (一年修了型適用者のみ) をいう。研究指導教員が認めた場合、基盤科目は自由科目で代替することが出来る。
- ② 行政政策学類専門科目を修了要件に含める場合は上限を 4 単位とする。
- ③ 応用科目とは、地域特別研究・副演習・特殊研究 (一年修了型適用者のみ) をいう。
- ④ 基盤科目及び応用科目で、修了要件単位数を超えて修得した単位は、自由科目に読み替える。
- ⑤ 「自由」とは自由科目として修了要件単位数にカウントされることを示す。

【一年修了型の特例事項】

- ① 副演習の I、II で、演習Ⅲ、Ⅳに替える。学位論文は特定課題研究で替える。
- ② 特定課題研究の報告書等の提出には、応用科目の修了要件として必要な 2 単位とは別に、応用科目 4 単位分の受講を前提とする。この 4 単位分は修了要件の単位数には含めることができない。

### (3) 他の研究科で修得した単位の履修基準上の取扱い

後掲の「福島大学大学院における他の研究科の授業科目の履修に関する申合せ」により履修し、修得した単位は、研究科規程別表2に定める履修基準中の自由科目の区分の単位数に含めるものとします。

## 1.3. 長期履修学生制度について

### (1) 長期履修学生制度とは

職業等に従事することにより時間的制約のある学生のために、標準修業年限を超えた期間（「長期履修期間」という）で計画的に教育課程を履修し、修了できるという制度です。長期履修学生となった者は、通常の修業年限（2年間）において支払うべき授業料の総額を、あらかじめ認められた長期履修期間（3年又は4年間）で分割した額をそれぞれの年度に支払うこととなります。例えば、これまでは修学意欲があるにもかかわらず、仕事等の都合により通常の修業年限の2年間で単位を修得できない、または、時間的制約があり通常の修業年限内では修士論文が作成できないといった理由で、1年間留年した場合、3年間の授業料を支払わなければなりませんでしたが、長期履修学生としてあらかじめ認められれば、3年間を一般学生が2年間で支払う授業料で修学することができます。この点が長期履修学生制度のメリットといえます。

### (2) 資格要件

この制度は、有職者の学習支援方策であるため、資格要件として職業等を有していることが必要です。具体的な職業の範囲は、定職（主婦（夫）業、家事労働に主に従事していることを含む）に就いていることとなっています。

### (3) 手続き

長期履修学生となるには、申請書及び在職等証明書を研究科長に提出し、許可を得なければなりません。また、この手続きは適用前年度に行わなければなりませんので、2年次生から長期履修学生となることを希望する場合は、後掲の「福島大学大学院長期履修学生に関する取扱規則」を熟読のうえ、掲示の指示により、所定の期日までに申請してください。

### (4) 長期履修期間

長期履修期間は、3年または4年の選択ができます。各自の勤務状況等を考慮し、計画的に履修できるように決定してください。なお、長期履修期間の変更（3年間又は4年間からの短縮、3年間から4年間への延長）は、相応の理由があるときに限り、1回のみ認められます。但し、新規で2年次生から長期履修学生となることを希望する場合に認められる長期履修期間は2年次から2年間です。

(5) 年間履修登録単位数の制限  
地域政策科学研究科においては、実施しません。

(6) その他

①在学年限は一般学生と同様に4年間です。

留年期間の授業料は、一般学生と同額を納めることとなります。

②入学前に申請し、許可された学生は、最長で4年間の長期履修が許可されます。

この場合においても原則として在学年限は4年間ですが、特別な事情があるときに限り、特例として、さらに1年間の在学が認められます。

③特別な事情とは以下のとおりです。

◇4年目（最終年度）の1月に入り、修士論文提出期限までの間に本人の責任ではない突発的な事故等（意識不明の病気など）により、物理的に提出が困難な場合に限るものとします。

◇これは真に例外的な措置であり、最終年度提出期間間際において修士論文が審査に通りそうもない状態のものを救済するものではありません。

#### 14. 一年修了型について

優れた業績を上げたと認められる場合、1年で修了を認めることがあります（福島大学大学院学則第25条但書）。詳細については、教務課にてお尋ねください。

### Ⅲ 関係規程等

※ 福島大学大学院学則及び福島大学学位規程は学生便覧を参照のこと。

#### 福島大学大学院地域政策科学研究科規程

制 定 平成5年3月26日

(趣 旨)

第1条 福島大学大学院地域政策科学研究科（以下「研究科」という。）学生の履修等に関する事項は、福島大学大学院学則（昭和51年5月25日制定。以下「学則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(目 的)

第2条 研究科は、学際的かつ政策科学的な教育課程を通じて、地域社会が提起する諸課題に対応できる理論と応用の研究能力を高めつつ、地域社会の各分野で中核的役割を担う高度な専門性を備えた人材を養成することを目的とする。

(入学者の選考)

第3条 学則第13条に規定する入学者の選考は、学力試験等の結果に基づき、研究科委員会の議を経て研究科長が行う。

(研究指導教員)

第4条 学生には、研究指導教員及び副研究指導教員を定める。

2 研究指導教員及び副研究指導教員の決定は、研究科委員会が行う。

(授業の方法)

第4条の2 授業の方法は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又は、これらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(履修方法)

第5条 学生は、別表1に定める開設授業科目のうちから、別表2に定める履修基準により履修しなければならない。

2 研究指導教員が必要と認めたときは、学則第22条及び学則第23条の規定により他の研究科の授業科目及び他の大学院の授業科目を履修することができる。この場合において、修得した単位は、合わせて10単位を越えない範囲で前項に規定する履修基準に基づく単位数に含めることができる。

3 学生が、学則23条の3の規定により修得した単位については、前項の規定により修得した単位とは別に、10単位を越えない範囲で研究科において修得したものとみなし、第1項に規定する履修基準に基づく単位数に含めることができる。

4 研究指導教員が必要と認めたときは、研究科の基礎となる学類の授業科目を履修することができる。

(履修計画)

第6条 学生は、入学後、所定の期間内に研究指導教員の指導を受けて、あらかじめ研究課題を定めなければならない。

2 学生は、前項に規定するもののほか、研究指導教員の指導を受けて、履修する授業科目を定め、所定の様式により指定の期日までに届け出なければならない。

(教育方法の特例)

第7条 研究科における授業及び研究指導は、研究科委員会が特に必要と認める場合に限り、夜間その他特定の時間又は時期に行うことができる。

(試験)

第8条 授業科目の試験は、学期末又は学年末に行う。ただし、授業科目によっては研究報告等により試験に代えることができる。

2 病気その他やむを得ない理由により前項に規定する試験を受けることができなかつた学生については、追試験を行うことができる。

(成績)

第9条 試験又は研究報告等の成績は、A、B、C、D及びFの5段階に評価し、A、B、C及びDを合格、Fを不合格とする。

(学位論文等)

第10条 学位論文又は特定の課題についての研究の成果（以下「学位論文等」という。）は、研究指導教員の指導を受けて、指定の期間内に提出しなければならない。

(最終試験)

第11条 最終試験は、修士課程の修了に必要な単位の授業科目を履修中で、かつ、学位論文等を提出した者について口述又は筆記により行う。

2 最終試験の評価は、合格又は不合格とする。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、学生の履修等に関し、必要な事項は、研究科委員会において定める。

第13条 この規程を改正しようとするときは、研究科委員会の議を経なければならない。

附則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成6年2月1日から施行する。

附則

1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。

2 平成7年3月31日から引き続き在学する者に係る開設授業科目、単位数及び履修方法の基準は、この規程による改正後の福島大学大学院地域政策科学研究科規程にかかわらず、なお従前の例による。ただし、平成6年度以前に入学した者を対象に平成7年度から応用的授業科目として開設する共通科目の「特殊研究」は、選択必修又は自由選択の単位として履修し、修了に必要な単位に含めることができる。

## 附 則

この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

1 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 15 年度以前に入学した者に係る開設授業科目、単位数及び履修方法の基準は、この規程による改正後の福島大学大学院地域政策科学研究科規程にかかわらず、なお、従前の例による。

## 附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この規定は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 20 年度以前に入学した者に係る開設授業科目、単位数及び履修方法の基準は、この規程による改正後の福島大学大学院地域政策科学研究科規程にかかわらず、なお、従前の例による。

## 附 則

1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程による改正後の福島大学大学院地域政策科学研究科規程第 9 条の規程は、平成 23 年度入学生から適用し、平成 23 年 3 月 31 日から引き続き在学する者にあつては、なお、従前の例による。

## 附 則

1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程による改正後の福島大学大学院地域政策科学研究科規程別表 1 の規程は、平成 28 年度入学生から適用し、平成 28 年 3 月 31 日から引き続き在学する者にあつては、なお、従前の例による。



## 福島大学大学院における他の研究科の授業科目の履修に関する申合せ

### (趣 旨)

- 1 福島大学大学院における他の研究科の授業科目の履修については、福島大学大学院学則第2条並びに福島大学大学院人間発達文化研究科規程第9条第2項、福島大学大学院地域政策科学研究科規程第5条第2項、福島大学大学院経済学研究科規程第7条第3項及び第8条並びに福島大学大学院共生システム理工学研究科規程第7条第2項に定めるもののほか、この申合せの定めるところによる。

(他研究科の授業科目の履修及び許可)

- 2 研究指導教員の指導に基づき、他の研究科の授業科目を履修しようとする学生は、あらかじめ授業科目担当教員の内諾を得て、自己の所属する研究科長に申請するものとする。
- (2) 前項の申請を受けた研究科長は、当該他の研究科長と協議の上、履修を許可することがある。

(履修することができる他研究科の授業科目)

- 3 学生が履修することができる他の研究科の授業科目は、当該年度に開講される授業科目とする。ただし、次の授業科目を除くものとする。

- ① 人間発達文化研究科にあつては課題研究、専門演習及び実践研究関連科目
- ② 地域政策科学研究科にあつては演習、副演習、地域特別研究、地域政策科学入門、事前指導、特定課題研究
- ③ 経済学研究科にあつては演習、論文特別演習、研究入門演習、実践演習、特定課題演習、研究演習、研究特別演習
- ④ 共生システム理工学研究科にあつては、修士論文研究、地域実践研究及び博士後期課程の授業科目

### (履修基準)

- 4 他の研究科で履修した単位は、各研究科で別に定めるところにより、修了に必要な単位に含めることができる。

附 則

この申合せは、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1. この申合せは、平成21年4月1日から施行する。
2. 平成21年3月31日から引き続き在学する者に係る1及び3の規定は、この申合せによる改正後の福島大学大学院における他の研究科の授業科目の履修に関する申合せにかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

3. この申合せは、平成22年4月1日から施行する。

## 他の研究科で修得した単位の履修基準上の取扱い

- 1 「福島大学大学院における他の研究科の授業科目の履修に関する申合せ」により履修し修得した単位は、地域政策科学研究科規程別表2に定める履修基準中の自由選択の区分の単位数に含めるものとする。
- 2 この取扱いは、平成6年4月1日から施行する。

## 福島大学大学院長期履修学生に関する取扱規則

制 定 平成15年2月18日

改正 平成16年4月1日 平成17年4月1日 平成20年3月18日 平成22年3月16日  
平成24年6月19日 平成24年9月4日

(趣旨)

**第1条** この規則は、福島大学大学院学則第23条の4第2項の規定に基づき、長期履修学生に関し必要な事項を定める。

(資格)

**第2条** 本学に、長期履修学生として申請することができる者は、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する者とする。ただし、最終年次に在籍する者は、申請できない。

(申請手続)

**第3条** 長期履修学生を希望する者は、長期履修開始前の所定の期日までに、次の各号に掲げる書類を添え、当該研究科長に願い出なければならない。

- 一 長期履修申請書(別紙様式1)
- 二 在職等証明書(別紙様式2-1、2-2)

(許可)

**第4条** 長期履修学生の可否については、当該研究科の審査委員会で審査し、研究科委員会の議により決定し、研究科長が許可する。

(長期履修期間)

**第5条** 長期履修学生として、標準修業年限を超えて一定期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認められる期間(以下「長期履修期間」という。)は1年単位とし、次の各号に掲げるとおりとする。なお、長期履修期間の開始は、学年の初めとする。

- 一 入学時から希望する者 修士課程及び博士前期課程にあつては4年以内、博士後期課程にあつては6年以内
- 二 在学途中から希望する者 標準修業年限のうち未修業年限の2倍に相当する年数以内

(在学年限の特例)

**第6条** 前条第1号に規定する者のうち、当該研究科委員会において特別の事情があると認められた場合に限り、4年の長期履修期間を認められた者は在学年限を5年、6年の長期履修期間を認められた者は在学年限を7年とすることができる。

(延長及び短縮)

**第7条** 許可された長期履修期間の延長又は短縮は1回を限度とし、希望する者は、新たに修了を希望する年度の前年度の2月末日(秋期入学者は8月末日)までに、長期履修期間変更願(別紙様式3)を添え、当該研究科長に願い出なければならない。ただし、長期履修期間最終年次に在籍する者の願い出は認めないものとする。

2 前項にかかる審査は、当該研究科の審査委員会で審査し、研究科委員会の議により決定し、研究科長が許可する。

(資格の喪失)

**第8条** 長期履修学生としての資格を喪失した場合は、すみやかにその旨を当該研究科長

に申し出なければならない。

(改正)

**第9条** この規則を改正しようとするときは、教育企画委員会で審議しなければならない。

(雑則)

**第10条** この規則に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、当該研究科委員会において定める。

**附 則**

この規則は、平成15年2月18日から施行し、平成14年度入学者から適用する。

(中略)

**附 則**

この規則は、平成24年9月4日から施行する。

## 学位論文審査に関する評価基準について（申合せ）

平成25年11月13日

### 1. 問題意識

当該研究テーマにつき、その学問的意義・社会的意義が明示されているか。

### 2. 先行研究の到達点の把握

学説史や近年の研究動向を踏まえ、先行研究の到達点を的確に把握しているか。

### 3. 研究方法

当該研究テーマに相応しい研究方法を採用しているか。また、これに適した資料等を利用し、当該研究領域に即した引用方法を用いているか。

### 4. 論文構成

問題設定に基づいて一貫した論述がなされ、明確に結論が導かれるなど、学術論文としての体裁が整っているか。

### 5. 独創性

従来の研究に対して、当該研究が研究方法や結論等でオリジナリティを有していると認められるか。

# 学位論文作成要領

## 1 学位論文の内容

学位論文（以下「論文」という。）は、大学院における研究の集大成的な業績であり、先行研究の到達点を押さえているだけでなく、研究の発展に寄与するところをもっていること。

## 2 論文の様式

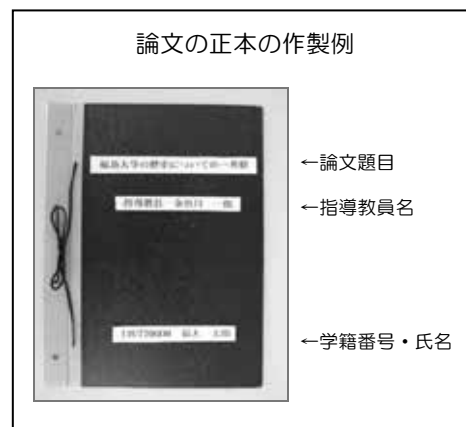
- (1) 横書きを原則とする。
- (2) 原稿用紙を用いる場合は、A4判400字詰横書用紙で作成する。
- (3) ワードプロ又はパソコンを用いる場合は、A4判横書（40字×30行）で罫線のない用紙で作成する。
- (4) 各ページにページ数をいれる。
- (5) 様式については、研究指導教員の承諾を得ればこの限りでない。

## 3 論文の提出

- (1) 論文を提出できる者は、所定の授業科目について30単位以上を修得した者又は修得見込みの者とする。
- (2) 論文の審査を受けようとする者は、学位論文等審査願に論文及びその要旨を添え、教務課に提出する。
- (3) 学位論文等審査願は、所定の用紙に研究指導教員の承認を得たうえで提出する。
- (4) 論文の提出部数は、正本1部と、それをコピーした副本4部の計5部とし、それぞれにその要旨（A4判横書1,000字程度、ワードプロ可）を添付し、表紙には、学位論文題目、研究指導教員名、学籍番号、氏名を記載する。
- (5) 論文の正本には、厚手の表紙（黒表紙が望ましい）を使用する。
- (6) 提出期限は、修了予定年度の1月20日（土曜日のときは翌々日、日曜日又は祝日のときは翌日）とする。ただし、9月修了予定者は、7月10日（土曜日のときは翌々日、日曜日又は祝日のときは翌日）とする。

## 4 論文の保管

- (1) 審査に合格した論文及びその要旨は、附属図書館で保管する。
- (2) 保管する論文及びその要旨は、指定された期日までに教務課に提出する。



## 特定課題研究報告書作成要領

### 1 特定課題研究の内容

特定課題研究（以下「研究」という。）は、大学院における調査・研究の集大成的な業績であり、調査対象分野の実態を反映させるものであるとともに、先行研究を踏まえた緻密な分析が為されており、地域のニーズに対応した一定の方向性を提示するものでなければならない。

### 2 報告書の様式

- (1) 横書きを原則とする。
- (2) 原稿用紙を用いる場合は、A4判400字詰横書用紙で作成する。
- (3) ワープロ又はパソコンを用いる場合は、A4判横書（40字×30行）で罫線のない用紙で作成する。
- (4) 各ページにページ数をいれる。
- (5) 様式については、研究指導教員の承諾を得ればこの限りでない。

### 3 報告書の提出

- (1) 報告書を提出できる者は、一年修了型の適用を受けた者とする。
- (2) 研究の審査を受けようとする者は、学位論文等審査願に研究及びその要旨を添え、教務課に提出する。
- (3) 学位論文等審査願は、所定の用紙に研究指導教員及び副研究指導教員の承認を得たうえで提出する。
- (4) 報告書の提出部数は、正本1部と、それをコピーした副本4部の計5部とし、それぞれにその要旨（A4判横書1,000字程度、ワープロ可）を添付し、表紙には、研究題目、研究指導教員名、副研究指導教員名、学籍番号、氏名を記載する。
- (5) 報告書の正本には、厚手の表紙（黒表紙が望ましい）を使用する。
- (6) 提出期限は、修了予定年度の1月20日（土曜日のときは翌々日、日曜日又は祝日のときは翌日）とする。ただし、9月修了予定者は、7月10日（土曜日のときは翌々日、日曜日又は祝日のときは翌日）とする。

### 4 報告書の保管

- (1) 審査に合格した報告書及びその要旨は、附属図書館で保管する。
- (2) 保管する報告書及びその要旨は、指定された期日までに教務課に提出する。

## 「修士論文概要集」の作成について

地域政策科学研究科では、本研究科における教育・研究の成果を地域社会に還元することなどを目的として、「修士論文概要集」を作成しています。修士論文または特定課題研究（一年修了型適用者のみ）を提出する者は、「学位論文要旨」または「特定課題研究要旨」とは別に、「修士論文概要集」に掲載する修士論文サマリーを提出してください。

1. 「修士論文概要集」は、9月修了者と3月修了者の修士論文サマリーを合わせて、各年度に1号を発行します。
2. 院生自治会と大学院委員会から選出された編集委員が、「修士論文概要集」の編集責任に当たります。
3. 「修士論文概要集」の執筆要領、提出期限などは、別に定め、該当者に通知します。
4. 「修士論文概要集」に掲載した修士論文サマリーは、原則として福島大学学術リポジトリにも登録させていただきます。サマリー提出の際に、別途配布する許諾書に記入の上、編集委員に提出してください（リポジトリへの登録を拒否することも可能です）。

**その他**

(学類生及び院生共通)

- 海外の大学への学生派遣（留学）について
- 行政社会学会について

## 海外の大学への学生派遣（留学）について

本学では大学間交流協定に基づき海外の48大学と学術交流協定を締結しています。また、以下の33大学と学生交流協定を締結しており、交換留学をはじめとした学生の派遣・受入れによる交流を行っています。以下の海外協定大学への交換留学を希望する学生は以下により応募してください。

「留学」というと不安を感じる方もいるかもしれません。また、生活費はどれくらいかかるのか、語学力はどの程度必要なのか、などの疑問がある方もいるかと思えます。これらの疑問については、春と秋に開催する「留学フェア」にて詳しく説明します。また、国際交流センターで留学に関する相談をいつでも受け付けています。

### ◇学生交流協定締結大学 18カ国・地域33大学 ※1

国名・地域	協定先	URL
中国	華東師範大学	<a href="http://www.ecnu.edu.cn/">http://www.ecnu.edu.cn/</a>
	河北大学	<a href="http://www.hbu.edu.cn/">http://www.hbu.edu.cn/</a>
	重慶理工大学	<a href="http://english.cqut.edu.cn/">http://english.cqut.edu.cn/</a>
韓国	韓国外国語大学校	<a href="http://foreign.hufs.ac.kr/foreign/jap/index.jsp">http://foreign.hufs.ac.kr/foreign/jap/index.jsp</a> <a href="http://international.hufs.ac.kr">http://international.hufs.ac.kr</a> （留学生用）
	ソウル市立大学校	<a href="http://english.uos.ac.kr/">http://english.uos.ac.kr/</a>
	中央大学	<a href="http://neweng.cau.ac.kr/01_about/welcome01.php">http://neweng.cau.ac.kr/01_about/welcome01.php</a>
台湾	文藻外語大学	<a href="http://www.wzu.edu.tw/">http://www.wzu.edu.tw/</a>
フィリピン	アテネオ・デ・マニラ大学	<a href="http://www.ateneo.edu/">http://www.ateneo.edu/</a>
ベトナム	ベトナム国家大学ハノイ人文社会科学大学	<a href="http://www.ussh.edu.vn/">http://www.ussh.edu.vn/</a>
	トゥイロイ大学	<a href="http://en.tlu.edu.vn/">http://en.tlu.edu.vn/</a>
オーストラリア	クィーンズランド大学	<a href="http://www.uq.edu.au/">http://www.uq.edu.au/</a>
アメリカ合衆国	ニューヨーク州立大学アルバニー校	<a href="http://www.albany.edu/">http://www.albany.edu/</a>
	コロラド州立大学	<a href="http://www.colostate.edu/">http://www.colostate.edu/</a>
	オザークス大学	<a href="http://www.ozarks.edu/">http://www.ozarks.edu/</a>
	サンフランシスコ州立大学	<a href="http://www.sfsu.edu/">http://www.sfsu.edu/</a>
英国	グラスゴー大学	<a href="https://www.gla.ac.uk/">https://www.gla.ac.uk/</a>
	ノーサンブリア大学	<a href="https://www.northumbria.ac.uk/">https://www.northumbria.ac.uk/</a>
ドイツ	ルール大学ボーフム	<a href="http://www.ruhr-uni-bochum.de/index_en.htm">http://www.ruhr-uni-bochum.de/index_en.htm</a>
	ハノーファー大学	<a href="https://www.uni-hannover.de/en">https://www.uni-hannover.de/en</a>
	ルードヴィヒスハーフェン経済大学	<a href="http://www.hs-lu.de/en.html">http://www.hs-lu.de/en.html</a>
オランダ	ハンザUAS・フローニンゲン大学	<a href="https://www.hanze.nl/nld">https://www.hanze.nl/nld</a>
スペイン	サラゴサ大学	<a href="https://www.unizar.es/">https://www.unizar.es/</a>
セルビア	ベオグラード大学	<a href="http://www.bg.ac.rs/en/">http://www.bg.ac.rs/en/</a>
ルーマニア	ブカレスト大学	<a href="http://www.unibuc.ro/e/">http://www.unibuc.ro/e/</a>
ハンガリー	カーロリ・ガーシュパール・カルビン派大学	<a href="http://www.kre.hu/english/">http://www.kre.hu/english/</a>
スロベニア	リュブリャナ大学	<a href="http://www.uni-lj.si/">http://www.uni-lj.si/</a>
ベラルーシ	ベラルーシ国立大学	<a href="http://www.bs.u.by/">http://www.bs.u.by/</a>
ロシア	極東国立交通大学	<a href="http://en.dvgups.ru/">http://en.dvgups.ru/</a>
トルコ	アンカラ大学	<a href="http://www.ankara.edu.tr/">http://www.ankara.edu.tr/</a>
	中東工科大学	<a href="http://www.metu.edu.tr/">http://www.metu.edu.tr/</a>
	エーゲ大学	<a href="http://www.ege.edu.tr/">http://www.ege.edu.tr/</a>

※1 学生交流協定を締結している大学については、留学先大学への入学料、検定料、授業料の納入は免除されます。ただし、留学期間中、福島大学に授業料を納入する必要があります。その他、渡航費、



生活費など、留学に関わる費用は原則自己負担となります（一部の渡航先については、奨学金があります）。

### 1. 派遣人数および対象学類等（全学類、研究科対象）

協定先	人数
河北大学	10名以内
その他の協定校	原則2名以内

※受入れの状況により、年度毎の派遣人数は調整される場合があります。

### 2. 応募資格等

協定先	応募資格
河北大学、華東師範大学、重慶理工大学	中国語初級を履修中又は履修済みであること。
韓国外国語大学校、ソウル市立大学校、中央大学	授業科目「韓国朝鮮語初級」、「朝鮮語コミュニケーション（～H27）」、「朝鮮の言語と文化（～H27 開講）」を履修中又は履修済みの者、韓国に勉学上の関心のある者
ルール大学ボーフム、ハノーファー大学	ドイツ語初級を履修中または、履修済みであること。
ベラルーシ国立大学、極東国立交通大学	ロシア語初級を履修中、または履修済みであること。
文藻外語大学、クィーンズランド大学、コロラド州立大学 ニューヨーク州立大学アルバニー校、オザークス大学、サンフランシスコ州立大学、アテネオ・デ・マニラ大学、グラスゴー大学、ノーサンブリア大学、ハンザ UAS・フローニンゲン大学、リュブリャナ大学、サラゴサ大学、ベオグラード大学、 ルードヴィヒスハーフェン経済大学、カーロリ・ガーシュパール・カルビン派大学	各協定校が求める語学条件を備えていること。
ブカレスト大学	語学要件なし

※その他の大学及び詳細については国際交流センターへお問い合わせください。

### 3. 留学期間

協定先	期間
クィーンズランド大学	原則として1年（7月）
その他の大学	原則として1年（8月～10月）

※詳細については国際交流センターへお問い合わせください。

### 4. 派遣までの日程

平成30年度は、下記のとおり募集を行います。募集は、国際交流センターの掲示版やホームページにて行います。なお、日程については、変更になる可能性もあります。

平成30年11月上旬～平成31年1月31日	募集
平成31年2月上旬～中旬	面接選考
平成31年2月下旬	派遣内定
平成31年3月～7月	交換留学に向けての準備期間 (ビザの取得、航空券の手配)
平成31年7月下旬	危機管理、奨学金手続き等の説明会
平成31年8月～10月	派遣先大学へ出発

※派遣先大学から受入許可がおりて正式に派遣決定となります。選考により派遣内定を得た場合であっても、受入許可がおりない場合は派遣が取り消されます。

※派遣学生は、日本学生支援機構又は福島大学学生教育支援基金から給付型奨学金を受給する可能性があります。給付金額は、地域によって異なりますが、1ヶ月あたり3～10万円となります。

## 5. その他

「トビタテ！留学 JAPAN」による留学を考えている方は、下記のホームページを参照してください。なお、申請時期や申請方法に関する質問については、国際交流センターにお問い合わせください。

<http://www.tobitate.mext.go.jp/>

その他、留学に関する問い合わせは国際交流センター（TEL:024-503-3066）までお願いします。

## 行政社会学会について

### 1. 行政社会学会の目的と活動内容

行政政策学類には、本学類の教員と学生・院生を中心に構成される学術研究団体として、行政社会学会が置かれています。

行政社会学会は、本学類の教員と学生・院生の研究、学習活動の向上を目的として、次のような活動を行っています。

#### (1) 『行政社会論集』の発行

この雑誌は本学会の機関誌であり、本学類の教員が執筆した論説や研究ノートなどを収録します。

また院生会員・特別会員にも投稿の途がひらかれています。院生会員は、大学院在学中及び大学院修了後2年間（資格継続期間）は、論説投稿資格を有します。また、資格継続期間を過ぎた場合でも、特別会員になれば、論説投稿資格が与えられます。

年4回（原則として6月、9月、12月、3月）発行されるこの『行政社会論集』は、本学類の教員を中心にその研究成果を内外に示し、本学類への社会的評価を高めていくうえで大きな役割を果たすものと考えられています。また、本誌を通じて、学生の皆さんは、本学類の教員がどのようなテーマに関心を持ち、どのような研究を行っているのかを知ることができます。学生と教員の研究面での交流を深める上でも、本誌は大きな役割を果たすことになるでしょう。

#### (2) 学術講演会の開催

各学界の第一線で活躍している方を講師に招き、学生の皆さんを対象とする学術講演会を年に数回開催しています。講師は、本学類の教育研究に関連する分野の著名な学者や学界で注目されている新進気鋭の研究者などを予定していますが、講師及び講演テーマについては学生の要望も聞きながら決めていきたいと考えています。学術講演会への参加は、皆さんの学習にとって大きな刺激となるでしょう。

#### (3) 学生論集『嶺風』の発行

学生の学習・研究成果等の発表の場として、年1回、学生論集『嶺風』を刊行しています。この雑誌は、学生が自ら企画・編集に当たるもので、学生の自主的学習・研究活動を活発にするうえで大きな役割を果たしています。平成5年（1993年）からは、優れた論文に賞金が与えられる懸賞論文制度が設けられています。また、学生の活動を紹介するタブロイド判『嶺風の小部屋』の発行も、平成27年度（2015年）より始まりました。学生の皆さんの自発的な投稿と編集活動への参加が大いに期待されます。

### 2. 行政社会学会の組織と役員

『行政社会論集』の発行や学術講演会の開催は主として教員の幹事が行うこととなりますが、学生も学生論集の発行や講演会の要望の集約その他の仕事を行うこととなります。

本学会の組織は次の通りです。

- (1) 会長 学類長
- (2) 評議員 本学類の教員全員
- (3) 幹事 評議員の互選によって若干名を選出する。
- (4) 学生委員 学生の互選により若干名を選出する。
- (5) 監査 教員から2名。

その外、学会の事業、組織については、学会規則を参照して下さい。

### 福島大学行政社会学会規則

第1条 福島大学行政社会学会と称し、事務所を行政政策学類内に置く。

第2条 本会は、行政・政治・法律・社会・文化・情報、その他隣接科学に関する諸問題を調査研究してこれを発表し、会員相互の研究活動の増進をはかるとともに、社会一般および地域の学術発展並びに文化の向上に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 機関誌の発行
2. 研究会・講演会等の開催
3. 他の大学・学会および研究調査機関との交流
4. その他本会の目的を達成するために必要と認める事業

第4条 本会は、次の会員をもって組織する。

1. 普通会员 福島大学行政政策学類の教員
2. 学生会員 福島大学行政政策学類の在学生
3. 院生会員 福島大学大学院地域政策科学研究科に所属する大学院生
4. 特別会員 本会に特別の入会を希望し、評議員会の承認を得たもの（特別会員への希望者がいる場合には幹事会で是非を判断し、最終的には評議員会総会で事後了承する。）
5. 賛助会員 本会の趣旨に資して会費を納入したもの
6. 購読会員 機関誌を購読するもの
7. 名誉会員 本会に多大の功績があり、評議員会において推薦されたもの

第5条 本会の事業を遂行するために次の役員を置く。

1. 会長 1名  
会長は、本会を代表し、会務を統轄する。  
評議員会において互選し、任期は2年とする。
2. 評議員 若干名  
普通会员全員をもってこれにあてる。  
評議員は、評議員会を組織して本会の運営を行う。

3. 幹 事 若干名  
評議員会において互選し、任期は2年とする。  
幹事は、幹事会を組織して本会の事業の直接運営を行う。

4. 学生委員 若干名  
学生会員の互選による。  
学生委員は、学生機関誌の編集・発行にあたる。

5. 監 査 2名  
評議員会において互選し、任期は1年とする。  
監査は、本会の事業及び会計を監査する。

第6条 会員は、入会金500円のほか、次の会費（年額）を納めるものとする。但し、学生会員は、入学時に在学期間分の会費を前納するものとする。

1. 普通会員 20,000円  
2. 学生会員 4,000円  
但し、現代教養コースの学生会員については3,200円  
3. 院生会員 4,000円  
4. 特別会員 5,000円  
5. 賛助会員 個人会員 10,000円  
団体会員一口 10,000円  
6. 購読会員 3,000円

第7条 会員（購読会員を除く。）は機関誌の配布を受けるほか、研究会・講演会の出席等、種々の便宜が与えられる。

第8条 事業及び会計の年次報告のため、評議員会を毎年一回開かなければならない。  
2. 学生委員の代表者は、評議員会に出席することができる。

第9条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第10条 本会則の改正は、評議員会の決議による。

#### 附 則

本会則は、昭和62年10月1日よりこれを施行する。

- 1997年4月23日一部改正  
2000年6月14日一部改正  
2002年6月12日一部改正  
2004年12月8日一部改正  
2005年 2月9日一部改正

会員資格に関する申し合わせ（2010年6月23日評議会承認）

「福島大学行政社会学会規則」第4条1の「普通会員 福島大学行政政策学類の教員」には、特任教授も含む。

付録

**教員名簿・教員電話番号・配置図等**

## 行政政策学類教員名簿

### 【法学専攻】

#### 公法

憲法	准教授	金井 光生
憲法	准教授	阪本 尚文
刑法	特任教授	新村 繁文
刑法・刑事裁判法	准教授	高橋 有紀
地方自治法	教授	垣見 隆禎
環境法	学 長	中井 勝己
国際法	准教授	鈴木めぐみ
行政法	准教授	清水 晶紀
行政法	准教授	上床 悠
<b>私法</b>		
民法	教授	富田 哲
民法	准教授	山崎 暁彦
民法	准教授	中里 真
法社会学	教授	塩谷 弘康
企業組織法	教授	福島 雄一
民事裁判法	准教授	金 炳学
労働法・社会保障法	准教授	長谷川珠子

### 【地域と行政専攻】

#### 政治行政

現代政治論	教授	中川 伸二
地方政治論	教授	功刀 俊洋
地方行政論	准教授	荒木田 岳
行政学	准教授	西田奈保子
政治過程論	准教授	大黒 太郎
国際政治論	准教授	黒崎 輝

#### 社会計画

社会計画論	教授	岩崎由美子
地域環境論	教授	西崎 伸子
社会調査論	教授	今西 一男
地域福祉論	教授	鈴木 典夫
情報社会論	教授	佐々木康文

### 【社会と文化専攻】

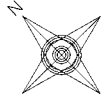
#### 地域文化

ジェンダー論	教授	高橋 準
地域史	准教授	徳竹 剛
文化史	教授	阿部 浩一
考古学	教授	菊地 芳朗
社会教育論	教授	浅野かおる
(生涯学習論を含む)		

#### 比較文化

言語文化論	教授	久我 和巳
言語文化論	教授	坂本 恵
国際文化交流論	教授	村上 雄一
欧米文化論	教授	後藤 史子
欧米文化論	教授	田村奈保子
欧米文化論	教授	照沼かほる
英語コミュニケーション	准教授	真歩仁しょうん
中国語コミュニケーション	准教授	金 敬雄
<b>社会学</b>		
社会学原論	教授	加藤 眞義
地域社会学	准教授	川端 浩平
メディア論	准教授	新藤 雄介

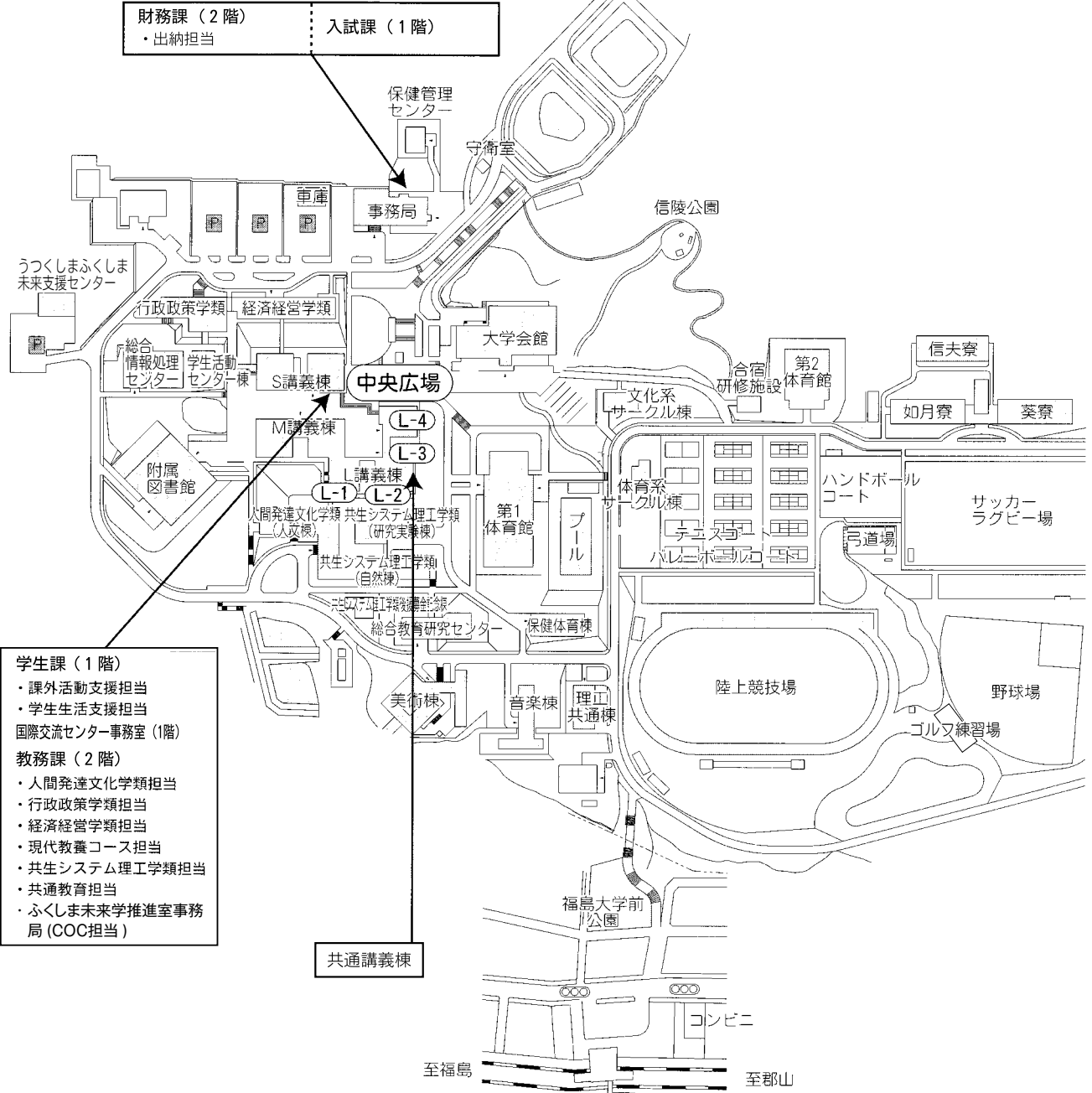
# 福島大学案内図



県道 福島・安達線 (旧国道4号)  
至福島 至松川町

財務課 (2階)  
・ 出納担当

入試課 (1階)

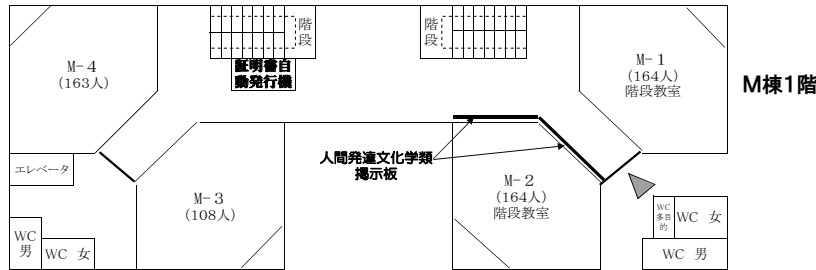
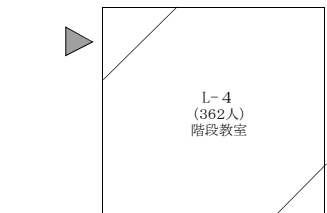
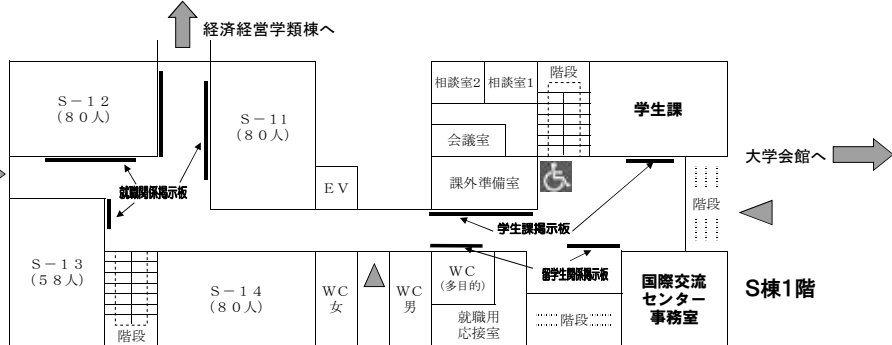
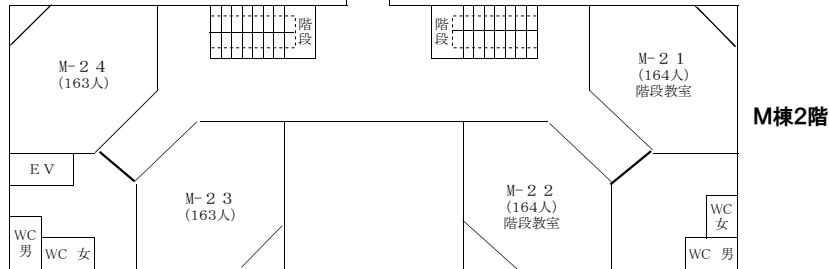
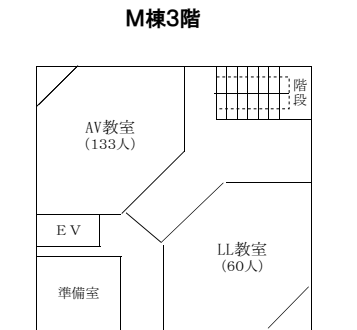
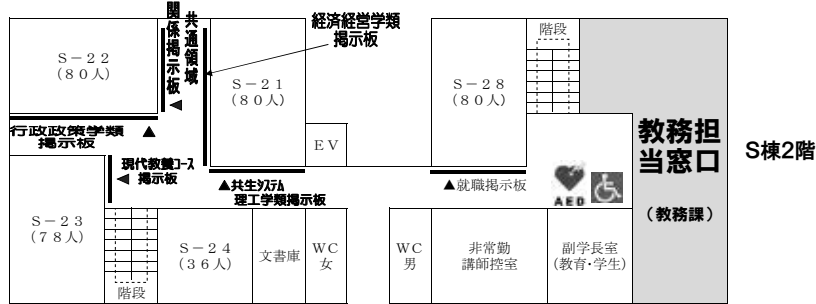
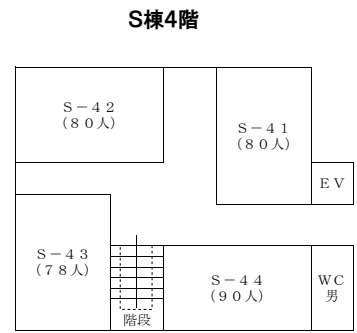
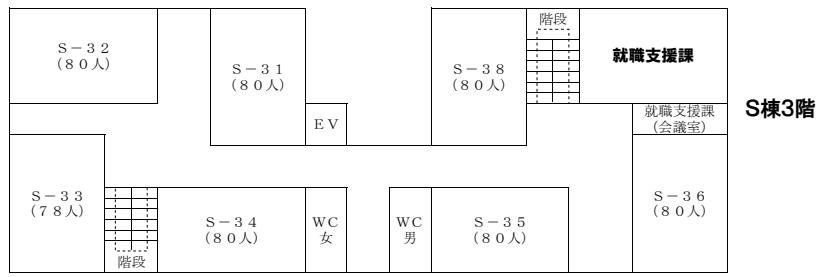


学生課 (1階)  
・ 課外活動支援担当  
・ 学生生活支援担当  
国際交流センター事務室 (1階)  
教務課 (2階)  
・ 人間発達文化学類担当  
・ 行政政策学類担当  
・ 経済経営学類担当  
・ 現代教養コース担当  
・ 共生システム理工学類担当  
・ 共通教育担当  
・ ふくしま未来学推進室事務局 (COC担当)

共通講義棟

JR東北本線 <sup>かなやがわ</sup>金谷川駅下車  
中央広場まで徒歩約10分

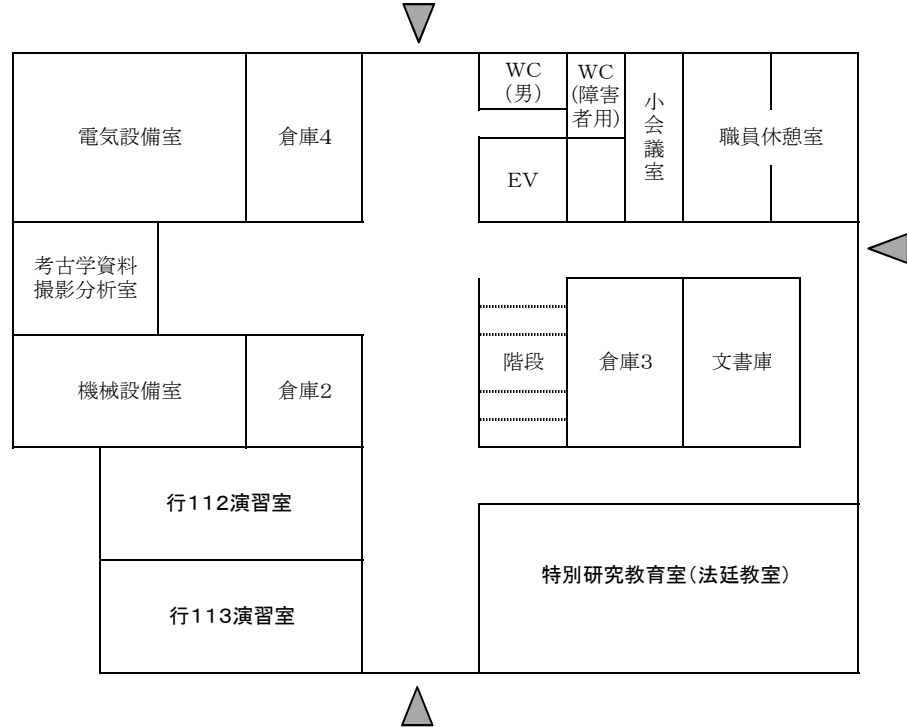




共通講義棟教室配置図


# 行政政策学類棟配置図

## 1 階 平面 図

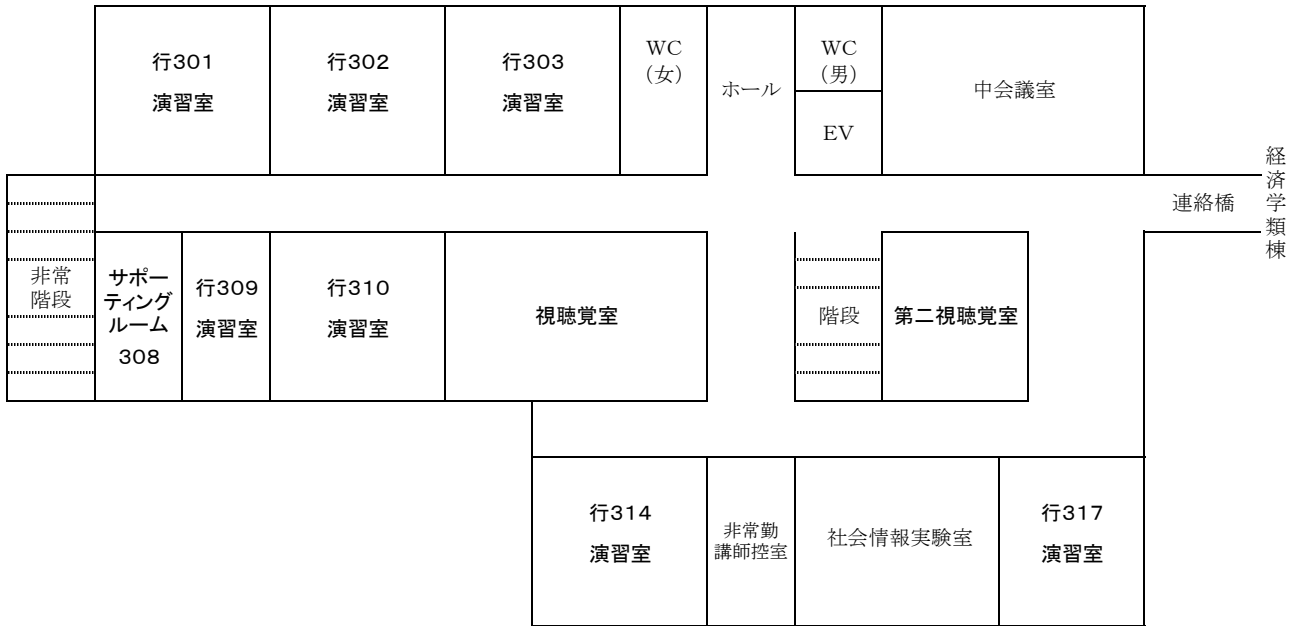


## 2 階 平面 図

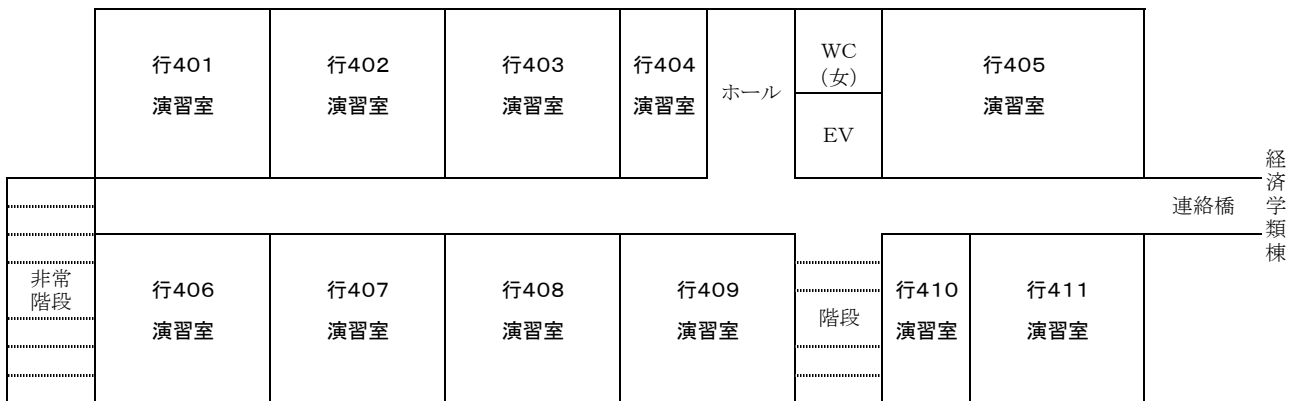


 → AED(自動体外式除細装置)

### 3 階 平 面 図



### 4 階 平 面 図



### 5 階 平 面 図



### 6 階 平 面 図

	院生研究室 601	院生研究室 602	地域特別研究 実習室 603	院生 印刷室 615	ホール	WC (女) EV	金敬雄 研究室 604	真歩仁 研究室 605	鈴木(典) 研究室 606
	大学院掲示板								
非常 階段	研究室 607	加藤 研究室 608	今西 研究室 609	蓬莱団地 のまちづく り活動 610	社会福祉・ 社会調査 実習室 611	院生研究室 612	階段	合同研究室 613	研究室 614

### 7 階 平 面 図

	西田 研究室 701	功刀 研究室 702	中川 研究室 703	岩崎 研究室 704	大黒 研究室 705	西崎 研究室 706	村上 研究室 707	ホール	WC (男) EV	黒崎 研究室 708	比較文化 情報 資料室 709	坂本 研究室 710
非常 階段	佐々木 研究室 711	研究室 712	行政情報 資料室 713	荒木田 研究室 714	田村 研究室 715	湯川村城 学連携 プロジェクト 716	合同研究室 717	階段	久我 研究室 718	後藤 研究室 719	照沼 研究室 720	

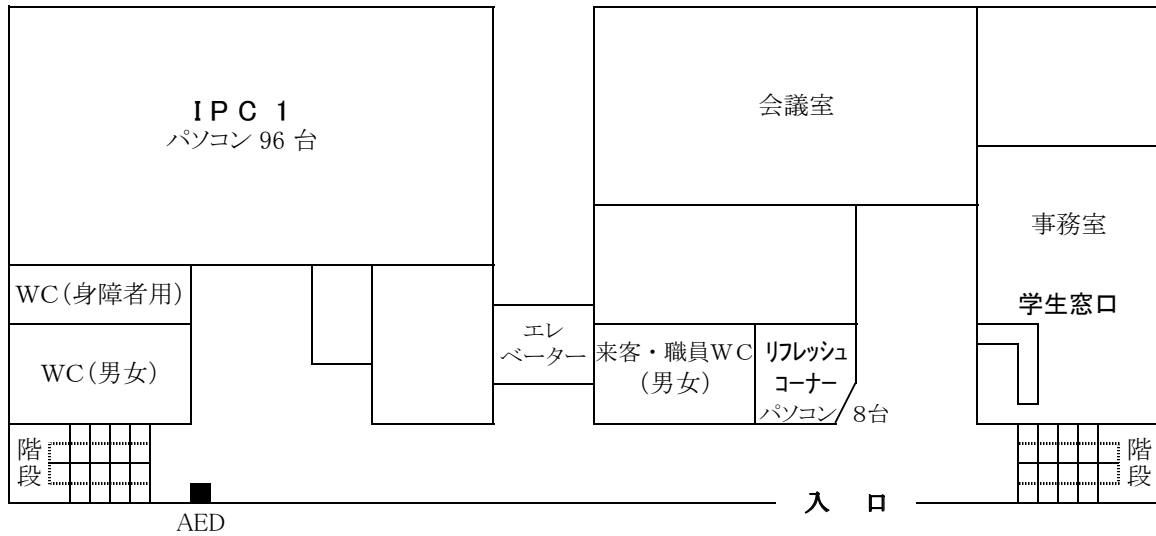
### 8 階 平 面 図

	清水 研究室 801	金井 研究室 802	中井 研究室 803	山崎 研究室 804	上床 研究室 805	福島 研究室 806	法令 資料室 807	ホール	WC (女/男) EV	研究室 808	高橋(有) 研究室 809	(プロ研) 小規模 自治体 研究所 810
非常 階段	垣見 研究室 811	長谷川 研究室 812	新村 研究室 813	阪本 研究室 814	鈴木(め) 研究室 815	中里 研究室 816	合同研究室 817	階段	金炳学 研究室 818	塩谷 研究室 819	富田 研究室 820	

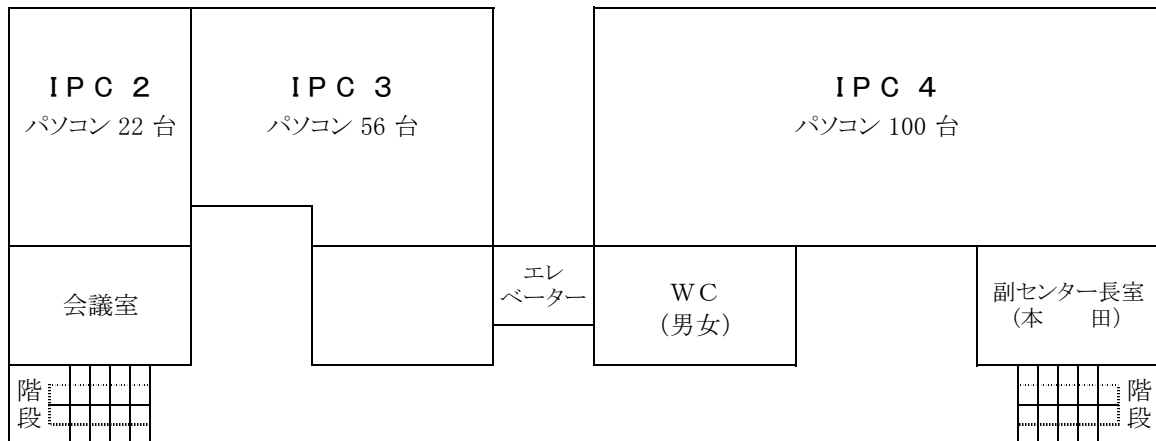
# 総合情報処理センター配置図

※各教室PC台数には教員用は含まない

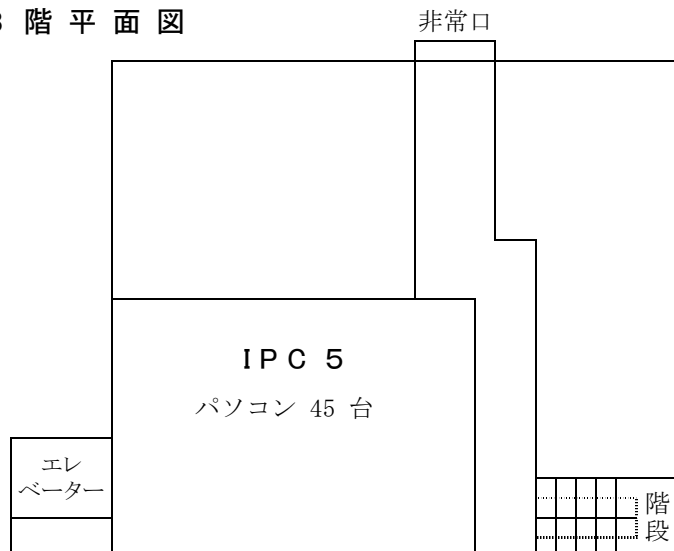
## 1 階 平 面 図



## 2 階 平 面 図



## 3 階 平 面 図



## 問い合わせ窓口一覧

		担当窓口
学生 の 身 上 関 係	学生証の紛失, 破損	教務課 教務情報担当: TEL 024-548-4070
	休学, 退学, 改姓・改名, 転学類の手続きについて	教務課
教務 関 係	学習案内の見方を確認したい, 授業について相談がある場合 (専門領域科目)	人間発達文化学類担当: TEL 024-548-8106 行政政策学類担当: TEL 024-548-8255 経済経営学類担当: TEL 024-548-8356 現代教養コース担当: TEL 024-548-4070 共生システム理工学類担当: TEL 024-548-8357
	試験について	
	教員免許状について	
	教育職員免許状取得見込証明書・英文の証明書等	
	COC(ふくしま未来学)について	
	ライブキャンパス(LC)について (学籍情報の登録や住所・電話番号の変更, 履修登録の方法等)	教務課 教務情報担当: TEL 024-548-4070
	学習案内の見方を確認したい, 授業について相談がある場合 (共通領域科目 & 自己デザイン領域)	教務課
	S棟・M棟・L棟の教室を借りたい場合	共通領域担当: TEL 024-548-8057
	教育実習, 介護等体験, 保育実習について	教務課
	インターンシップについて	実習担当: TEL 024-549-0061
科目等履修生, 研究生等について	教務課	
単位互換について	教務企画担当: TEL 024-548-8053	
福 利 厚 生 関 係 ・ そ の 他	就職・進路(企業求人, 公務員・教員採用試験等)について相談がある場合	就職支援課 TEL 024-548-8108
	アルバイトに関すること	
	学内での忘れ物, 落し物	学生課 TEL 024-548-8054
	サークル活動で施設を借りたい場合	学生課 TEL 024-548-8060
	奨学生及び奨学金について質問したい時	学生課 TEL 024-548-8060
	入学料・授業料の免除・徴収猶予について	財務課 TEL 024-548-8015
	授業料の納入について	財務課 TEL 024-548-8015
	健康についての相談, 健康診断書が欲しい場合	保健管理センター TEL 024-548-8068
	相談したいことや悩み事がある場合 (学生生活はもちろん, 生活問題まで幅広く)	学生総合相談室 TEL 024-548-5156
教育研究災害傷害保険等について	福大生協 TEL 024-548-5141	
留 学 生 ・ 国 際 交 流 生 ・ 関 係	留学や国際交流活動について相談したい時	国際交流センター TEL 024-503-3066 024-503-3067
	外国人留学生が生活全般や在留資格等について相談したい時	

※ 学生課・国際交流センターはS棟1F, 教務課はS棟2F, 就職支援課はS棟3F, 財務課は事務局棟2F, 保健管理センターは事務局棟裏, 学生総合相談室は大学会館2F, 福大生協は大学会館1Fにあります。



**福島大学行政政策学類  
福島大学大学院地域政策科学研究科**

〒960-1296 福島市金谷川1番地

福島大学教務課

TEL 024-548-8255

FAX 024-548-8224

<http://kyoumu.adb.fukushima-u.ac.jp/>

学籍番号	
氏名	